

第2編 地震災害対策編

第2編 地震災害対策編

第1章 災害予防対策.....	1
第1節 地震に強いまちの形成	1
第1. 目的.....	1
第2. 地震に強い都市構造の形成	1
第3. 揺れに強いまちづくりの推進	1
第4. 地震防災緊急事業五箇年計画	2
第5. 長寿命化計画の作成.....	3
第6. 石油コンビナート等防災計画への対応	3
第2節 地盤にかかる施設等の災害対策.....	4
第1. 目的.....	4
第2. 土砂災害防止対策の推進	4
第3. 治山施設事業	5
第4. 農業施設等	5
第5. 液状化対策の推進	6
第3節 海岸保全施設等の整備	7
第1. 目的.....	7
第2. 海岸保全施設等の設備・実施	7
第3. 農業施設	7
第4. 港湾・漁港等の施設の耐震性確保	7
第4節 交通施設の災害対策.....	9
第1. 目的.....	9
第2. 道路施設	9
第3. 港湾施設	10
第4. 漁港施設	11
第5節 都市の防災対策	12
第1. 目的.....	12
第2. 地域防災計画と都市計画との関連への配慮	12
第3. 都市公園施設等整備の推進	12
第6節 建築物等の予防対策.....	13

第1.	目的	13
第2.	公共建築物	13
第3.	一般建築物	14
第4.	特殊建築物・建築設備等の維持保全対策	14
第5.	ブロック塀等の安全対策	15
第6.	落下防止対策	15
第7.	建物内の安全対策	15
第8.	文化財の防災対策	15
第7節	ライフライン施設等の予防対策	16
第1.	目的	16
第2.	水道施設	16
第3.	下水道施設	18
第4.	電力施設	19
第5.	ガス施設	20
第6.	電信・電話施設	21
第7.	共同溝・電線共同溝の整備	22
第8.	廃棄物処理施設	22
第8節	危険物施設等の予防対策	24
第1.	目的	24
第2.	各施設の予防対策	24
第3.	危険物施設	24
第4.	高圧ガス取扱事業所	25
第5.	毒物・劇物貯蔵施設	25
第9節	職員の配備体制	26
第1.	目的	26
第2.	町の配備体制	26
第3.	防災関係機関等の配備体制	27
第4.	町議会との相互協力	27
第5.	防災担当職員の育成	27
第6.	人材確保対策	27
第7.	感染症対策	27
第8.	応急活動のためのマニュアルの作成	27
第9.	業務継続計画（B C P）	27

第10節 情報通信連絡網の整備	30
第1. 目的.....	30
第2. 町における災害通信網の整備	30
第3. 防災関係機関における災害通信網の整備	35
第4. 災害情報収集手段の確保	35
第11節 防災拠点等の整備・充実	37
第1. 目的.....	37
第2. 防災拠点の整備及び連携	37
第3. 防災拠点機能の確保・充実.....	37
第4. ヘリポートの整備	38
第5. 防災用資機材等の整備・充実	38
第6. 防災用資機材の確保対策	39
第12節 相互応援体制の整備.....	40
第1. 目的.....	40
第2. 相互応援体制の整備.....	40
第3. 町の相互応援協定	41
第4. 県による町への応援.....	42
第5. 非常時連絡体制の確保	42
第6. 資機材及び施設等の相互利用	42
第7. 救援活動拠点の確保.....	43
第8. 関係団体との連携強化	43
第13節 緊急輸送体制の整備.....	44
第1. 目的.....	44
第2. 緊急輸送道路の確保.....	44
第3. 臨時ヘリポートの確保	45
第4. 緊急輸送体制	45
第5. 港湾・漁港機能の確保	46
第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備	47
第1. 目的.....	47
第2. 医療救護活動体制の整備	47
第3. 搬送体制の確立.....	49
第4. 心のケアへの対応	49
第5. 医薬品、医療資機材の整備	50

第15節 火災予防対策	51
第1. 目的	51
第2. 情報の収集・伝達体制の整備	51
第3. 出火防止、火災予防の徹底	51
第4. 消防力の強化	52
第5. 消防水利の整備	54
第6. 消防計画の充実強化	54
第7. 海上における火災の防止	54
第8. 消防協定の締結	55
第16節 避難対策	56
第1. 目的	56
第2. 徒歩避難の原則の周知	56
第3. 指定緊急避難場所等の確保	56
第4. 避難路の確保	58
第5. 避難路等の整備	59
第6. 避難誘導体制の整備	60
第7. 避難行動要支援者の支援方策	60
第8. 消防機関等の対応	61
第9. 教育機関における対応	62
第10. 避難計画の作成	62
第11. 避難時に困難が生じると予想される者への対応	63
第12. 避難に関する広報	63
第17節 避難受入れ対策	64
第1. 目的	64
第2. 避難所の確保	64
第3. 避難の長期化対策	68
第4. 避難所における愛護動物の対策	69
第5. 応急仮設住宅対策	69
第6. 帰宅困難者対策	69
第7. 被災者等への情報伝達体制等の整備	71
第18節 食料・飲料水及び生活物資の確保	72
第1. 目的	72
第2. 住民等のとるべき措置	72

第3. 食料及び生活物資等の供給計画の策定	73
第4. 食料及び生活物資等の備蓄	73
第5. 食料及び生活物資等の調達体制	74
第6. 飲料水及び応急給水資機材の確保	74
第7. 燃料の確保	74
第8. 炊き出し実施体制の整備	75
第19節 ボランティアのコーディネート	76
第1. 目的	76
第2. ボランティアの役割	76
第3. 災害ボランティア活動の環境整備	77
第4. 本町の主なボランティア団体	77
第5. 専門ボランティアの登録	77
第6. 一般ボランティアのコーディネート体制	78
第20節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	80
第1. 目的	80
第2. 要配慮者への避難支援対策	80
第3. 要配慮者への避難支援対策	81
第4. 避難行動要支援者への避難支援対策	81
第5. 外国人への支援対策	86
第6. 旅行客への支援対策	86
第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬	88
第1. 目的	88
第2. 遺体等の搜索	88
第3. 遺体の処置、収容	88
第4. 遺体の火葬、埋葬	88
第5. 遺体収容、確認のための業務対応マニュアルの作成	89
第6. 遺体安置所備品の備蓄	89
第22節 災害廃棄物対策	90
第1. 目的	90
第2. 処理体制	90
第3. 主な措置内容	91
第23節 防災知識の普及	92
第1. 目的	92

第2 . 防災知識の普及、徹底	92
第3 . 学校等教育機関における防災教育	97
第4 . 住民の取り組み	99
第5 . 防災指導員の育成	99
第6 . 災害教訓の伝承	100
第24節 地震防災訓練の実施	101
第1 . 目的	101
第2 . 防災訓練の実施とフィードバック	101
第3 . 町の防災訓練	102
第4 . 防災関係機関の防災訓練	103
第5 . 自主防災組織等の防災訓練	104
第6 . 救助・救急関係機関の教育訓練	104
第7 . 通信関係機関の非常通信訓練	104
第8 . 学校等の防災訓練	104
第9 . 企業の防災訓練	105
第25節 地域における防災体制	106
第1 . 目的	106
第2 . 地域における自主防災組織の果たすべき役割	106
第3 . 自主防災組織の育成・指導	107
第4 . 自主防災組織の活動	107
第5 . 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	110
第26節 企業等の防災対策の推進	111
第1 . 目的	111
第2 . 企業等の役割	111
第3 . 企業等の防災組織	112
第4 . 事業継続計画策定の推進	113
第27節 地震調査研究等の推進	114
第1 . 目的	114
第2 . 被災原因の分析及びフィードバック	114
第3 . 防災対策研究の国際的な情報発信への協力	114
第28節 複合災害対策	115
第1 . 目的	115
第2 . 複合災害の応急対策への備え	115

第3. 避難・退避体制の整備	116
第4. 複合災害に関する防災活動	116
第2章 災害応急対策	117
第1節 防災活動体制	117
第1. 目的	117
第2. 初動対応の基本的考え方	118
第3. 町の活動体制	118
第4. 動員計画	119
第5. 災害対策本部	120
第6. 災害警戒本部	127
第7. 初動体制職員	127
第8. 留意事項	128
第9. 自衛隊の派遣要請	128
第10. 警察の活動	129
第11. 消防機関等の活動	129
第12. 防災関係機関の活動	129
第13. 関係機関等との連携	129
第2節 情報の収集・伝達	131
第1. 目的	131
第2. 緊急地震速報	131
第3. 地震・津波情報	133
第4. 災害情報の収集・伝達	135
第5. 異常現象を発見した場合の通報	140
第6. 通信・放送手段の確保	141
第7. 放送要請	144
第8. 郵便関係の措置	144
第3節 災害広報活動	146
第1. 目的	146
第2. 社会的混乱の防止	146
第3. 広報活動	146
第4. 防災関係機関の広報活動	148
第4節 災害救助法の適用	150

第 1.	目的	150
第 2.	災害救助法の適用	150
第 3.	救助の実施の委任	151
第 4.	救助の実施報告	152
第 5.	災害救助法適用時の救助の種類、程度、期間等	153
第 5 節	救急・救助活動	154
第 1.	目的	154
第 2.	町の活動	154
第 3.	警察の活動	155
第 4.	消防機関の活動	156
第 5.	住民及び自主防災組織等の活動	156
第 6.	惨事ストレス対策	156
第 7.	感染症対策	157
第 8.	救急・救助用資機材の整備	157
第 6 節	医療救護活動	158
第 1.	目的	158
第 2.	医療救護活動	158
第 3.	情報の収集及び提供	160
第 4.	医薬品、医療資機材の調達	160
第 5.	在宅要医療患者の医療救護体制	161
第 7 節	消火活動	162
第 1.	目的	162
第 2.	火災応急対策	162
第 8 節	輸送活動	168
第 1.	目的	168
第 2.	町の活動	168
第 3.	輸送要領	168
第 4.	陸上交通の確保	171
第 5.	海上交通の確保	176
第 9 節	ヘリコプターの活動	178
第 1.	目的	178
第 2.	派遣要請	178
第 3.	派遣要請の手続き	178

第 4. 経費の負担	179
第 10 節 自衛隊の災害派遣	180
第 1. 目的	180
第 2. 災害派遣の基準及び要請の手続き	180
第 3. 県、町と自衛隊との連絡調整	182
第 4. 派遣部隊の活動内容	183
第 5. 派遣部隊の受入れ体制	184
第 6. 派遣部隊の撤収	185
第 7. 経費の負担	185
第 11 節 相互応援活動	186
第 1. 目的	186
第 2. 市町村間の相互応援活動	186
第 3. 消防機関の相互応援活動	187
第 4. 緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ	187
第 5. 広域的な応援体制	188
第 6. 受入れ体制の確保	189
第 7. 他県等への応援体制	189
第 8. 地域内の防災指定機関の応援協力	190
第 12 節 海外からの支援の受入れ	191
第 1. 目的	191
第 2. 海外からの救援活動の受入れ	191
第 3. 救援内容の確認	191
第 4. 関係機関との協力体制	191
第 13 節 避難活動	192
第 1. 目的	192
第 2. 要避難状況の早期把握・判断要避難状況の把握活動の早期実施	192
第 3. 避難の指示等	193
第 4. 避難の指示の内容及び周知	194
第 5. 避難誘導	195
第 6. 宮城東部衛生処理組合避難所の開設及び運営	197
第 7. 避難情報の発令等による広域避難	201
第 8. 避難長期化への対処	202
第 9. 帰宅困難者対策	202

第10. 孤立集落の安否確認対策	203
第11. 広域避難者への支援	204
第12. 在宅避難者への支援	204
第13. 学校・社会福祉施設等における避難対策	205
第14. 避難所以外への避難者の誘導	205
第14節 応急仮設住宅等の確保	207
第1. 目的	207
第2. 応急仮設住宅（プレハブ仮設建設型応急住宅）の整備と維持管理	207
第3. 応急仮設住宅の供与	208
第4. 公営住宅の活用等	209
第5. 応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備	210
第6. 住宅の応急修理	210
第7. 建設資材及び建築技術者の確保	211
第8. 支援制度に関する情報提供	211
第15節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	212
第1. 目的	212
第2. 食料	212
第3. 飲料水	217
第4. 生活物資	219
第5. 義援物資の受入れ、配分	220
第6. 燃料の調達・供給	221
第16節 相談活動	222
第1. 目的	222
第2. 町の相談活動	222
第3. 相談窓口の設置	222
第17節 ボランティア活動	224
第1. 目的	224
第2. 一般ボランティア	224
第3. 専門ボランティア	225
第4. ボランティア活動の円滑化	225
第5. NPO・NGOとの連携	226
第18節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動	227
第1. 目的	227

第2. 要配慮者への支援活動	227
第3. 外国人への支援への対策活動	229
第4. 旅行客への対策	230
第5. 事前申込手続き要配慮者への対応	230
第19節 愛玩動物の収容対策	231
第1. 目的	231
第2. 被災地域における動物の保護	231
第3. 避難所における愛護動物の適正な飼育対策	231
第4. 仮設住宅における動物の適正な飼育	232
第20節 防疫・保健衛生活動	233
第1. 目的	233
第2. 防疫	233
第3. 保健対策	234
第4. 食品衛生対策	236
第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬	237
第1. 目的	237
第2. 遺体等の搜索	237
第3. 遺体の処理・収容	238
第4. 遺体の火葬・埋葬	238
第5. 実施期間	240
第6. 費用	240
第7. 遺体等の搜索、収容等の流れ	240
第22節 社会秩序の維持活動	242
第1. 目的	242
第2. 生活必需品の流通調査、注意喚起	242
第3. 警察の活動	242
第4. 宮城海上保安部の活動	242
第23節 災害廃棄物処理活動	244
第1. 目的	244
第2. 災害廃棄物の処理	244
第3. 廃棄物処理	244
第4. 障害物の除去	248
第24節 教育活動	249

第1. 目的	249
第2. 学校教育施設	249
第3. 社会教育施設	253
第4. 文化財の応急措置	254
第25節 防災資機材及び労働力の確保	255
第1. 目的	255
第2. 緊急使用のための調達	255
第3. 労働者の確保	255
第4. 従事命令等による応急措置の業務	257
第26節 公共土木施設等の応急対策	259
第1. 目的	259
第2. 道路交通対策	259
第3. 道路施設	259
第4. 用水路管理施設	260
第5. ため池、堤等関係施設	260
第6. 都市公園施設	260
第7. 港湾施設	261
第8. 漁港施設	261
第9. 農地、農業施設	261
第10. 廃棄物処理施設	262
第11. 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施	262
第27節 ライフライン施設等の応急復旧	264
第1. 目的	264
第2. 水道施設	264
第3. 下水道施設	265
第4. 電力設備（東北電力（株）・東北電力ネットワーク（株））	266
第5. ガス施設	268
第6. 電信・電話施設	270
第28節 危険物施設等の安全確保	272
第1. 目的	272
第2. 住民への広報	272
第3. 危険物施設	272
第4. 高圧ガス取扱事業所	274

第 5. 毒物・劇物貯蔵施設.....	274
第29節 農林水産業の応急対策	275
第1. 目的.....	275
第2. 農業用施設	275
第3. ため池、堤等施設	275
第4. 漁港施設	275
第5. 農産物	276
第6. 水産物	277
第30節 応急公用負担等の実施	278
第1. 目的.....	278
第2. 応急公用負担等の権限	278
第3. 手続き	278
第4. 事前措置	279
第5. 損失補償及び損害補償等	280
第31節 二次災害・複合災害防止対策	281
第1. 目的.....	281
第2. 二次災害の防止活動.....	281
第3. 風評被害等の軽減対策	283
第3章 災害復旧・復興対策	284
第1節 災害復旧・復興計画.....	284
第1. 目的.....	284
第2. 災害復旧・復興の基本方向の決定等.....	284
第3. 災害復旧計画	285
第4. 災害復興計画	286
第5. 災害復興基金の設立等	287
第2節 生活再建支援	288
第1. 目的.....	288
第2. 住宅に関する各種調査	288
第3. 被災者生活再建支援制度	288
第4. 地震保険・共済の活用	291
第5. 資金の貸付け	291

第6.	生活保護	292
第7.	その他救済制度	292
第8.	罹災証明書の交付	292
第9.	被災者台帳	293
第10.	税負担等の軽減	293
第11.	応急金融対策	294
第12.	雇用対策	296
第13.	相談窓口の設置	296
第3節	住宅復旧支援	297
第1.	目的	297
第2.	一般住宅復興資金の確保	297
第3.	住宅の応急復旧等	297
第4.	住宅の建設等	297
第5.	防災集団移転促進事業の活用	298
第4節	産業復興の支援	300
第1.	目的	300
第2.	中小企業金融対策	300
第3.	農林漁業金融対策	300
第4.	相談窓口の設置	300
第5節	都市基盤の復興対策	301
第1.	目的	301
第2.	防災まちづくり	301
第3.	想定される計画内容例	302
第4.	都市計画の決定等の代行	302
第6節	義援金の受入れ、配分	303
第1.	目的	303
第2.	受入れ	303
第3.	配分	303
第7節	激甚災害の指定	304
第1.	目的	304
第2.	激甚災害の調査	304
第3.	激甚災害指定の手続き	304
第4.	特別財政援助の交付（申請）手続き	305

第 5. 激甚災害指定基準	305
第 8 節 災害対応の検証	307
第 1. 目的	307
第 2. 検証の実施	307
第 3. 検証体制	308
第 4. 検証の対象	308
第 5. 検証手法	308
第 6. 検証結果の防災対策への反映	308
第 7. 災害教訓の伝承	308

第1章 災害予防対策

第1節 地震に強いまちの形成

主管部署	総務課、防災対策室、財政課、建設課、水道事業所、教育総務課 長寿社会課、健康福祉課、子ども未来課、生涯学習課、七ヶ浜国際村 産業課
------	---

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備、改善	○		

第1. 目的

町は、社会的条件、自然的条件を総合的に勘案し、危険度・緊急性の高いものから優先的に計画を定め、地震防災対策事業を実施していくとともに、その進行管理に努め、災害に強い地域づくりを推進する。

第2. 地震に強い都市構造の形成

町は、住宅移転後の土地については、防災林の整備等により、津波減衰機能の確保とともに、産業基盤の再生に向けた土地の有効活用を図るなど、防災に配慮した土地利用への誘導、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及びグリーンインフラの取組推進等、総合的な防災・減災対策を講じることにより、地震や津波に強い都市構造の形成を図る。

事業の実施に当たっては、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

第3. 摆れに強いまちづくりの推進

1. 建築物の耐震化

町は、詳細なハザードマップの作成・公表による耐震化の必要性の周知、住宅・建築物の耐震診断や改修の促進等により、建築物の耐震化を図る。

また、庁舎、学校、公民館等様々な応急対策活動や避難所となりうる公共公益施設の耐震性の維持を図る。

2. 耐震化を促進するための環境整備

町は、住民や所有者等が耐震化の必要性を認識するために、建築物やその耐震性に関する情報の開示・提供を充実させるとともに、耐震改修に関するアドバイス等のサービス強化や、わかりやすいマニュアル策定等、耐震化の促進支援策の充実に努める。

3. 火災対策

出火の要因ともなっている揺れによる建築物の被害を軽減するために、町は、建築物の耐震化を促進する。また、円滑・迅速な避難の確保、火災による延焼遮断・遅延を図るため、避難場所・避難路等の整備、周辺建築物の不燃化等を促進する。さらに、消防用設備等の設置・普及を通じ、防火管理対策の一層の確立に努めるとともに、耐震性貯水槽等の消防水利の整備、計画的な配置の推進を図る。

4. 居住空間内外の安全確保対策

町は、家具等の転倒防止やガラス飛散防止措置の効果に関する知識の普及、家具の適切な固定を促す住宅供給の促進等により、居住空間内の安全確保対策を推進する。

また、液状化対策、宅地造成地安全確保対策、土砂災害対策、屋外転倒物・落下物の発生防止対策の推進等により、居住空間外の安全確保対策を推進する。

第4. 地震防災緊急事業五箇年計画

県が策定する「地震防災緊急事業五箇年計画（以下「五箇年計画」という。）」に定められた地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備、改善を促進する。

1. 事業対象地区

第3次地震被害想定調査結果により、県内全域において震度4以上の強い揺れが観測され、かなりの規模で人的及び物的被害が生じることが予測されることから、県内全域を地震防災緊急事業五箇年計画の対象地区として設定している。

2. 対象事業の範囲

五箇年計画に定める対象事業の範囲は次のとおりである。

- ①避難地
- ②避難路
- ③消防用施設
- ④消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- ⑤緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設または漁港施設
- ⑥共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- ⑦公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

- ⑧社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑨公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑩公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑪公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑫⑦～⑪までのほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- ⑬海岸保全施設又は河川管理施設
- ⑭砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池
- ⑮地域防災拠点施設
- ⑯防災行政無線設備その他の施設または設備
- ⑰井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設または設備
- ⑱非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- ⑲救護設備等地震災害時における応急な措置に必要な設備または資機材
- ⑳老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第5. 長寿命化計画の作成

町は、老朽化した社会资本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第6. 石油コンビナート等防災計画への対応

石油コンビナート等特別防災区域に係る県、町及び特定事業所は、法第5条第2項の規定に基づき、宮城県石油コンビナート等防災計画第3章第8節に定める、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備に努める。

第2節 地盤にかかる施設等の災害対策

主管部署	総務課、防災対策室、建設課、産業課
関係部署	仙台土木事務所、仙台地方振興事務所

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 土砂災害警戒区域等の公表	○		
● 急傾斜地崩壊対策事業の推進	○		
● 国等への治山対策の要請	○		
● 農業施設等の災害予防対策	○		
● 液状化対策の推進	○		

第1. 目的

町及び防災関係機関は、地震に伴う土砂災害等を未然に防止し、被害の軽減を図るために危険個所の実態を調査し、土砂災害警戒区域等における災害防止策を講じるとともに、住民及び事業者に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。

第2. 土砂災害防止対策の推進

1. 土砂災害警戒区域等の公表

町は、土砂災害警戒区域等を地域防災計画に掲載するとともに、ハザードマップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現地への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等に関しては県が調査を行い、必要な箇所の区域指定を実施するとともに関係者に周知徹底を図る。

2. 急傾斜地崩壊対策事業の推進

地震動または大雨等による斜面崩壊は、人的、物的に大災害をもたらすことは過去の災害事例からも明らかとなっているが、本町の急傾斜地崩壊危険箇所は22箇所（風水害等災害対策編第1章第1節第3-3を参照）となっており、このうち緊急に対処すべき箇所については、急傾斜地崩壊危険区域の指定を受け、県において防止事業を推進する。

(1) 危険箇所の実態調査と防災パトロールの強化

がけ崩れ等による災害を未然に防止するため隨時実態調査を行い、危険箇所を的確に把握する。また、梅雨期及び台風期前の危険期は関係機関と協力して、急傾斜地崩壊危険区域を重点的に観察するほか、長雨、豪雨等が予想される場合は危険箇所を関係機関と協力し隨時パトロールを実施する。

(2) 所有者等に対する防災措置の指導

実態調査の結果、被害が予想される地区においては必要に応じ、その所有者、管理者等及び占有者に対し、排水施設、擁壁、土留め工事等防災上の措置を施すよう指導するものとする。

また、当該地域の住民に対しても、平常時から災害の危険性について周知を図り、あらかじめ注意を喚起する。

(3) 防災知識の周知徹底

がけ崩れの特殊性を考慮し、危険箇所周辺の住民に対する予防、応急対策等に関する知識の向上を図る。

説明会等による普及	危険箇所周辺の住民を対象として随时説明会を開催し、がけ崩れの予防、応急対策、避難対策についての周知徹底を図る。 関係機関との連絡会議等を随时開催し、万全を期するよう徹底を図る。
広報等による普及	広報紙に予防応急対策の心構え、準備事項等を掲載するほか、チラシの回覧、ポスター掲示等により危険区域内への周知を図る。
巡回による普及	隨時、広報車により危険区域内を巡回し、がけ崩れの災害を広報する。
避難訓練等による普及	避難方法、対策について地域住民を対象とした訓練を隨時実施する。

(4) 危険箇所の災害防止工事

町は、がけ崩れのおそれがあると判断された場合は、地域住民の協力と防災関係者の指導を得て、応急処理を実施するとともに、災害防止について国、県の指導を受ける。

また、これらの箇所へは、危険表示板を設置し、周知を図り、原則として管理者若しくは土地所有者が国、県の指導に基づき対策工事を行う。

第3. 治山施設事業

本町には山腹崩壊危険地区 2 箇所（風水害等災害対策編第1章第1節第3-4を参照）が存在している。

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から住民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、町は、国及び県に対し、山腹崩壊等の荒廃危険地に、土留工、治山ダム等の治山施設を設置し、流木対策等を複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、保安林の防災機能を維持強化させるため、森林の整備を効果的に実施するよう要請する。

また、国及び県は地震後には、必要に応じて既設治山施設について点検を実施することから、町はこれに協力する。

第4. 農業施設等

町は、次により災害に強い農村づくりを推進する。

1. 農業施設の耐震性の改善

新築、増改築される農業施設について、宮城県地震地盤図等を参考にしながら耐震基準に基づいた整備の促進、防火性の向上、給水・給電施設の充実等を図る。

なお、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止するとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

2. 農業施設に係る情報の収集・連絡体制の整備

農業施設が被災することにより生じる水害、土砂災害の危険区域の周知、あるいはこれらの災害を防止するための迅速な情報の収集・伝達に必要な情報システムや観測機器の整備等を推進する。

3. 農業被害の予防対策

農業の災害を防止又はそれらに適切に対処するため、応急復旧用資材、種子、飼料等営農用資機材の確保に努めるとともに、営農に係る防災対策を推進する。

(1) 営農用資機材の確保

営農機材、肥料、農薬、種子、飼料等資機材確保の体制整備に努める。

(2) 営農防災対策（水稻・畠作物・果樹対策）の推進

農地の崩壊等を防ぐため、水路・畦畔、斜面の補強を行う。

第5. 液状化対策の推進

1. 液状化対策等の実施

液状化現象は、地震の際に地盤の強度が低下し、液体のようになってしまう現象で、地震動はそれほどでなくとも、地盤の支持力がなくなって建物が傾いたり、地中の埋設管に浮力が働いて埋設管が浮き上がるなどの被害が発生する。

このため、町、県及び各施設管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて防災上特に重要な施設の設置に当たって地盤改良等を行い、液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を最小限に防止する対策等を実施する。

2. 液状化ハザードマップの作成

町は、県の指導を受け、液状化発生の可能性を予測した液状化ハザードマップの作成に努め、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施する。また、防災関係機関及び建築物の施工主等に周知するよう努める。

3. 住民への情報提供

県は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等について住民への適切な情報提供を図ることから、町はこれに協力する。

第3節 海岸保全施設等の整備

主管部署	産業課、建設課
関係部署	仙台土木事務所、仙台塩釜港湾事務所、仙台地方振興事務所

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 海岸保全施設等の整備・実施	○		
● 農業施設の災害対策	○		
● 港湾・漁港等施設の災害対策	○		

第1. 目的

町及び防災関係機関は、地震に伴う海岸、農地、港湾、漁港等の被害を防止するため、関係施設の耐震性の強化等を図る。

第2. 海岸保全施設等の設備・実施

本町の海岸線総延長は約 17.5 km にわたっている。

海岸管理者は、災害を防止し、または災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、適宜耐震点検等を実施し、改善が必要な施設については、随時改修を進めるなど海岸保全施設の維持管理を強化し、防災対策に万全を期すものとする。

また、海岸保全基本計画に基づき、緊急性の高い地域から必要な耐震性を確保し、計画的かつ総合的に海岸保全施設の整備や海岸林の保全等を促進する。

なお、災害に関する危険区域の周知又は災害を防止するための情報の収集・伝達に必要な施設、観測機器等の整備を促進する。

第3. 農業施設

町及び防災関係機関は、農業用排水施設の日常の維持管理及び定期的な点検の励行のほか、機能診断・評価に基づく補修・補強等を実施し、災害発生の防止を図る。

特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる防災重点ため池等については、緊急連絡体制等を整備するとともに、優先的に耐震調査等の詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施設について改修、耐震化、統廃合等の対策を行うほか、施設管理者と調整の上、ハザードマップの作成・公表に向けた支援を実施し、関係住民への適切な情報提供を図る。その他の「地震後の農業用ため池緊急点検要領（案・農水省）」の対象ため池についても、迅速な点検の実施・結果報告及び応急対策等の体制維持・強化を図る。

第4. 港湾・漁港等の施設の耐震性確保

港湾管理者及び漁港管理者は、岸壁、防波堤等港湾・漁港等の主要施設について、地質

七ヶ浜町地域防災計画
第2編 地震災害対策編

調査や経済的な対策工法の検討を進め、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

第4節 交通施設の災害対策

主管部署	総務課、防災対策室、建設課、産業課、政策課
関係部署	仙台土木事務所、仙台塩釜港湾事務所

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 道路施設の災害対策	○		
● 港湾施設の災害対策	○		
● 漁港施設の災害対策	○		

第1. 目的

道路、港湾等は、地域の経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。これらの施設が被災した場合には、住民の避難、救助活動、物資の輸送等の各種の応急対策活動を著しく阻害する。よって、道路、港湾等の交通施設の整備や補強・補修等に当たっては、基準に基づいた耐震対策の実施による安全確保とともに、未整備部分の解消等ネットワークの充実、海上交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通施設の間の連携の強化等により、災害時の輸送手段の確保等に努める。

第2. 道路施設

道路管理者は、地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び震災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。また、地震災害対策上必要とする道路施設については、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき緊急を要する施設から随時整備を進める。

1. 道路

(1) 耐震性の強化

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破損等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施するとともに、道路の改築や新設に当たっては、耐震基準に基づいた整備を図るものとする。

(2) 避難路・避難階段の整備

住民が徒步で確実に安全な場所に避難できるよう、地震の揺れを考慮した避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯等による交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による落橋、土砂災害等の影響により避難路等が寸断されないよう橋梁の耐震

対策を実施するなど、安全性の確保を図る。

(3) 信頼性の高い道路網の形成

緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、港湾等の主要な拠点等のアクセス強化、道路防災対策等を通じて強靭で信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無柱電化の取り組みと連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

(4) 道路管理者間の情報共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策等については、国、県及び他市町村との情報の共有化を図る。

2. 橋梁

落橋、変状等の被害が想定される道路橋については、橋梁補強工事を実施し耐震性を高めるものとする。

3. トンネル

覆工コンクリートや付帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落等が想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施するものとする。

4. 道路付属施設

町は、道路管理者と調整の上、いつでも誰でも安全かつ迅速に避難を行うことを支援するための避難誘導標識の整備に努める。

第3. 港湾施設

1. 港湾施設の位置づけ

港湾施設は、災害発生初期における避難、救助、緊急物資及び復旧資材等の緊急輸送活動を確保するための防災拠点として極めて重要な役割を果たす施設であるばかりではなく、災害発生後長時間にわたり、一定の生産活動及び生活活動を確保するために必要な最低限度の物流機能を維持するための極めて重要な施設である。中でも仙台塙釜港は重要な物流拠点として位置づけられており、仙台港区においては既に3岸壁が耐震強化岸壁として整備済みである。

2. 港湾施設の整備及び管理

港湾管理者は、耐震強化岸壁と近接し物資の一時保管場所及び駐車場となる港湾緑地及び耐震強化岸壁等と緊急輸送網を接続する臨港道路等を優先的に整備し、被災地への物資輸送の拠点として支障が生じることのないよう、施設の整備・管理に努める。

また、港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路機能を確保するため、耐震強化岸壁等大規模地震対策施設に至る航路沿い等水域沿いの民間事業者が所有する港湾施

設の耐震改修を促進する。

第4. 漁港施設

漁港管理者は、被災することにより生じる災害に関する危険区域の周知及びこれらの災害を防止するため、迅速な情報の収集及び情報伝達施設の整備を推進するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震性を考慮した岸壁、防波堤等の漁港施設整備を図る。

第5節 都市の防災対策

主管部署	総務課、防災対策室、建設課
------	---------------

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 地域防災計画と都市計画との関連への配慮	○		
● 都市公園施設等の整備	○		

第1. 目的

町は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市防災総合推進事業等により、大規模な地震災害等都市の災害に対する危険性を把握し、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難地、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。

第2. 地域防災計画と都市計画との関連への配慮

町は、住宅移転後の土地については、防災林の整備等により、津波減衰機能の確保とともに、産業基盤の再生に向けた土地の有効活用を図る。

防災街区の整備のみでは、都市防災対策として十分な目的は達せられないため、町は、その他の防災対策を含む地域防災計画と都市計画との関連に配慮し、市街地の整備を行う。

第3. 都市公園施設等整備の推進

町は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる都市公園の整備促進及び配置を行うとともに、町が避難場所に指定する都市公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、耐震性貯水槽、防災トイレ等の整備に努める。

第6節 建築物等の予防対策

主管部署	総務課、防災対策室、建設課、財政課、健康福祉課、長寿社会課 子ども未来課、教育総務課
関係部署	宮城県危機対策課、仙台土木事務所

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 公共建築物の防災性・耐震性の向上	○		
● 一般建築物の耐震・改修の促進	○	○	○
● 一般建築物の防災診断・防災改修の促進	○	○	○
● 特殊建築物・建築設備等の維持保全対策	○		○
● ブロック塀等の安全対策	○	○	
● 落下防止対策	○		
● 建物内の安全対策		○	○
● 文化財の防災対策	○		

第1. 目的

地震による建築物等の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化等必要な事業を推進する。

特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の的確な施行に基づき、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

第2. 公共建築物

1. 公共建築物全般の対策

（1）耐震性、不燃性の確保

町は、庁舎、学校等の行政関連施設、社会福祉施設等要配慮者に関わる施設、不特定多数収容施設等、常に防災上重要な公共建築物について、一層の耐震性、不燃性の確保に努める。

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震性の維持により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められた場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

（2）停電対策の強化

町及び施設管理者は、地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置自家発電設備等の整備に努める。

2. 町有建築物

町は、地震による被害を最小限にとどめるため、防災上重要な拠点施設、災害時に甚大な人的被害のおそれのある建築物等について、建築年次に留意しながら随時耐震診断を実施する。

なお、新築、改築の際には、耐震性の一層の確保に努めるものとする。

3. 教育施設

学校等教育施設の管理者及び町は、災害時における児童生徒等及び教職員の安全の確保を図るため、次の対策を講じるものとする。

(1) 校舎等の耐震性の強化

校舎等の耐震性の強化を図るとともに、教育施設としての機能向上を基本に防災機能の整備・拡充に努める。

(2) 設備・備品等の安全管理

設備（照明設備等）及び備品（ロッカー、実験実習機器等）の設置に当たっては、転倒、落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、災害時において、児童生徒等及び教職員の避難通路が確保できるよう設置場所等について十分配慮する。

(3) 水泳プールの防災機能等の整備

災害時における防災用水及び生活用水を確保するため、引き続き水泳プールの耐震性の強化を図るとともに浄水機能の整備の検討に努める。

第3. 一般建築物

1. 建築物の耐震・改修の促進

町は、既存建築物について「七ヶ浜町耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断の普及や耐震改修工事を促進するための支援事業を、県と協力して行う。

2. 適正な維持管理の促進

町内に建築された、建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物については、特定行政庁による定期報告制度、建築物防災週間における防災査察及び消防機関との連携などにより、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と適正な維持管理の促進を図る。

第4. 特殊建築物・建築設備等の維持保全対策

町内に建築された、建築基準法第12条第1項に規定する特殊建築物及び同条第2項に規定する建築設備、防火設備、昇降機等について、防災避難に関して特に危険性のあるものについては、特定行政庁による改善指導を実施する。

第5. ブロック塀等の安全対策

町は、県及び関係機関との連携により、町内の通学路及び避難道路沿いのブロック塀を対象に、災害時におけるブロック塀、石塀の倒壊による通行人等の第三者への被害を防止することを目的に、倒壊のおそれのあるものに対しては、強く改善要請を行うなど安全対策の推進を図る。

また、通学路及び避難道路沿いの住民や建築物の所有者等は、日頃からの点検や、必要に応じて補強、撤去等を行い、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、ブロック塀の転倒防止策を図る。

第6. 落下防止対策

1. 調査及び改善指導

特定行政庁は、市街地の沿道に存する広告物や外装材等二次部材の落下のおそれのある建築物について安全確保を図るため、調査と改善指導を行う。

2. 天井の脱落防止等の対策強化

建築物の所有者等は、日頃からの点検や、必要に応じて補強を行うとともに、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、天井材等の非構造部材の脱落防止対策を図る。

第7. 建物内の安全対策

町は、家具の転倒、落下物、ガラスの飛散による負傷等の被害を軽減するための対策について、普及啓発に努めるとともに、個人住宅に対する被害防止対策を支援する。

第8. 文化財の防災対策

町は、県や国とともに文化財保護のための防災対策に努める。

第7節 ライフライン施設等の予防対策

主管部署	総務課、防災対策室、水道事業所、町民生活課
関係部署	東日本電信電話(株)宮城事業部、 東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センター、塩釜ガス(株)、 中南部下水道事務所、仙南・仙塩広域水道事務所、仙台市水道局、 宮城東部衛生処理組合

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 水道施設の予防対策	○		○
● 下水道施設の予防対策	○		○
● 水道用水供給施設の予防対策	○		○
● 電力施設の予防対策	○		○
● ガス施設の予防対策	○		○
● 電信・電話施設の予防対策	○		○
● 廃棄物処理施設の予防対策	○		○

第1. 目的

大規模地震の発生により住民生活に直結する上下水道、電力、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、安否確認、避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上で大きな支障となるだけでなく、避難生活環境の悪化や、住民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震性の強化、液状化対策、拠点の分散、代替施設の確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模地震による被害軽減のための諸施策を実施するものとする。

第2. 水道施設

1. 水道施設の耐震性強化

- 水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、震災時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、貯水・取水・送水管・配水管及び配水池等基幹施設並びに指定避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路の耐震性の強化、液状化対策の優先順位を定め計画的に行う。特に、人命に関わる重要施設への供給ラインの安全性の確保を重点的に行う。
- 水道事業者等は、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・

配水管の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業間の連絡管整備を推進する。

- 水道事業者等は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、配水池容量の安定確保、緊急遮断弁の設置及び応急給水施設の整備等を計画的に推進する。
- 水道事業の管理者等については、水道管の破損等による二次被害を軽減させるための措置を講じる。
- 水道事業者等は、災害時における水道水の安定供給を確保するため、配水池等への非常用自家発電機等を整備する。

2. 復旧用資機材の確保

水道事業者等は、水道施設が被災した場合に、直ちに応急対策に着手できるよう復旧用資機材を計画的に整備する。

3. 管路図等の整備

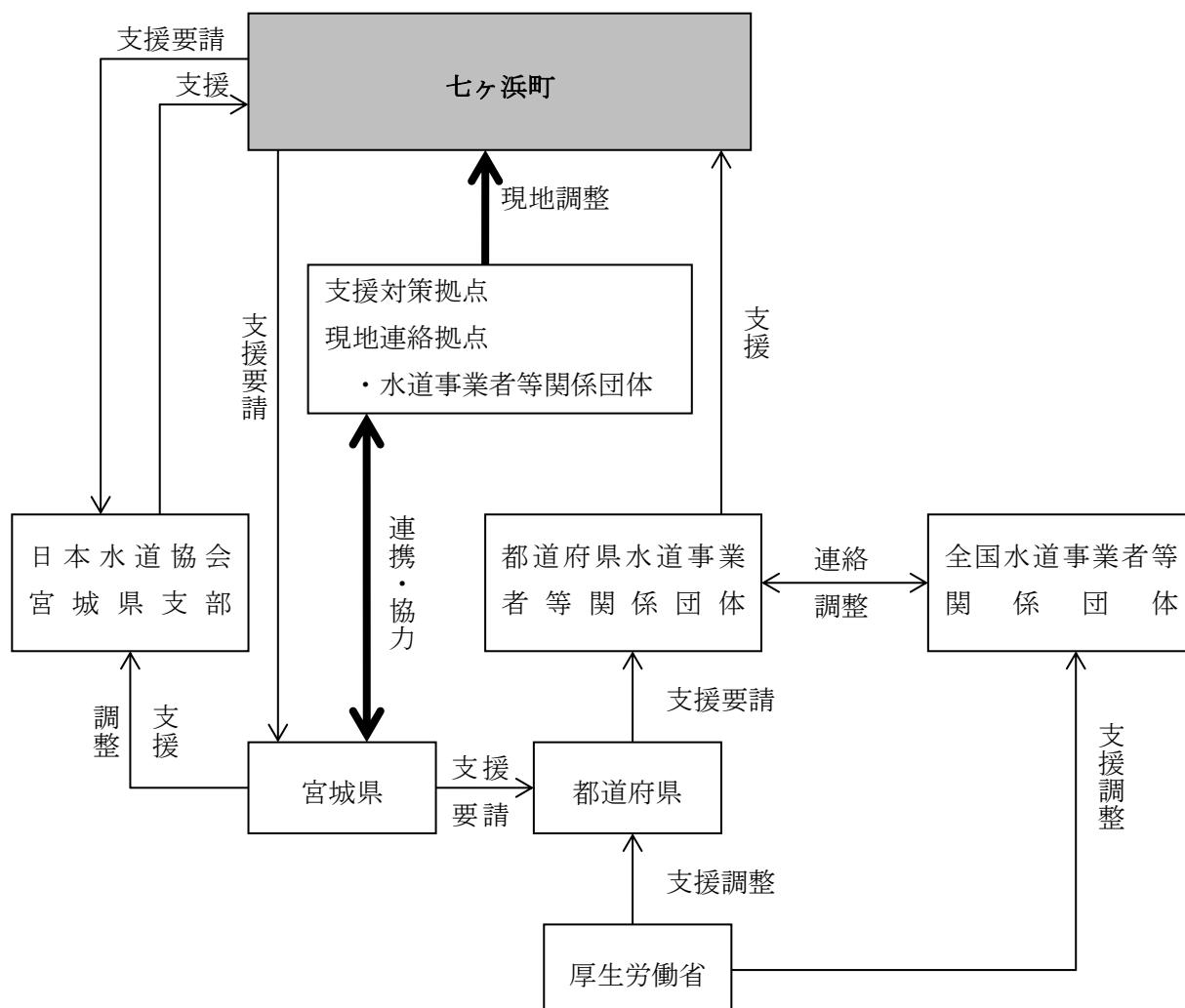
水道事業者等は、災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から管路図等の整備を図り、施設の現況把握に努める。

4. 危機管理体制の確立

水道事業者等は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、災害時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、応急復旧活動等に関する行動計画及びマニュアルを作成するものとする。

また水道用水供給事業者は、知事から水道用水の緊急応援の指示（水道法第40条）があった場合等を想定し、県の行動計画と整合性のある行動指針を作成する。

《応急給水対策フローチャート》



第3. 下水道施設

町は、下水道施設の被災が住民生活へ多大な影響を与えることに鑑み、施設の被害及び影響を最小限に食い止めるため、施設の耐震性の向上や液状化対策を図り災害予防を推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

1. 下水道施設計画

町は、下水道施設の新設、改良、更新に当たっては耐震性の向上や液状化対策の計画的な推進に努める。

2. 下水道施設維持管理

町は、下水道台帳の整理、保管に万全を期するとともに、下水道施設を定期的に点検し、常時、施設及び機能状態の把握に努めるものとする。

3. 下水道防災体制

町は、民間事業者等との協定締結等により発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、発災後の復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた災害対応マニュアルの充実、下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。

第4. 電力施設

災害時においても電力の供給は重要であり、東北電力(株)・東北電力ネットワーク(株)に対しても、災害対策の充実を要望するものとする。

1. 火力発電設備

機器の耐震耐浪化は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動等を勘案するほか、発電用火力設備の技術基準等に基づいて耐震設計を行う。また、建物については、建築基準法による耐震設計や液状化対策を行う。

2. 送電設備

(1) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(2) 地中電線路

終端接続箱、給油装置については耐震対策指針等に基づき設計を行う。洞道は、標準示方書等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計を行うものとする。

3. 変電設備

機器の耐震設計は、変電設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、技術基準に基づいて行う。また、建物については、建築基準法による耐震設計や液状化対策を行うものとする。

4. 配電設備

(1) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行うものとする。

(2) 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計を行うものとする。

5. 危機管理体制の確立

災害時の応急対策を迅速に行えるよう、組織体制、連絡体制、応急復旧工事などの体制を確立する。また、町や消防署などとの連絡体制を整備し、町で各地区や避難所など

の停電状況等を把握できるような体制を整えておく。

6. 通信設備

通信設備を構成する通信機器及び関連する施設は、電力保安通信規程(JEAC601-2013)に示す耐震設計・対策を考慮した設計とする。

7. 電力供給体制及び広報の実施

電気事業の管理者等については、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

8. 復旧迅速化のための連携強化

電力施設管理者は、協力会社社員を含めた緊急通行の協議、現場へ到着するための道路情報の入手、車両燃料の確保、衛星写真の活用、工業用水等の早急な確保等について、復旧迅速化のため関係機関との連携強化を図る。

第5. ガス施設

1. 液化石油ガス施設

- 液化石油ガス販売業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」(昭和42年法律第149号)及び毎年県が定める「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」に基づき、地震災害によって被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図るものとする。
 - 消費者全戸への安全器具（ガス漏れ警報器、ヒューズコック、S型メータ等）の設置とその期限管理及び集中監視システムの普及導入の推進
 - 耐震性の確認（チェーン止め等による転倒・転落・流出防止状況の把握）と向上（ガス放出防止措置等の設置）
 - 各施設の定期点検等（特に埋設管や地下ピット）の着実な実施と、基準不適合設備の解消
 - 周知内容の充実化（災害時の対応等）と多様化（高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等）
- (一社)宮城県LPGガス協会は、日頃から保安啓蒙の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討推進を図っていく。また、災害時における保安業務を含めた様々な役割の担い手として、自家発電設備、衛星通信設備、LPGガス自動車等を備えた各地域の災害対応の拠点となる中核充てん所の整備に努める。
- 県は上記の各内容に関して適宜、指導助言（立入検査を含む）することにより、その完遂を支援する。

- 関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、液化石油ガス販売事業者に対し、保安監督を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。

2. 都市ガス施設

- ガス事業者は、「ガス事業法」（昭和29年法律第51号）並びに（一社）日本ガス協会が定める各種指針に基づきガス施設の耐震化を推進する。また、地震災害によって被災した家屋等においても、都市ガス施設による災害が発生しないように、使用者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。
 - 使用者全戸への安全器具（ガス漏れ警報器、マイコンメーター等）の設置
 - 耐震性の向上（ガス導管の地区分割、緊急操作設備の充実、高耐震性の継手の選択等）
 - 各設備の定期点検等の着実な実施と、基準不適合設備の解消
 - 周知内容の充実化（災害時の対応等）と多様化（高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等）
- 関東東北産業保安監督部東北支部は、ガス事業者に対し、保安監督を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。
- ガス事業者は、P E管等耐震性の高い導管への取替えを促進し、耐震化率の一層の向上を図るよう努める。
- ガス事業者は、供給停止判断基準を見直し、供給継続・供給停止の可否判断の充実を図るよう努める。その際、あらかじめ、液状化による著しい地盤変位や盛土崩壊の可能性地区をリスト化し、これらを判断要素に盛り込む。また、特定製造所における感震自動ガス遮断装置の全数設置を促進する。

3. 広報の実施

ガス事業の管理者等については、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施する。

第6. 電信・電話施設

1. 設備の災害予防

電気通信事業者は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から非常用電源等の整備により設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、県及び市町村の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に

努める。

(1) 電気通信施設の耐震・防火・水防対策

主要な電気通信設備等について、大規模地震に耐えるように調査点検を実施し、引き続き耐震対策、防火対策、水防対策を推進する。

(2) 通信網の整備・充実

バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、マルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。

(3) 災害対策用機器の配置

可搬型無線装置、衛星通信装置及び移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図る。

2. 体制の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時における復旧要員の確保及び広域応援体制の確立を図る。

3. 災害復旧用資機材の確保

災害時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配置・充実を図るとともに、全国からの資機材の調達体制の確立を図る。

4. 停電とふくそう対策

非常電源の確保や地震発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講じる。

第7. 共同溝・電線共同溝の整備

町、東北地方整備局及び県は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るよう努める。その際には、各種ライフラインの特性等を勘案する。

第8. 廃棄物処理施設

1. 処理施設の耐震化等

町及び宮城東部衛生処理組合並びに廃棄物処理業者は、処理施設の耐震性を維持するとともに、必要に応じて耐震性能向上（地盤改良を含む）や風水害等の災害を考慮して浸水対策を行う。

また、町及び宮城東部衛生処理組合は、新規設置等を行う焼却施設及び粗大ごみ処理施設等の中間処理施設については、処理能力などの面で災害廃棄物対策に配慮した施設づくりを実施する。

町及び宮城東部衛生処理組合の最終処分場については、災害時に備え残余容量を確保することとし、既存の最終処分場の残余容量等を踏まえ、必要に応じて新規の処分場に

について計画的に整備を進める。

町及び宮城東部衛生処理組合は、処理施設の停電時の緊急停止や再稼働に必要な非常用災害発電機の設置、地下水や河川水等の予備冷却水の確保、運転に必要な燃料や薬剤などの備蓄等について、施設の被害想定等を踏まえて取り組む。

2. 処理施設の補修体制の整備

町及び宮城東部衛生処理組合及び廃棄物処理業者は、処理施設において、災害時の業務継続計画（B C P）等の対応計画や、処理施設を点検・修復・復旧するためのマニュアルを作成するとともに、机上訓練・実地訓練等を行い災害時の対応体制を整える。

処理施設が被災した場合の補修等に必要な資機材や災害時の移動手段の燃料が不足することを想定して備蓄を行うとともに、点検・修復・復旧に備え、プラント関係業者やメンテナンス業者等との協力体制を確立しておく。

3. 収集運搬車両の燃料確保

町は、収集運搬車両の燃料確保を地域防災計画や災害時応援協定等の内容に含め、円滑に燃料が確保される体制を整備する。

4. 処理体制の整備

町、県及び関係機関は、迅速かつ適正に廃棄物処理が行われるよう災害廃棄物処理計画を策定するとともに、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要となる広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。

第8節 危険物施設等の予防対策

主管部署	総務課、防災対策室
関係部署	塩釜地区消防事務組合

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 危険物施設の予防対策	○		○
● 高圧ガス取扱事業所の予防対策	○		○
● 毒物・劇物貯蔵施設の予防対策	○		○

第1. 目的

災害時において、危険物施設等の火災や危険物等の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大な被害を及ぼすおそれがある。

このため、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、地震対策と防災教育や防災訓練の積極的実施を推進する。また、各危険物施設や護岸等の耐震性能の向上、緩衝地帯の整備を図る。

第2. 各施設の予防対策

各施設管理者は、緊急停止措置、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置について検討とともに、応急措置又は代替措置により、機能を速やかに回復することができるよう計画を策定する。

また、大容量泡放射システム運搬車両の確保や、運搬経路の複数化、地震発生時の活動や防災組織との連携、周辺住民の避難対策等について検討を行う。

第3. 危険物施設

町内には、石油等の危険物製造所、貯蔵所等が多数あり、災害時においては破損、火災等により、危険物の流出や爆発等の事態の発生が考えられる。これらの施設については、関係法令に基づく災害予防規程等の作成を義務付けられているところであるが、県及び消防機関は、発災した場合の被害を最小限に食い止めるため、自主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い、地震対策と防災教育の推進を図ることから、町はこれに協力する。

なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設等については、石油コンビナート等災害防止法に基づく宮城県石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、予防対策の推進を図る。

1. 安全指導の強化

危険物事業所の管理者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全管理の向上を図

るため、講習会等の保安教育を実施する。

2. 施設基準維持の指導

危険物施設の設計基準については、年々強化され構造上の安全対策が講じられているところであるが、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。

3. 自衛消防組織等の育成

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。

4. 広報・啓発の推進

危険物安全協会等の関係団体の育成に努め、これら団体を通じて事業所及び一般の住民に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。

5. 防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

第4. 高圧ガス取扱事業所

高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者は、法令の耐震基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行うとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。

第5. 毒物・劇物貯蔵施設

毒物劇物営業者等は、毒物及び劇物取締法令に基づき、日頃から事業所等で貯蔵する毒物劇物の適切な保管管理を行うとともに、毒物劇物危害防止規定の作成や緊急対応のための防護資材等の整備を図り、毒物劇物に由来する災害の防止に努める。

第9節 職員の配備体制

主管部署	全課
------	----

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 町の配備体制の明確化	○		
● 職員参集手段等の検討	○		
● 防災関係機関等の配備体制の整備	○		
● 防災担当職員の育成	○		
● 感染症対策	○		
● 施設職員の緊急配備体制の整備	○		○

第1. 目的

地震により災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合には、迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期するものとする。このため、町及び防災関係機関は、平常時から各組織の配備・動員計画や、業務継続計画を定めておくものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めるものとする。

第2. 町の配備体制

1. 配備体制の明確化

災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、速やかに警戒本部等所定の配備体制が敷けるよう体制整備を図る。この際、町長不在時の指示伝達体制についても定めるものとする。

災害が発生し、被害状況を迅速に把握するため、必要に応じて職員を配置するものとする。

配備体制の基準・内容については、P.117 「第2章 第1節 防災活動体制」に定める。

2. 職員参集手段等の検討

休日、夜間等勤務時間外に災害等が発生した場合を想定し、特に町長等幹部職員及び災害担当部署職員の参集手段について検討し、速やかな災害対策本部の立ち上げが可能な体制を構築するものとする。

そのため、町では、職員災害時初動期マニュアルを策定しており、今後、訓練の実施等を通じて収集方法等の改善を積み重ねていくものとする。

第3．防災関係機関等の配備体制

地震による災害時、防災関係機関は、必要な職員を動員し、町及び県、自衛隊等と相互に協力の上、総合的な防災対策の推進を図るため、法令、町地域防災計画、県地域防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備するものとする。

第4．町議会との相互協力

町は町議会と連携し、災害時の住民からの情報提供や避難所等の運営を円滑に実施するため、連絡窓口の設置や災害時の対応要領をはじめとした相互協力の方法を検討する。

第5．防災担当職員の育成

町及び防災関係機関等は、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討する。

第6．人材確保対策

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、退職者(自衛隊等の国の機関の退職者も含む)の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

第7．感染症対策

町及び防災関係機関は、災害対応に当たる職員等のマスクの着用、定期的な手洗い及び消毒等の感染症対策を徹底する。

第8．応急活動のためのマニュアルの作成

町及び防災関係機関等は、災害時に講じるべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

第9．業務継続計画（B C P）

1．業務継続性の確保

（1）業務継続計画（B C P）の策定

町及び防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常

業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画(BCP)の策定等により、業務継続性の確保を図る。

(2) 業務継続体制の確保

町及び防災関係機関は、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

特に、町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

(3) 業務継続体制の検証

町は、定期的に防災訓練や業務継続体制の点検、評価及び検証を行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行う。

2. 電源及び非常用通信手段の確保対策

(1) 電源及び非常用通信手段の確保

町及び防災関係機関は、それぞれの主要な施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電を可能とするための燃料の備蓄や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保に努める。

(2) 再生可能エネルギーの導入推進

町は、大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設等への太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。

3. 移動手段の確保対策

東日本大震災時に、燃料不足が深刻になったことを踏まえ、再生可能エネルギーを利用するなど、燃料に依存しない移動手段の確保を検討する。

4. データ管理の徹底

東日本大震災時に、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認の情報が役立ったことを踏まえ、町は、復興の円滑化のため、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の強化等による重要データの消失を防止するとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるように、整備保全を図る。

5. 職員のメンタルヘルスケア

町及び防災関係機関は、災害への対応が長期に渡ることを鑑み、職員のメンタルチェックをきめ細かに行えるよう、あらかじめ体制を検討する。

第10節 情報通信連絡網の整備

主管部署	総務課、防災対策室、政策課
関係部署	塩釜警察署、塩釜地区消防事務組合

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 町防災行政無線の整備拡充	○		
● 職員収集等防災システムの整備	○		
● 地域住民に対する通信手段の整備	○		
● 役場データのバックアップ体制	○		
● 消防機関における災害通信網の整備	○		
● 警察における災害通信網の整備	○		

第1. 目的

大規模な災害時には、固定一般回線や携帯電話が不通、あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想されることから、町及び防災関係機関は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実及び施設の耐震化や非常電源の確保、サーバの負荷分散を図り、災害時の応急対策を迅速に推進するため万全を期するものとする。

このため、町及び防災関係機関は、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておくものとする。

第2. 町における災害通信網の整備

1. 情報伝達ルートの多重化

東日本大震災では、固定電話が不通となり、災害時優先電話が使用できなくなるなど情報伝達ルートに深刻な支障が発生した。

このため、町では、避難所間の通信を確保するためにIP無線の導入を行うなど、情報伝達ルートの多重化に努めているところである。

今後は、県や関係機関との通信を確保するために、衛星携帯電話の導入を検討するなど、外部との情報伝達ルートの多重化を推進する。

《IP無線の現況》

町所有（避難所・自主防災会）	30台
----------------	-----

(資料：防災対策室 令和5年1月)

2. 町防災行政無線の整備拡充

町は、災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、町防災行政無線等の整備拡充に努めるほか、消防庁より伝達される土砂災害警戒情報や竜巻注意情報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム（J－ALERT）により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知するよう努める。

また、停電時の電源を確保するため、非常用発電設備、再生可能エネルギー等の非常用電源設備の整備を促進するとともに、停電時を想定した、実践的な訓練を実施し防災体制の強化を図る。

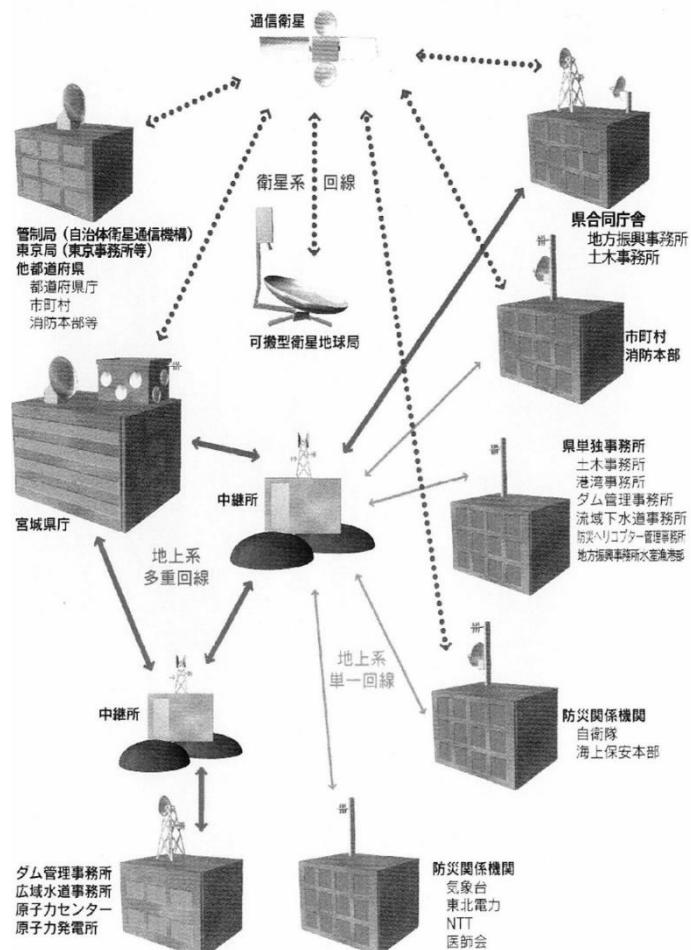
《町防災行政無線の現況》

防災無線通信施設等														有線放送加入件数	
同報無線							移動無線								
免許区分				局数			免許区分				局数				
防災行政用	地方行政用	農・漁協用	その他	親局	中継局	同報小局	防災行政用	地方行政用	農・漁協用	その他	基地局	中継局	移動局		
						屋外方式	屋内方式						車載型	可搬型	携帯型
1				1		52									

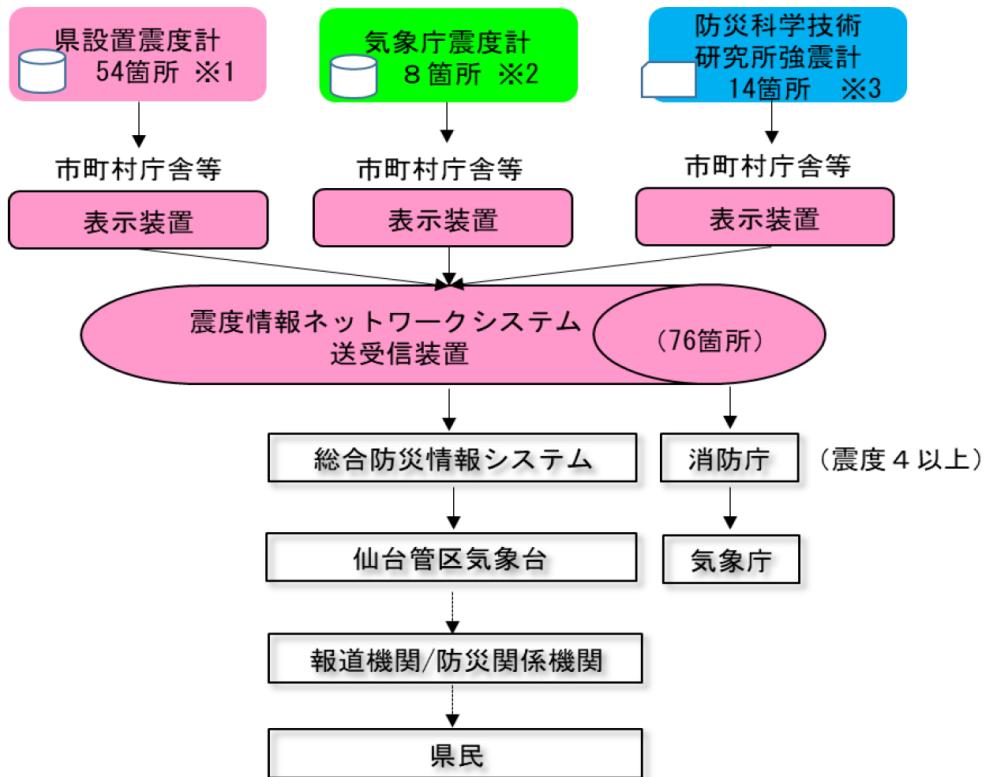
(資料：防災対策室 令和5年1月)

また、県は、地域衛星通信ネットワークを利用した衛星系地球局及び地上系防災行政無線を町、消防本部等に設置し運用している。

《県地域衛星通信（防災行政情報通信）ネットワーク全体のイメージ》



《震度情報ネットワークシステム》



※1 県設置震度計 下記以外の市町村

※2 気象庁震度計 大崎市(旧古川市)、気仙沼市、柴田町、松島町、涌谷町、栗原市、旧栗駒町、登米市(旧中田町)、南三陸町(旧志津川町)(気象庁震度計 16基のうちネットワークに接続のもの8基)

※3 防災科学技術研究所強震計 仙台市(宮城野区)、石巻市(旧石巻市、旧北上町、旧牡鹿町)、塩竈市、白石市、角田市、岩沼市、大和町、大崎市(旧鳴子町)、栗原市(旧築館町)、登米市(旧東和町、旧豊里町)、南三陸町(旧歌津町)

3. 職員収集等防災システムの整備

災害時における迅速な災害情報収集体制を図るため、県で整備した震度情報ネットワークシステム等を利用し、発災初動期における情報収集連絡体制の確立に努める。

4. 地域住民等に対する通信手段の整備

(1) 地域住民等からの情報収集体制の整備

町は、県と連携し、災害時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星通信、電子メール、町防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

また、各行政区長との連絡手段を検討するなど、震災時の迅速な情報収集体制の確保に努める。

(2) 情報伝達手段の確保

災害時の情報伝達手段として、町防災行政無線のみならず、Lアラート（災害情報共有システム）を介し、NHK、民放放送、ケーブルテレビ(CATV)、ラジオ（コミュニティFMを含む。）等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、衛星携帯電話やワンセグ、データ放送、ツイッターなどのソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。

なお、町防災行政無線に関しては、屋外スピーカーの聞こえにくさの解消や個別受信機の配布等を推進する。

(3) 要配慮者への配慮

町は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(情報が常に流れているもの)の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

5. 孤立想定地域の通信手段の確保

町は、災害による道路寸断時に孤立が予想される地域において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、町防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟に努める。

6. 非常用電源の確保

町は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知識・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等に努める。

7. 大容量データ処理への対応

町がコンピュータで処理している行政情報については、日頃から日、週、月単位でデータのバックアップに努めるほか、災害時における画像等の大容量データの通信を可能とするため、通信ネットワークの体系的な整備に努めるとともに、大量のデータ処理によるサーバ負荷の軽減のため、サーバの分散を図るよう努める。

第3. 防災関係機関における災害通信網の整備

防災関係機関は、大規模災害時における被害状況等の情報収集伝達手段として、各機関が各々整備している専用又は無線等設備の充実を図るとともに、必要に応じ既設以外の通信回線導入等について検討を加え、町及び県と連携強化が図られるよう努める。

また、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進し、各設備等については、耐震性の強化に努める。

1. 消防無線通信施設

(1) 連絡体制の整備

消防機関においては、災害時における情報伝達が確実に行えるように連絡体制を整備する。

消防機関の無線通信施設として固定局、基地局のほか、車載、携帯等の移動局を整備し、常日頃から無線通信施設の保守点検等保守管理体制の充実を図り、災害時の通信手段の確保に努める。

(2) 消防無線通信施設の整備推進

消防本部は、県からの消防無線通信施設整備の指導にそって、消防無線通信施設の整備推進に努める。

なお、消防救急無線についても、ふくそうの緩和やデータ通信、秘匿性の向上による利用高度化を推進するとともに、大規模災害時における適切な無線統制体制の構築や衛星通信、防災行政無線等の代替的手段の活用について検討する。

2. 警察情報通信施設

警察は、災害時の情報手段を確保するため、次の事項について推進を図る。

- 情報通信施設の耐震性の強化を図る。
- 定期的に非常電源の設備の保守点検を行い、機器の保全に努める。
- 災害時の応急復旧のための出動体制等の整備を図る。

第4. 災害情報収集手段の確保

1. 情報収集手段の拡充整備

東日本大震災では、地震発生後すぐの停電により情報収集手段が限定されたことから、庁舎外の自家発電装置が整備されていない施設等でも、いち早く情報を収集できるようバッテリー式のテレビやラジオ等の配備を検討する。

また、町内の被害状況を迅速に把握するため、防災カメラの拡充整備等を今後検討する。

2. 広報・記録体制の整備

町は、災害が発生した際に、適切な広報・記録を円滑に実施するため、広報・記録を実施する要員の確保や必要となる資機材の整備を行う。

第11節 防災拠点等の整備・充実

主管部署	総務課、防災対策室
関係部署	関連各課

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 救援活動拠点の確保	○		
● 防災活動拠点の整備充実	○		
● 防災ヘリポートの整備	○		
● 防災用資機材の整備充実	○		
● 水防用資機材の整備充実	○		
● 防災特殊車両等の整備拡充	○		
● 関係機関、団体等との連携体制の充実	○		○

第1. 目的

災害における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、整備・拡充を図る。

また、災害時に必要となる防災物資、資機材等の整備については、防災活動拠点と関連づけて整備・拡充を図る。

第2. 防災拠点の整備及び連携

町は、災害応急対策を実施するに当たり、災害対策本部の補助機能として生涯学習センターを防災拠点施設に位置づけ、救出・救助、避難誘導、医療・救護等の活動を行う。

町は、災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努めるほか、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、学区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備・充実にも努める。また、応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等となる地域防災拠点の確保を進めるとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点又は広域防災拠点が開設される場合、それらの拠点との連携に努める。

防災関係機関は、災害対策を講じる上で重要となる拠点の耐震性の維持を図るとともに、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に必要となる防災拠点の整備・充実に努める。

第3. 防災拠点機能の確保・充実

1. 防災中枢機能強化、保有施設運用のための備蓄、訓練

町及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギー

システムの活用を含め自家発電設備、L P ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間(最低 3 日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

2. 物資供給・通信途絶を想定した備蓄、非常用通信手段の確保

庁舎等が被災した場合の代替拠点等バックアップ対策について検討し、これらの代替施設においても最低限必要な対応ができるよう、衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について検討する。

また、町及び防災関係機関は、防災拠点施設において、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図る。

3. 自衛隊等の活動拠点の事前検討

町及び県は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

第4. ヘリポートの整備

県では、東日本大震災により被災し、使用不能となったヘリポートについて、仙台市とともに新たなヘリコプター運航拠点の整備を図り、平成 30 年 4 月から供用を開始している。

町は、広域航空防災体制の充実強化を図るため、防災ヘリコプターの活動拠点となるヘリポートの整備に努め、各種災害への対応を図る。

第5. 防災用資機材等の整備・充実

1. 町が整備する資機材

(1) 防災用資機材

応急活動用資機材の整備・充実について、防災活動拠点の整備と関連付けて整備・充実を図る。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災用資機材の整備・充実にも努める。

【資料編 資料 3－2 《消防防災資機材等整備予定一覧表》を参照】

(2) 水防用資機材

地震災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備・充実を図る。

(3) 防災特殊車両等

災害対策に必要な車両等の整備・充実を図る。

【資料編 資料 3－3 《消防自動車整備予定一覧表》を参照】

(4) 化学消火薬剤等

化学消火薬剤等の備蓄に努める。

なお、関係機関、団体等が保持している防災用資機材についても、災害時に速やかに調達・活用できるよう、施設の相互利用も含め、連携・応援体制の整備に努める。

2. 防災関係機関

迅速かつ的確な災害応急対策の実施に当たり必要となる防災用資機材の整備・充実を図る。

第6. 防災用資機材の確保対策

1. 地域内での確保対策

町及び防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材が地域内で確保できるよう努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給についての協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

2. 備蓄困難な資機材の確保対策

町は、支援物資を取り扱う事業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウス等の備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。

3. 防災用備蓄拠点の整備

町は、スーパー、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通業者及び物流業者と連携し、緊急用物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。

第12節 相互応援体制の整備

主管部署	総務課、防災対策室、政策課
関係部署	塩釜地区消防事務組合・塩釜医師会

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 災害時の相互応援体制の整備	○		
● 協定締結市町村間での平常時における訓練の実施	○		
● 協定締結市町村間での災害時の部隊の応援等に係る情報交換	○		

第1. 目的

大規模災害時には、その業務量と時間的制約等により、町だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため、町及び防災関係機関は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図り、その実効性の確保に留意する。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

第2. 相互応援体制の整備

1. 受入れ体制の整備

町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県、他市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な整備を整える。

また、町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、適切な空間の確保に配慮する。

2. 協定の締結

人の命を守るために災害応急対策は、時間との競争であるため、町及び防災関係機

関等は、平常時から関係機関間で協定を締結するなど、計画具体化・連携の強化を推進し、災害時に各実施主体が迅速かつ効果的に対応できるよう努める。

3. 外部専門家による支援体制の構築

町及び防災関係機関は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

第3. 町の相互応援協定

1. 相互応援協定の締結等

町の行政機能の喪失又は著しい低下への対策も含め、各市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるよう、町長は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備する。

なお、相互応援協定を締結する場合、次の事項に留意し、実践的な内容にする。

連絡体制の確保	<ul style="list-style-type: none">● 災害時における連絡担当部局の選定● 夜間における連絡体制の確保
円滑な応援要請	<ul style="list-style-type: none">● 主な応援要請事項の選定● 被害情報等の応援実施に必要となる情報の伝達

【資料編 資料6－1 《本町の相互応援協定締結状況》を参照】

2. 県内全市町村間の相互応援協定

県及び県内全市町村は、「災害時における宮城県市町村相互応援協定書」に基づき、平常時から連携強化を図り相互応援体制の確立に努める。

3. 遠方の市町村間の相互応援協定

町は、相互応援協定の締結に当たり、近隣の市町村に加え、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮する。

4. 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結市町村間での平常時における訓練及び災害時の具体的な応援等に係る情報交換を行う。

5. 後方支援体制の構築

町は、必要に応じ、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

第4. 県による町への応援

1. 町への応援体制の確立

(1) 支援体制の構築

県は、被災による市町村機能の低下などにより情報収集や救助活動に支障をきたす場合等を想定し、各地方振興事務所・地域事務所職員を中心とした被災地への派遣など、独自の情報収集体制を構築する必要があることなどから、災害対策本部地方支部や地域部、現地災害対策本部の円滑かつ効果的な運用方法等について検討するとともに、防災資機材の備蓄、他市町村、都道府県等からの人的、物的支援の受け入れ等の支援体制を構築する。

(2) 大規模災害時等の対応

県は、市町村からの要請に応じ各種の支援を実施するほか、大規模な災害の発生等により必要と認める場合には、市町村からの応援要請を待たずに必要な支援を行う。

2. 連携体制の構築

町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

3. 応援体制の強化

県及び町は、大規模災害が発生した際の被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、県・市町村合同での総合防災訓練等において応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

第5. 非常時連絡体制の確保

1. 非常時連絡手段の確保

町は、災害発生直後から、連携した応急対策活動が必要な災害時応援協定の締結機関と、確実に連絡がとれるように、非常時の通信手段を確保するよう努める。

2. 通信不通時の連絡ルールの策定

町は、通信不通時の連絡方法(担当者が集合する場所等)についても、事前にルールを決めておくなど、連絡体制の確保に努める。

第6. 資機材及び施設等の相互利用

町は、食料、飲料水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

第7. 救援活動拠点の確保

町及び県は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

第8. 関係団体との連携強化

町及び県は、他市町村等関係機関間や、平常時からその所管事務に関する企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し訓練を実施するほか、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続きの確認を行う、活動拠点に係る関係機関との情報の共有を図るなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等)については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

第13節 緊急輸送体制の整備

主管部署	総務課、防災対策室、建設課
関係部署	塩釜警察署、各道路管理者等

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備	○		
● 緊急輸送道路の整備	○	○	
● 災害時の運転者の義務の周知	○		
● 緊急通行車両の緊急時における事務手続きの簡略化	○		
● 輸送体制の整備	○		○

第1. 目的

物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。

このため、関係機関はあらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

第2. 緊急輸送道路の確保

1. 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備

道路管理者は、関係機関と協議し災害発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧等応急対策活動を実施するため、事前に特に重要な道路（以下「緊急輸送道路」という。）を選定し、これらを有機的に連結させた緊急輸送道路ネットワーク計画を策定するとともに、当該道路の防災対策、震災対策の計画を定め、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。なお、これらの道路が被災し通行できなくなった場合を想定し、代替する道路についても検討する。

また、港湾管理者は、緊急輸送道路ネットワーク計画により防災拠点として位置づけられている港湾施設について、耐震性の維持を図り、海上輸送拠点として緊急輸送活動を支援するために必要な施設の確保に努める。

2. 緊急輸送道路の確保及び整備

道路管理者は、緊急輸送道路の確保のため、障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等の締結に努める。

また、広域農道等の関係者は、緊急輸送道路として確保できるよう管理し、整備に努める。

3. 災害時の運転者の義務の周知

災害時において、災害応急対策等に必要な人員、物資等の緊急輸送等を確保するためには交通規制が実施された場合の、できる限り安全な方法により車両を左側に停止させる、避難のために車を利用しない、といった車両の運転者の義務等について周知を図る。

4. 道路啓開体制の整備

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等の締結に努める。

また、道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

町は、迅速な救急救命活動や救急支援物資等を支える物流上重要な道路輸送網として、国土交通大臣が指定する重要物流道路及びその代替・補完路の道路啓開及び災害復旧について、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。

第3. 臨時ヘリポートの確保

町は、大規模災害時における空路輸送の拠点となるヘリコプターの離着陸場の候補地を、施設の管理者と連携を取りつつ、関係機関と協議の上、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図る。

第4. 緊急輸送体制

1. 緊急通行車両に係る確認手続き

町は、災害時に緊急通行車両として使用する車両については、緊急時の事務手続きを簡略化するため、緊急通行車両として塩釜警察署に事前届けを行う。

2. 緊急輸送に関する協定

(1) 配送に関する協定

町は、緊急輸送に必要なトラックの調達について、県等各機関との連携体制を整備するとともに、緊急輸送の円滑な実施と物資の安定的な供給を目指し、必要に応じて(公社)宮城県トラック協会や輸送事業者等と協定を締結するなど、連携強化を図る。

なお、町所有車両並びに町所有以外の輸送力については、P. 45「第2章 第8節 輸送活動」に記載している。

(2) 仕分けに関する協定

町は、大規模災害時を想定した物資の仕分けについて、宮城県倉庫協会の活用や協定の締結を事前から検討しておく。

(3) 協定内容の拡充

緊急輸送に関する協定の締結においては、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務

等への運送事業者等の参画、物流・ロジスティクスを熟知した人材の支援物資集積所への派遣や、物資の輸送拠点としての運送事業者等の施設の活用、被災時の場の提供による避難場所としての機能等を盛り込む等、協定内容をより充実させるよう努める。

3. 緊急輸送の環境整備

町は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備の推進に努める。

4. 燃料優先協定の締結

町は、災害時における燃料供給について、ガソリンスタンド等から必要な給油を確実に受けられるように、優先順位や費用措置等を含め、民間企業等と協定の締結を検討する。

また、災害応急対策に従事する車両に対し、支援物資輸送のための民間トラック等も含めて優先給油を行う方策を検討しておく。

5. 緊急通行車両標章の周知

県は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、事前届出制度の普及を図ることから、町はこれに協力する。

6. 復旧体制の整備

道路管理者は、橋梁、一般道、トンネル等の重要構造物が被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行う。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努める。

第5. 港湾・漁港機能の確保

港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関との連携の下、仙台塩釜港港湾機能継続協議会等を通じて災害時における港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。

また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

主管部署	総務課、防災対策室、健康福祉課
関係部署	塩釜医師会

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 医療救護活動体制の整備	○		
● 住民による医療活動	○	○	
● 在宅要医療患者の医療救護体制	○		
● 搬送体制の確立	○		
● 心のケアへの対応	○		○
● 広域医療体制の整備	○		
● 医薬品、医療資機材の整備	○		○

第1. 目的

大規模災害時には、同時に多数の負傷者の発生が予想され、また、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない可能性があり、迅速な医療救護が要求される。

このため、町は、医療関係機関と緊密な連携を図りながら、住民の生命と健康を守るために、医療救護体制の整備に努める。

また、大規模災害時における避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等に対する福祉支援体制の整備に努める。

第2. 医療救護活動体制の整備

1. 町の役割

町は、地震災害時における医療救護活動を円滑に行うため、医療機関及び塩釜医師会等と調整を図り、医療救護活動体制の整備に努める。

(1) 医療救護拠点の指定活動の担当部門の設置

- 町は、災害が発生したときに円滑な医療救護活動を実施するために、町災害対策本部内に医療救護を担当する部門を設け母子センターに医療救護拠点を設置し、責任者をあらかじめ決めておく。
- 医療救護拠点は救護所を巡回する医療救護班の集結地点となるほか、夜間の急病人対応を実施する。
- 町は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受け入れ情報の収集方法をあらかじめ定めておく。

- 町は、医療救護体制について県が設置した県地域災害医療支部への連絡方法についてあらかじめ決めておく。

(2) 医療救護所の指定

- 町は、医師会等医療機関の協力を得て、あらかじめ初期医療救護に相当する応急処置等を行うための「医療救護所」を指定及び整備を行うとともに、住民への周知徹底を図る。設置場所は、原則として避難所とする。また重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。
- 重篤患者等町内の医療機関で対応できない場合に備えて、県により整備されている災害拠点病院との連携体制を整える。なお、災害拠点病院については、「資料編 資料4-1 《災害拠点病院一覧表》」に記載している。
- 町は、要配慮者が避難する福祉避難所、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、地域保健医療調整本部に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入れに係る計画を事前に策定しておく。

(3) 地域医療関係機関との連携体制

町は、地域の医師会、歯科医師会等と活動体制や内容について事前に協議しておくとともに、必要に応じ協定を締結しておく。

(4) 医療救護班の編成

- 町は、地域の実情に合わせた医療救護班をあらかじめ編成しておく。編成に当たっては塩釜医師会等医療機関の協力を得る。町独自で医療救護班編成が困難な場合は、保健福祉事務所(保健所)の協力のもと、広域圏で編成する。
- 町で編成された医療救護班については、保健福祉事務所(保健所)へ報告する。変更した場合も同様とする。

(5) 応急救護設備の整備と点検

町は、震災が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、定期的に点検を行っておく。

(6) 住民向けの知識の普及啓発

県、塩釜地区消防事務組合消防本部及び医療機関と連携して、救急法、家庭看護知識の普及に努める。

2. 医療機関の役割

(1) 医療機関

- すべての医療機関は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入れ方法、医療救護班・DMAT等の派遣及び受入れの方法、医薬品・食糧・水等の備蓄の充実等を記載した災害対策マニュアルを作成するとともに、業務継続計画(BCP)の作成に努める。
- 透析医療機関は、被災により人工透析が困難となる場合に備え、他の医療機関との協力体制を確立しておく。
- 人工呼吸器等を使用している患者の入院が想定される医療機関は、災害時に

おけるこれらの患者の搬送先等について計画を策定しておく。

- 病院の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

(2) 在宅要医療患者の医療救護体制

- 町は、人工透析、人工呼吸器使用、在宅酸素療法、インスリン治療、結核その他在宅で薬剤治療、医療処置を必要とする在宅要医療患者の災害時医療について、必要な医療が確保できるように、医療体制を整備する。
- 医療機関は、自院で診療を行っている在宅要医療患者の台帳の整備に努めるとともに、災害時の対応について町及び患者に周知する。被災により診療が困難となる場合に備え、他の医療機関との協力体制を確立しておく。
- 県は、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を一元的に収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し、情報を提供する体制を整備することから、町はこれに協力する。

3. 住民の役割

住民は、災害時の緊急を要する医療活動が円滑に行われるよう、応急手当等の習熟に努める。

- 軽度の傷病については、自分で応急手当が行える程度の医療品を備蓄する。
- 県、町、塩釜地区消防事務組合消防本部及び日本赤十字社宮城県支部並びに医療機関が実施する応急手当等の講習を受け、技術の習得に努める。
- 慢性疾患等のための常備薬については、その薬名を記録する。

第3. 搬送体制の確立

1. 救急車による搬送

災害時においては、多くの負傷者の発生が予想されるため、塩釜地区消防事務組合消防本部と連携し、救急車による救出及び救助した負傷者の搬送体制の強化に努める。

2. ヘリコプターによる搬送

災害の発生により、負傷者等の搬送で緊急を要する場合は、塩釜地区消防事務組合消防本部と連携し、県・ドクターへリ基地病院運行管理室に対し、ヘリコプターの派遣を要請するとともに、ヘリポート等の受け入れ態勢を整える。

第4. 心のケアへの対応

町は、災害により心に強い衝撃を受けた人に対し、適切なケアができるよう、精神科医等へ震災時の協力を依頼しておく。

第5. 医薬品、医療資機材の整備

1. 医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具の整備

町は、医薬品、医療資機材等を確保するため、町内の販売業者または塩釜薬剤師会との協力体制を整備する。

また、災害時の医療救護実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合、町は県の災害対策本部に対し、医薬品の供給要請を行い、医薬品卸会社から調達する。

2. 薬剤師の確保

町は、医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について、塩釜医師会や塩釜薬剤師会とあらかじめ協議しておく。

【資料編 資料4-2 《町内医療機関一覧表》、4-3 《町内医薬品販売業者一覧表》を参照】

第15節 火災予防対策

主管部署	総務課、防災対策室
関係部署	塩釜地区消防事務組合、消防団

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 情報の収集・伝達体制の整備	○		
● 出火防止、火災予防の徹底	○	○	○
● 消防力の強化	○		
● 消防水利の整備	○		
● 消防計画の充実強化	○		
● 海上における火災の防止	○		
● 消防協定の締結	○		

第1. 目的

地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害になる可能性が高い。このため、町及び防災関係機関は、出火防止はもとより、初期消火、火災の延焼防止のため、火災予防対策の徹底に努める。

第2. 情報の収集・伝達体制の整備

町及び防災関係機関は、情報収集、伝達手段として、無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、火災発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期するものとする。

第3. 出火防止、火災予防の徹底

地震災害時の出火要因には、発火源等としてのガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほかに危険物、化学薬品等からの出火が考えられ、相当数の火災の発生が予想される。このため、町及び消防関係機関は出火につながる要因を分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る。

住民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることによって、地震災害時における出火をできる限り防止する。

1. 防災教育の推進

町及び消防関係機関は、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、住民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備え等の防災教育を推進する。

また、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている民間の防火組織としての婦人防火クラブ・幼少年消防クラブの育成指導を強化する。

2. 火気使用設備・器具の安全化

過去の地震の被害状況から見て、地震時に火気使用設備・器具等から出火する危険性は極めて高いといえる。

消防機関は、火災予防条例に基づき、耐震安全装置付き石油燃焼器具の普及徹底、火気使用設備の固定等各種の安全対策を推進するとともに、住宅用防災機器の普及、火気使用設備・器具の点検、整備についての指導を行う。

3. 出火防止のための査察指導

消防機関は、大地震による火災が発生した場合、人命への影響が極めて高い、スーパーマーケット、飲食店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具等への可燃物の転倒・落下防止装置、震災時における従業員の対応等について指導する。

4. 初期消火体制の強化

地震発生時の延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、初期消火対策が重要である。

このため、家庭、事業所及び地域等にあっては自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により住民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

また、防火対象物の防火管理体制については、防火管理者の資格付与講習会を行うとともに、定期的な講習会（甲種防火管理新規講習・甲種防火管理再講習）を開催して、資質の向上を図り、選任義務の防火対象物については、防火管理者の必置と選任を励行させる。

第4. 消防力の強化

1. 消防資機材等の整備

火災発生時には、早期消火、延焼拡大を阻止することが必要であることから、町は消防本部における消火活動に必要な車両及び資機材等の整備や人員の確保、消防施設の整備促進充実を図るよう指導するとともに、財政援助に努める。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについては、令和3年度を初年度とする第5次宮城県地震防災緊急事業五箇年計画に基づき整備促進を図る。

《本町の消防力の現況》

(令和4年4月1日現在)

消防本部・署所							
消防本部設置年月日	消防署数	出張所数	消防職員等			普通消防ポンプ車化学車等	高規格救急車
			計	消防職員	その他職員		
S45.4.1	5	1	220	215	5	38	8

消防団						
消防団数	分団数	団員数（実数）			普通消防ポンプ自動車数	小型動力ポンプ車数
		計	常勤	非常勤		
1	10	172	—	172	6	5

2. 消防団の育成

消防団は、常備消防と並び地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等の防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となってきている。

このため、町は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

- 消防団員の知識・技能等をより地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促し、消防団への参加・協力等、環境づくりを推進する。
- 消防団員数が減少傾向にあることから、処遇の改善、事業所に対する協力要請、女性消防団員の入団促進、将来の消防の担い手に対する啓発等を通じ、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の資質向上を図るために、教育・訓練の充実を推進する。
- 町は、施設・設備の充実、安全靴等の基本装備の充実、安全対策の強化、情報伝達体制や無線通信機器の整備、長期化した場合の備え等について充実に努め、県はこれらに指導し、積極的な財政援助に努める。

3. 連携強化

町は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

4. 消防用機械・資機材及び装備品の整備

町は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材及び無線機等の装備品の整備促進に努める。

【資料編 資料3-2 《消防防災資機材等整備予定一覧表》、資料3-3 《消防自動車整備予定一覧表》を参照】

5. 広域応援体制の整備

町は、広域応援体制を構築するため、消防応援協定等の締結に努めるとともに、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案する。その際、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化するよう努める。

第5. 消防水利の整備

大規模災害時には、消防施設等も被害を受け、消防水利を十分確保することができないことが予想されるため、町は従来の消火栓、防火水槽に加え、耐震性貯水槽、自然水利の活用、プール、ため池、用水路等これらの施設整備を促進するものとする。県は消防水利としての活用を指導する。

《本町の消防水利の現況》

(令和4年4月1日現在)

計 (A)+(B)	消火栓			小計+(B)			(C)+(D))			公設(C)		
	小計 (A)	公設	私設	防火水槽			井戸			防火水槽		
				100 m ³ 以上	40～ 100 m ³ 未満	20～ 40 m ³ 未満	40 m ³ 以上	20～ 40 m ³ 未満	100 m ³ 以上	40～ 100 m ³ 未満	20～ 40 m ³ 未満	
494	379	379	—	4	103	8			4	101	9	

		私設(D)						その他						
井戸		防火水槽			井戸			小計	河川・ 溝等	海・ 湖	プー ル	濠・ 池等	下水道	その 他
40 m ³ 以上	20～ 40 m ³ 未満	100 m ³ 以上	40～ 100 m ³ 未満	20～ 40 m ³ 未満	40 m ³ 以上	20～ 40 m ³ 未満								
—	—	—	3	—	—	—	69	40	15	4	10			

第6. 消防計画の充実強化

消防組織法に基づき、消防本部及び消防団が適切かつ効果的な消防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等の詳細については、消防本部が別に定める「消防計画」を参照する。

第7. 海上における火災の防止

宮城海上保安部は、次に掲げる措置を講じる。

1. 地震による火災の防止

(1) 危険物積載船

特に危険物積載船が岸壁係留中又は荷役中における地震による船体の破損、荷役装置、配管等の損害による危険物の流出及び火災発生は、大規模災害になると予想されるので、地震発生時における荷役の即時中止、沖出し避難のための出港準備等の実施について指導を強化する。

(2) 一般船舶

地震発生時には、係留施設の損壊・護岸の陥没・船体の破損等による火災発生も予想されるので、船内の火気管理の指導を強化する。

2. 火災の予防

- 在港船の臨船指導により、備え付け義務を有する船舶の消防設備等を点検し、指導を強化する。
- 防災措置実施機関、関係民間団体等との相互連絡の強化、事故対策に関する計画の策定、必要資機材の備蓄整備を図る。
- 危険物積載船舶乗務員及び関係者の防災思想の啓発・教育・訓練・講習会を実施する。

第8. 消防協定の締結

町だけでは対応しきれない火災に備え、広域応援を要請するため、消防協定を締結している。詳細は、本章 P. 40 「第12節 相互応援体制の整備」に記載している。

第16節 避難対策

主管部署	総務課、防災対策室、長寿社会課、町民生活課、健康福祉課 子ども未来課、教育総務課、生涯学習課、七ヶ浜国際村、建設課
関係部署	小中学校、社会福祉施設、社会教育施設、各道路管理者

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 徒歩避難の原則の周知	○		
● 避難場所の確保	○	○	
● 避難路の確保	○		
● 避難計画の整備	○		○
● 避難時に困難が生じると予想される者への対応	○	○	○
● 防災マップの住民への作成・配付	○		
● 広報車、町防災行政無線等の整備推進	○		

第1. 目的

大規模災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、町は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、七ヶ浜町避難計画で定める「減災対応システム」の考えに基づき、緊急に避難する一時避難場所や指定緊急避難場所、避難路・避難階段等の整備等、災害発生後に住民や外来者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

第2. 徒歩避難の原則の周知

地震発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、地震発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。ただし、徒歩避難が困難な場合は、車避難を可能とする。

第3. 指定緊急避難場所等の確保

1. 一時避難場所の周知徹底

一時避難場所は、自主防災組織や行政区の取り決めにより設定された、安全な高台の広場や公園である。町は、避難誘導標識の設置等により住民等への周知に努める。

2. 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底

町は、大規模な地震による火災、津波等の災害から管内の住民等が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設等を対象に指定しているが、要配慮者が容易に避難できる近傍の民有地においても、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の施設等を災害種別に応じてあらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。この際、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることも検討する。

また、万が一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、指定緊急避難場所の指定を終えていない場合については、速やかに指定を終えるよう努める。

3. 公共用地等の有効活用

町は、指定緊急避難場所の確保において、国、県と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

4. 教育施設等を指定する場合の対応

町は、学校等教育施設を指定緊急避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。

5. 交流拠点の指定緊急避難場所への活用

町は、高齢化、人口減少が進む中で、学校、公民館等の社会教育施設、社会福祉施設等を地域住民の交流拠点として整備を進め、これらを指定緊急避難場所として活用し、災害時の避難が容易となるよう努める。

6. 備蓄倉庫及び通信設備の確保

町は、指定緊急避難場所と位置付けられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進めるよう努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

7. 指定緊急避難場所の指定基準等

地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。

《指定緊急避難場所の指定基準》

- 管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所を開放できる管理体制を有していること。
- 構造条件：当該施設が地震に対して安全な構造であること。又は、場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

また、上記の条件のほか、次の条件に留意する。

- 要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保するよう行政区別に指定すること。
- 火災による輻射熱による被害の危険性のない場所であること。
- 地割れ、がけ崩れのおそれのない場所であること。
- 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。
- 対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。
- 夜間照明及び情報機器等を備えていること。
- 建物の場合は、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。
- 指定避難場所及びその近辺で、2日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。
- 被害者情報入手に資する情報機器（戸別受信機、ラジオ等）が優先的に整備されていることが望ましい。

第4. 避難路の確保

町は、指定緊急避難場所、指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- 十分な幅員があること。
- 万一に備えた複数路の確保。
- 津波、がけ崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。
- 町は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設（ロック塀等）の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。また、津波等の避難に対し、高背地への避難を容易にするため、避難路の新たな整備のほか、既存道路の改良及び山林等の下刈りに努める。

既存路線	改良延長 (m)	幅員 (m)
野山上納線	487	6
七ヶ浜縦断線	730	6
待井線	260	5
阿川沼線	320	6
汐見台南二丁目9号線	50	4

第5. 避難路等の整備

1. 避難路・避難階段の整備・改善

町は、住民等が徒步で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯、積雪等による交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

2. 避難路等の安全性の向上

町は、避難経路に面する建物の耐震化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、避難経路における電線の地中化、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化の対策を実施する。なお、積雪寒冷地においては、避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策に配慮する。

3. 避難誘導標識等の設置

(1) 避難誘導標識等の整備

町は、指定した避難路について、誘導標識等を設置し、指定緊急避難場所や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民等が日常の生活の中で、常に地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。誘導標識を設置する際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について、周知を図るよう努める。

(2) 多言語化の推進

町は、指定緊急避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

4. 道路の交通容量の確認

東日本大震災時の避難行動においては、自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点としても「渋滞」等の自動車に関する問題点が多く挙げられていたことから、町は、原

則徒歩の徹底を図りながら、自動車での避難が多く発生するおそれがある場合は、交差点部や橋梁部等、ボトルネックとなる可能性のある場所において、十分な容量が確保されているかの確認を行う。

第6. 避難誘導体制の整備

1. 行動ルールの策定

町は、消防団員、警察官、町職員等防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、特定の避難支援者に過度な負担とならないよう役割分担等の明確化等、具体的な対応方策についての行動ルールを定め、住民等に周知する。

2. 避難誘導・支援の訓練の実施

町は、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

3. 避難行動要支援者の避難誘導体制の整備

町は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図る。

第7. 避難行動要支援者の支援方策

1. 避難行動要支援者の支援方策の検討

町は、災害時に避難行動要支援者の避難誘導、救助を優先して行うとともに、避難行動要支援者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

2. 避難行動要支援者の支援体制の整備

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体、社会福祉協議会等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

3. 社会福祉施設等における対応

(1) 動員計画及び非常招集体制等の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

(2) 緊急時情報伝達手段の確保

町及び社会福祉施設等の管理者は、地震災害の発生に備え、停電や回線のふくそく等を考慮しつつ、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

(3) 非常時持ち出し品の確保対策

社会福祉施設等の管理者は、入居者の名簿やカルテ等のデータのバックアップ、就寝中の避難に備えた着替えや防寒具等の避難場所での備蓄等持ち出し品の確保に時間を掛けない工夫を普段から行っておくよう努める。

4. 在宅者対応

(1) 情報共有及び個別避難計画の作成

町は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、個別避難計画の作成に努める。

(2) 避難支援に配慮した方策の検討

町は、個別避難計画を検討する中で、避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示するなど、避難支援に配慮した方策の検討も行う。

(3) 在宅人工呼吸器使用者への対応

県は、災害時の停電が命に直結する在宅人工呼吸器使用者について、市町村における情報の把握、及び災害時個別支援計画の策定を支援するなど、対策強化を図ることから、町は支援を要請する。

5. 外国人等への対応

町及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行客等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下のような環境の整備に努める。

- 地域全体での外国人や旅行客等の支援体制の整備に努める。
- 指定緊急避難場所や避難路の標識等について、ピクトグラムの活用等により、わかりやすく効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
- 多言語による防災教育や外国人も対象とした防災訓練の普及に努める。

第8. 消防機関等の対応

1. 救助・救急活動の実施体制確保

町は、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行う。

2. 消防職員の安全確保対策

職員の安全確保については、強い揺れを感じたとき、又は弱くても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいても、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。

第9. 教育機関における対応

1. 児童生徒等の安全対策

(1) 引渡しに関するルールの策定

町並びに教育委員会は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

(2) 安全確保対策の検討

学校等の校長又は園長(以下「校長等」という。)は、地震が発生した場合又は市町村等が避難情報の発令を行った場合等における、児童生徒等の安全の確保を図るために対策をあらかじめ検討する。

(3) 引渡し対応の検討

学校等の校長等は、児童生徒等の引渡しにおいては、平常時から家庭の状況を把握し、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校等に留めるなどの事前の協議・確認を行うとともに、登下校園中に災害が発生した場合の対応や、児童生徒等を引渡さず、保護者とともに学校等に留まることや避難行動を促すなどの対応等も合わせて検討する。

2. 連絡・連携体制の構築

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

第10. 避難計画の作成

1. 町の対応

町では、令和5年1月に七ヶ浜町津波ハザードマップ、令和5年3月に七ヶ浜町避難計画を改定し、広く住民等に周知している。今後、国・県における指針等を踏まえ、津波ハザードマップ、避難計画の見直しを行う。

- 避難情報の発令を行う具体的な基準及び伝達方法
- 避難路及び避難経路、誘導方法
- 指定緊急避難場所の名称、所在地、収容人員
- 指定避難所の名称、所在地、収容人員

2. 公的施設等の管理者

学校、病院、公民館等、その他不特定多数の人が利用する施設の管理者は、大規模地震災害を想定した施設利用者の避難誘導計画について定め、従業員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施に努める。

なお、この際、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

3. 病院や福祉施設等との連携

避難した人の中で、病気、けが、障害等により特別な処置が必要な人については、病院や福祉施設等とあらかじめ協議の上、避難所から施設等への避難方法について検討しておく。

第11. 避難時に困難が生じると予想される者への対応

1. 社会福祉施設等の対策

町は、避難行動要支援者が利用する社会福祉施設について、施設利用者の個々の様態に対応できる避難体制を整備する様、指導を行う。

2. 旅行客対策

町は、海水浴・宿泊施設や名所・旧跡等の施設管理者に対して、避難所並びに避難経路の周知を図るとともに、これらの施設管理者と連携し、避難体制について確立しておくように努める。

3. 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

町は、消防機関及び塩釜警察署と連携して、不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常時の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

第12. 避難に関する広報

町は、指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、避難場所、避難所、避難路等を記載した地図の住民への作成・配布等を積極的に行う。

また、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、町防災行政無線等の整備を推進する。

【資料編 資料2-1、2-2 《指定避難場所一覧表》《避難所一覧表》を参照】

第17節 避難受入れ対策

主管部署	総務課、防災対策室、長寿社会課、町民生活課、健康福祉課 子ども未来課、教育総務課、生涯学習課、七ヶ浜国際村
関係部署	小中学校、社会福祉施設、社会教育施設

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 避難所の確保	○		
● 避難の長期化対策	○		
● 避難所における愛玩動物対策	○		
● 応急仮設住宅対策	○		
● 帰宅困難者対策	○		○
● 被災者等への情報伝達体制等の整備	○		

第1. 目的

大規模災害時には、地震、あるいは火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。このため、町は事前に指定する避難所等について、発災の際、速やかに開設、運営ができるようそれぞれ指定するとともに、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第2. 避難所の確保

1. 避難施設等の種別

円滑に避難活動が行えるよう、3段階に避難所を次のとおり位置づける。

指定避難所	地区避難所や公民分館等は指定避難所として、一時的な避難のための集合場所として位置づけ、建物の被災状況、周辺の火災延焼状況等を判断した上で指定避難所に移動する。
拠点避難所	堅牢の耐震・不燃化建築物である町公共施設、小・中学校を拠点避難所として指定し、炊き出し、生活必需品等の配布など救援・救護活動を長期的に実施する避難収容施設として位置づける。
防災拠点施設	災害対策本部の補助機能として生涯学習センターを防災拠点施設に位置づけ、救出・救助、避難誘導、医療・救護等の活動を行う。詳細は、本章 P.37「第11節 防災拠点等の整備・充実」に記載している。

2. 指定避難所の指定と周知

町は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、地震による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を受入れ、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所を、その管理者の同意を得た上であらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

この場合、避難受入れ施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止等の事態に耐えうる施設とする。

なお、町は避難所を指定し、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。

3. 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底

町は、指定避難所の整備に当たり、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を緊急に避難する指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

4. 指定避難所の代替施設の指定

町は、指定避難所が被災した場合の代替施設について、宿泊施設や他市町村施設との連携も含め、あらかじめ指定する。

また、県は、宿泊施設との連携に関し、旅行代理店や観光協会、旅館組合等と、災害時のホテル、旅館の活用方法について、事前に協定を結ぶなどの対策に努める。

5. 指定避難所の指定基準

避難所の選定に当たっては、次の事項に留意する。

《避難所の指定基準》

- 規模条件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。
- 構造条件：速やかに、被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- 交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。

町は、日頃から住民の要望や地域の環境変化等を十分に把握し、必要に応じて新たな避難所を指定するとともに、既に指定されている避難所の改善等を行う。

6. 避難所の施設・設備の整備

(1) 指定避難所の施設の整備

町は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、段ボールベッド、簡易ベッド、非常用電源、省エネ型投光器、衛星携帯電話・無線機等の通信機器、電気通信事業者との連携による災害時公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレや手すり等要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

(2) 物資等の備蓄

町は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、発熱剤入り非常食等防寒対策に必要な物資、感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。加えて、要配慮者、女性、子供、食物アレルギーを有する者等に配慮した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。

(3) 設備、物資の定期点検等

非常用電源や投光器、無線機等の資機材については防災訓練時等に動作確認を行い、使用可能であるか点検を行う。

また、使用期限のある燃料や、食料等消費期限のある物資については定期入れ替えを実施する。

7. 避難所の運営・管理

町及び各避難所運営者は、避難所の運営・管理に当たって、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成25年8月策定)を参考にしながら、避難所における良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

- 町は、住民等に対し、住民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて、避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮すること。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。
- 避難所の管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、男女両方を配置するよう努めること。
- 避難所の運営に女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮できるよう、事前に運営体制を検討しておくこと。

- 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておくこと。
- 運営に必要な事項について、あらかじめマニュアル等を作成し配置しておくこと。
- ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ準備しておくこと。
- 町は、避難者情報の収集に際し、個人情報を保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に避難所の管理責任者との間で実施ルールを定めるよう努める。
- より早い段階での避難所の衛生状況の改善と、感染症対策のため、避難所における感染症サーバランスの実施時期と実施体制を事前に検討しておくこと。
- 指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努めること。
- 感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制等、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。感染症患者が発生した場合の対応や感染者等の避難方法を含め、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」(令和2年6月策定)等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所の開設に努めること。
- 指定緊急避難場所や指定避難所等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めること。

8. 学校等教育施設を避難所とする場合の対応

(1) 運営体制等についての協議

町は、学校等教育施設を避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的であることを認識の上、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分(校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努めること。

(2) 運営取組の促進

学校等での避難所運営が円滑に行われるよう、教育委員会は、学校等と町や地域との連携体制に係る基本的な考え方や避難所運営との関連における学校防災マニュアル作成のポイント等を示し、学校等、町、関係機関の取組を促進する。

(3) 防災機能の強化

町は、学校等施設について、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置、通信設

備等を整備することにより、災害時の応急避難場所として、防災機能の強化に努める。

9. 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の指定及び整備

町は、県と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、要配慮者が介護・医療的ケア等の相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。

(2) 福祉避難所の指定基準

- バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられる。
- 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

(3) 他市町村での受入れ拠点の確保

町は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

10. 広域避難の対策

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他県や他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第3. 避難の長期化対策

1. 栄養状況調査の実施

避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養状況調査の実施と、その結果に基づく、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供が必要である。

避難所の栄養調査は被災者の健康維持においては重要であることから、町は、災害時の避難所調査の実施方法・体制や、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供を行う体制を整備する。

2. 生活環境の確保

町は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッド等要配慮者への配慮や、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保等、女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。

第4. 避難所における愛護動物の対策

町は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所マニュアルに記載する。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。

なお、被災地域が広域にわたる際の愛護動物の救護活動を見据え、県と(公社)宮城県獣医師会との間で救護活動に関する協定を強化する。

第5. 応急仮設住宅対策

1. 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の確保

(1) 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備

県は、応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備が可能な公用地等を把握し、(一社)プレハブ建築協会や宮城県木造応急仮設住宅建設協議会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき建設能力の把握に努め、応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備確保を行うことから、町はこれに協力する。

(2) 居住施設の供給体制の整備

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、各種災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅(建設型応急住宅)用の用地を把握し、(一社)プレハブ建築協会や宮城県木造応急仮設住宅建設協議会と連携を図って応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備に要する供給体制の整備に努める。

2. 民間賃貸住宅の借上げ対策

県は、(公社)宮城県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会宮城県本部並びに(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との「災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定」に基づき、災害が発生し必要と認める場合には、民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与することとし、借上げの円滑化に向け、平常時からその借上げの方法、役割分担等について関係団体と協議・調整を図った上で、その取扱いについてあらかじめ定める。

第6. 帰宅困難者対策

1. 基本原則の周知

町は、大規模地震発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送等の応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平常時から積極的に広報し、住民、企業、学校等、関係団体等への周知を図る。

2. 安否確認方法の周知

町は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル(171)等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

3. 企業・学校等の取組の促進

町は、企業・学校等が従業員や顧客、児童・生徒を一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄や建物の耐震性の維持、大型の什器・備品の固定の促進を図る。

4. 避難対策

(1) マニュアルの作成

町は、県と連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進める。

(2) 情報伝達体制の整備

町は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や災害時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時からバス事業者等との連携を強化する。また、バス事業者との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。

(3) 備蓄の確保

町は、帰宅困難者が避難することが想定される避難所等について、食料・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討する。

5. 徒歩帰宅者対策

町は、各種事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う協定締結先の拡充に努める。

6. 訓練の実施

町は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練の実施を推進する。

7. 帰宅支援対策

町は、バス事業者等の交通事業者と連携し、災害時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じる。

また、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、要配慮者の交通手段の確保にも努める。

第7. 被災者等への情報伝達体制等の整備

1. 情報伝達手段の確保

(1) 多様な伝達手段の確保

町は、町防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む)の整備や、IP通信網、CATV、コミュニティFM等のメディア、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ソーシャルメディア、衛星携帯電話やワンセグ等のあらゆる媒体の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

(2) 多様な主体への情報伝達体制の整備

町は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者、外国人等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

2. 役割・責任の明確化

町は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、その際の役割・責任等の明確化に努める。

3. 生活情報伝達体制・施設・設備の整備

町及び放送事業者等は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

4. 居住地以外の市町村への避難者への対応

町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことのできるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

【資料編 資料2－2《避難所一覧表》を参照】

第18節 食料・飲料水及び生活物資の確保

主管部署 総務課、防災対策室、水道事業所

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 住民の備蓄		○	
● 事業所の備蓄			○
● 備蓄の広報・啓発活動	○		
● 町の備蓄	○		
● 食料及び生活物資の確保	○		○
● 飲料水の調達	○		
● 輸送用燃料の確保	○		

第1. 目的

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、発災直後から、時間経過に応じ、被災者に対し円滑に食料、飲料水、燃料及び生活物資の供給が行われるよう、町及び関係機関は物資の備蓄、調達及び輸送体制の整備を図る。

第2. 住民等のとるべき措置

1. 住民の対応

住民は、防災の基本である「自らの身の安全は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰等）及び飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーター等）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。また、住民は、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても準備しておくよう努める。

併せて、住民は、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最少限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。

2. 事業所の対応

事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民も考慮しながら、3日分の食料、飲料水の備蓄に努める。

3. 町の対応

町は、住民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取組むよう啓発に努める。そのためには、備蓄の必要性を高めるためのパンフレットの配布、防災イベン

トにおける試食等広報・啓発活動を実施する。

また、小口・混載の支援物資を送ることは被災市町村の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める

第3. 食料及び生活物資等の供給計画の策定

町は、大規模な地震災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋、その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めるように努める。

その際、物資の調達、在庫管理、物資ニーズ収集等における、分類方法の違いによる需要と供給のミスマッチを避けるため、救援物資の分類方法も統一しておく。

第4. 食料及び生活物資等の備蓄

1. 初期の対応に十分な備蓄量の確保

町は、備蓄を行うに当たって、備蓄場所、品目、数量等の点検・洗い出しの調査を行い、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立ち、各自で想定される最大避難者数の3日分等、初期の対応に十分な量の物資を備蓄する。

2. 公共用地、国有財産の有効活用

町は、備蓄にあたり、国と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

3. 集中備蓄・分散備蓄体制の整備

町は、仮設トイレや投光器等物資の性格に応じ、大型で数量が少なく、緊急性を要しないものは防災拠点等への集中備蓄、災害発生後に被災地において大量に必要となり迅速に対応すべきものは、避難場所の位置を勘案した倉庫等への分散備蓄を行い、それぞれの備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

4. 備蓄拠点の整備

町は、備蓄拠点について、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

5. 備蓄物資の選定時の配慮

町は、備蓄物資の選定に当たっては、クラッカー等調理不要の非常食の導入を検討するほか、管理栄養士の活用も図りつつ、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮した品目の検討を行う。

6. データベースの構築とパッケージ化の検討

町は、あらかじめ、予想される被災者の数、高齢者の数等のデータベースの構築等に努め、発災時点でその数を予測することができるようにしておくとともに、発災後3日間を目安に、飲料水・食料・生活用品(毛布・タオル・マスク・歯ブラシ・食器・ティッシュ・ラップ等)をパッケージ化して備蓄しておくことも検討する。

第5. 食料及び生活物資等の調達体制

1. 食料の調達

町は、被害想定などを参考にしながら最小限の非常食の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行うほか、効率的に炊き出しができるよう七ヶ浜町給食センター内でも備蓄を行う。また、非常食の備蓄を補完するため、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害時における調達先を確保しておく。

2. 生活物資の確保

町は、災害救助法が適用される大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、必要とされる生活必需品について、あらかじめ備蓄・調達体制を整備し、最小限の生活物資の確保に努める。

なお、供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

【資料編 資料3-1《資機材倉庫・災害備蓄倉庫在庫一覧表》を参照】

第6. 飲料水及び応急給水資機材の確保

町は、被害想定などを参考にしながら最小限の飲料水の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行う。また、町は、災害時における応急給水に必要な給水車、給水タンク等の給水資機材をあらかじめ整備する。併せて、避難所施設への飲料水兼用耐震性貯水槽の設置など、断水時の飲料水の確保策を検討する。

町は、(公社)日本水道協会宮城県支部等の関係機関と連携を図り、必要に応じ、関係機関に応援要請ができる体制を整えるなど応急体制の確立を図る。

【資料編 資料3-1《資機材倉庫・災害備蓄倉庫在庫一覧表》、資料3-4《給水車等保有状況》を参照】

第7. 燃料の確保

1. 燃料の調達、供給体制の整備

(1) 燃料の確保に関する協定等

町は、災害時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、石油商業協同組合等と必要な協定等を締結するなどして、燃料の確保に努める。

(2) 情報連絡体制の確立

町は、石油商業協同組合等と災害時における情報連絡体制を確立しておく。

2. 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

町は、協定などに基づき、災害時において災害応急対策車両が専用又は優先して給油が受けられる給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

町から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、町と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

3. 普及啓発

(1) 燃料管理等の普及啓発

町は、災害時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から住民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

(2) 車両を要する住民等の自助努力の徹底

日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。

第8. 炊き出し実施体制の整備

地震災害時における食料の炊き出しは、七ヶ浜町学校給食センターが行い、必要に応じて各避難所での炊き出しを想定する。なお、七ヶ浜町学校給食センターは回転釜やスチームオーブン等の業務用機器を使用するため、業務委託している民間会社との間で、大規模災害時には調理師の協力が受けられるよう協定の締結に努める。

第19節 ボランティアのコーディネート

主管部署	長寿社会課、健康福祉課
関係部署	七ヶ浜町社会福祉協議会

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● ボランティアコーディネーターの養成	○	○	
● ボランティア受け入れ拠点の整備	○	○	
● 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備	○		
● 行政の支援	○		

第1. 目的

東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアの救援活動等が大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体・NPO・ボランティア等は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するというボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。

一方、行政機関等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。

さらに、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、ボランティアのコーディネート等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

第2. ボランティアの役割

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。

生活支援に関する業務	① 避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助 ② 炊き出し、食料等の配付 ③ 救援物資等の仕分け、輸送 ④ 高齢者、障害者等の介護補助 ⑤ 清掃活動 ⑥ その他被災地での軽作業
専門的な知識を要する業務	① 救護所等での医療、看護、保健予防 ② 被災建築物の応急危険度判定 ③ 被災宅地の危険度判定 ④ 外国人のための通訳 ⑤ 被災者へのメンタルヘルスケア ⑥ 高齢者、障害者等への介護

	⑦ アマチュア無線等を利用した情報通信事務 ⑧ 公共土木施設の調査等 ⑨ I T機器を利用した情報の受発信 ⑩ その他専門的な技術・知識が必要な業務
--	---

第3. 災害ボランティア活動の環境整備

町は日本赤十字社、社会福祉協議会、N P O・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（N P O・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が自主性に基づきその支援力を向上し、町、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備を図る。

また、町は、災害ボランティアの活動環境として、行政・N P O・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受け入れや、調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

さらに、町は、社会福祉協議会、N P O等関係機関との間で、被災家庭からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、町は、地域住民やN P O・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第4. 本町の主なボランティア団体

本町の主なボランティアは、次のとおりである。

- | | |
|--|---|
| | ① 日本赤十字奉仕団（行政区等）
② 婦人防火クラブ
③ ボランティア友の会
④ その他 |
|--|---|

- ① 日本赤十字奉仕団（行政区等）
- ② 婦人防火クラブ
- ③ ボランティア友の会
- ④ その他

第5. 専門ボランティアの登録

平成30年4月現在、県で確立されている主な専門ボランティアは次のとおりである。

被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	<p>県は、地震で被災した建築物や宅地について、その後の地震等による二次災害の防止を目的として、その危険性を判定する作業にボランティアで従事する建築士等を判定士として養成し、登録する。</p> <p>また、宮城県建築物等地震対策推進協議会の活動を通して、市町村要綱整備の指導及び判定コーディネーターの育成等に努める。</p>
砂防ボランティア	<p>大規模な土砂災害等が発生した場合、県の砂防担当職員のみでは二次災害の防止に対して迅速かつ十分な対応は不可能である。</p>

	このため、宮城県砂防ボランティア協会との連携を図り、二次災害の防止に努める。
防災エキスパート制度	防災エキスパート制度は、公共土木施設の調査、計画、施工、行政上の事務処理、施設の維持管理等に長年携わった人に、専門的な分野でのボランティア活動へ従事してもらうべく、東北地方整備局が発足させた制度である。 東北地方整備局は、災害が発生した際には、この制度により迅速、確実、効果的に直轄管理施設の被災状況を把握する。
災害時の通訳ボランティア	大規模な災害が発生した場合、外国人の言葉の問題に対し町や県の職員だけでは十分対応できない。 このため、通訳ボランティアとして活動できる方を一般から募集し、被災地に派遣する。 県は登録したボランティアに対し研修会等を実施し、ボランティアの養成もあわせて行う。

第6. 一般ボランティアのコーディネート体制

1. 一般ボランティアのコーディネート体制づくり

一般ボランティアのコーディネーターは、災害の発生時には七ヶ浜町社会福祉協議会及びNPO等関係機関が中心となって、市町村レベル、県レベルの2段階に速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げられるよう、町は、平常時から県、関係機関等と協力し、次のような準備、取り組みを行う。

(1) ボランティアコーディネーターの養成

七ヶ浜町社会福祉協議会は、災害が発生した場合、被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平常時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。

また、地域の災害ボランティア活動等に積極的に携わるための相談や情報提供等、養成後のフォローアップに努めるとともに、町と協力し、災害ボランティアコーディネーターとしての経験や能力を持つ人材の確保、育成及び連携強化に努める。

(2) ボランティアコーディネート拠点の整備

災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受け入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。

(3) コーディネート体制の整備

七ヶ浜町社会福祉協議会は、ボランティアに対するニーズと活動とのマッチングについて、あらかじめ災害時に想定されるボランティア業務の整理を行うとともに、必要とされるボランティアの活動内容をホームページ等で情報発信するための環

境整備やボランティアの事前登録制度の活用などにより、ボランティア受入れのための体制を構築するよう努める。

(4) 災害ボランティア関係機関等とのネットワークの整備

災害ボランティアコーディネート支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、宮城県社会福祉協議会、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア等とのネットワークを構築する。

2. 行政の支援

町は、災害ボランティアのコーディネートに必要な環境整備やリーダーの養成などの体制づくりを、七ヶ浜町社会福祉協議会、NPO等関係機関と連携して実施するとともに、必要な活動支援を行う。また、災害時に活動が期待されるNPO・ボランティア等との協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

第20節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

主管部署	長寿社会課、健康福祉課、七ヶ浜国際村
関係部署	塩釜地区消防事務組合、社会福祉施設

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 社会福祉施設の安全確保対策	○		○
● 要配慮者等への避難支援対策	○	○	
● 避難行動要支援者への災害予防対策	○	○	
● 外国人への支援対策	○		○
● 旅行客への支援対策	○		○

第1. 目的

大規模災害に備え、社会福祉施設の安全確保に加え、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や高齢者、障害者等の避難行動要支援者、外国人や旅行客への支援対策などについて定める。

第2. 要配慮者への避難支援対策

1. 防災点検及び防災資材の配備

社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行い、災害に対する安全性の確保に努める。特に、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備え、入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

2. 組織体制の整備

社会福祉施設等は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的な計画を作成する。また、市町村と連携し、施設相互間並びに他の施設、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

3. 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設等は、入所者及び施設職員等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。また、入所者及び従事者が、災害時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実

態に応じた防災訓練を定期的に実施し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立する。

4. 業務継続体制の構築

社会福祉施設等は、施設や設備が大きく被災し入所者が施設での生活が継続できない場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣により介護の継続が可能な体制を整えることが速やかにできるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。

第3. 要配慮者への避難支援対策

乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対する避難支援は、避難所運営などにおいて配慮する必要があり、避難所の運営に関するマニュアル等で定める。

第4. 避難行動要支援者への避難支援対策

1. 避難行動要支援者の定義

避難行動要支援者(以下「要支援者」という。)とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者で、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 75歳以上の一人暮らしの者又は75歳以上の者のみで構成する世帯に属する者
- (2) 身体障害者手帳を交付され、当該障害の程度が1級又は2級に該当する者
- (3) 療育手帳を交付され、当該障害の程度がAの者
- (4) 精神障害者手帳を交付され、当該障害の程度が1級又は2級に該当する者
- (5) 介護保険で要介護3以上の認定を受けている者
- (6) (1)から(5)以外の者で、町長が特に支援を要すると認める者

2. 避難行動要支援者への避難支援体制

(1) 要支援者情報の収集・共有・管理等

①要支援者の把握(保有情報の活用)

災害時における要支援者の安否確認、避難行動の支援、避難所等での生活支援を迅速に、かつ、的確に行うためには、町、行政区長、自主防災会、消防団、町社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護関係事業者等、関係機関における情報共有が必要不可欠であり、関係機関においては、災害時に迅速に活用できるよう、日頃から要支援者の生活状況等を把握しておくことが重要となる。

町では、これらの活動を支援するため、災害時避難行動要支援者名簿(以下「要支援者名簿」という。)の整備を行い、より効果的な避難体制の構築を図る。

②要支援者名簿の整備

要支援者名簿への登録を行い、予め次に掲げる関係者等に対し要支援者名簿の情報共有を行う。なお、当該要支援者から名簿情報の提供の拒否を申し出た場合は、名簿の提供を行わないものとする。

- | | |
|-------------------------|--------------|
| (1) 行政区長 | (2) 自主防災会会長 |
| (3) 消防分団長 | (4) 民生委員児童委員 |
| (5) 町社会福祉協議会 | (6) 七ヶ浜消防署 |
| (7) その他町長が特に必要と認める関係機関等 | |

③災害時避難行動要支援者名簿の更新

作成した要支援者名簿は、定期的に更新するものとする。

④災害時避難行動要支援者名簿の管理

関係者等は、要支援者名簿に関し、第三者が閲覧することができないよう厳重に管理しなければならない。

町は、要支援者名簿を関係者等に提供する際は、第三者に要支援者情報が漏えいすることないよう安全管理のために必要な措置を講じるものとする。

⑤緊急時の情報提供に関する特例措置

町は、災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合において、要支援者の生命、身体を保護するために必要かつ緊急を要する場合に限り、本人の同意を得ることなく救助活動等を行う者又は関係機関に対して要支援者名簿の情報を提供できるものとする。

(2) 個別支援方針の策定

町は、要支援者に関し、円滑かつ迅速な避難支援等に繋げるため、個別支援方針を策定するものとする。

(3) 個別避難計画の策定

町は、要支援者名簿に基づき、対象者の同意のもと、避難支援のための個別避難計画を策定する。

なお、個別避難計画の策定に関する指針等は別途定める。

(4) 避難支援体制

①関係機関との連携

災害時における要支援者の避難支援に関しては、地域住民が中心となって活動することとなり、とりわけ近隣の方の助勢(共助の力)が重要となる。このため町は、行政区長、自主防災会、消防団、町社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護関係事業者等の関係機関と連携し、避難支援体制の構築を図り、要支援者が速やかに避難できるよう努めるものとする。

②避難支援等実施者

町は、個別避難計画作成指針に基づき、民生委員児童委員、区長、自主防災会長の個人と、町地域包括支援センター、町社会福祉協議会の団体を避難支援等実施者と定める。

なお、避難支援等実施者の役割などについては、個別避難計画作成指針に定める。

③地域の見守り活動と支援ネットワーク

要支援者の避難を迅速かつ適切に行うためには、要支援者と避難協力者との信頼関係が必要不可欠であり、日頃の声掛けや見守り活動など、平常時から信頼関係を深めることが重要となる。こうした日常的な働きかけについては、民生委員児童委員による声掛け運動や町社会福祉協議会による見守り活動と連動させ近隣における支援ネットワークづくりを進め、地域住民の協力関係を構築していくものとする。

(5) 防災設備等の整備

町は、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置を推進する。

3. 情報伝達等

(1) 避難に関する情報

町は、災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合に、避難情報の発信や避難勧告・指示を発令することとする。その際、要支援者及び避難協力者に対し、確実に情報を伝える措置を講じるものとする。

(2) 情報伝達手段

情報の伝達方法は、防災行政無線による他、自主防災会、消防団等による直接伝達方法を併用するものとする。

また、当該伝達手段がとれない場合には、避難協力者等が要支援者宅を直接訪問するなど避難情報等を伝える手段を速やかに確保するよう努めるものとする。

(3) 情報伝達手段の普及

町及び県は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、G P S機能付)、デジタルサイネージ(ディスプレイ等に災害情報を常に表示できるもの)の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

4. 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の確保

福祉避難所は、要配慮者や要支援者のうち医療的ケアなど特別の配慮が必要な者の避難生活を支援するための施設となるものである。町では、避難計画に掲げる施設を福祉避難所として指定し、容体に変化がある場合は速やかに医療機関に搬送することとする。

なお、民間施設の福祉避難所指定に当たっては、事前に協定を締結し、福祉避難

所としての開設、受入れ、運営が円滑になされるよう協議しておくこととする。

(2) 市町村の域を超えた要配慮者の受入れ体制の構築

町は、県と連携を図りながら、町での受入れが困難な在宅の要配慮者を想定し、市町村の域を越えて受入れる体制の構築に努める。

(3) 福祉避難所の構造・設備

町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者が避難生活を送るために必要となる洋式トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者を考慮した設備や、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品、及び授乳に配慮するための設備といった、女性や子育て家庭に十分配慮した構造・設備の配備に努める。

(4) 支援対策要員の確保

町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

なお、県においては、広域避難時の要配慮者の支援体制における、市町村や保健福祉事務所等関係機関間の連携強化と情報の共有化を図るとともに、早期に福祉避難所で介護士等が活動できるよう、町を支援する。

5. 福祉サービスの継続と関係機関の連携

町は、災害時における福祉サービスの運用方針等に関し、国や県と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確保する。具体的には関係者間で密接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣や受入れも活用しながら福祉サービスの継続に必要な体制を整える。

(1) 福祉施設等受入れ先の確保に関する協定

県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設や民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請することから、町はこれに協力する。

(2) 介護職員等の確保

県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して、事業所内における災害時の職員派遣協力協定の締結等を促すことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めることから、町はこれに協力する。

6. 家族を含めた防災訓練の実施

町は、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

7. 要配慮者自身の備え

町は、平常時に要配慮者自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、以下のような「自助」の考え方についても、普及に努める。

《要配慮者自身の備え》

- ① 避難する場合は、避難場所を書いた紙を玄関に貼つておく
- ② 防災用品をそろえる
- ③ 貴重物品をまとめておく
- ④ 近所の人に災害時の支援について依頼しておく
- ⑤ 防災訓練に参加する など

《在宅の要配慮者に対する支援活動（例）》

災害発生直後の対応	<ul style="list-style-type: none"> (1) 安否確認 (2) 救出 (3) 避難誘導 (4) 避難所・救護所での措置 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所のバリアフリー ・避難所での避難行動要支援者に配慮した空間の確保 ・手話や障害者を補助するボランティアなどの配置 ・メンタルケア専門員の配置又は派遣可能な体制確保 ・畳等が敷いてある場所の確保 ・避難所への物品供給 (5) 情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ等による情報の提供 ・聴覚障害者のための紙による情報提供 ・視覚障害者のための声による情報提供
災害発生後の対応	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難所における要配慮者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・医療（医師・保健師・看護師等）、相談（町職員、専門相談員・社会福祉協議会等）、ケア等を行う専門の巡回支援チーム等の組織化 ・避難所生活が困難な避難行動要支援者については、必要に応じて社会福祉施設への一時入所等を実施 (2) 被災した避難行動要支援者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・継続的な在宅保健福祉サービスの提供 ・在宅生活が困難な場合は必要に応じて社会福祉施設への一時入所等を実施 (3) 仮設住宅への入居支援 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅の入居手続きの優先実施 ・冷暖房器具、洋式トイレ、入口の段差解消等の配慮 (4) 生活物資の供給 <ul style="list-style-type: none"> ・情報機器としてラジオ、テレビ、生活物資として布団、毛布等の寝具類、鍋、釜等の厨具類の供給 ・食料品供給等の配慮 (5) 仮設住宅入居者に対する地域での支援体制 <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の巡回支援サービスを行う体制の整備、保健福祉サービス等の提供 ・近隣住民（地域支援者）や関係支援団体との連携による生活支援の継続

第5. 外国人への支援対策

在住外国人が災害時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、町は県と連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、外国人旅行客についても念頭に置きながら、防災意識の啓発や災害予防対策を行う。

1. 外国人支援対策

- 防災計画の作成に当たり、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。
- 外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配付するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難場所、さらには避難経路の周知徹底を図る。
- 避難場所までの案内板等に外国語を併記する。
- 町が行う防災訓練の実施に当たっては、地域に住む外国人を含める。
- 外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかける等、行政と民間が連携した防災体制の整備を行う。
- 災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を行うとともに、情報提供のためのマニュアルを作成する。
- 県は、外国人防災対策事業を実施するとともに、必要な支援もあわせて行うことから、町はこれに協力する。
- 防災に関する情報提供や避難誘導において、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等により、外国人に配慮した支援に努める。
- 町、県及び(公財)宮城県国際化協会は、外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるよう、外国人相談窓口の充実を図る。

第6. 旅行客への支援対策

1. 情報連絡体制の整備

本町は、年間を通して、サーフィンや釣りといったレジャー客が多く訪れており、特に海岸沿いの宿泊施設や観光施設とあらかじめ協議の上、災害が発生したとき又はそのおそれのあるときの利用者の避難所、避難誘導方法、連絡方法等を確認しておく。

2. 観光施設における防災訓練等の実施

町は、ホテル旅館等観光施設所有者と連携し、避難場所、経路確認の徹底や観光客参加の防災訓練に配慮する。

3. 外国人旅行客の安全確保

外国人旅行客は、言語の不自由さや生活習慣の違いなどの特性に加え、日本で発生する災害の基本的知識や土地鑑に乏しいことから円滑な避難行動が容易ではないといった特性を有する。

このため、県及び町は、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」(平成26年10月 国土交通省観光庁)等を踏まえ、関係機関等と連携して外国人旅行客の安全確保に努める。

第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬

主管部署	総務課、防災対策室
------	-----------

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 業務対応マニュアルの作成	○		
● 遺体安置所備品の備蓄	○		

第1. 目的

大規模地震による火災・建物倒壊等で死者、行方不明者が生じた場合は、防災関係機関の連携により、これらの搜索、処理を速やかに行う。また、東日本大震災では本町でも多くの方が亡くなり、遺体安置所では実際の確認作業、ご遺族への対応のためのマニュアル作成の必要性があったことから、事前の対応を検討する。

第2. 遺体等の搜索

町は、災害救助法が適用され、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状態から既に死亡していると推定される者の搜索を行う。

第3. 遺体の処置、収容

- 町は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体の処理ができない場合に、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置・遺体の一時保存・検案を行う。
- 町は、被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。被害が集中し、遺体の収容や収容所の設営が困難となった場合、町は、周辺市町村へ協力要請を行う。
- 町は、警察官及び海上保安官と緊密な連絡をとり、検視（死体調査）又は検案を経ないで死亡届出が出された遺体の数及び警察で検視（死体調査）を実施した遺体の数を把握し、災害の死傷者を逐次把握する。

第4. 遺体の火葬、埋葬

町は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため火葬、埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に火葬及び応急的な埋葬を行う。また、被災による遺体の火葬・埋葬に関する計画を事前に策定する。町は、宮城県広域火葬計画に基づき、次の事項に留意し対応する。

1. 被災状況の報告

災害の発生後速やかに区域内の死者数について把握し、県に報告する。

2. 広域火葬の要請

広域火葬が必要と判断したときは、速やかに、県に広域火葬の要請を行う。

3. 火葬場との調整

県の広域火葬の割振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割振りを行い、応援の承諾のあった火葬場設置者と火葬の実施方法等について詳細を調整する。

4. 遺族への説明

遺族に広域火葬の実施について、その心情に配慮しつつ、十分な説明を行い、割振られた火葬場に遺体を直接搬送することについて同意が得られるよう努める。

5. 広域火葬の終了

広域火葬を行う必要が無くなった場合には、県に連絡を行い、広域火葬終了までの火葬依頼の実績を取りまとめ、県に報告する。

6. 一時的な埋葬について

広域火葬をもってしてもなお処理能力が追いつかず、火葬が行われない状態が現に続いている場合は、長期的に続くことが予想される場合は、一時的な埋葬を行うことができる。一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するとともに、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」第10条の規定に基づき、事務を行う。

身元の判明しない遺骨については遺留品とともに公営墓地又は寺院等に依頼するなどして保管し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。また、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、遺体 安置所等に相談窓口を設置する。

第5. 遺体収容、確認のための業務対応マニュアルの作成

PAHO／WHOが発行し、国立保健医療科学院が翻訳した「災害後の遺体管理 一次対応者のための現場マニュアル」等を参考に、対応マニュアルの作成を検討する。

第6. 遺体安置所備品の備蓄

遺体安置所では、ブルーシート、毛布、消毒液、ビニール手袋、ラジオ、懐中電灯、石油ストーブ・扇風機等の資材の他、仮安置所での祭壇で使用する物資（ローソク、線香、花等）を準備する必要があることから、これらの資機材の備蓄に努める。

なお、棺等葬祭用品については、県と宮城県葬祭業協同組合が「災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定」を締結しており、これを利用することができる。

第22節 災害廃棄物対策

主管部署	町民生活課
関係部署	宮城東部衛生処理組合

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 災害時の相互協力体制の整備	○		
● 分別収集等の周知	○		
● 資機材の備蓄、収集運搬車両、清掃機器等の整備	○		
● 広域的な処理・処分計画の作成	○		
● 協力・応援体制の整備	○		
● 避難所の生活環境の確保	○		

第1. 目的

大規模地震発生後、大量に発生する災害廃棄物（災害によって発生する廃棄物及び被災者の生活に伴い発生する廃棄物）や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、町及び関係機関は、廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要となる広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。

第2. 処理体制

1. 町の役割

町は、円滑かつ迅速に災害応急対策を推進するため、廃棄物処理に係る災害時応急対策を地域防災計画や災害廃棄物処理計画等に定めるとともに、組合施設の処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、広域的な市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

2. 事業者の役割

事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物の性状等に精通していることから、自らの責任において回収し、適正に処理するための体制の整備に努める。

《本町のごみ・し尿処理運搬車両の整備状況》

(令和5年1月1日現在)

ごみ								
直営分			委託業者分			許可業者分		
収集車	運搬車	伝馬船等船舶	収集車	運搬車	伝馬船等船舶	収集車	運搬車	伝馬船等船舶
一台	一台	一台	10台	7台	一台	一台	一台	一台

し尿					
直営分		委託業者分		許可業者分	
収集車	運搬車	収集車	運搬車	収集車	運搬車
一台	一台	一台	一台	2台	一台

3. 分別収集等の周知

災害時には地震発生直後から被災者の避難が始まり、また、避難期間が長くなることから、廃棄物も多量に発生することが予想されるため、日頃より分別排出の徹底を呼びかけるとともに、災害時に廃棄物の排出方法を定め、広報紙等を通じて住民に周知を図る。

第3. 主な措置内容

町は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。

1. 緊急出動体制の整備

- 廃棄物処理業者は、収集運搬車両や清掃機器等を常時整備すること。
- 廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合の対策を宮城東部衛生処理組合と検討すること。
- 廃棄物処理施設については、災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めること。

2. 災害時における応急体制の確保

- 仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物処理について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定すること。
- 広域的な市町村等との協力・応援体制を整備し、その連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において、具体的に明示すること。

3. 避難所の生活環境の確保

- 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うこと。
- 上記の調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。

第23節 防災知識の普及

主管部署	総務課、防災対策室、教育総務課、長寿社会課、健康福祉課 子ども未来課、産業課、生涯学習課
------	---

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 町職員への防災知識の普及	○		
● 住民等への防災知識の普及	○	○	
● 要配慮者への配慮	○	○	
● 学校等教育機関における防災教育	○	○	
● 講習会等の開催	○	○	
● 防災リーダーの育成	○	○	

第1. 目的

自らの命は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの命を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、町及び防災関係機関は、所属職員に対し、マニュアル等の作成・配付、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、防災知識の普及に努める。また、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながら地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

第2. 防災知識の普及、徹底

1. 町職員への防災知識の普及

災害時の町及び防災関係機関は、災害対策の中核を担い、その役割は多岐にわたっている。また、それぞれの職員は所掌事務に関係する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。このため、町は、職員初動期マニュアルの作成、配布により、職員へ周知するほか、研修会、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、所掌事務を熟知させるとともに、各々必要な施策を講じ職員の防災関係意識の向上に努める。

なお、防災教育は、各所属にて行い、その内容は少なくとも次の事項を含める。

- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 地震・津波に関する一般的な知識
- 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識（後発地震への注意を促す情報が発信された場合を含む）
- 職員等が果たすべき役割
- 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- 後発地震への注意を促す情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識
- 家庭及び地域における防災対策

2. 住民等への防災知識の普及

(1) 防災関連行事の実施

①総合防災訓練、講習会等の実施

町は、住民の防災意識の向上を図るため、防災関連機関と連携し、総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施し、その危険性及び早期避難の重要性を周知させるとともに、最低3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備等家庭での予防・安全対策、注意報・警報発令時や避難指示発表時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及啓発を図る。また、災害時の家庭内の連絡体制の確保を促す。

実施に際しては、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知するとともに、住民等の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割分担等を住民に周知させる。

②防災とボランティア関連行事の実施

町は、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く住民等を対象とした、防災関連行事の実施に努める。

③東日本大震災発生日の位置づけ検討

町は、東日本大震災の教訓を忘れず、津波への備えを普及・啓発するため、その発生日（3月11日）の位置づけについて検討する。

(2) ハザードマップ等の活用

町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。

(3) 専門家の活用

町は、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切

かつ継続的に実施されるよう、地震災害に関する専門家の活用を図る。

(4) 普及・啓発の実施

町は、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、各種商工団体、その他の公共的団体、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報紙、パンフレット、新聞広告及びインターネット(ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等)、テレビ・ラジオ局、CATV局の番組、ビデオ・フィルムの製作・貸出、文字放送等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。

【住民等への普及・啓発を図る事項】

- ①地震発生時及び緊急地震速報を見聞きしたときにとるべき身を守る行動
- ②日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ③地震・津波に関する一般的な知識
- ④後発地震への注意を促す情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識
- ⑤災害危険性に関する情報
 - ・各地域における避難対象地区
 - ・孤立する可能性のある地域内集落
 - ・急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 など
- ⑥避難行動に関する知識
 - ・各地域における避難対象地区避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
 - ・自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すこと
 - ・「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」の意味、行動例
 - ・各地域における災害種別毎の指定緊急避難場所及び避難路に関する知識
 - ・指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
 - ・各地域における避難情報の伝達方法 など
- ⑦家庭内での予防・安全対策
 - ・「最低3日間、推奨一週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
 - ・非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、防寒具等)の準備
 - ・自動車へのこまめな満タン給油

- ・負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策
 - ・飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
 - ・保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え
 - ・出火防止等の対策の内容
 - ・災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること
- ⑧災害時にとるべき行動
- ・地震が発生した場合の出火防止
 - ・近隣の人々と協力して行う救助活動
 - ・自動車運行の自粛
 - ・その他避難情報の発令時、後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき行動
 - ・様々な条件下（家庭内、路上、自動車運転中等）でとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動
 - ・避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとることなど
- ⑨その他
- ・正確な情報入手の方法
 - ・防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
 - ・住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
 - ・帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」
 - ・通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - ・家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動
 - ・住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施 など

(5) 要配慮者及び観光客等への配慮

①要配慮者への配慮

町は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等に十分配慮する。

②観光客等への対応

町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、町及び施設管理者は、避難場所を示す標識を設置するなど、広報に努める。

(6) 災害時の連絡方法の普及

①災害時通信手段の利用推進

東日本電信電話(株)宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板(w e b 171)の利用推進を図り、町は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。

②災害時通信方法の普及促進

携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線LANスポットにおけるWi-Fi接続サービスなどの普及を促進する。

(7) 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

(8) 「暴力は許されない」意識の普及、徹底

町は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

3. 海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及

- 関係事業者に対し、防災訓練への積極的な参加促進を図る。
- 海岸等の利用者に対しては、次により地震災害その他の災害への対応に関する指導を行い、防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。
 - 防災に関する講演会を開催するほか、各種講習会を活用して防災に関する講習を行うとともに防災関係資料の配付等を行う。
 - 各種行事を活用して防災関係資料の配付等を行う。
 - 宮城海上保安部は、巡視船艇職員等による船舶への立入検査又は訪船指導の際に防災関係資料の配付等を行う。

4. 地域での防災知識の普及

(1) ハザードマップの整備

①ハザードマップの作成・周知

町は、急傾斜地崩壊危険箇所や必要に応じて積雪寒冷地特有の課題等を踏まえて避難場所、避難路等を示すハザードマップ等の整備を行い、住民等に対し周知を図る。

②ハザードマップの有効活用

町は、ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討する。

(2) 日常生活の中での情報掲示

町は、避難場所や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取

組を行う。

(3) 観光客、海水浴客等の一時滞在者への周知

町は、観光地、観光施設といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や車両の多い道路の沿道等において、避難場所や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

5. ドライバーへの啓発

(1) 徒歩による避難の原則の徹底

町は、警察と連携し、運転免許の取得時や運転免許証の更新時等において、徒歩による避難の原則の徹底と地域の状況に応じた避難方法についての周知に努める。

(2) 運転中における発災災害時の対応の周知

町は、通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすること、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること等も、併せて周知に努める。

6. 社会教育施設や防災拠点の活用

町は、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

また、防災拠点に防災教育の機能を有する設備を整備し、平常時から防災教育を行うための拠点としての活用に努める。

第3. 学校等教育機関における防災教育

学校等教育機関は、町、県及び防災関係機関と連携し、住んでいる地域の特徴や地震のリスク、過去の地震の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。

1. 児童生徒及び指導者に対する防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

- (1) 学校等においては、地域の実情を踏まえた学校安全計画等を策定し、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の内面化を図る。
- (2) 地理的要件等地域の実情に応じ、地震等様々な災害を想定した防災教育を行う。
- (3) 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学習させる「自主的に行動することができるための防災教育」や、学校と地域合同の避難訓練や避難所開設訓練への参加等を通じた「地域と連携した実践的な防災教育」を中心とした指導を行う。実施に当たっては、登下校園時等校園外も含めたあらゆる場面を想定しつつ、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

(2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

2. 生涯学習

- (1) 町及び教育委員会は、住民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。また、学級、講座等、婦人会、PTA、青少年団体、その他一般の住民等を対象にした研修会を行う。
- (2) 町及び教育委員会は、防災教育の充実のために必要な教材・資料等を整備するとともに、指導者の指導力の向上のために必要な研修を充実させる。
- (3) (1)に記載した団体等を中心に、住民自ら行う防災活動の支援を行う。例えば、住民の防災の学習の場として防災学校の開催、地区の危険箇所をチェックするなど防災ウォッチングの実施など、住民が関心をもつことができ、また自らすすんで行動できるような方策を検討する。
- (4) 町及び教育委員会は、各学校等において、防災主任、安全担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校防災マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、児童生徒等への防災意識の内面化や校内研修の企画・実施等防災教育及び防災体制の推進について、積極的に支援を行う。
- (5) 町及び教育委員会は、生涯学習内容の中に防災関係の事項を取り上げるほか、防災関連の講座等を実施し、地震防災上必要な知識の普及に努める。
- (6) 町及び教育委員会は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

3. 防災教育の推進や防災機能の整備

町及び教育委員会は、防災教育及び防災体制の充実のために町内全ての学校に防災主任を配置するとともに、地域の拠点となる学校に安全担当主幹教諭を配置し、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備を図る。

また、学校防災計画や学校防災マニュアルの策定、定期的な見直しを行うよう働きかける。

4. 防災に関する教育の充実

町及び教育委員会は、「みやぎ学校安全基本指針」を基にして、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備、防災教育のための指導時間の確保等、防災に関する教育の充実に努める。

第4. 住民の取り組み

住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自らも災害に備える手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

また、「自助」「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動する、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助けるなどの防災への寄与に努める。

1. 食料・飲料水等の備蓄

「最低3日間、推奨1週間」分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置等に努める。

2. 家具等の転倒対策

家具・ブロック塀等の転倒防止対策や、寝室等における家具の配置の見直し等に努める。

3. 家族内連絡体制の構築

発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板(w e b 171)や災害用伝言ダイヤル(171)、S N S等の利用等、複数の手段による災害時の家族内の連絡体制の確保に努める。

4. 防災訓練への参加

地域で実施する防災訓練への積極的参加による、初期消火等初步的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築に努める。

5. 防災関連設備等の準備

非常用持出袋の準備、消火器等消火資機材や住宅用火災警報器の設置、その他防災関連設備等の整備に努める。

第5. 防災指導員の育成

県では、地域防災力の向上を目指し、地域社会において、リーダーとして活躍する者及び主に事業所における震災対策を推進する者を養成するための講習等を開設し、修了者を宮城県防災指導員として位置づけ、その活動の推進を図っている。

町は、県へ受講者の推薦を行う。なお、地域の防災力向上のためには、女性の参画が重要であることから、講習等への女性の積極的な参加を促す。

1. 目的

行政区、町内会、自主防災組織のリーダーや事業所において積極的に震災対策を推進する者等、地域の防災の担い手が、防災に関する体系的・実戦的な知識・技術を習得する。

2. 主な講座内容

地震・津波災害に関する基礎知識、地震・津波に備えた防災手法、防災ボランティア、被災の形態と災害リスク、震災対策と地域連携、事業継続計画関連等。

3. 開催場所

県へ受講者推薦を行い、地域別に開催する。

第6. 災害教訓の伝承

東日本大震災の教訓を活かし、今後の地震・津波対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに東日本大震災の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかりと後世に引き継ぐ。

1. 資料の収集及び公開

町は、県や国と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

2. 伝承機会の定期的な実施

町は、学校等教育機関、企業、N P O等と相互に連携し、過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会の定期的な実施等により、住民が自ら災害教訓の伝承に努め、過去の災害を風化させず、防災意識を啓発するよう努める。

3. 石碑やモニュメントの継承

町は、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

4. 伝承の取組

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。町は、災害教訓の伝承の重要性についても啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第24節 地震防災訓練の実施

主管部署	総務課、防災対策室
関係部署	塩釜地区消防事務組合、消防団

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 町の防災訓練の実施・参加	○	○	
● 防災関係機関の防災訓練の実施	○		
● 自主防災組織等の防災訓練の実施		○	○
● 救助・救急関係機関の教育訓練	○		○
● 通信関係機関の非常通信訓練の実施	○		
● 学校等の防災訓練の実施	○		
● 企業の防災訓練の実施			○

第1. 目的

各防災関係機関は地震発生時に県、町、関係機関及び地域住民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災意識の普及、高揚を図ることを目的として、地震防災訓練を行う。訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を図る。

第2. 防災訓練の実施とフィードバック

1. 定期的な実施

町は地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、住民に対し、とるべき身を守る行動や地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

2. 地域の実情に応じた内容

町は、防災訓練を少なくとも年1回以上実施し、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策を盛り込んだ訓練や後発地震への注意を促す情報等が発信された場合を想定した訓練等、地域の実情に応じた内容とする。また、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期における実施についても配慮する。

3. 目的及び内容の明確な設定

町は、防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的

な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

4. 課題の発見

町は、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

5. フィードバック

町は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第3. 町の防災訓練

1. 訓練の実施・参加

(1) 訓練の実施・参加

自衛隊、海上保安庁といった防災関係機関等の参加も得ながら、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア団体等及び多様な世代から多数の住民が参加する防災訓練を実施する。

(2) 訓練の実施に当たって

それぞれの訓練実施に当たっては、次の点に留意して行う。

- 住民、防災機関、自主防災組織等各機関等の円滑な連携
- これまでの災害の教訓を生かした実践的な訓練
- 夜間等様々な場面を想定した訓練の実施
- 情報の伝達や初動体制等の迅速な立ち上げ
- 要配慮者への情報伝達、避難等の訓練と、防災訓練への積極的な参加の呼びかけ
- 訓練への参加者の拡大
- 被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT 等）のニーズの違い等多様な視点での配慮
- ボランティア活動、災害状況や被害想定、重点訓練項目の明確化
- 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備えた、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練
- 大規模な訓練だけではなく、コミュニティ単位で住民等の工夫を取り入れながら行う小規模な訓練の実施
- 訓練後の評価、課題の改善策の検討
- 地域防災計画の実効性の検証
- 複合災害を想定した訓練の実施

2. 訓練の内容

町は、毎年、6月12日(みやぎ県民防災の日)、9月1日(防災の日)及び11月5日(津波防災の日)等に、地域住民参加による総合防災訓練の実施に努める。

訓練の内容は次のとおりとする。

〈〈訓練内容〉〉

- | | |
|---|---------------------|
| ● 災害対策本部運用訓練 | ● 救出救護訓練 |
| ● 職員招集訓練 | ● 警備、交通規制訓練 |
| ● 通信情報訓練
(町防災行政無線、IP無線機、衛星携帯電話等等の取り扱い訓練) | ● 炊き出し、給水訓練 |
| ● 広報訓練 | ● 防潮堤の水門、陸門等の締切操作訓練 |
| ● 火災防御訓練 | ● 水害防止訓練 |
| ● 緊急輸送訓練 | ● 自衛隊災害派遣要請等訓練 |
| ● 公共施設復旧訓練 | ● 避難所運営訓練 |
| ● ガス漏洩事故処理訓練 | ● その他 |
| ● 避難訓練 | |

第4. 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、少なくとも年1回以上定期的に防災訓練を行い、あるいは町の実施する訓練に積極的に参加することとし、訓練実施に際しては次の事項に配慮する。

1. 実践的かつ効果的な訓練の推進

訓練実施において重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講じるべき事項(シナリオ)については、過去の大震災の教訓を踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪の事態を想定して作成し、訓練を行う。

2. 防災関係機関の多数参加・連携する訓練の実施

組織を超えた防災対策を推進していくためには、各主体単独による訓練だけでなく、できる限り多くの機関と連携し、訓練の実施を通じて相互の補完性を高めていく。

3. 災害被害を軽減する防災訓練の工夫・充実

住民が積極的に防災訓練に参加することや、自らの災害に対する準備を充実させることができるような訓練内容の工夫・充実に努める。

4. 男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施

訓練の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、要配慮者本人の参加を得て避難所への避難誘導訓練等を行

うことなどに努める。

5. 訓練の客観的な分析・評価の実施

訓練終了後には、参加者の意見交換、訓練見学者等からの意見聴取等を通じ訓練の客観的な分析・評価を行い、課題等を明らかにした上で、必要に応じ訓練のあり方、防災マニュアル等の見直し等を行い、実効性のある防災組織体制等の維持、整備を図る。

第5. 自主防災組織等の防災訓練

自主防災組織、婦人防火クラブ等は、それぞれの地域住民の参加を得て独自の訓練を行うとともに、各団体合同の訓練を行う。

町や消防署等は、必要な指導、助言を行う。

第6. 救助・救急関係機関の教育訓練

町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な 救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

第7. 通信関係機関の非常通信訓練

町は、災害時における防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ確実に行うため、原則として年1回以上非常通信訓練を実施する。

第8. 学校等の防災訓練

- 地震災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。
- 校園外活動(自然体験学習、校外学習を含む)等で海浜部を利用する場合は、事前に津波防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。
- 避難訓練を実施する際には、障害のある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。
- 学校等が指定緊急避難場所や指定避難所となることを想定し、町は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。

第9. 企業の防災訓練

- 企業は、大規模な地震発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のための防災訓練を実施する。
- 企業等敷地・施設等が指定緊急避難場所として指定されている場合は、地震発生の際に指定緊急避難場所となることを想定し、避難者の受け入れ等訓練を実施する。
- 災害時に備え、周辺自治体及び各行政区、地域住民の方々並びに各企業・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。

<<訓練内容>>

- | | |
|-----------------------------|------------------------|
| • 避難訓練（避難誘導等） | • 災害時の危険物、有害物の漏洩等の対処訓練 |
| • 消火訓練 | • 災害救助訓練 |
| • 救急救命訓練 | • 町、自主防災会、他企業との合同防災訓練 |
| • 災害時の安否確認方法 | • 施設、設備使用不能の場合の対応訓練 |
| • 災害時の対応（帰宅抑制事態、帰宅方法、自宅待機等） | |

第25節 地域における防災体制

主管部署	総務課、防災対策室
------	-----------

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 自主防災組織の育成・指導	○	○	
● 自主防災リーダー講習会の開催	○	○	
● 自主防災組織への支援	○	○	

第1. 目的

大規模地震が発生した場合の被害を最小限に止めるためには、地域住民、事業所等が連携し迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。このため、町及び防災関係機関は、地域住民及び事業所による自主防災組織等の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティにおける防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災指導員の育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。

第2. 地域における自主防災組織の果たすべき役割

1. 自主防災組織の必要性

大規模災害時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらすべての面において行政が対応することは極めて困難となる。

地震による被害の防止又は軽減を図るために、住民の自主的な防災活動として住民自ら出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に要配慮者の所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。

《本町の民間防火クラブの現況》

(令和4年4月1日現在)

	婦人防火団体	少年防火団体	幼年防火団体
クラブ数	13	3	5
クラブ員数	6,802	184	249

《本町の自主防災組織の現況》

(平成29年4月1日現在)

自主防災組織				隊員数	規約制定組織数
計	行政区等	小学校区	その他		
21	21	—	—	—	21

2. 自主防災組織の活動に当たって

大規模災害時における多様な活動を実施するには、住民自らが「自らの身・地域は自らで守る」という意識の下に行動することが必要である。また、住民自身の地震に対する知識や防災資機材の円滑な活用が自主防災組織の活動を支えることとなる。

第3. 自主防災組織の育成・指導

1. 町の役割

町は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組まなくてはならない。

- 町は行政区等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。
- 町は県と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。
- 自主防災組織の円滑な活動を期するため、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救助、救護のための防災資機材の配備について考慮する。
- 町は地域の自主防災組織と消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るため、防災関係機関と協力し、町自主防災組織連絡協議会等の設置について検討する。

2. 自主防災リーダー講習会の開催

自主防災組織活動に関する参考資料等を活用し、自主防災リーダー講習会を開催し、自主防災組織の育成を図る。

第4. 自主防災組織の活動

災害時には、自主防災組織と住民、防災機関等と連携が重要になる。そこで、各々の役割分担を明確にするため、自主防災組織の活動内容は次のとおりとする。

1. 平常時の活動

(1) 訓練の実施等

自主防災組織は、自らの防災力のみならず、地域の防災力の向上を図るため、防災訓練への参加や各種訓練の実施、防災知識の普及に努める。

防災訓練への参加	自主防災組織は、地震災害が発生したときに適切な措置をとことができるように、町、関係機関と協力し、次の防災訓練を実施するとともに、町等が実施する防災訓練へ参加する。
防災知識の普及	被害の軽減を図るためにには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。
消防訓練の実施	火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して初期消火に必要な技能等の取得及び維持を目的に防災訓練を行政区別に実施する。
避難訓練の実施	避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。
救出・救護訓練の実施	家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。
避難所開設・運営訓練の実施	災害時に迅速かつ円滑な避難所開設・運営を行うため、町担当者や施設管理者と協力し、必要なノウハウの習得に努める。

(2) 防災点検の実施

災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、地域の危険箇所等、家庭及び地域の火気使用設備・器具等、自主防災組織として定期的に地域における防災点検を実施するとともに、住民への周知に努める。

(3) 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急活動を実施するため、活動に必要な資機材を組織として整備することに努め、また、整備した資機材については日頃から点検を実施し、非常時の早急な使用に耐えるよう保管する。

(4) 組織内における役割分担

情報収集、避難誘導、応急対策班等を設置し、災害時に効果的な応急活動を行えるよう役割分担を図る。

(5) 避難行動要支援者の情報把握・共有

要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力

を得ながら、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。

2. 地震・津波発生時の活動

(1) 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決める。

- 地域内の被害情報の収集方法
- 連絡をとる防災関係機関
- 連絡機器の使用方法
- 防災関係機関との連絡方法
- 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート
- 避難行動要支援者の安否確認方法

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

(3) 救出・救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者等の負傷者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは医療救護所等へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認する。

(4) 避難の実施

町長又は、警察官若しくは海上保安官等から避難の指示等が行われた場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ、円滑に避難場所に誘導する。

避難の実施に当たっては、次の点に留意する。

- 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。
 - 市街地 火災、落下物、危険物
 - 山間部、起伏の多いところ がけ崩れ、地すべり
 - 海岸地域 津波
- 円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限とする。(タオル、着替え、薬)
- 避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力の下に避難させる。

(5) 避難所開設・運営への参画

災害時には、町の担当職員が被災し避難所への参集が遅れることなども想定されることから、避難所の設置・運営において自主防災組織を中心とした住民が主体的に参画するように努める。

(6) 給食・救援物資の配付及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、町が実施する給水、救援物資の配付活動に協力する。

第5. 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

町は、地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第26節 企業等の防災対策の推進

主管部署 総務課、防災対策室

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 企業等の防災組織の編成	○		○
● 事業継続計画策定の推進	○		○

第1. 目的

企業等は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

第2. 企業等の役割

1. 企業等の活動

(1) 企業等の防災上の位置づけ

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、地震発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、防災活動を推進する必要がある。自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

(2) 事業継続上の取組の実施

企業等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関等災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等に協力するよう努める。

(3) 被害の拡大防止

企業は、地震発時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

(4) 帰宅困難者対策の実施

地震発時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な

帰宅困難者の発生が懸念されることから、企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの、帰宅困難者対策を講じるよう努める。

2. 県、町及び防災関係機関の役割

(1) 防災に関するアドバイスの実施

県、町、防災関係機関は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(2) 企業防災の取組支援

県及び町は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(B C P)策定支援及び事業継続マネジメント (B C M) 構築支援等の高度なニーズへの対応に取り組む。

町、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化計画支援の策定に努める。

また、県及び町は、あらかじめ商工会と連携体制を構築するなど、災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(3) 企業の防災力向上対策

県、町及び各業界の民間団体は、企業防災の取組に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

第3. 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模地震が発生した場合には、行政や住民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。このため、企業等は自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- 防災訓練の実施
- 従業員等の防災教育
- 情報の収集・伝達体制の確立
- 火災その他災害予防対策の確立
- 避難対策の確立
- 応急救護の確立

- 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保
- 施設耐震化の推進
- 施設の地域避難所としての提供
- 管轄消防団との連携・協力
- 自主防災組織との連携・協力
- コンピュータシステム及びデータのバックアップ
- 大型の什器・備品の固定

第4. 事業継続計画策定の推進

町内の企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定するよう努めるとともに、事業継続計画に基づいて、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの事業防災活動の推進に努める。

このため、町は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、策定企業に対しては、広報紙を通じて防災対策内容の紹介や、地域貢献に対する表彰等、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

第27節 地震調査研究等の推進

主管部署	総務課、防災対策室
------	-----------

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 被災原因の分析及びフィードバック	○		○
● 防災対策研究の国際的な情報発信への協力	○		

第1. 目的

地震に関する調査研究については、国の地震調査研究推進本部や大学等の研究機関等で行われてきているが、これらの機関と連携し、総合的に推進する。

第2. 被災原因の分析及びフィードバック

被災した施設の管理者は、既往の被災事例等を参考に、被災原因の分析、資料収集等を行い、必要に応じ県又は町に報告するよう努める。県又は町は、この報告を受け、自ら被災原因の分析等を行い、必要に応じ、基準の改訂、責任の明確化等適切な措置を講じるよう努める。

第3. 防災対策研究の国際的な情報発信への協力

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、諸外国の防災対策の強化にも資することから、県及び町は、災害から得られた知見や教訓を国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

第28節 複合災害対策

主管部署	総務課、防災対策室
------	-----------

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 複合災害の応急対策への備え	○		
● 避難・退避体制の整備	○		
● 複合災害に関する防災活動	○		

第1. 目的

大規模災害から住民の命を守るためにには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や、別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合などを意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

第2. 複合災害の応急対策への備え

町及び防災関係機関は、地震、津波、火災、大雨、原子力災害等の複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)発生の可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

予防対策としては、地域防災計画の各編の災害予防対策の定めるところによるが、各編の予防対策の実施に当たっては、特に以下の点に留意し、複合災害の発生も考慮に入れた対策に努める。

1. 活動体制

複合災害時においては、それぞれの災害が別の災害の影響を受けるため、従来業務に付加される業務を明確にし、それが適切な災害対応の支障とならないよう、あらかじめ対応方法等について検討する。

県及び町は、一定の条件を満たした大規模自然災害が発生した時は、原子力災害の同時期発生といった不測の事態に備え、原子力防災に係る警戒態勢を速やかにとることを考慮する。

複合災害時は、災害の全体像を俯瞰し対応の優先順位をつけるとともに、対策実施に関する具体的なスケジュールの立案に努める。

2. 情報の収集・伝達体制の整備

複合災害時には、関係市町村の災害対策本部等から得られる避難場所の被害状況、道路の損壊及び道路交通の状況等の自然災害情報についても、関係機関で共有化が図られるよう情報共有に努める。

町、防災関係機関及び原子力事業者等複合災害の発生に関する機関は、国とも連携し、複合災害時にも相互に確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び防災行政無線、専用回線、衛星回線等、複数の通信手段の整備に努める。

町、防災関係機関及び原子力事業者等は、複合災害時の情報伝達に当たり関係機関での情報の共有化を図り、救助活動等を実施する者に対して、原則として、それぞれの組織の指揮命令系統を通じて効果的な情報の提供を行う。

(1) 地方公共団体の機関や派遣依頼により救助活動等を実施している者

派遣部隊の指揮系統を通じて、情報を提供する。その際、伝達に要する時間を考慮するとともに、情報の欠落や誤報等の防止に留意する。

(2) ボランティア等の公の指揮系統外で救助活動等に当たっている者

広報車、自主防災組織の情報連絡網等によるほか、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話等を活用することに留意する。

複合災害時において、町、防災関係機関及び原子力事業者等は、現状認識や今後の方針について、地域住民等の不安解消や混乱防止のため、適切な広報に努める。

第3. 避難・退避体制の整備

複合災害時には、避難指示や避難誘導に影響を及ぼす事象が多数にわたる可能性があることから、情報の把握、意思決定、諸手続き等に関し、国等関係機関との必要な相互連携が確実に図られる状態になるよう留意する。

町は、複合災害時に迅速に避難誘導が実施できるよう、大規模自然災害に関するハザードマップ等から、避難場所の被害の程度、経路の障害の程度を想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平素から多様な避難手段を把握しておくよう努める。また、「避難誘導計画の基本型」について、図上訓練やシミュレーション等による検証により、より実効性の高いものとなるよう見直しを図る。

第4. 複合災害に関する防災活動

町及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第2章 災害応急対策

第1節 防災活動体制

主管部署	全部署
関係部署	塩釜地区消防事務組合、塩釜警察署、陸上自衛隊

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 災害応急対策の活動体制	○		
● 災害時の配備体制	○		
● 動員の伝達及び配備	○		
● 災害対策本部の整備	○		
● 災害警戒本部の整備	○		
● 初動体制職員による初期活動体制の確保	○		
● 動員状況の記録・報告	○		
● 動員計画の周知	○		
● 自衛隊の派遣要請	○		
● 警察の活動	○		
● 消防機関等の活動	○		
● 防災関係機関の活動	○		
● 関係機関等との連携	○		

第1. 目的

大規模地震災害が発生した場合、町内の広い範囲で住民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、町及び防災関係機関は、大規模地震を覚知したならば一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集、応急対策等を実施することが重要である。

職員初動期マニュアルで定めた配備計画等に基づく配備体制を敷き、防災活動を行うものとする。

また、復旧の過程で、これら本災害の後に発生が予想されるアウターライズ地震や余震に対しても、同様に基本的な対応を求めるものである。

なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

※ 「アウターライズ地震」…陸から見て海溝の外側(アウター)の海底の隆起している部分(ライズ)で発生する地震で、陸地での揺れは比較的小さいものの、併発する津波は大規模なものになりやすい

第2. 初動対応の基本的考え方

町及び防災関係機関においては、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

第3. 町の活動体制

町は、地震による災害時において、第一義的な災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び町地域防災計画の定めるところにより、県、他市町村、防災関係機関及び住民の協力を得ながら、災害応急対策を実施する。また、災害の規模に応じて災害対策本部等を速やかに設置し、応急対策に当たる。

1. 活動体制組織、配備体制

町は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ災害等に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定める。その際、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

また、町は、県と一体となった体制が取れるよう、県地域防災計画に定める配備基準、配備内容等と十分整合を図るとともに、勤務時間外の災害発生に備えて、あらかじめ災害規模等に応じた登庁者等について定める。

2. 災害救助法が適用された場合の体制

町は、災害救助法が適用された場合、知事の指導を受けて、災害救助法に基づく救助事務を行う。

3. 市町村間の応援協定

町は、市町村間で応援協定を締結するなどし、必要に応じ応援要請等を行う。

第4. 動員計画

1. 配備基準

《地震・津波・風水害時の配備体制》

区分		本部体制	配備基準	配備内容	配備課
警戒配備	0号		1 大雨、洪水、高潮等の注意報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 2 町内で震度4の地震が観測されたとき。 3 その他特に町長が必要と認めたとき。	特に関係ある課の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る体制とする。	総務課 防災対策室
特別警戒配備	1号	警戒本部	1 大雨、洪水、高潮等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき又は被害が発生したとき。 2 町内で震度4の地震が観測されかつ津波注意報が発表されたとき。 3 宮城県に津波注意報が発表されたとき。 4 その他特に町長が必要と認めたとき。	関係各課の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部の設置に移行できる体制とする。	全課長・係長以上等参集 (風水基準を除く)
特別警戒配備	2号	特別警戒本部	1 宮城県に津波警報が発表されたとき。 2 大雨、洪水、高潮等の警報・特別警報が発表され、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき。又は被害が発生したとき。 3 町内で震度5弱以上の地震が観測されたとき。 4 その他特に町長が必要と認めたとき。	関係各課の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	全職員参集
非常配備	3号	災害対策本部	1 宮城県に大津波警報(特別警報)※が発表されたとき。 2 町内で震度5強以上の地震が観測されたとき。 3 その他災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で被害が甚大と予想されるとき。 4 その他特に町長が必要と認めたとき。	組織の全力をあげて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員。	全職員参集

2. 職員の動員体制

(1) 勤務時間内における動員

- 町長は、庁内放送により、職員に動員の伝達を行う。
- 各課長は、所管する出先機関に伝達する。
- 庁内放送が使用できないときは、直接、各課長へ動員の伝達を行う。

(2) 勤務時間外、休日における動員

各所属長は、あらかじめ勤務時間外における職員の連絡方法等を定める。

なお、通信手段等の途絶も考慮し、職員は、配備基準に該当する災害情報を感知したときは、自己の所属又はあらかじめ指定された場所に自主的に参集する。

ただし、災害状況等により自己の所属又はあらかじめ指定された場所に参集できないときは、所属長の指定する機関等へ参集し、その業務を応援する。

(3) 職員の応援

災害応急対策の実施にあたり、職員が不足する場合、部内における応援は部長に、他の部の応援を必要とするときは本部長に要請し、相互に応援を行う。

(4) 職員のローテーション

災害応急対策の実施に当たり、長時間の勤務となる場合も考えられることから、対策本部は職員の健康管理に留意し災害対策要員のローテーションについて基本方針を定め、部長が事務分掌を考慮して決定する。

(5) 動員の報告

各課長は課内の動員状況を記録し、町長及び総務課長に報告するものとする。

災害対策本部が設置された場合には、対策本部の総務部長は各部の動員状況を取りまとめ、本部員会議に提出し、本部長に報告する。

第5. 災害対策本部

1. 災害対策本部の設置基準

災害対策本部の設置は次のとおりとする。

- 県内に特別警報が発表された場合。(自動設置)
- 町内に震度5強以上の地震が発生した場合。(自動設置)
- 一定の町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。
- 一定の町域に災害応急対策を必要とする場合。
- 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき。
- その他、町長が必要と認めたとき。

2. 災害対策本部の設置場所

本部は、役場庁舎内に置き、災害対策本部の設置を示すため、災害対策本部標識板を掲示する。

また、役場が被災した場合は、七ヶ浜町水道事業所に災害対策本部を設置するものとするが、七ヶ浜町水道事業所も被災し使用できない場合は七ヶ浜町生涯学習センターへ

設置する。

3. 非常配備に基づく措置

- 災害対策本部の本部長は町長を、副本部長には副町長及び教育長をもって充て、本部長が事故等により指揮をとることが困難になった場合、副本部長が指揮をとる。
- 本部に部を設け、部長及び副部長を置く。
- 部長は本部長の命を受け、部の事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。
- 副部長は、部長を補佐し、本部長、副本部長とともに本部員会議を構成する。
- 部長、副部長については、あらかじめ職務代理者を定めておく。
- 災害対策本部が設置された場合における本部の各部長及び部員には、実施する業務に関する要領を、あらかじめ周知徹底させておく。
- 災害対策本部が被災した場合の代替施設を定めておく。
- 災害対策本部の設置を示すため、町役場の正面玄関に災害対策本部標識板を掲示する。
- 役場駐車場に職員を配置し、緊急車両専用の駐車場とするため駐車場への出入りを制限する。

(1) 本部員会議の設置

- 本部長は、災害対策本部の事務を総合的、かつ、有機的に推進するため、本部員会議を置く。
- 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、本部長が議長を務める。本部員会議は、災害予防及び災害応急対策上の重要な事項について協議検討し、その基本方針を決定する。

《本部員会議の協議事項》

本部員会議の議長は、本部長が総括して進める。

- 本部員会議の協議内容
 - ①職員の初動体制に関すること。
 - ②被害調査、情報収集に関すること。
 - ③ライフライン（電気、ガス、上下水道、電話等）の被害状況に関するこ

- と。
- ④医療機関の被害状況に関すること。
 - ⑤バス等公共交通機関の被害状況に関すること。
 - ⑥道路、橋りょうの損壊状況に関すること。
 - ⑦家屋等の被害状況に関すること。
 - ⑧避難情報及び避難誘導に関すること。
 - ⑨指定避難所の開設に関すること。
 - ⑩指定緊急避難場所の利用状況に関すること。
 - ⑪緊急輸送道路の確保に関すること。
 - ⑫安否不明者・行方不明者・負傷者の救助対策に関すること。
 - ⑬自衛隊、県及び他の市町村への派遣要請に関すること。
 - ⑭災害対策経費に関すること。
 - ⑮災害救助法の適用に関すること。
 - ⑯その他災害対策の重要事項等に関すること。

4. 現地災害対策本部の設置

局地的な災害が発生した場合は、適切な場所に現地災害対策本部を設置し、迅速、かつ、円滑な応急対策活動を展開する。現地災害対策本部は本部長の指名する職員で構成する。

5. 災害対策本部の廃止

災害対策本部は、本部長が町の地域に災害が発生するおそれがなくなったと認めるとき、又は災害発生後において、災害応急対策措置が概ね完了したと認められる時に廃止する。

6. 災害対策本部の組織及び分掌事務

災害対策本部の組織及び分掌事務は、次のとおりである。

《災害対策本部の組織図》



《災害対策本部各部の分掌事務》

(平成26年4月1日現在)

部 名	課 名	分 布 事 務
総務部	総務課	1 災害対策本部の設置に関すること。 2 防災機関との連絡調整に関すること。 3 指定避難所開設・運営に伴う指示に関すること。 4 気象予警報の受理及び伝達に関すること。 5 各部の行う災害対策の総合調整に関すること。 6 本部の庶務に関すること。 7 危険物保安全般に関すること。 8 職員の動員と収集状況の把握及び配置調整に関すること。 9 関係機関、団体に対する協力及び応援要請、受入れ体制に関すること。 10 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 11 報道機関との連絡調整に関すること。 12 渉外に関すること。 13 応急対策要員の確保に関すること。 14 対策物資の輸送に関すること。 15 自主防災組織との連絡調整に関すること。 16 優先通行標識、身分証明の交付に関すること。 17 情報の収集及び伝達に関すること。 18 被害状況の収集、集計及び報告に関すること。 19 災害の広報調整に関すること。 20 災害の記録に関すること。 21 災害救助法の適用及び事務に関すること。 22 帰宅困難者及び町外からの避難者の収容に関すること。 23 その他、他部に該当しない分掌事務に関すること。
財務部	財政課	1 応急対策予算の調整に関すること。 2 町有財産等の貸付、使用に関すること。 3 他部に属さない町有財産の被害調査に関すること。 4 町所有車両の配車に関すること。 5 義援金の受付・出納保管に関すること。 6 会計に関すること。
税務部	税務課	1 家屋の被害状況調査に関すること。 2 罽災証明に関すること。 3 災害による町税の猶予及び減免に関すること。

救 助 部	長寿社会課	1 社会福祉施設等の被害調査に関すること。
	子ども未来課	2 衛生施設の被害調査に関すること。
	子育て支援センター	3 炊出しの調整及び配食に関すること。
	遠山保育所	4 応急食料の確保及び配給に関すること。
	町民生活課	5 被災者の健康診断、予防接種に関すること。
	健康福祉課	6 医療施設等の被害調査に関すること。
	学校給食センター	7 医療救護所の設置に関すること。
		8 医療品の確保に関すること。
		9 医療による巡回救助、患者の輸送に関すること。
		10 被災者に対する健康相談・調査・指導、メンタルケアに関すること。
		11 避難所の被災者に対する健康教育に関すること。
		12 被災者の保健サービスについての連絡調整に関すること。
		13 病害虫の防除に関すること。
		14 廃棄物及びし尿の処理、清掃及び防疫に関すること。
		15 防疫対策に関すること。
		16 仮設トイレの確保及び設置・維持管理に関すること。
		17 遺体の処理及び埋火葬に関すること。
		18 その他環境衛生に関すること。
		19 ペット対策に関すること。
		20 支援物資の受け付け及び配分に関すること。
		21 ボランティア調整に関すること。
		22 生活必需品の調達及び供給に関すること。
		23 応急仮設住宅の入居者に関すること
		24 避難行動要支援者に関すること。
		25 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関すること。
避 難 所 部	生涯学習課	1 防災拠点避難所の設置・運営に関すること
	七ヶ浜国際村	(生涯学習センター・七ヶ浜国際村・アクアリーナへの避難所設置)
		2 医療救助に関すること。
		3 避難所における情報収集、広報。

七ヶ浜町地域防災計画
第2編 地震災害対策編

産業部	産業課	1 家畜の保健衛生に関すること。 2 農漁業関係の被害調査に関すること。 3 農漁業施設の被害調査に関すること。 4 商工業関係の被害調査に関すること。 5 観光施設の被害調査に関すること。 6 商工業関係の応急復旧資材の確保に関すること。 7 農漁業関係の復旧資材の確保及び応急対策に関すること。 8 被災商工業者の災害融資に関すること。 9 被災農漁業家の災害融資に関すること。
建設部	建設課	1 応急復旧用建設資材の確保に関すること。 2 道路、河川及び橋りょうの応急修理並びに障害物の除去に関すること。 3 土木施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 4 応急危険度判定に関すること。 5 町営住宅の被害調査に関すること。 6 応急仮設住宅の建設・管理に関すること。 7 住宅その他建築物の応急修理に関すること。 8 漁港、港湾施設の被害調査に関すること。 9 災害建築物の復旧指導、相談に関すること。
水道部	水道事業所	1 上水道施設の被害調査に関すること。 2 上水道施設の応急復旧に関すること。 3 飲料水の確保及び給水対策に関すること。 4 下水道施設の被害調査に関すること。 5 下水道施設の応急復旧に関すること。
教育部	教育総務課	1 学校施設における避難所の設置に関すること。 2 被災教育施設の応急復旧に関すること。 3 被災児童生徒の給食に関すること。 4 学校教育施設の被害調査に関すること。 5 被災児童生徒の被害調査に関すること。 6 災害時の応急教育に関すること。 7 学用品の調達及び確保に関すること。
消防部	消防団	1 消防活動（消火・救助・救援）に関すること。 2 避難の指示及び誘導に関すること。 3 行方不明者の捜索及び遺体の捜索に関すること。

第6. 災害警戒本部

1. 災害警戒本部の設置基準

区分		基準
警戒配備	0号	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内で震度4の地震が観測されたとき。 ● その他特に町長が必要と認めたとき。
特別警戒配備	1号	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内で震度4の地震が観測され、災害の発生が予想されるとき。 ● 宮城県に津波注意報が発表されたとき。 ● その他特に町長が必要と認めたとき。
	2号	<ul style="list-style-type: none"> ● 宮城県に津波警報が発表されたとき。 ● 町内で震度5弱以上の地震が観測されたとき。 ● その他特に町長が必要と認めたとき。

2. 警戒体制に基づく措置

- 0号及び1号配備、2号配備については、本部長に町長をもってあてる。
- 部長は、隨時状況を本部長に報告する。
- 本部の設置場所は、特別の指示がないかぎり総務課とする。
- 部及び運営については、災害対策本部に準ずる。

3. 災害警戒本部の廃止

- 町域において、災害の発生のおそれがなくなったと本部長が認めたとき、災害警戒本部を廃止する。
- 本部長は、災害が相当規模を超えると見込まれるときは、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

第7. 初動体制職員

1. 勤務時間外

勤務時間外において、2号配備以上の配備基準に該当する事態が発生した場合は、配備指令を待たずに、直ちに所属課所に参集し、初期活動体制を確保する。

2. 交通機関等の途絶、火災等により勤務場所に参集できない職員の場合

災害時において、職員の居住にも被害が発生し、参集できない場合は、必要な措置を講じ、その状況を所属長に報告して指示を受ける。

3. 緊急初動体制に基づく措置

- 総務課長が指揮をとるものとする。総務課長が不在又は事故等により指揮をとれない場合は、あらかじめ町長が指名した者が指揮をとる。
- 事態の推移に伴い、必要に応じて非常配備に切り替えるものとする。

4. 参集場所

原則として、役場総務課に参集するものとする。

町役場が被災し、参集できない場合はあらかじめ定めた場所に参集するものとする。

5. 初動体制職員の事務分掌

初動体制職員の事務分掌は以下のとおりとする。

事務分掌	
庶務班	1 災害対策本部等の設置の準備及び運営 2 本部長の指令等の伝達及び本部員会議の開催 3 県、市町村及び防災関係機関との連絡調整
対策班	1 災害応急対策の実施にかかる関係機関、及び住民に対する指示、協力要請及び連絡 2 災害派遣要請及び受入れ、調整 3 住民からの要請処理
情報班	1 被害状況、災害応急対策の実施状況等情報収集及び県に対する報告 2 気象状況、交通状況、道路状況、住民の動向等の収集伝達
広報班	1 災害応急対策に関する広報 2 災害の記録に関すること 3 報道機関に対する災害情報の発表

第8. 留意事項

1. 記録・報告

- 各課長は課内の動員状況を記録し、町長に報告する。
- 災害対策本部が設置された場合には、総務部長は各部の動員状況を取りまとめ、本部員会議に提出し、本部長に報告する。

2. 動員計画の周知

災害対策本部各部の「配備・動員計画」は、職員に周知徹底するものとする。

第9. 自衛隊の派遣要請

町長は、災害の状況等に応じて、知事へ自衛隊派遣要請を依頼する。詳細は、本章 P. 180 「第10節 自衛隊の災害派遣」に記載している。

第10. 警察の活動

- 警察は、地震による重大な災害時は、非常招集の規定に基づき職員を招集し、災害警備本部等の設置、被害情報の収集、被災者の救出・救助活動等所要の災害警備活動を行う。
- 災害対策本部に警察官を派遣し、被害情報、活動状況の情報交換、活動状況等の検討を行う。
- 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、町、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第11. 消防機関等の活動

塩釜地区消防事務組合消防本部は、非常招集の規定に基づき消防職員を招集し、防災活動体制を確立する。その後、速やかに被害情報の収集活動、被災者等の救出・救助活動等所要の活動を行う。

1. 塩釜地区消防事務組合消防本部の活動

消防本部は、地震災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、町災害対策本部及び警察署等関係機関と相互に連携をとり、効果的な活動を行う。

2. 消防団（水防団）の活動

消防団は、災害が発生した場合、配備体制により災害対策本部の指示に基づき、常備消防と協力して出火警戒、消火、避難誘導、救急・救助等の活動を行う。

3. 水防管理団体等の活動

地震・津波が発生した場合は、水防管理団体等は次のような措置をとる。

- 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- 水防資機材の点検、整備、配備

第12. 防災関係機関の活動

防災関係機関は、災害応急対策を実施するため、各々の配備・動員計画等に従い、関係職員を呼集し、速やかに災害対処する。この際、必要に応じて各々の機関の本社（本部）、関係者等にも情報提供、応援要請を行うなど、迅速かつ円滑な活動体制を敷く。

第13. 関係機関等との連携

- 災害時、町長は県、関係機関等と密接に連絡を取り合い、必要な対策を講じる。各機関から派遣される職員との打合せ、調整等は、災害対策本部で行う。
- 災害対策本部を設置したときには、速やかに県へ連絡する。

七ヶ浜町地域防災計画
第2編 地震災害対策編

- 町内に、県による現地災害対策本部が設置されたときには、連携を密にして円滑な応急対策を推進する。

第2節 情報の収集・伝達

主管部署	総務部
関係部署	東日本電信電話(株)宮城事業部

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 地震・津波情報の伝達	○	○	
● 災害情報の収集・伝達	○		
● 被害状況等の報告	○		
● 異常現象を発見した場合の通報	○		
● 通信手段の確保	○		○
● 公衆電気通信施設の優先的利用	○		○
● 非常時の通信の確保	○		○
● 県、町防災行政無線施設の確保・復旧	○		
● 放送要請の依頼	○		
● 郵便葉書等の交付	○		○

第1. 目的

地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民や海水浴客等に伝達することが重要である。特に要配慮者への伝達に万全を期する。また、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整えるものとする。

第2. 緊急地震速報

1. 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオで放送する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報(予報)を発表する。なお、緊急地震速報(警報)のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。

仙台管区気象台は、緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報に努める。

※ 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

2. 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し日本放送協会（NHK）に伝達するとともに、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能含む）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。

総務省消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALE RT）を通じて受理した町は、伝達を受けた緊急地震速報を町防災行政無線（戸別受信機を含む）等により、住民等への伝達に努める。

また、町は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たって、町防災行政無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

3. 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、あわてず、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	<p>頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意></p> <ul style="list-style-type: none">・あわてて外へ飛び出さない。・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	<p>館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意></p> <ul style="list-style-type: none">・あわてて出口・階段などに殺到しない。・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	<p>ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。</p> <p>ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。</p> <p>丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。</p>
車の運転中	<p>後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。</p> <p>ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。</p> <p>大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。</p>

第3. 地震・津波情報

仙台管区気象台は、地震・津波情報を伝達する。これらの情報は、防災関係機関等へ伝達され、報道関係機関の協力を得て住民に周知される。

1. 情報の種類

仙台管区気象台は、地震、津波に関する現象及び観測成果を内容とした地震情報を伝達する。

(1) 地震情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名(全国を 188 地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報(注)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・津波警報・津波注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 3 以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報(注)	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに 1km 四方ごとに推計した震度(震度 4 以上)を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度 3 以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約 20~30 分後に気象庁ホームページ上に掲載)。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について 以下のいずれかを満たした場	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね 30 分

	合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述して発表。
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など ・北海道の太平洋沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで Mw7.0 以上の地震が発生した場合 ・想定震源域の外側で Mw7.0 以上の地震が発生した場合は、地震の Mw に基づき想定震源域への影響が評価され、影響を与えるものであると評価された場合 	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</p> <p>後発地震への注意を促す情報「北海道・三陸沖後発地震注意情報」等が発令された場合、地震発生から 1 週間程度、住民へ地震への備えの再確認等防災対応の呼びかけを行う</p>

(注) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。また、「気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」についてどちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。

(2) 津波情報等

詳細は、

津波災害対策編 P. 67 第2章 災害応急対策 「第1節 情報の収集・伝達」を準用する。

2. 仙台管区気象台からの情報の伝達

(1) 仙台管区気象台及び防災関係機関の対応

仙台管区気象台は、大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）、地震及び津波情報を直ちに、防災関係機関や報道機関に伝達する。これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達系統により町へ伝達する。

なお、緊急を要する津波警報等については、地上系の補完として、直接町及び防災機関等に周知できるように、衛星を利用した全国瞬時警報システム（J-ALE RT）により、総務省消防庁から同報送信されている。

(2) 報道機関の対応

報道機関は、津波警報等、地震及び津波情報を住民に広く周知することに努める。

3. その他の情報等の発表

仙台管区気象台は、地震発生後の余震発生状況や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。

また、町で震度5強以上を観測する地震が発生した場合は、地盤が脆弱になっている可能性が高く、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられることから、大雨警報(土砂災害)・大雨注意報及び土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用する。

4. 放送事業者の対応

放送事業の管理者は、次の措置を講じる。

- 放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が必要な情報の放送に努めるよう留意する。
- 災害後も円滑に放送を継続し、地震情報報等を報道出来るようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じ、その具体的な内容を管理者ごとに定める。

第4. 災害情報の収集・伝達

1. 地震発生直後の被害の収集・伝達

- 町及び消防機関は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するとともに、119番通報に係る状況についても併せて総務省消防庁及び県に報告する。
- 災害が発生した場合は、速やかに県に被害概況を報告し、総合防災情報システム（M I D O R I）を活用して情報収集する。
- 県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害状況を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。
- 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、町は、住民登録の有無にかかわらず、町内で行方不明となった者について、警察等の協力に基づき正確な情報の把握に努める。
また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行客等住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。
- 町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。
- 道路等の途絶による孤立集落については、早期解消の必要があることから、町及び指定地方公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、町に連絡する。また、町は、当該地域における

- 備蓄の状況、医療的援助が必要な者等要配慮者の有無の把握に努める。
- 町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び非常本部等を含む防災関係機関へ提供し共有を図る。
- 警察は、ヘリコプター、パトカー及び警備艇等により情報の収集、110番通報、交番及び駐在所からの被害の収集など被害規模を早期に把握する。
また、概括的な情報を警察庁に報告し、県及び防災関係機関に対しても通報する。
- 町及び防災関係機関等は、勤務時間外に地震が発生した場合は、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災情報も併せて収集する。

《国（消防庁）の連絡先》

区分 回線別		平 日 (8:30~18:45) ※ 広域応援室	左記以外 ※危機管理センター
N T T 回 線	電 話	03-5253-7569	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553

2. 情報の収集

町は、防災行政無線及び消防無線により情報を収集するとともに、職員による巡回や自主防災組織等の地域住民を通じて得た情報を活用するとともに県への報告を行う。

防災関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を速やかに情報収集するとともに、隨時、県、関係市町村及び他の防災関係機関に報告又は通報する。

（1）情報の収集要員

要員	内容
情報調査連絡員	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政区長又は消防団員を各地区の情報調査連絡員とする。 ● 災害対策本部の連絡員は、町職員をもって、被害調査体制における一般地区調査担当区とする。 ● 一般地区調査担当以外の調査員は、各々の所属業務に関する情報を収集する。 ● 一般地区及び各専門分野関係の調査員は各部長が決定する。
町職員	情報調査連絡員以外の町職員は、勤務時間外等で役場に参集する際には、できるだけ参集途上の情報把握に努める。

（2）災害情報の内容

主に次のような情報の収集・伝達を行う。

- | | |
|-------------------|----------------|
| ①災害発生のおそれのある異常な現象 | ②災害発生のおそれのある状況 |
| ③住民の避難の状況 | ④災害が発生している状況 |
| ⑤応急対策の活動状況 | ⑥必要な物資等 |
| ⑦その他の災害情報 | |

《被害調査担当責任者》

被害調査区分	調査担当責任者	協力団体等
被害状況総括	政策課長	各課（所、室）長、各行政区長
死傷者関係	町民生活課長	各行政区長（自主防災組織）
農林水産・商工関係	産業課長	農協、漁協、商工会、各行政区長
一般住宅等建物関係	建設課長	各行政区長（自主防災組織）
公共土木施設関係		
下水道施設関係	水道事業所長	各行政区長（自主防災組織）
上水道施設関係		

被害調査区分	調査担当責任者	協力団体等
学校施設関係	教育総務課長	各学校長、各施設の長
社会教育施設関係	生涯学習課長	各施設の長
社会福祉施設関係	長寿社会課長 子ども未来課長	各施設の長
病院等医療施設	健康福祉課長	各施設の長

3. 情報の伝達

県と町の間においての情報伝達は、主として防災行政無線と衛星携帯電話を用いる。町は、防災行政無線が使用できない場合は、非常通信ルート等を用いて対応する。また、町は、町防災行政無線、消防無線、携帯電話、ワンセグ等を活用して住民に対し情報の伝達を行う。

4. 災害情報等の交換

(1) 災害情報の種類

町及び防災関係機関が、相互に交換する災害情報等の種類は次のとおりとする。

- 災害に関連する気象、水象、地象の観測結果等の資料に関すること。
- 災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合において、その所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること。
- 法令又は防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に関すること。
- その他災害応急対策の総合的な推進のため必要と認められる事項。

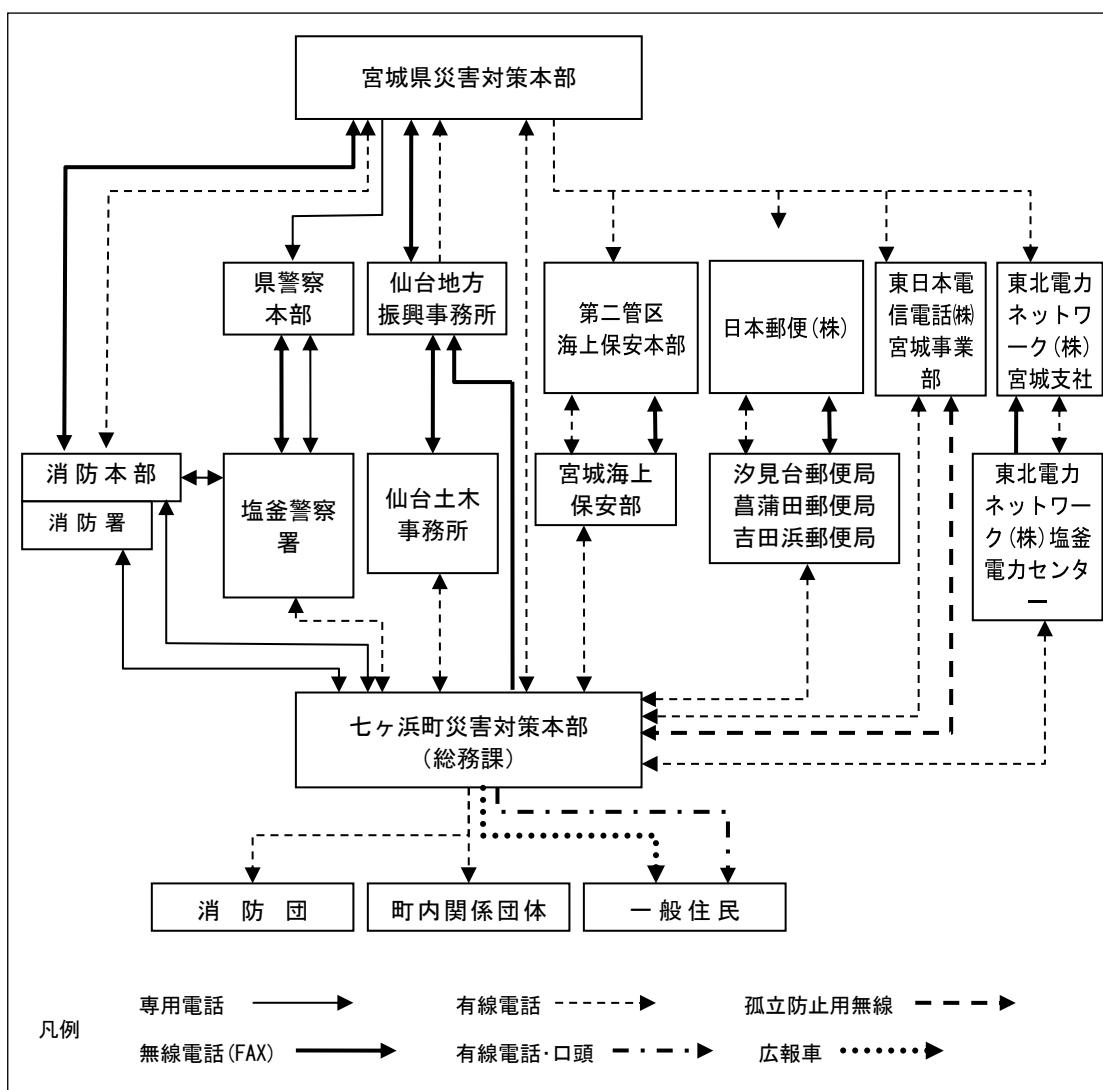
(2) 災害情報等の相互交換体制

町、及び防災関係機関等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

町及び防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておく。

町は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。

《災害情報連絡系統図》



5. 被害状況等の報告

(1) 県への報告

町(町災害対策本部長)は、被害状況報告要領に基づき速やかに県に報告する。

(2) 報告の種類

①災害概況速報

災害の当初の段階で、被害状況が十分に把握できていない場合、又は災害が発生するおそれのある場合に、その概況について町及び消防本部は、自主的に即時報告する。

なお、災害等により、消防機関等への通報が殺到した場合については、その状況を町及び消防本部は直ちに消防庁及び県に報告する。この場合は、本様式にかかわらず、無線電話、ファクシミリなど最も迅速な方法により報告する。

②被害状況報告〔速報〕

町は、被害状況が判明次第、その状況を県の指定する期日までに報告するものとし、被害額については省略できるものとする。(概ね1日1回程度)。ただし、報告後に大幅な変更等があった場合には、そのつど報告するものとする。なお町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

③被害情報報告〔確定〕

町は、県の指定する期日までに確定報告をする(概ね災害が発生してから10日以内)。

※なお、被害状況報告〔速報・確定〕において、施設等の被害箇所数及び被害額については、国・県管理分を除く

第5. 異常現象を発見した場合の通報

防災関係機関及び関係機関以外の者が、異常現象を発見した場合等の通報伝達について定める。

1. 常現象

(1) 地象に関する事項

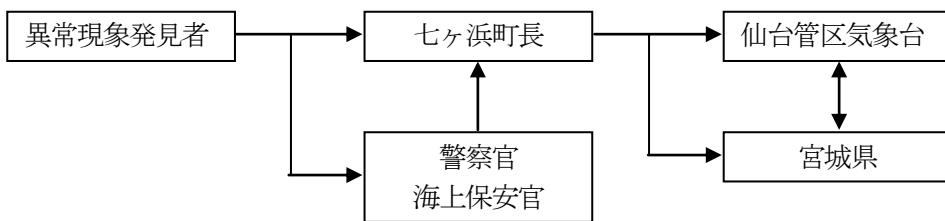
異常音響及び地変

(2) 水象に関する事項

異常潮

(3) その他、災害が発生するおそれがある現象

2. 通報要領



第6. 通信・放送手段の確保

1. 災害時の通信連絡

(1) 通信連絡手段

大規模災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、各防災関係機関では、それぞれの特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努める。

なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

《通信手段の状況・特徴》

通信手段	状況・特徴
一般加入電話	災害時に途絶やふくそうがある。
災害時優先電話	防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、一般加入電話に比べて優先して使用できる。
災害時優先携帯電話	防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、携帯電話に比べて優先して使用できる。
携帯電話 (スマートフォン)	固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶やふくそうもある。
衛星携帯電話	衛星を利用して通信するため、通信可能地域が広く、災害時に通信の途絶及びふくそうの可能性が低い。ただし、相手によってはふくそうもある。
地域衛星通信ネットワーク	全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線。
I P 無線システム	キャリア回線を経由して通信を行う携帯型無線システムで、従来のデジタル簡易無線とは違い、広範囲での通信及び電話と同様の相互同時通話が可能である。また、データ回線を使用するため災害時に電話回線が混雑している際でも通信体制が確保できる。
非常通信	県、市町村及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合などは、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。
インターネット	データ通信としてのインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。また、ふくそうを回避するための手段として、次の2つの情報提供が有効である。
災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(w e b 171)	災害時、その規模により東日本電信電話(株)が運用するサービス。災害用伝言ダイヤル(171)は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板(w e b 171)はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供

通信手段	状況・特徴
	開始や提供条件について東日本電信電話(株)で決定しテレビ・ラジオ・NTT 東日本公式ホームページ等で知らせる。
災害用伝言板	大規模災害時、携帯電話事業者各社が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。

(2) 電気通信施設の優先的利用

地震災害に関する緊急通信が必要な場合、一時的には加入電話により通信を行うが、設備の被害その他により利用が制限される場合は、「非常（緊急）電報」の取扱いを受け、通信の優先的利用を図る。

災害時優先電話は、原則として、災害時の通話規制を受けずに利用できる電話であり、地震発生時は発信専用として利用する。なお、災害時優先電話には、その旨の表示をする。

《非常通話等依頼先》

通信依頼先	依頼方法	指定電話	担当責任者	手續
NTT 東日本(株)	非常電報 緊急電報	災害時 優先電話	総務課長	○申し込み受付番号は 115 番 非常電報、緊急電報である旨を告げる ○必要事項、事情を告げる

【資料編 資料1－7 《災害時優先電話一覧表》を参照】

(3) 非常時の通信の確保

町は、災害情報連絡のための県防災行政無線等通信手段に支障が生じた場合、東北総合通信局に連絡するものとし、東北総合通信局は通信の確保に必要な措置を講じる。

また、東北総合通信局は、町からの要請に基づき、通信機器について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。

- 被災等により有線通信を利用できない状態になった場合において、人命救助又は、非常災害に関し緊急措置を要する事態が発生したときは、県防災行政無線施設を利用して連絡を図る。
- 平素から地域内のアマチュア無線局の状況を把握するよう努めるとともに、次の無線局に対し災害時における非常通信の協力を要請する。

《町内無線局》

	宮城外洋帆走協会無線局
設置場所	一般社団法人宮城外洋帆走協会
呼出符号	みやぎがいよう
出力	10W 使用範囲 20 海里（金華山沖付近迄）
周波数	常時 F3 156.875MHz 緊急時 161.575MHz
加入者	無線海岸局加盟の船舶局

《非常通信（無線通信局、タクシー無線）の利用方法》

①通信の内容

- ・人命の救助、財産の保全、避難者の救護に関するもの
- ・道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの
- ・その他、気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関することなど

②通信の依頼手続き

- ・文書により依頼する。ただし、緊急を要する場合は口頭で行う。
- ・文書の余白の冒頭に「非常」と記入
- ・余白の末尾に発信人の住所、氏名、電話番号を記入
- ・通信内容は200字以内で、簡潔に書く
- ・宛先の住所、氏名、電話番号を忘れずに

2. 県、町防災行政無線

(1) 県、町防災行政無線等の確保

町は、災害時における救急・救助、医療及び消火に関する情報の収集・連絡等の重要性にかんがみ、県、町防災行政無線、移動系防災無線等の通信手段の確保に努める。

(2) 施設の復旧

災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の復旧を行う。

(3) 通信手段の確保

避難所等となった学校等と役場庁舎との通信手段として、有線電話のほかに町防災行政無線などの確保に努める。併せて、他機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

3. 消防無線通信施設

消防機関は、災害が発生した場合の、救急・救助等消防活動に係る情報の収集・連絡等が確実に行われるよう、通信手段の確保に努める。

また、通信施設の機能に支障が生じた場合には、早急に復旧を行うとともに、代替機能を使用するなど必要な措置を講じる。

第7. 放送要請

災害が発生した際に、関係機関や住民等に対し伝達すべき事柄がある場合、町長は災害対策基本法第57条に基づき、知事へ放送要請を依頼する。連絡担当は総務課とする。

《要件及び手続き》

[要件]

災害のため、電気通信事業用通信設備、有線電気通信設備、無線設備により通信できない場合又は著しく困難な場合。

[手続き]

放送要請書に必要事項を記入して要請するが、緊急を要する場合は電話又は口頭により行う。

第8. 郵便関係の措置

郵便葉書等の交付に当たっては、以下の通り実施する。

1. 郵便葉書等の交付

- 日本郵便(株)東北支社（汐見台郵便局、菖蒲田郵便局、吉田浜郵便局）は、災害救助法が適用され、現に救助を必要とする被災者で、収容施設（応急仮設住宅に収容する場合を除く。）の供与又は被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を受けたときは、1世帯に郵便はがき5枚及び

- 郵便書簡（ミニレター）1枚の範囲内で必要と認める数量を交付する。
- 被害の状況により、被災者（法人を除く）が差し出す第一種郵便物、通常葉書又は盲人用点字郵便物については、料金を免除する。
 - 取り扱う郵便局等については、決定次第周知する。

【資料編 資料1－6 《防災関係機関一覧表》を参照】

第3節 災害広報活動

主管部署	総務部
------	-----

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 緊急広報の実施	○		
● 一般情報の総合的な広報活動の実施	○		
● 各部との情報の共有化	○		
● 報道機関への情報の発表	○		
● 防災関係機関の広報活動	○		

第1. 目的

町及び報道機関は、住民の生命、財産を保全するため、仙台管区気象台からの情報をはじめとする地震情報、避難所等の状況、安否情報等のその時に必要な情報を各防災関係機関と連携を取りながら、迅速かつ的確に提供する。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、情報の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。

第2. 社会的混乱の防止

1. 情報伝達・広報の実施

町は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。

2. 住民等への対応

町及びライフライン事業者は、住民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられることを考慮し、適切な対応を行える体制を整備する。

第3. 広報活動

1. 災害広報の体制

- 災害対策本部は、防災関係機関と連携して、浸水・土砂災害等による避難情報、住民の身体・財産にかかる「緊急広報」を実施する。
- 広報担当は、一般情報（緊急広報以外の災害情報、生活関連情報、救済措置情報等）の総合的な広報活動を実施する。
- 各部等は、定期的に災害対策本部に対して災害情報、生活関連情報等を

報告する。本部事務局は、これらの情報の整理を行い、定期的に広報担当に対する広報用資料、関係機関への閲覧用資料を作成するとともに、各部への情報提供を行い情報の共有化を図る。

2. 広報の内容

災害時の広報は、時間の経過とともに変化するニーズや被災者を取り巻く状況に対応した情報を、その時点で活用できる広報手段を効果的に用い、被災者に役立つ正確かつ、きめ細やかな情報を適切に提供する。

災害広報の主な内容は次のとおりであるが、情報の提供に当たっては、避難行動要支援者に十分配慮する。

なお、緊急広報は住民の身体・財産にかかるものであるため、特に強い口調を用いて広報する。

- 災害対策本部設置に関する情報
- 安否情報
- 被害区域及び被害状況に関する情報
- 避難情報・避難場所等に関する情報
- 医療救護所の開設など救急・医療に関する情報
- 防疫に関する情報
- 地震、豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報
- 津波等に関する情報
- ライフラインの被害状況に関する情報
- 生活支援（食料・水等の供給）に関する情報
- 民心安定のための情報
- 緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- 道路の危険箇所、迂回路等の道路情報
- 被災地域及び指定避難所等における犯罪予防等民心安定のための情報
- 自主防災組織に対する活動実施要請
- 出火防止等地震発生時の注意の呼びかけ
- 保健衛生、ライフライン、交通施設の復旧に関する情報
- 相談窓口の設置に関する情報
- 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報
- 町ホームページへの掲載による広報

3. 実施方法

町は、あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報を行う。

また、障害者や高齢者、日本語の理解が十分でない外国人等への広報は、文字情報の点字化、多言語化等、多種ボランティア団体等との連携を図り、適切な方法による広報に努める。

なお、在宅の避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把

七ヶ浜町地域防災計画 第2編 地震災害対策編

握できる広域避難者に配慮した広報を行うほか、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| ①町防災行政無線 | ⑧自主防災組織を通じての連絡 |
| ②屋外拡声装置 | ⑨ホームページ等 |
| ③広報車 | ⑩携帯メールや緊急速報メール |
| ④テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関 | ⑪Lアラート（災害情報共有システム）による広報 |
| ⑤広報紙 | |
| ⑥チラシ、パンフレット等 | |
| ⑦避難所への広報広聴班の派遣 | |

*⑤⑥については、民間の印刷会社が被災したときには、役場内部の印刷機等を使い臨時に作成する。

4. 災害報道

町は、災害情報及び町の災害応急対策状況について、報道機関に対し速やかに発表する。

報道機関関係者との記者会見等は、災害対策本部で行う。

5. 安否情報

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者に居所が知られることのない当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第4. 防災関係機関の広報活動

1. 警察の広報

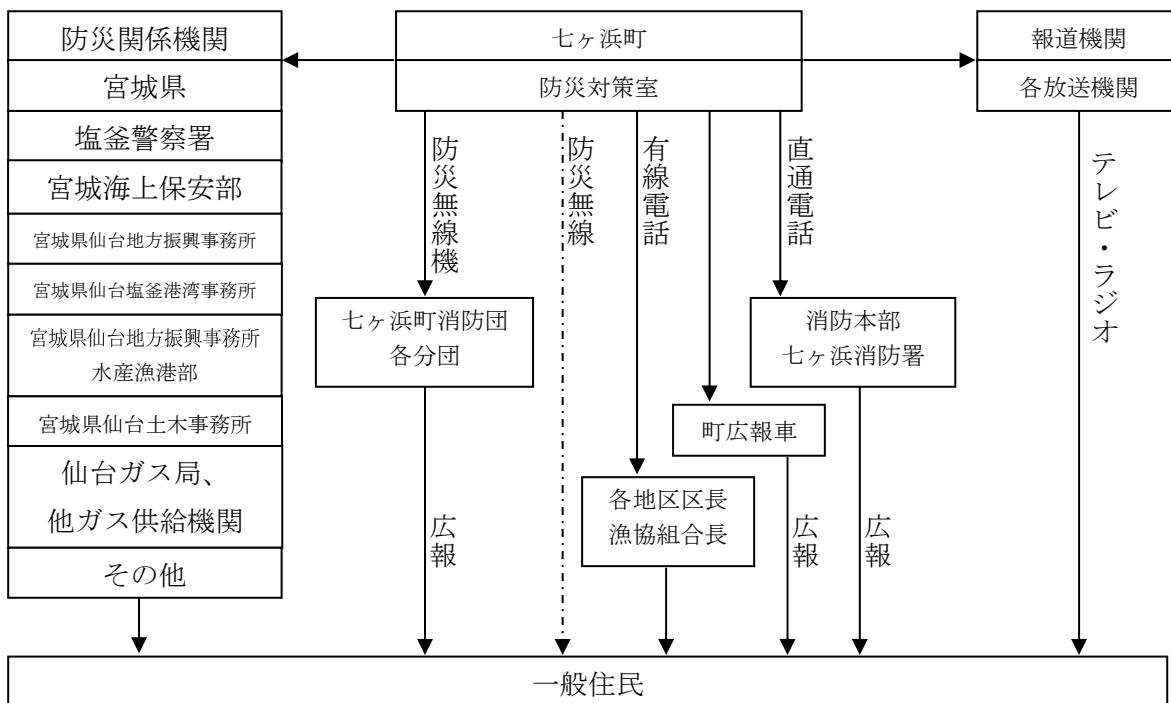
塩釜警察署は、関係機関と相互に協力し、広報活動を実施するとともに、報道機関の協力を得て災害広報を行う。

- | |
|--------------------------------------|
| ● 災害区域及び被害状況 |
| ● 避難誘導、救助活動及び緊急輸送ルート等通行路確保のための交通規制広報 |
| ● 道路における危険防止及び交通の円滑に関する交通広報 |
| ● 災害危険箇所及び危険物の所在等二次災害の防止に関する防災広報 |
| ● 被災地域及び指定避難所等における犯罪予防広報 |

2. その他の機関の広報

防災関係機関は、各々関係する情報について、住民が必要とする度合いに応じて積極的に広報活動を行う。さらに、必要事項については、随時、町災害対策本部にも連絡する。

《広報連絡系統図》



第4節 災害救助法の適用

主管部署	総務部、財務部、救助部
------	-------------

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 災害救助法の適用基準	○		
● 災害救助法適用時の救助の種類、程度、期間等	○		

第1. 目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図る。

第2. 災害救助法の適用

1. 災害救助法の適用基準

本町における災害救助法の適用基準は次のとおりである。

- 町の住家滅失世帯数が 50 世帯以上の場合。
- 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯の総数が 2,000 世帯以上であって、町の滅失世帯数が 25 世帯以上に達した場合。
- 県の区域内の住家滅失世帯数が、9,000 世帯以上であって、町の区域内の住家滅失世帯数が、多数であるとき。(町の被害状況が特に救助を要する状態にあること。)
- 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合。
- 多数の者が、生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で次に該当する場合
 - ・多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合
 - ・食品の給与等に特殊の補給方法、又は救出に特殊の技術を必要とする場合
- 災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、町で被害を受けるおそれがあるとき。

※滅失世帯は、全焼、全壊、流失等した世帯とし、住宅が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、滅失世帯の 2 分の 1 世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯に当たっては、滅失世帯の 3 分の 1 世帯とみなして換算する。

2. 災害救助法の適用手続

法による救助は、適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、法第4条に規定する救助を実施するときに開始される。

町は、被害状況を迅速、かつ、的確に報告するとともに、法適用の必要性を速やかに検討し、適用する場合、県にその旨要請する。

県は、被害状況等を確認検討し、適用決定した際には、速やかに町に連絡する。

また、速やかに法適用を公示するとともに、救助の実施を町長に委任する。

《災害発生日と公示日》

原則		災害発生日＝救助の開始日＝公示日
例外	長雨等で被害が漸増し、一定日時を経て一定の被害程度に達した場合	災害発生日＝被害の程度が適用基準に達し、救助が行われた日
	被害状況及び救助を要する者の把握が困難なため遅延した場合	公示日＝被害等が判明した日

3. 種類

救助の種類は次のとおりである。

- 避難所の設置
- 応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与
- 飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療、助産
- 被災者の救出
- 被災した住宅の応急処理
- 学用品の給与
- 埋葬、死体の搜索、死体の処理
- 障害物の除去
- 輸送費及び賃金職員等雇い上げ費、実費弁償

第3. 救助の実施の委任

知事は、災害救助法第13条の規定に基づき、次の救助の実施を町長「救助実施市（法第2条の2第1項に定める市、以下同じ。）を除く」に委任することができる。同法施行令第17条の規定に基づき委任を通知した場合において、町長は、当該事務を行わなければならない。

- 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

- 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 被災した住宅の応急処理
- 学用品の給与
- 埋葬
- 死体の搜索及び処理
- 障害物の除去
- 応急救助のための輸送
- 応急救助のための賃金職員雇上費

【災害の規模に応じた救助の実施者に係る区分】

救助の実施の委任に関し、より迅速な災害対策を行うため、原則として表1のとおり救助の実施者を定める。

ただし、災害毎の被災範囲や被災場所(町の行政機能が損なわれるような状況)等を勘案し、町は県と協議した上で、実施者及び救助の種類を決定する。

表 災害の規模に応じた救助の実施者

実施者	救助の種類	
局地災害の場合	市町村 (仙台市を除く)	全ての救助 県から即時に委任 (法第13条第1項)
	仙台市	全ての救助 救助実施市 (法第2条の2第1項)
	県	一
広域災害の場合	市町村 (仙台市を除く)	県及び仙台市が行う以外の全ての救助 県から即時に委任 (法第13条第1項)
	仙台市	全ての救助 救助実施市 (法第2条の2第1項)
	県	仙台市を除く区域の応急仮設住宅の供与

※広域災害の場合において、県が実施する「応急仮設住宅の供与」は、広域的な調整が整った後に、町へ委任される。

第4. 救助の実施報告

1. 救助の実施状況の報告

災害対策本部は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、救助の実施状況及び救助に要した費用についてとりまとめ、知事に報告する。

2. 報告の内容

報告の内容及びその時期は次のとおりとする。

《報告の内容及び時期》

種類	内容	報告時期
発生報告	<ul style="list-style-type: none">● 被害状況● 既にとった措置及び今後の措置	<ul style="list-style-type: none">● 災害発生後直ちに
中間報告	<ul style="list-style-type: none">● 被害状況● 応急救助の実施状況	<ul style="list-style-type: none">● 随時若しくは求めに応じ
決定報告	<ul style="list-style-type: none">● 確定した被害状況● 応急救助の実施状況● 救助費概算額等	<ul style="list-style-type: none">● 救助完了後直ちに

3. 救助費用の精算

災害救助法に確定する各種救助に要する費用の精算事務は、知事に対して行うが、各部は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、救助の実施状況の記録及び実施した救助の費用にかかる関係書類を整備保存しておく。

第5. 災害救助法適用時の救助の種類、程度、期間等

知事は、災害救助法第13条の規定に基づき、救助の実施に関する事務の一部を町長に委任することができる。同法施行令第17条の規定に基づき委任を通知した場合において、町長は、当該事務を行わなければならない。

なお、災害救助法適用時の救助の種類、程度、期間等は、内閣府告示及び宮城県災害救助法施行細則を参照する。

第5節 救急・救助活動

主管部署	救助部、消防部
関係部署	塩釜地区消防事務組合、塩釜警察署

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 救出救護体制の整備	○		
● 救出活動の実施	○		
● 救出資機材の調達	○		
● 警察の活動	○		
● 消防機関の活動	○		
● 住民及び自主防災組織等の活動	○	○	
● 惨事ストレス対策	○		
● 感染症対策	○		○
● 救急・救助用資機材の整備	○		

第1. 目的

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、火災、土砂災害等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、町、防災関係機関は連絡を密にしながら速やかな応急対策を実施する。また、被害が多方面に広がることが予想されることから、自主防災組織、事業所、一般住民についても防災の基本理念に基づき自ら救出・救助活動に協力する。

第2. 町の活動

町は、救急・救助を必要とする状況を把握し、要救助者が発生した場合、直ちに消防、警察機関等の協力を得ながら速やかに捜索、救出活動を行うほか、これらの状況については、速やかに県に対し報告する。

また、一般住民からの情報についても適宜関係機関あてに伝達するものとし、人員、機材等の面で対応が不十分と思えるときは県等に速やかに連絡する。

1. 救出対象

地震のため、生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者。

2. 救出期間

地震発生の日から3日以内(4日以後は遺体の捜索として扱う)に完了する。ただし、特に必要がある場合は延長できる。

3. 隊の編成

災害対策本部は、地震発生直後において、緊急に救出活動を行う必要がある場合、町職員、警察官、消防職員、消防団員、自主防災組織等により救出隊を編成し、救出救護体制を整え、これにあたる。

4. 救出活動

町は、塩釜警察署及びその他関係機関との緊密な連携のもとに被災地を巡回し、救出を要する者を発見した場合は、救助関係機関及び住民の協力を得て、人命の保護と被災者の救出、救護を実施する。

負傷者を救出した場合は、塩釜医師会の協力を得て編成する医療救護班と協力して直ちに応急医療を行い、医療機関に収容し、遺体を発見した場合は、本章 P.237「第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬」に定めるところにより適切に措置する。

5. 救出資機材の調達

救出活動に必要な資機材は、町長が必要に応じ各関係機関に要請し、調達する。また、資機材が不足する場合は、県等へ応援を要請する。

6. 費用

救出に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

7. ヘリコプターによる救助・救急搬送

ヘリコプターによる救助・救急活動が有効と認められる場合は、塩釜地区消防事務組合消防本部と連携し、県・ドクターへリ基地病院運行管理者に対し、ヘリコプターの派遣を要請するとともに、ヘリポートなどの受入れ体制を整える。

8. 町による救援活動が困難な場合

町は、自ら要救助者の救援活動が困難な場合、県に対して救助活動の実施を要請するほか、必要に応じ、非常本部、現地対策本部等国の各機関に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。

9. 相互応援協定締結市町村で災害が発生した場合

町は、相互応援協定締結市町村等で災害が発生した場合、被災地市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、救急・救助活動等の応援を迅速かつ円滑に実施する。

第3. 警察の活動

塩釜警察署は、緊急救助が必要な者を発見した場合及び同様の通報などがあった場合は、救助関係機関と連携協力して、救出・救援活動を行う。

被害状況により迅速に災害警備部隊を出動させる。

塩釜警察署及び応援部隊員により救出救助部隊を編成するとともに、消防等防災関係

機関と現場活動に関する調整を行ながら、救出救助活動を行う。

第4. 消防機関の活動

大規模な災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、塩釜地区消防事務組合消防本部は、医療機関、(公社)宮城県医師会、日本赤十字社宮城県支部及び警察等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。

1. 地区消防事務組合消防本部の活動

救急・救助活動を行うに当たって、被害状況、医療機関の被災状況等の情報をいかに早く正確に掌握できるかが、救命率向上のキーポイントとなる。このため、関係機関と情報交換を綿密に行ながら救急救助活動を行う。また、負傷者も軽傷者から救命処置を必要とする者まで様々であり、緊急度に応じ迅速、かつ、的確な判断と様々な処置が要求されるので、救急救命士や高度救命処置用資機材の活用等効率的な活動を行う。

2. 消防団の活動

消防本部による活動を補助し、救出救助と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

第5. 住民及び自主防災組織等の活動

1. 救急救助活動の実施

住民及び自主防災組織等は、居住する地域において建物倒壊、火災等による救急・救助の必要性を確認した場合、自らに危険が及ばない範囲で応急救助活動を実施するとともに、速やかに消防本部等関係機関に連絡する。

2. 人材、機材等の確保

住民及び自主防災組織等は、人員、機材等の面で対応が不十分と判断される場合、町等に速やかに連絡し、必要な人員、機材の確保に努める。

3. 救急・救助活動への協力

住民及び自主防災組織等は、警察、消防職員の行う救急・救助活動に積極的に協力し、その他とるべき行動についても現地の警察、消防職員の指示を仰ぐ。

第6. 慘事ストレス対策

搜索、救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家派遣を要請する。

第7. 感染症対策

捜索、救助・救急活動を実施する救助機関は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

第8. 救急・救助用資機材の整備

町及び救助・救急関係機関は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握とともに、平常時から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努める。

第6節 医療救護活動

主管部署	救助部
関係部署	塩釜医師会

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 医療救護班の編成	○		
● 救護所の設置	○		
● 応援要請	○		
● 医療救護活動の実施	○		
● 他機関等との連携	○		
● 情報の収集及び提供	○		
● 医薬品、医療資機材の調達	○		
● 在宅要医療患者の医療救護体制	○		

第1. 目的

大規模災害時には、同時に多数の負傷者等が発生し、迅速な医療救護が要求されるため、町及び防災関係機関は、緊急的な対応策や関係機関との連携を図りながら迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

第2. 医療救護活動

医療救護は、原則として医療救護班を編成し、現地で実施する。ただし、急迫した事情があり、かつ、やむを得ない場合においては、病院又は診療所においても行う。

1. 医療救護班の編成

町は、医療救護活動を実施する必要が生じた場合、災害時の医療救護活動に関する協定に基づく塩釜医師会の協力のもと、医師及び看護師等で構成する医療救護班を編成し、救護所に派遣する。

医療救護班は、おおむね次により編成する。

- 医師 1人
- 看護師 2人
- 事務員 1人

医療救護班は、次の点に留意して編成する。

- 被災傷病者の発生及び避難状況
- 医療救護班の配備体制及び医療スタッフの派遣体制
- 被災地の医療機関の稼働状況
- 医療資機材、水、非常用電源等の確保の見通し

- 搬送体制、情報連絡体制の確保の見通し

2. 救護所の設置

町は、災害の状況により、多数の負傷者の発生が予想され、地域の医療機関だけでは対応が困難な場合には応急的な救護を行うため、救護所を設置する。救護所を設置した場合は、速やかに県へ報告するとともに、実情に応じた適切な方法で救護所開設を住民に周知する。

また、救護所での医療救護は、地域の医療機能の回復とともに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置・運営を検討する。

3. 応援要請

地震の規模が大きく、この医療救護活動により救護の万全が期されない時は、町は県を通じて日本赤十字社宮城県支部への応援要請を行う。

4. 医療救護の対象者

- 医療救護の対象者は、応急的な医療を必要とするにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者とする。
- 助産の対象者は、災害発生の日の前後7日以内の分娩者で、災害のための助産できない者とする。

5. 医療救護活動

(1) 医療救護の範囲

医療救護は次の活動を行う。

- 診察
- 薬剤又は治療材料の支給
- 処置・手術・その他の治療及び施術
- 病院又は診療所への収容
- 看護
- 助産（分娩介助等）

(2) トリアージ（負傷者選別）の実施

救護班は、災害により多くの負傷者が発生し、応急医療能力を上回ったとき、又は上回ると予想されたときは、トリアージにより治療の優先順位を決定し、効率的な治療に努める。

(3) 負傷者の搬送

救護所で対応できない負傷者が発生した場合、災害対策本部は、搬送先医療機関の受け入れ体制を確認した上、搬送する。

負傷者の医療機関への搬送は、塩釜消防事務組合消防本部の救急車が主体となり搬送する。救急車確保が困難な場合、災害対策本部は、医療機関の車両、あるいは

民間輸送業者に対して負傷者の搬送を要請する。

6. 他機関等との連携

- 救護班及び町内の医療機関で対応できない患者については、トリアージ（重症度緊急度選別）により、県の災害拠点病院（基幹災害医療センター及び地域災害医療センター）又は、救急隊により他の医療機関等へ搬送する。
- 大規模災害時など緊急を要する場合、町長は医療機関へ搬送するため、県や警察、塩釜地区消防事務組合消防本部あるいは自衛隊等のヘリコプターの派遣を要請する。

《災害拠点病院の機能》

基幹災害医療センター	<ul style="list-style-type: none">● 地域災害医療センターをさらに強化した機能● 要員の訓練・研修機能
地域災害医療センター	<ul style="list-style-type: none">● 被災地からのとりあえずの重症傷病者の受入れ● 傷病者の広域搬送● 自己完結型の医療救護チームの派遣● 地域の医療機関への応急用資機材の貸し出し機能

【資料編 資料4－1 《災害拠点病院一覧表》を参照】

7. 医療救護の期間

医療救護は、原則として次の期間行う。

- 医療…災害発生の日から、原則として14日以内とする
- 助産…分娩した日から7日以内とする

第3. 情報の収集及び提供

1. 情報の収集

町は、的確な医療活動を行うため、関係医療機関等と連絡を密にし、施設の災害状況、被災地における人的被害状況、医療ニーズ等について情報を収集する。

2. 住民への情報提供

町は、収集した医療関係機関等の被害状況及び医療救護活動等を、地域住民に町防災行政無線、広報車等により情報を提供する。

第4. 医薬品、医療資機材の調達

1. 医薬品、医療資機材の調達

- 医療、救護のための必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、医療機関並びに関係業者から調達する。
- 町内において医薬品及び衛生材料等の調達が不可能な場合は、地域保健

医療調整本部に調達を要請する。

2. 医薬品、医療資機材の保管及び配布

町外から送られてくる医薬品等については、役場に保管し、状況に応じて救護所及び医療機関等へ配布する。

第5. 在宅要医療患者の医療救護体制

- 町は、在宅要医療患者の安否確認を行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。
- 町は、医療機関での治療継続が必要な場合は、町内の医療機関若しくは県保健医療調整本部へ調整を依頼する。
- 医療機関は、発災後、医療依存度の高い在宅要医療患者の情報を、必要に応じて災害対策本部に提供する。
- 町は、専門的な医療を必要とする患者等に係る応急対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を県に求める。

第7節 消火活動

主管部署	総務部、消防部
関係部署	塩釜地区消防事務組合

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 消防本部の活動	○		
● 消防団の活動	○		
● 事業所の活動			○
● 自主防災組織の活動		○	
● 住民の活動		○	

第1. 目的

大規模災害時には、同時多発火災の発生等により、極めて甚大な被害が予想される。被害を最小限にとめるため、消防機関は、他の消防機関、県、町、住民、自主防災組織、消防団、事業所等との連携を図りつつ、全機能を挙げて被害を最小限に食い止めるため、出火防止措置や消火活動を行う。

第2. 火災応急対策

1. 組織及び事務機構

(1) 平常時の組織及び事務機構

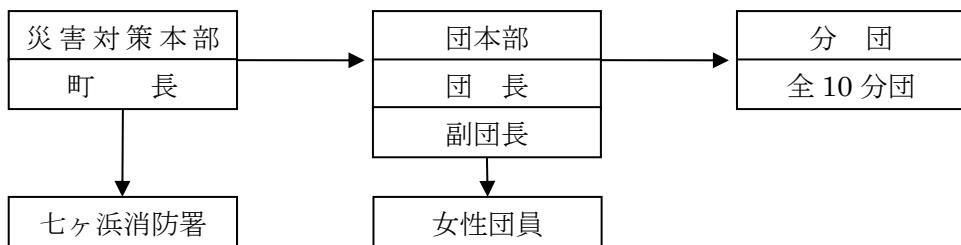
①消防団

名称	管轄区域	業務内容
第1分団	松ヶ浜	1 消防用機械器具の定期点検手入れ
第2分団	菖蒲田浜	2 分団管轄区域内の地水利調査
第3分団	花渕浜、 笹山	3 火災予防に関すること
第4分団	代ヶ崎浜	4 火災、水防活動
第5分団	東宮浜	5 その他必要な消防活動に関すること
第6分団	湊浜	
第7分団	要害、御林	
第8分団	吉田浜	
第9分団	遠山、境山	
第10分団	亦楽、汐見台、 汐見台南	

②塩釜地区消防事務組合消防本部

(2) 非常災害時の組織及び事務機構

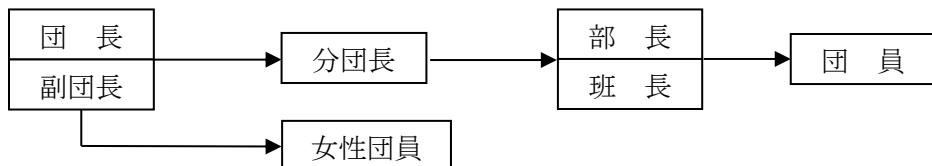
①消防団



②業務内容

団長	① 団活動の方針決定、分団活動の指揮統制、本部、署隊との連携
各分団長	① 管轄区域又は隣接区域における災害防ぎよ活動 ② 消火、警戒、避難誘導、救出、広報等の実施 ③ その他災害防ぎよに必要な活動

(3) 災害時における消防団指揮系統



2. 消防団員の招集

(1) 報発令時

火災警報が発令された場合、火災が発生すると延焼拡大のおそれが充分予想されるので、出動の迅速を期するため、各分団長は、ポンプ車置場に待機する。

(2) 通常火災

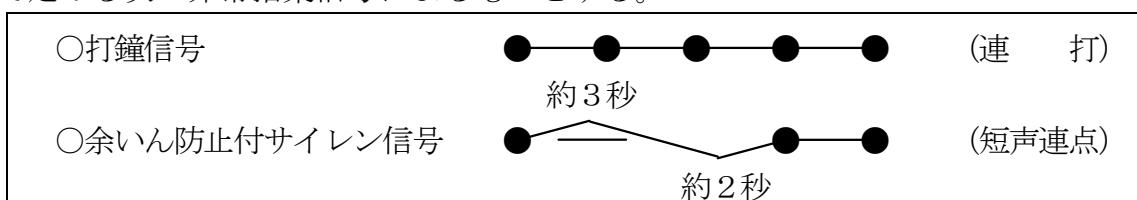
団長は、役場等より、分団管轄内の火災通報を受信したときは、電話又はサイレン等により所属分団長に周知を図り、ポンプ車置場に参集させるものとする。また、他分団は火災状況により団長の指示によって参集するものとする。

(3) 非常災害時

非常災害時には全消防団員を招集するため、次の方法により順次災害現場に招集する。

- 電話
- サイレン
- 警鐘

この場合は、消防法施行規則（昭和36年4月、自治省令第6号）の別表第1の3で定める次の非常招集信号によるものとする。



3. 災害消火活動の基本

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、各防災関係機関は、地震発生直後あらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

(1) 震災消火活動の基本

また、消火活動に当たっては、火災の状況が消防力を下回るときは先制防ぎよ活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは、次の原則に基づき選択防ぎよにより行う。

原則	内容
①重要防ぎよ地区優先の原則	<ul style="list-style-type: none">同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要、かつ、危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。
②消火有効地域優先の原則	<ul style="list-style-type: none">警防区域設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、火災有効地域を優先して消火活動を行う。
③市街地火災優先の原則	<ul style="list-style-type: none">大量危険物製造、貯蔵、取扱を行う施設及び工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動にあたる。ただし、高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、特装車を活用し、人命の救助を優先とした活動を行う。
④重要対象物優先の原則	<ul style="list-style-type: none">重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎよ上必要な消火活動を優先する。
⑤火災現場活動の原則	<ul style="list-style-type: none">出動隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

4. 消防本部の活動

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡をとり、地震災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、「(塩釜地区消防事務組合消防本部) 消防計画」に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

(1) 初期における情報収集体制

地震発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要であることから、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

(2) 地震による火災の初期消火と延焼防止

地震による火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

(3) 道路通行障害時の対応

災害によって、建築物の倒壊、橋りょうの損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。

(4) 消防水利の確保

災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された井戸・海水等の自然水利を活用するほか、遠距離中継送水での消火活動を行う。

5. 消防団の活動

消防団は、地震災害が発生した場合、町で定めている行動計画等に基づき、消防長及び消防署長の指揮下に入り、消防隊又は住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等、人命の安全確保を最優先とした初期消火にあたる。

(1) 出火警戒活動

地震発生により火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火警戒を呼びかける。

(2) 消火活動

災害により出火した場合は、住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等、人命の安全確保を最優先とした初期消火にあたる。

(3) 災害情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

(4) 避難誘導

避難情報が発令された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。

6. 慘事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する消防機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

7. 事業所の活動

(1) 火災が発生した場合の措置

自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報する。必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(2) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

8. 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害時には安全な範囲内で以下の活動を行う。

(1) 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行うものとする。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

9. 住民の活動

(1) 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂のくみ置きの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

(3) 通電火災の防止

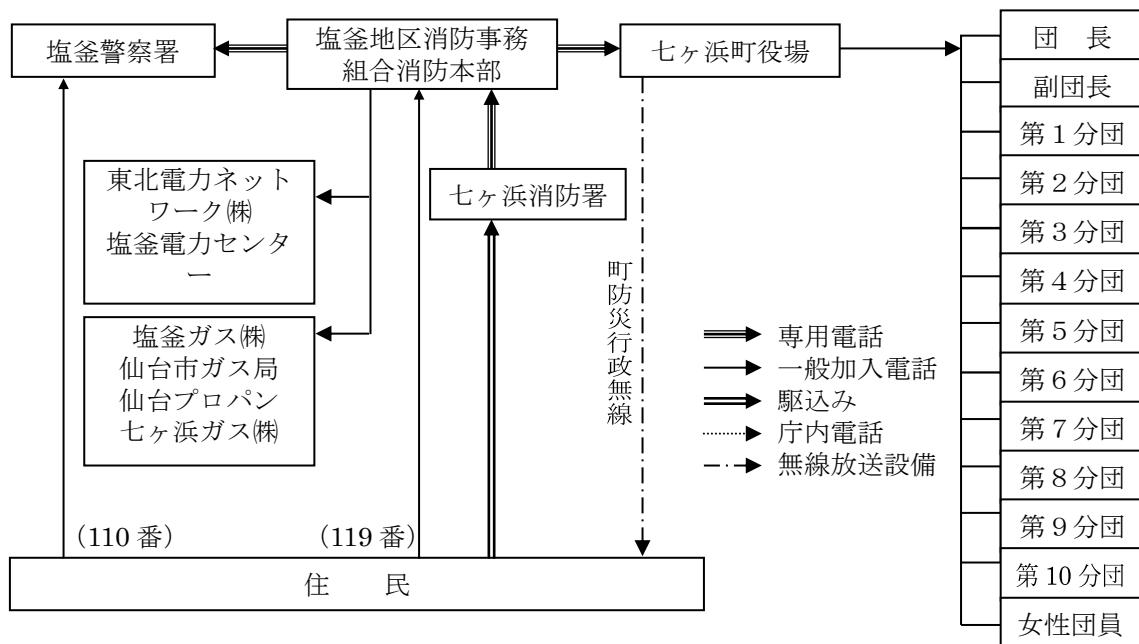
被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。

10. 町の措置

地域防災計画に基づき、消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるようにするために、万全を期するように努める。

11. 通信

火災通報通信系統は次のとおりである。



12. 相互応援協定締結市町村で災害が発生した場合

町は、相互応援協定締結市町村等で災害が発生した場合、被災地市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第8節 輸送活動

主管部署	総務部
関係部署	陸上自衛隊、塩釜警察署

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 緊急輸送活動の実施	○		
● 緊急輸送道路の指定	○		
● 輸送拠点の整備	○		
● 陸上交通の確保	○		
● 海上交通の確保	○		

第1. 目的

大規模地震発生に際し、住民の生命の保全、住民生活の維持の上からも交通・輸送活動の確保は重要な課題である。

緊急輸送活動は、負傷者、病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等、特に速やかに対応が望まれることから、防災関係機関は密接な連携を保ちながら緊急輸送道路を確保し、輸送を実施する。

第2. 町の活動

町は、緊急物資輸送の必要があると認めたときは、県に対し、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。また、独自に収集した情報を県等関係機関に提供するなどし、迅速かつ効率的に緊急輸送が行われるよう配慮する。

第3. 輸送要領

1. 方法

人員、緊急物資、資材等の輸送は、輸送対象の種類、数量及び交通施設の状況等を勘案して、次の種別のうち、最も適切な方法をとる。

- 貨物自動車、乗合自動車等による輸送
- 船舶による輸送
- ヘリコプターによる輸送

2. 緊急輸送の対象

緊急車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、概ね次のとおりとする。

第一段階 (避難期)	● 救急・救助活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資
---------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資 ● 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動時の災害応急対策に必要な要員等 ● 負傷者等の後方医療機関への搬送 ● 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第二段階 (輸送機能確保期)	<ul style="list-style-type: none"> ● 第一段階の続行 ● 食料、飲料水、燃料等生命の維持に必要な物資 ● 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ● 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第三段階 (応急復旧期)	<ul style="list-style-type: none"> ● 第二段階の続行 ● 災害復旧に必要な人員及び物資 ● 生活必需品

3. 緊急輸送道路

県が指定した緊急輸送道路と接続する一級町道等の幹線道路を緊急輸送道路として指定するなどして、防災拠点等を結ぶ多重ネットワークの構築に努める。

《緊急輸送道路の指定状況》

種 別	路線等	設定区間	延 長
町 道	七ヶ浜縦断線	湊浜舛形～吉田浜沢尻	4, 000. 9m
町 道	七ヶ浜横断線	花渕浜長須賀～東宮浜東兼田	2, 244. 9m

4. その他関連措置

避難路及び緊急通行路確保のための一般車両使用の抑制については、関係機関等に対する協力要請を行う。

運転者等への交通路確保の伝達を迅速かつ的確に実施するために、報道機関及び日本道路交通情報センター等と密接な連携の確保を図る。

総合的交通対策を実施するためバス等公共輸送機関の運行について、関係機関との連絡調整を図る。

災害対策本部の車両については、一般車両と区別する表示を行う。

5. 緊急輸送活動手段

(1) 自動車等による輸送力の確保

自動車等による緊急輸送を行うため、次の車両を確保する。

- 応急対策実施機関所有の車両等
- 公共的団体所有の車両等
- 営業車両（運送業者との緊急輸送体制を整備しておく）
- その他自家用車両

(2) ヘリコプターの要請方法

陸上、海上の一般交通が途絶し、緊急に航空機による輸送が必要となったときは、自衛隊航空機の確保要請を知事に依頼する。輸送要請を行うときには、次の事項を明らかにして行う。

- 航空機使用の目的及びその状況
- 機種及び数量
- 期間及び活動内容
- 発着地点又は目標地点

(3) 輸送の要請

町内で輸送力を確保できない場合又は不足する場合は、知事又は隣接市町長に次の事項を明示して輸送の要請を行う。

- 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）
- 輸送を必要とする区間
- 輸送の予定日時
- その他必要な事項

6. 輸送力の配分

(1) 配分担当

輸送力の配分担当は総務部とする。

(2) 配分方法

- 災害応急対策の実施担当責任者は、必要な輸送力の目的、種類、数量等必要な事項を明らかにし、総務部長に輸送力供給の要請を行う。
- 総務部長はその要請に基づき、調達所要数を把握し、直ちに輸送力の確保措置を講じ、配分計画を作成し、実施担当責任者に配分する。

7. 燃料の供給

- 自動車燃料を通常の方法で確保できない場合は、町内の協力業者へ輸送車両の燃料を要請する。
- 燃料の要請手配は、総務部が行う。

8. 輸送拠点の整備

町は、県及び他市町村からの緊急物資等の受入れ、一時補完等のための輸送拠点を定める。輸送拠点の整備に当たっては、本町の特性を考慮し、必要に応じて備蓄倉庫等の整備を進め、また、災害の状況により、あらかじめ指定した輸送拠点が確保できない場合は、速やかに代替地を確保する。

《輸送拠点》

名 称	所在地	電話番号
屋内運動場	七ヶ浜町吉田浜字野山	357-7437

第4. 陸上交通の確保

1. 自動車運転者への周知

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。

《自動車運転手のとるべき措置》

走行中	● カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
	● 車両において避難する場合はできるだけ道路外の場所に移動すること。
	● やむを得ず道路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、かぎは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックをしないこと。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げにならないような場所に駐車すること。
避難時	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として車両を使用しないこと。
災害対策基本法に基づく交通規制が行われた場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路の区間を指定して交通規制が行われた場合は、規制が行われている道路の区間以外の場所に、区域を指定して交通規制が行われた場合は、道路外の場所に、速やかに車両を移動させること。 ● 速やかな移動が困難な場合、道路の左端に沿って駐車するなど、緊急車両の通行の妨げとならない方法により駐車すること。 ● 通行禁止区域において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかつたり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

2. 交通規制

警察は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施するものとする。

また、道路管理者は、道路が損壊した場合、通行を禁止し、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

(1) 基本方針

交通規制における基本方針は次のとおりとする。

被災地域内への流入抑制と車両の走行抑制	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般車両走行を極力抑制 ● 被災区域内への流入の禁止
被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急車両の通行路確保のための交通規制・う回誘導を行う。 ● 一般車両の走行は原則禁止とする。
道路管理者及び警察との連携による交通規制の適切な運用	
緊急通行路に選定された道路及びその関連道路の通行が早急、かつ、円滑にできるための措置の要請	

(2) 緊急通行路確保のための措置

町及び関係機関は次の緊急通行路確保のための措置を行う。

交通管制施設の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 効果的な交通規制を実施するため、信号機、交通情報板等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、こ
-----------	--

	これらを活用する。
放置車両等の撤去	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両等の撤去、警察車両による緊急交通車両等の先導等を行う。
運転者等に対する措置命令	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。
自衛官、消防吏員の措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 警察官がいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防職員は上記「放置車両等の撤去」、「運転者等に対する措置命令」の措置をとることができる。
関係機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 警察機関、道路管理者及び防災担当部局等は、交通規制に当たって、相互に密接な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、交通指導隊へ、交通誘導の実施等を要請する。
塩釜警察署長の措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 放置車両の撤去及び警察車両による緊急通行車両の先導などを行う。 ● 運転者に対して車両の移動など措置命令を行う。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 警察官が現場にいない場合は、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防職員は、放置車両の撤去及び運転者に対する措置命令を行う。

(3) 危険箇所の把握

道路の巡回調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路管理者は、災害が発生したときは、道路交通環境の巡回調査を行い、被害状況の把握に努め、応急復旧策を講じる。
住民からの情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民等から、道路の被災状況など情報収集に努める。 ● 住民等が道路被害を発見したときは、建設部へ速やかに連絡する。 ● 建設部は、入手した情報を各道路管理者へ連絡する。

(4) 交通の安全確保のための交通規制

道路管理者の措置	交通の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路の危険箇所を発見したときは、規制標識（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定める標識）を表示し、整理を行い、迂回路等により交通を確保する。
	障害物の除去	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、早急に被害状況を把握し、障害物の除去及び応急復旧を行い、道路機能の確保及び二次災害の防止に努める。なお、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち

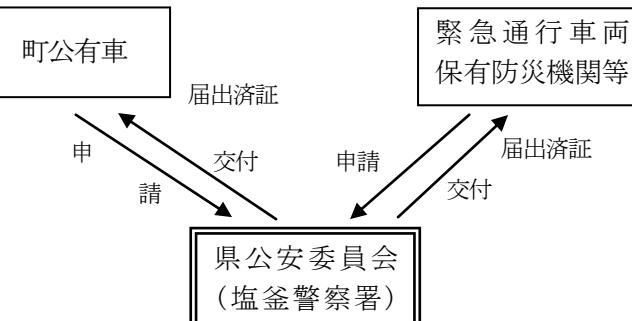
		往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は自ら車両の移動等を行う。
	道路復旧	● 復旧措置に当たっては、緊急輸送道路の復旧措置を優先させる。
塩釜警察署長の措置		● 災害が発生したときは、所轄区域内の道路交通状況を調査し、必要がある場合は警察官が現地で指導にあたり、又は道路標識等（道路交通法施行規則に定める標識）を表示し、交通規制を行う。

（5）緊急通行車両の確認

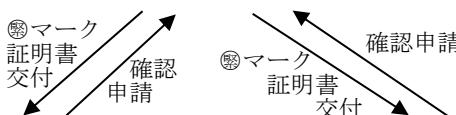
塩釜警察署長は、県公安委員会が災害時における緊急輸送のための交通規制を行ったときは、塩釜警察署において緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付を行い、円滑な緊急輸送を図る。

《緊急通行車両等の事前届出・確認手続等》

■事前届出済証交付手続



■標章(マーク)・緊急通行車両確認証明書交付手続



申し出事項	<ul style="list-style-type: none">● 車両番号票に表示されている番号● 車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名)● 使用者の住所、氏名● 出発地● 指定行政機関等と災害時の協定・契約を締結した企業・団体等の車両の場合、協定書・契約書等の写し● その他参考事項
標章等の交付	<ul style="list-style-type: none">● 知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の標章及び証明書を発行する。

(6) 交通規制の方法

交通規制については、原則的には標示等(災害対策基本法施行規則別記様式第2)を設置して行い、緊急を要するため標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

(7) 交通規制の見直し

災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員、及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急性度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

(8) 交通安全施設の復旧

緊急交通路等の信号機等を最優先とする交通安全施設の応急復旧措置を行う。

(9) 交通規制等の周知徹底・広報

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間、その他、交通規制の実施状況及び避難時の自動車利用の自粛、交通規制への協力について、住民、運転者等にマスコミ広報、交通情報板及び現場広報等による周知徹底及び広報を図る。

3. 交通整理班の編成

災害時に特に必要と認める場合、町は、塩釜警察署等関係機関と協議し交通整理班を編成し、交通整理等を実施する。交通整理班は、交通安全指導員、消防団員、関係機関の職員、その他民間協力者により構成する。所要人員等必要な事項については、その都度決定する。

第5. 海上交通の確保

1. 港湾管理者の役割

港湾管理者は、防波堤、航路及び岸壁等の被災状況について東北地方整備局・海上保安部等の関係機関に連絡するとともに、障害物の除去及び水深の調査並びに被災施設の応急修復等を行い、緊急物資等の輸送に支障を生じさせないように努める。

2. 漁港管理者の役割

漁港管理者は、漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、障害物除去等を行い、緊急輸送活動が迅速、かつ、安全にできるよう輸送の確保に努める。

第9節 ヘリコプターの活動

主管部署 総務部

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 県防災ヘリコプターの応援要請	○		
● 仙台市消防ヘリコプターの応援要請	○		
● 緊急消防援助隊ヘリコプターの応援要請	○		

第1. 目的

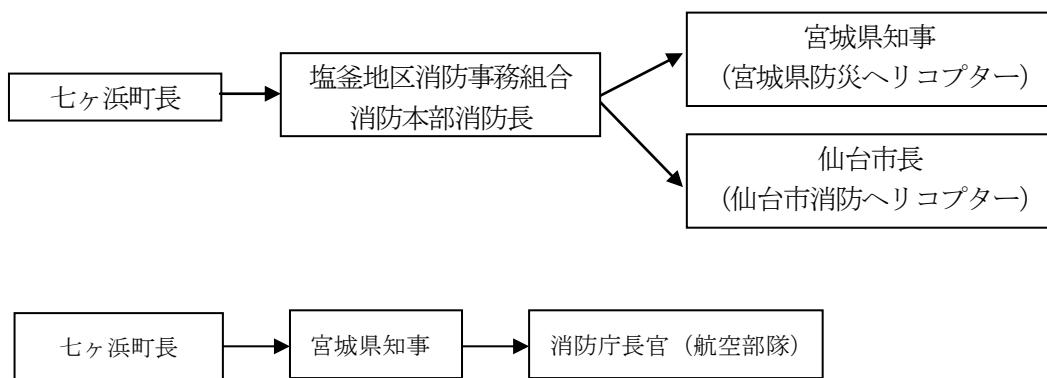
大規模災害時においては、道路の損壊に加え、倒伏した電柱等の道路上の支障物により道路網の確保が困難となることが予想されることから、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集・伝達や救出救助活動、負傷者の搬送、救援物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

第2. 派遣要請

町長は、塩釜地区消防事務組合消防本部消防長に対し、宮城県広域航空消防応援協定書及び、宮城県内航空消防応援協定書の定めるところにより、県防災ヘリコプター及び仙台市消防ヘリコプターの応援要請を行う。また、町長は都道府県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは速やかに、緊急消防援助隊の応援要請を行う。

第3. 派遣要請の手続き

(1) 要請の流れ



(2) 要請方法

町長は、塩釜地区消防事務組合消防本部消防長に対し、口頭又は電話等により要請する。塩釜地区消防事務組合消防本部消防長は、宮城県知事又は仙台市長に各協定書に定められた文書により要請する。ただし、緊急の場合は、口頭又は電話により要請し、事後速やかに文書を提出する。

ヘリコプター要請事項	<ul style="list-style-type: none">● ヘリコプター航空機使用の目的及びその状況● 機種及び数量● 機関及び活動内容● 発着地点又は目標地点
------------	---

第4. 経費の負担

宮城県広域航空消防応援協定書第8条により、宮城県が負担する。なお、仙台市の消防ヘリコプターが出動した場合には、宮城県内航空消防応援協定書第10条による。

【資料編 資料6-8 《宮城県内航空消防応援協定書》を参照】

第10節 自衛隊の災害派遣

主管部署	総務部、財務部
------	---------

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 災害派遣の基準及び要請の手続き	○		
● 県、町と自衛隊との連絡調整	○		
● 派遣部隊の受け入れ体制の整備	○		
● 派遣部隊の撤収	○		
● 経費の負担	○		

第1. 目的

大規模地震災害に際して、人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められる場合、知事、第二管区海上保安本部長及び東京航空局仙台空港事務所空港長(以下「知事等」という。)は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

第2. 災害派遣の基準及び要請の手続き

1. 町長の要請による派遣

町長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請を依頼する。

なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合には、自衛隊宮城地方協力本部長(第1優先連絡先)又は第6師団長(第2優先連絡先)に通知し、この場合、町長等は、速やかに県知事等にその旨を連絡する。

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、その事態が緊急性を有し、人命・身体及び財産の救護を必要とする場合を原則とし、かつ他の機関では対応が不十分であると判断される場合とする。

2. 自衛隊の自主派遣

大規模災害時において、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待つことまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊等の派遣を行う。その場合の判断基準は次のとおりとする。

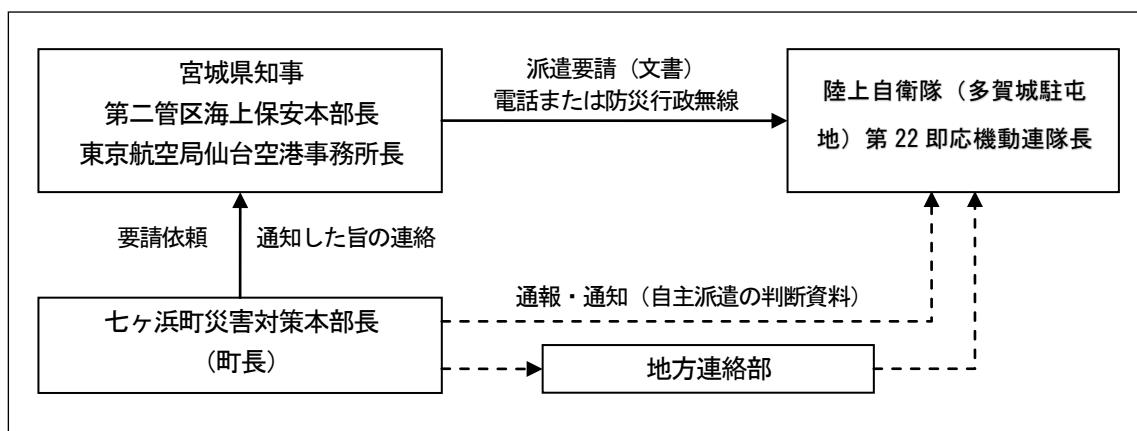
(1) 地震災害に際し、関係機関に対して情報を提供するため、自衛隊自ら情報収集を行う必要があるとき。	
(2) 地震災害に際し、知事等が災害派遣要請を行うことができない場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 通信の途絶等により、町長から直接派遣要請を受け、直ちに救援の必要があるとき。 ● 通信の途絶等により、知事及び町長と連絡がとれず、直ちに救援の必要があるとき。 ● 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき。
(3) 海難事故、航空機の異常事態を探知するなど、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、人命救助に関するもの。	
(4) その他災害に際し、上記(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき。	
(5) (1)～(4)の場合においても、自衛隊指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。また、自主派遣の後に、知事又は町長から要請があった場合は、その時点からその要請に基づく救援活動を実施する。	

3. 要請の手続

(1) 派遣要請系統図

自衛隊派遣要請の手続きは次のとおりである。

《派遣要請系統図》



(2) 要請（連絡）先

自衛隊派遣の要請先は次のとおりである。

区分		要請（連絡）先	指定部隊等の長	連絡方法等	
平日 08:00～17:00 (各部隊 防災担当)	時間外の担当				
宮城地区担当部隊	陸	第22即応機動連隊第3科 (多賀城駐屯地)	連隊長	多賀城市丸山2-1-1 防災無線：7-641-1 TEL：022-365-2121 内 235～237 FAX：022-363-0491	駐屯地当直 TEL：022-365-2121 内 301・302
近傍派遣部隊	陸	東北方面航空隊第3科 (霞目駐屯地)	航空隊長	仙台市若林区霞目1-1 TEL：022-286-3101 内 203、207、217	駐屯地当直 TEL：022-286-3101 内 302
	空	第4航空団防衛部 (松島基地)	団司令	東松島市矢本字坂取85 TEL：0225-82-2111 内 230～232	基地当直 TEL：0225-82-2111 内 224・225

(3) 要請方法

派遣要請は、災害派遣要請書により行う。ただし、緊急の場合は口頭又は電信、電話により要請し、事後速やかに文書で提出する。

文書には次の事項を明らかにする。

- 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考となるべき事項（宿泊・給食の可能・道路橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備、派遣を要望する人員、車両、航空機の概要等）

第3. 県、町と自衛隊との連絡調整

1. 自衛隊の連絡調整幹部等の派遣

県、町災害対策本部は、大規模災害時、自衛隊による連絡調整幹部等の派遣を受け、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保する。連絡調整幹部等は、県及び町並びに関係機関（警察、消防等）との被害に関する情報交換、部隊の派遣及び救助活動等に関する連絡・調整を実施する。

2. 自衛隊の災害派遣に係る町の対応

自衛隊の災害派遣に係る町の窓口は、総務部とする。

災害対策本部を設置した場合、自衛隊連絡調整幹部等を災害対策本部に受入れ、災害対処に必要となる情報交換等を行う。

第4. 派遣部隊の活動内容

1. 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を基準として、関係機関と密接な連携のもとに救援活動等を実施する。

2. 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的な内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
要救助者等の捜索救出活動	要救助者、行方不明者、負傷者等の捜索、救出・救助活動
水防活動（消防団）	土嚢作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動	消防機関との協力による消火活動（空中消火を含む）
道路の啓開	道路等の交通路上の障害物の排除
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護、防疫の活動
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送
給食及び給水	被災者に対する給食及び給水の実施
入浴支援	入浴支援：被災者に対する入浴支援の実施
援助物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく措置の実施
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
その他	その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援

3. 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、町長、その他町長の職務を行うことができる者（委任を受けた町職員、警察官及び海上保安官）がその場にいない場合に限り、次の権限を行使することができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければなら

ない。なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- 警戒区域を設定し、立入制限・禁止及び退去を命ずること。
- 他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他物件を使用・収用すること。
- 現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること。
- 住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させること。
- 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとること。

第5. 派遣部隊の受入れ体制

災害派遣が決定・実行された場合、派遣を受ける町長等は、速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受入れ体制を整備するものとする。

1. 連絡調整者の決定

町長は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を指定し、業務遂行に協力するものとする。

2. 資機材の提供

派遣部隊の救援活動（作業）に必要とする資機材を、速やかに調整して提供する。

3. 宿舎等のあっせん

派遣部隊等の宿舎等のあっせんを行う。この場合、学校、公民館等を宿舎施設にあてる時は、あらかじめその管理者等の承諾を得る。また、公園等を宿营地に指定する場合についても、同様とする。

4. 作業内容の調整

町長及び各防災関係機関の長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複しないよう、重点的かつ効率的な作業分担となるよう配慮する。

また、各防災関係機関の長は、状況に応じた的確な分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送等）での派遣要請を行うように努めるとともに、必要な資機材の準備、及び施設の使用に際しての管理者との調整を行う。

5. 臨時ヘリポートの指定

町は、臨時ヘリポート設置基準に従い、臨時ヘリポートを指定する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施するとともに、被災者の避難場所と競合しないよう留意する。

着陸地点には、臨時ヘリポート設定基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。ま

た、状況に応じ緊急発煙筒により着陸地点の識別を容易にする。

また、離陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲への立ち入りの禁止、砂塵発生の防止のため、散水等の措置を講じる。

6. 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動の内容、防災関係機関による応急措置の実施状況等、速やかに情報の提供を行う。

第6. 派遣部隊の撤収

町長は、他の機関をもって対処できる状況になり、派遣部隊の救援を要しない状態となつたときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、撤収について知事等に要請する。

撤収要請は、電話等をもって報告した後、速やかに文書をもって要請する。

災害派遣部隊等の長は、知事等から撤収の要請があった場合、又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整の上、派遣部隊を撤収する。

第7. 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として派遣を受けた機関側が負担し、細部については、その都度町長と派遣部隊の長等が協議して定める。

- 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話等設置費及び通信料
- 派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の借上料
- 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費
- 無作為による損害の補償
- その他協議により決定したもの

【資料編 資料10-1、10-2 《自衛隊派遣・撤収要請の様式》を参照】

第11節 相互応援活動

主管部署 総務部

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 他の市町村長に対する応援の要請	○		
● 県への情報伝達	○		
● 応援体制の確保	○		
● 消防機関の相互応援活動	○		
● 緊急消防援助隊の応援活動	○		
● 地域内の防災指定機関の応援協力	○		

第1. 目的

大規模災害等において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県外も含めた防災関係機関が相互に応援協力し、防災活動に万全を期すものとする。

第2. 市町村間の相互応援活動

1. 他の市町村長に対する応援の要請

町長が、応急対策を実施するために、必要と認めたときは、他の市町村長に対し応援を求める。

町が応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

町は、応急措置の実施について、県より必要な指示を受ける。

(1) 個別相互応援協定

災害時に係る相互の応援協定等を締結している市町村においては、当該協定等に基づく応援要請及び応援活動を実施する。

応援の要請に当たっては、次の事項を明確にした文書で行う。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。

- 災害の状況及び応援を必要とする理由
- 応援を要請する区域
- 応援を必要とする期間、人員
- 応援又は応援措置事項その他参考となるべき事項

近隣市町及び協定を締結している市町村で災害が発生した場合、被災市町村が応援要請を行えない状況になっていることも勘案し、自ら災害情報の収集に努め、必要がある場合には応援要請を待たずに応援部隊の自主派遣を行う。

町長は、県知事又は指定地方行政機関の長、指定公共機関、指定地方公共機関の長から応急措置の実施を要請され、又は労務、施設、物資の確保について応援を求められたときは、特別の理由がない限り、直ちに必要な対策を講じる。

(2) 県内全市町村間の相互応援協定

一定広域圏に被害が集中し、県内市町村との個別の応援協定により応援を受けることが困難である場合は、県内全市町村が参加する相互応援協定に基づく県の市町村間調整のもと、応援を依頼する。

応援を求められた場合は、必要に応じ県が行う市町村間調整に留意するとともに、応援体制を整え、必要な応援を行う。ただし、県と調整するいとまがないと町長が認める場合には、活動実施後に県に報告する。

応援にかかる費用は、原則として受援者側とする。

2. 県への情報伝達

町が、応急対策を実施する際に、他の市町村からの応援を得ることになった場合には、県に対しその旨を連絡する。

3. 応援体制の確保

県内で大規模災害が発生し、町が被災していない場合においては、被災市町村に対する応援が必要となる場合があるので、防災関係機関等からの情報に留意し、円滑に応援ができるよう体制を整える。

第3. 消防機関の相互応援活動

塩釜地区消防事務組合消防本部は、大規模災害等が発生した場合の県内における広域消防応援については、「宮城県広域消防相互応援協定」及び「宮城県広域消防応援基本計画」に基づき消防相互応援活動を行う。

第4. 緊急消防援助隊の応援要請及び受け入れ

大規模災害が発生した場合、町の応急活動体制では十分な対応ができないと判断したときは、町長は塩釜地区消防事務組合管理者と協議のうえ、知事に緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

緊急消防援助隊の応援活動は、次のとおりとする。

(1) 情報の収集・伝達

大規模災害が発生した場合、町及び消防機関は情報を収集し、県へ伝達する。

(2) 出動の要請

塩釜地区消防事務組合管理者は県を通じて出動の要請を行う。

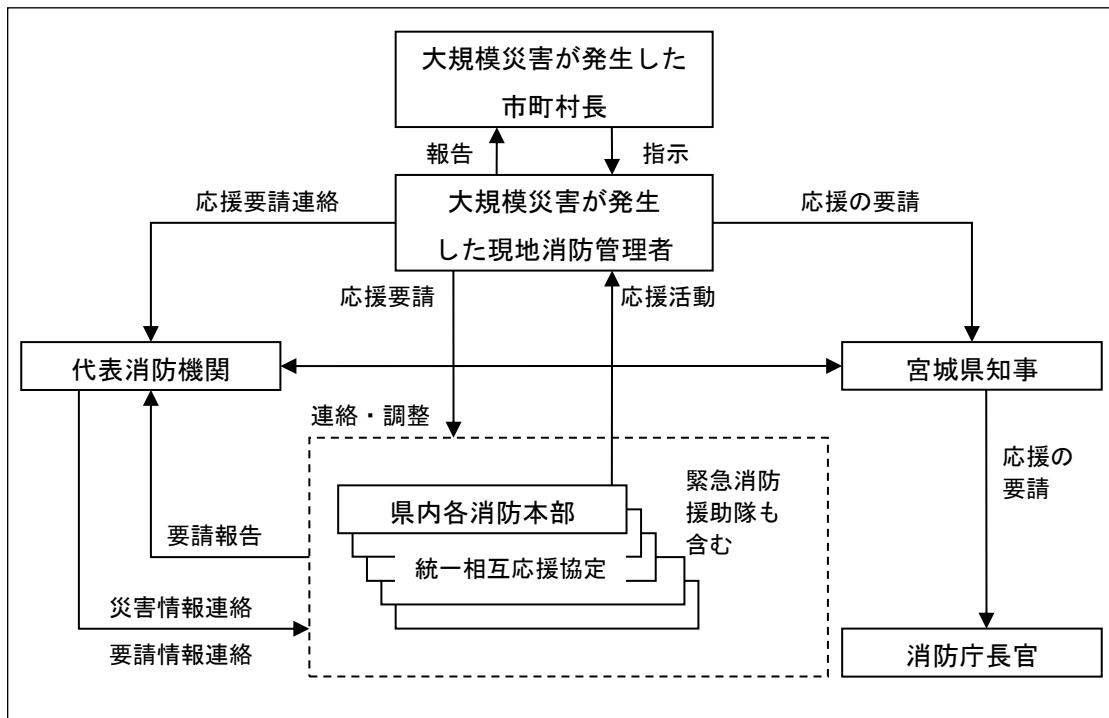
(3) 大規模災害が発生した場合の対応

大規模災害を覚知した塩釜地区消防事務組合消防本部の消防長及び町長は、次の措置をとる。

- 災害状況の把握

- 情報等の提供
- 応援要請手続の実施

《緊急消防援助隊情報連絡体系図》



第5. 広域的な応援体制

1. 職員派遣の要請

町は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

2. 応急措置の代行

(1) 県による応急措置の代行

町は、災害の発生により全部又は大部分の事務を行う事が不可能となった場合に、応急措置を実施するため町に与えられた権限により実施すべき応急措置のうち、以下の全部又は一部の代行を県に依頼する。

(2) 指定行政機関の長等による応急措置の代行

町は、災害の発生により町及び県が全部又は大部分の事務を行う事が不可能となった場合に、応急措置を実施するため町に与えられた権限により実施すべき応急措置のうち、以下の全部又は一部の代行を指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に依頼する。

《応急措置の代行権限の概要》

項目	町代わり代行できる権限	
	県	指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長
警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立ち入りを制限、禁止、退去を命じる権限 (災害対策基本法第六十三条第一項)	○	—
他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限 (災害対策基本法第六十四条第一項)	○	○
現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限 (災害対策基本法第六十四条第二項)	○	○
現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限 (災害対策基本法第六十五条第一項)	○	○

第6. 受入れ体制の確保

町は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、防災拠点等において、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入れ体制を整備する。

また、町は必要に応じて応援部隊等の宿舎等のあっせんを行う。この場合、学校、公民館等を宿舎施設にあてる時は、あらかじめその管理者等の承諾を得るものとする。公園等を宿营地に指定する場合についても、同様とする。

第7. 他県等への応援体制

町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

応援職員の派遣に当たっては、感染症対策のため派遣職員の健康管理やマスク着用を徹底する。

また、災害時には、その規模等に応じて、連携して広域的な応援体制を迅速に構築するよう努める。

第8. 地域内の防災指定機関の応援協力

地域内における防災指定機関の相互応援協力が円滑に行われるようにするため、連絡責任者を定めておくものとする。

第12節 海外からの支援の受入れ

主管部署	総務部
------	-----

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 海外からの救援活動の受入れ	○		

第1. 目的

大規模災害時において、海外から救援物資の提供や救援隊派遣等の支援の申し出があった場合、県と十分連絡調整を図りながら対応する。

第2. 海外からの救援活動の受入れ

海外からの救援活動の受入れに際しては、県と連絡調整を行い、以下の事項を明確にして受入れ体制を整える。

- 救援を必要とする場所及びその緊急性
- 現地までの交通手段及び経路の状況
- 現地の宿泊の適否等
- 必要な携帯品等
- その他必要と思われる事項

第3. 救援内容の確認

海外から救援隊派遣の申し出や救援物資の提供の申し出があった場合、県と調整を図りながら対応する。

1. 救援隊の派遣内容

- 協力内容、人数、派遣日程
- 受入れ方法
- 案内、通訳の必要性

2. 救援物資の内容

- 品名、数量
- 輸送手段、ルート
- 到着予定

第4. 関係機関との協力体制

海外から救援隊派遣や救援物資の受入れについて、県及び警察、消防、自衛隊及び航空会社、トラック協会等の関係機関と円滑な協力体制を確保する。

第13節 避難活動

主管部署	総務部、救助部、教育部、避難所部、消防部
関係部署	小中学校、社会福祉施設

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 要避難状況の把握活動の早期実施	○	○	
● 避難指示の実施	○		
● 避難指示の内容及び周知	○		
● 避難誘導	○	○	
● 避難所の開設及び運営	○	○	
● 学校・社会福祉施設等における避難対策	○	○	○
● 避難所以外への避難者の誘導	○		

第1. 目的

町及び防災関係機関は、地震が発生した場合、直ちに警戒態勢を整え、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、適切に指示情報の発令等を行うとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営にあたるものとする。

1. 避難の原則

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るために行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

2. 住民がとるべき避難行動

地震発生時、揺れが続いている間はその場にあった身の安全確保を図り、揺れが収まってから周囲の状況等により必要に応じて、指定緊急避難場所等の安全な場所への移動などの避難行動をとる。

なお、地震に伴う津波に対する行動については、「津波災害対策編 第3章第12節避難活動」を参照する。

第2. 要避難状況の早期把握・判断要避難状況の把握活動の早期実施

1. 要避難状況の把握活動の早期実施

町長は、地震による被害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する等の措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が適切な時機に必要な措置を取らなければならない。特に町長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講じるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策

に着手できるようにする。

第3. 避難の指示等

地震に伴う災害により、人命の保護又は被害の拡大防止のため必要と認められる場合、町長は、住民に対して速やかに避難情報の発令を行う。避難の指示等を行うに当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

1. 避難の指示等を行う者

避難の指示等を行うべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である町長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。

(1) 避難の指示等を行う者

- 町長（災害対策基本法第60条）
- 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）
- 水防管理者（水防法第22条）
- 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
- 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。（自衛隊法第94条））

(2) 警戒区域の設定権者

- 町長（災害対策基本法第63条）
- 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第63条）
- 水防団長、水防団員又は消防関係機関に属する者（水防法第14条）
- 消防吏員又は消防団員（消防法第36条）
- 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。（自衛隊法第94条、災害対策基本法第63条））

2. 町長・知事の役割

町長は、大規模災害等に起因して住民等の生命・身体に危険が及ぶと認められる場合、危険区域の住民に対し、速やかに避難の指示を行う。また、避難の指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、町長に代わって知事が避難の指示に関する措置の全部又は一部を実施する。また、町は、避難指示の対象地域、判断時期等について県に助言を求めるものとする。

3. 高潮等に係る指示

町長は、洪水若しくは高潮の氾濫による著しい危険が切迫している場合、速やかに知事より状況の伝達を受ける。町長は、区域内の居住者に対し避難するよう指示する。

4. 警察の役割

警察は、生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は町長から要請があった場合、住民、その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。警察署長は、町長が行う避難の指示について、関係機関と協議し、必要な助言と協力をを行う。

警察は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、避難の指示がなされた場合、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。

5. 宮城海上保安部の役割

海上保安官は、海上において人命を保護するため必要があると認めるとき又は町長から要請があったとき、若しくは町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、船舶、乗組員、旅客、住民等に対し、避難のための立ち退きの指示、その他の必要な措置をとる。

6. 自衛隊の役割

災害により危険な事態が生じた場合において、警察官等がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。

第4. 避難の指示の内容及び周知

1. 避難の指示等の基準

町は迅速・安全な避難行動とともに、避難の長期化を見据えた住民避難計画を町地域防災計画において作成し、住民及び関係機関へ周知する。

2. 周知内容

町長が避難の指示を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにする。

- 避難対象地域
- 避難先
- 避難経路
- 避難の指示の理由
- その他必要な事項

3. 避難の措置と周知

避難の指示をした者は、町の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。

(1) 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は概ね次の方法により、その内容の周知徹底を図る。

また、住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。

なお、避難情報の周知に当たっては、聴覚障害者に対しては緊急速報メール等により周知を行うなど、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。

- 町防災行政無線
- 口頭又は拡声器
- 広報車による呼びかけ
- 電話
- サイレン、鐘
- 屋外拡声器
- ホームページ
- 携帯メールや緊急速報メール
- 「災害時における放送要請に関する協定」による報道機関への放送要請

(2) 関係機関への相互連絡

町、県、警察、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置をとった場合においては、その内容について県、町の災害対策本部に連絡するほか、相互に連絡通報する。

(3) 周知内容

避難情報の発令の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路その他の誘導措置、出火・盗難の予防措置、携行品その他とする。

(4) 警察の役割

警察署長は、町長が行う避難の指示について、関係機関と協議し必要な助言と協力を行う。警察は、避難の指示がなされた場合は、関係機関の協力を得て、避難場所、避難経路、その他必要事項を周知徹底する。

第5. 避難誘導

1 住民等の避難誘導は、地域防災計画に定めるところによるが、町職員、警察官、消防職員等は、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先（避難緊急避難場所・指定避難所）への円滑な誘導に努める。誘導に当たっては、避難路の安全を確認しつつ避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行うとともに避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

なお、地震に伴う津波については、「津波災害対策編第3章第12節避難活動」を参照する。

2 町は、消防職員、町職員等避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行う。

また、町は、地震発生時又は二次災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、避難情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図

る。

- 3 地震発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則とするが、避難行動要支援者やその避難支援を行う者で徒歩による円滑な避難が困難な場合、町職員、警察官、消防職員等は、自動車でも安全かつ確実な避難を行えるよう、地域や道路の事情に応じた対応に努める。

1. 各地区的誘導

- (1) 誘導責任者…自主防災組織、区長、各消防分団長
- (2) 各地区ごとの避難誘導…当該地区の消防団員、自主防災組織員
- (3) 危険区域及び指定避難所に警察官及び町職員、消防職員等を配置し、適切な誘導を行う。
- (4) 必要に応じ、塩釜警察署に指定避難所等を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請する。

2. 避難所、避難路の安全確保

- (1) 避難の誘導に当たっては、指定避難所の安全確認を行うとともに、指定避難所までの経路に障害物がある場合はこれを撤去するなど、避難路の安全にも十分配慮する。
- (2) 夜間に避難するときは、投光器等を利用して避難路の安全確認を行う。
- (3) 災害の状況により、適切な指定避難所を判断する。

3. 避難の順位等

- (1) 高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等の避難を優先させる。特に介助を必要とする人が地域にいる場合には、自主防災組織等の協力を得て、避難の援助を行う。また、病院等の入院患者、施設の高齢者等、自力で避難できない場合は、町の緊急車両により事前に協定を結んだ受入れ先の施設や避難所に移送する。
- (2) 地区に住む外国人への避難誘導を適切に行う。
- (3) 旅行客等の帰宅困難者の避難について、地区の被災状況を把握し、適切に行う。

4. 避難時の留意事項

(1) 避難誘導員は、避難にあたり次の事項を住民に周知徹底する。	<ul style="list-style-type: none">①戸締り、火気の始末、電気ブレーカーの切断、電気コードのコンセントからの抜き取りなどを行う。②携行品は必要最小限のものにする（食料、水筒、タオル、ちり紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布等）。③服装はなるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行する。
(2) 避難は原則として徒歩とするが、歩くのが困難な障害者や病人については、自	

- 動車等を利用する。また、避難所までの距離が遠い場合も自動車等を利用する。
- (3) 住民等が避難を終えたかどうか、消防団員等は避難場所と連絡を取り合い確認する。

5. 警戒区域及び避難を解除

災害による危険がなくなったものと認められるときは、町長は警戒区域及び避難を解除し、速やかに住民、関係機関等へ連絡する。

第6. 宮城東部衛生処理組合避難所の開設及び運営

指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き保護をする者に対して、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に指定避難所を開設し、収容保護する。

町は、災害の規模に鑑み必要な避難所を、可能な限り当初から開設するように努める。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

1. 指定避難所の開設

- 町は、災害による被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために指定避難所を開設する必要があるときは、小・中学校の体育館等の公共建物等を指定避難所として開設し、住民等に対し周知徹底を図る。その際、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- 町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知するなど、避難の円滑化に努める。
- 町は、必要があればあらかじめ指定した施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。
- 町は、指定避難所のライフラインの回復に時間をおこすと見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

2. 避難所開設の連絡

避難所を開設したときは、速やかに避難者に周知し、収容すべき住民を誘導保護する。周知方法は、町防災行政無線のほか、広報車、ホームページ、エリアメール、自主防災組織による伝達等を使用する。

また、直ちに次の事項を知事に報告する。

- 避難所開設の日時、及び場所
- 箇所数及び収容数
- 開設期間の見込み

3. 避難所の開設期間と費用

避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とするが、避難が長期化する場合は、状況に応じて開設期間を決定する。

避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲内とする。

4. 避難所の運営

- 町は、避難所を設置した場合には、避難者数の確認、避難者名簿の作成等によりその実態を把握し、必要な設備、備品を確保する。
- 町は、避難所等の運営に当たっては、避難者に対する情報の提供、避難者のプライバシーの保護、男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの把握などに努める。特に乳幼児、高齢者、障害者、外国人、旅行客等のニーズの把握、これらの者への情報提供等に配慮する。
- 町は、避難所等の衛生状態を常に良好に保つように努めるとともに、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師、栄養士等による巡回健康相談、栄養相談等を実施する。
- 町は、警察署と十分連携を図りながら避難所等の巡回を行う。

（1）避難所の管理

適切な運営管理の実施	<ul style="list-style-type: none">● 町は、各避難所の適切な運営管理を行う。● 避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者の協力が得られるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。● 避難者実態の正確な把握に努めるため、避難者名簿作成時に一般避難者、在宅避難者、車中生活をする避難者の区分けができるよう配慮する。
避難所の担当職員の指定	<ul style="list-style-type: none">● 避難所を開設したときは、次のとおり避難所の担当職員を指定し、避難所の円滑な運営に努める。● 担当職員は、自主防災組織等と協力して、避難所の管理と収容者の保護にあたる。
	避難所責任者等の役割
担当職員	町職員があたる。
避難所施設管理者	避難所施設管理者は、当該施設長等があたる。 (公民分館等は、行政区長とする。)
相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none">● 町は、避難所等に生活・健康問題等に関する相談窓口を設置し、避難者が必要とする情報を適宜提供する。● 女性や子どもへの暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の

	設置に配慮する。
自主防災組織やボランティアとの協力	<ul style="list-style-type: none"> 町は、避難所内における住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう努め、避難者はそれに協力する。
自治的な組織運営への移行	<ul style="list-style-type: none"> 町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体となって運営する体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援	<ul style="list-style-type: none"> 町は、それぞれの避難所受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、県等への報告を行うとともに必要な支援を行う。また、町は、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等から避難行動要支援配慮者等の要配慮者の居場所や安否の情報について報告を受ける。
避難所との連絡	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部との連絡は、電話のほか、その時の状況に応じて、IP無線機、携帯電話、インターネットなど、可能な手段により行う。 避難所が学校などの場合、教材として使用しているパソコンを情報連絡に使用する。また、その部屋を外部との連絡室として利用するなど、可能な手段を検討しておく。

(2) 避難所の環境維持

良好な生活環境の維持	<ul style="list-style-type: none"> 町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。 食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
健康状態・衛生状態の把握	<ul style="list-style-type: none"> 町は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、簡易ベッド、パーテイション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。 インフルエンザ等の感染症の流行時期には、流行拡大を

	防ぐため、うがい・手洗いを励行する。また、必要に応じてマスクの配布、患者の隔離等を検討する。
家庭動物への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 町は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・飼育エリア等の設定 ・飼い主との飼育方法の協議 ・避難所での動物の飼育状況の把握、資材の提供、獣医師の派遣等の要請 ・避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整 ・他県市町への連絡調整及び要請
感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。
飲酒や喫煙への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所は多くの人が集まることから、所定の場所以外での飲酒・喫煙は禁止とする。なお、防火上の観点から、裸火の使用は厳禁とする。

(3) 男女共同参画

①避難所運営への女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 町は、避難所の運営において、女性が運営役員として参加するよう配慮し、女性だけの打合せ会を持つなど、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。
②男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違いへの配慮	<ul style="list-style-type: none"> ● 町は、避難所の運営において、男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等に配慮する。 ● 特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の物資提供、女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別及び多目的トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザー配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭等多様なニーズに配慮した避難所の運営に努める。
③女性・子供等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ● 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のため

	のポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
④運営参加者への配慮	● 町は、避難者が運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

(4) 学校等が避難所となった場合の措置

学校等教育施設が避難所となった場合、当該施設の管理者は、避難所が円滑に運営されるよう町に協力する。この場合、管理者は、学校業務に支障のない範囲で、必要に応じた協力・応援を行うよう、教職員に指示する。

教職員は、本来果たすべき児童生徒の安全確保、安否確認、教育活動の早期正常化等に支障がない範囲で、避難所運営への支援に取り組む。

また、避難所の開設が長期となった場合、当該施設の管理者は、教育活動の早期再開に支障がないよう、期間、避難者の収容施設等について、町と協議する。

(5) 外国人への配慮

町は、外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

(6) 避難行動要支援者の情報提供

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

(7) ホームレスの受け入れ

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるよう努める。

(8) 避難所の閉鎖

町は、避難者数が減少したり、災害による危険性が解消した場合、避難所の縮小、統合、閉鎖に向けて必要な措置をとる。自主運営組織の活動が円滑に行われている場合は、避難所担当職員数を順次削除する。

避難所の縮小、統合、閉鎖に当たっては、避難者の今後の生活の見通し等を把握した上で慎重に検討し、スケジュールを避難者へ事前に広報する。

第7. 避難情報の発令等による広域避難

<ul style="list-style-type: none"> ● 町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該町の区域外への広域的避難が必要な状況であると判断した場合において、県内他市町村への広域避難については当該市町村と直接協議し、他都道府県の市町村への広域避難については県に対し当該他都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるとときは、県知事に報告した上で、自ら他都道府県内の市町村に協議することができる。 ● 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を
--

受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第8. 避難長期化への対処

1. 町の対応

- (1) 避難生活が長期化すると見込まれる場合は、7日を超えても継続して避難所を開設できる。ただし、避難所が学校の場合、学業に支障を来たすため、できる限り早期に閉鎖できるよう、必要に応じて、旅館への移動を促すなど避難者の居住先の確保に努め、配慮する。
- (2) 避難生活が長期化した場合には、高齢者、障害者、傷病人等の処遇について十分配慮する。また、避難者の自治組織の結成を促し、避難所が自主的に運営されるよう配慮する。
- (3) 避難者のプライバシーが極力守られるよう、部屋の割り当て等を行うとともに、段ボールや板等、たとえ簡単なものであっても仕切りとなるようなものを支給するよう努める。
- (4) 町は、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。また、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努める。
- (5) 災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、町外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等での受け入れが必要であると判断した場合は、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村と直接協議する。また、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- (6) 町は、避難所を指定する際に、併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

2. 県の対応

県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を町に代わって行う。

3. 国の対応

国（内閣総理大臣）は、町及び県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなり、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町や県に代わり他の都道府県と協議を行う。

第9. 帰宅困難者対策

町外からの勤労者又は、旅行客が発生時に町内に滞在していた場合、地震による影響で

貞山運河に架かる橋梁が通行止めとなつた場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、町は、以下の帰宅困難者対策を行う。

1. 一斉帰宅抑制に関する対応

(1) 一斉帰宅抑制の広報

町は、災害発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、住民、企業、学校等関係機関に対し、国と連携して、テレビやラジオ放送などを通じ、むやみに移動を開始せず、職場や学校等などの施設内に留まるよう広報を行う。

また、必要に応じ、携帯電話、緊急速報メール、SNSなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の広報についても検討・実施する。

(2) 企業及び学校等関係機関の対応

企業及び学校等関係機関は、従業員、顧客、児童生徒等及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関等から提供される災害関連情報等により、施設及び周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒等を施設内等の安全な場所へ待機させるよう努める。

(3) 大規模集客施設等の対応

大規模集客施設等の管理者は、管理する施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、町や警察等関係機関と連携し、保護した利用者を一時的な滞在が可能な施設へ誘導するよう努める。

なお、男女及び性的マイノリティ（LGBT等）ごとのスペースの確保等にも留意するとともに、要配慮者に対しては、特に十分な配慮を行い、対応するよう努める。

2. 帰宅困難者への情報提供

町は、地震・津波に関する情報、交通機関の状況などについて、テレビ・ラジオ放送や携帯電話、ホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、町は、町防災行政無線や広報車、エアーメール等を活用して避難場所と避難ルートの周知に努める。

3. 避難行動要支援者への対応

町は、避難行動要支援者について、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

第10. 孤立集落の安否確認対策

1. 通信手段の確保

町は、居住地又は避難場所が、道路の寸断、土地の水没等により孤立化した場合、固定電話、携帯電話、防災無線、衛星携帯電話等の通信手段により住民自らが安否情報を発信するよう周知を図る。

2. 通信手段途絶時の対応

孤立した地域の住民は、断線、バッテリーアップ、機械の故障等により通信手段が使用不可能な場合であっても、旗をたてる、シートを広げる、焚き火により煙をたてる等の手段により、生存の証を伝えるよう努める。

第11. 広域避難者への支援

1. 滞在施設の提供

町は、被災市町村からの広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

2. 広域避難者への支援体制の整備

町は、広域避難者が発生した際に、広域避難者に対しても物資等の供給のほか、必要な情報や支援・サービスを受けとることのできる体制の整備に努める。

第12. 在宅避難者への支援

1. 生活支援の実施

町は、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、食料・物資の供給など生活支援を行う。

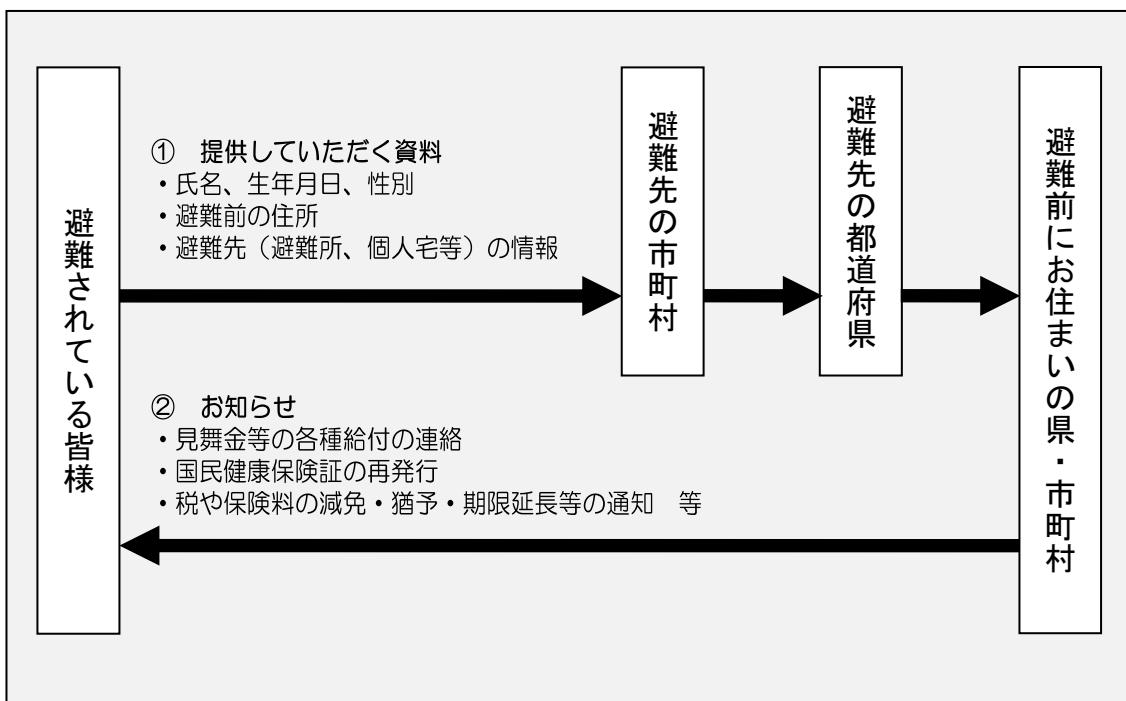
それらの支援は町内会や社会福祉協議会共助に基づくネットワークを主体として進める。

また、町は、在宅避難者等に対し、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

2. 避難者情報の提供

町は、他市町村の避難者を受け入れた場合には、避難者に対して全国避難者情報システムへの登録を呼びかけ、避難者が避難前に住んでいた市町村からの情報が途切れず入手できるよう配慮する。

【全国避難者情報システム】



3. 避難所等での物資の供給

町は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等の人数、必要とする支援内容等の早期把握に努め、避難所、地域等での物資の供給を行う。

4. 支援体制の整備

町は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が、食料・物資の配布の広報及び必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受けとることでできるよう、支援体制の整備に努める。

第13. 学校・社会福祉施設等における避難対策

学校及び社会福祉施設等の管理者は、次の事項を定めた避難に関する要領をまとめ、児童生徒及び入園者等を安全に集団避難させる。

- 避難実施責任者
- 避難順位及び編成等
- 避難責任者及び補助者
- 避難の要領、措置、注意事項等

第14. 避難所以外への避難者の誘導

- 災害時には、指定された避難所以外でも避難できそうな場所へ多くの住民が避難することが予想される。このため、自主防災組織等を中心に、町内の被害状況、避難状況を把握し、避難所への避難誘導に努める。
- 指定した避難所で収容できない場合は、他の公共施設や民間施設の協力

を得て避難者を収容し、応急対策を行う。

第14節 応急仮設住宅等の確保

主管部署	建設部、救助部
------	---------

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 応急仮設住宅の建設	○		
● 応急仮設住宅の供与	○		
● 公営住宅の活用等	○		
● 住宅の応急修理	○		
● 建設資材及び建築技術者の確保	○		○

第1. 目的

大規模地震災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長時間にわたることは避けられない。このため、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

第2. 応急仮設住宅（プレハブ仮設建設型応急住宅）の整備と維持管理

町は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備にあたり、安全な用地を確保するとともに、県が直接整備することが困難な場合においては、県からの委託を受け、町自ら建設する。

1. 建設場所の確保

建設場所の選定は、原則として町が行う。建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮し、あらかじめ応急仮設住宅建設用の候補地として、公園、公民館敷地等、公有地を優先して確保する。ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用することもできることとし、利用しようとしている土地の所有者との土地賃借契約を締結する。

《応急仮設住宅建設予定地》

名 称	所在地	面 積
七ヶ浜町立七ヶ浜中学校第2グラウンド	七ヶ浜町吉田浜字小浜7番地20	10,322 m ²
第1スポーツ広場	七ヶ浜町吉田浜字野山1-2	17,020 m ²

2. 建設要領

（1）設置戸数

設置戸数は、住宅が全壊、全焼又は流失した世帯数の3割の範囲内とする。

（2）住宅規模

一戸当たりの規模は、29.7 m² (9坪) を基準とする。

（3）費用

費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(4) 建物の構造

建築物の構造は、県の定める応急仮設住宅仕様による。

(5) 建設着工及び供与期間

①着工…災害発生の日から20日以内に着工する。

②供与期間…原則として2年以内とする。

※応急仮設住宅は、罹災者が自立した生活ができるまでの応急措置であり、また、応急仮設住宅建設地の本来の利用用途が制限される期間が最小限となるよう(特に学校の場合、授業を早期に再開する必要がある)、できるだけ早期閉鎖に努める。

しかし、2年を過ぎても、応急仮設住宅の存続が必要であると考えられる場合は、罹者の意志を踏まえ、施設管理者や県等と協議の上、最善策を講じる。

第3. 応急仮設住宅の供与

1. 対象者及び入居予定者の選定

- 町長は、次に掲げる被災者のうちから入居予定者の選考を行う。応急仮設住宅入居者の選考に当たっては、入居者のり災前の居住地や就業場所等に配慮するとともに、入居後の地域社会づくりを考慮し、入居者の年齢構成等が偏らないようにするなど配慮する。
 - 住宅が全壊、全焼又は流失したもので、現に居住する住宅がない世帯。
 - 自らの資力では住宅を確保することができない世帯。
 - 居住する住宅がなく、また借家等の借上げもできない世帯。
- 入居者の決定は、その職務を県より委託された場合を除き、知事が行う。

2. 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の管理

応急仮設住宅(建設型応急住宅)の管理は、県が町に委託し、町長が行う。

(1) 管理体制

県は応急仮設住宅(建設型応急住宅)の適切な管理運営を行うものとするが、状況に応じて、応急仮設住宅(建設型応急住宅)の所在地である町に管理を委託する。町長に委託した場合は、知事と町長との間で、管理委託協定を締結する。

(2) 維持管理上の配慮事項

町は、応急仮設住宅(建設型応急住宅)の維持管理に当たっては、安心・安全を確保するため、消防、警察との連携を図り、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケアや家庭動物の受け入れのルール、必要に応じてNPOやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅(建設型応急住宅)入居者によるコミュニティの形成と行政区の設立・運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

(3) 運営上の配慮事項

運営に当たっては、以下の対応に努める。

安心・安全の確保に配慮	● 防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びか
-------------	----------------------

した対応	け ● 街灯や夜間照明等の工夫 ● 夜間の見回り(巡回)
ストレス軽減、心のケア等のための対応	● 交流の場づくり ● 生きがいの創出 ● 悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置 ● 保健師等による巡回相談 ● 女性専用相談窓口の設置、男性に対する相談体制の整備
仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等	● 集会所の設置 ● 仮設スーパー等の開業支援 ● 相互情報交換の支援 ● 窓口の一元化
女性の参画の推進と生活者の意見反映	● 運営における女性の参画推進 ● 生活者の意見集約と反映

3. 供与期間

応急仮設住宅の供与期間は、災害救助法の定める2年以内とする。

4. 高齢者、障害者等への対策

高齢者、障害者等の入居を考慮し、地域的な結びつきや近隣の状況を踏まえた入居者の選定に努める。また、車イス等の使用を考え、段差の処理、手すり等の補助具について考慮する。

第4. 公営住宅の活用等

町は、一時的な居住の場として、既設公営住宅地の空き家の活用を図るものとする。

1. 公的住宅の活用

(1) 公的住宅の確保

町長は、町営住宅、県営住宅等の確保に努める。また、近隣市町に対しても、県を通じて、住宅の確保、提供を要請する。

(2) 公的住宅の入居

町は、高齢者、障害者等に配慮し、公営住宅に緊急入居させる者に対する入居資格、入居手続等についてあらかじめ定める。

入居条件は、原則として以下の事項を除いては、公営住宅法、同法施行令及び宮城県営住宅条例を準用する。なお、被災者が否かは、原則として本町が発行する当該災害に係る、罹災証明書等により行う。

- 入居期間は、原則として1年以内とする。
- 収入基準等の入居者資格要件は、問わないものとする。
- 災害により暫定入居として公募除外対象とする。

- 入居期間中の家賃及び敷金は、免除する。

2. 民間賃貸住宅の活用等

災害救助法に基づく応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備には一定期間が必要となる。このため、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するとしていることから、町はこれに協力し、被災者の罹災程度の把握や相談窓口としての対応を行う。

3. 公的宿泊施設の確保

公的宿泊施設は施設整備が整っており、食事等についても確保されることから、高齢者、障害者等の一時収容先として確保に努める。

第5. 応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備

町は、県等の支援により、被害の規模と地域の実情に応じて、被災者の健康維持と生活を支えるための活動拠点（サポートセンター等）を設置し、孤立防止のための見守りや所要の保健福祉活動、生活再建に関する総合的な相談、地域コミュニティの再構築等の支援体制を整備する。支援に当たっては適切な対応が図られるよう、情報の共有化等、関係機関・団体と連携して取り組む。

第6. 住宅の応急修理

災害救助法が適用された災害により、住家が半焼又は半壊の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損箇所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急処理を行う資力がない者に対し、その者に替わって必要最小限の補修を行うものとする。

1. 対象

応急修理の対象は、半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない住家で、自らの資力をもってしては修理ができない者とする。

2. 修理の範囲

居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない部分の応急修理に限られる。

3. 修理の期間

災害発生の日から1ヵ月以内に完了するものとする。

第7. 建設資材及び建築技術者の確保

応急仮設住宅の工事は、原則として競争入札による請負工事とする。また、建築資材及び建築技術者の確保は、町内の関係業者とあらかじめ協議し、必要があると認められたときは供給を要請する。関係業者においても不足する場合は、知事に対し資材等のあっせんを要請する。

第8. 支援制度に関する情報提供

県は、応急仮設住宅等への居住についての支援制度について、早い段階で全体像を被災者に示すとともに、被災者に分かりやすく伝えるための方策について検討することから、町はこれに協力する。

第15節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

主管部署	救助部、水道部
------	---------

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 食料の供給	○		
● 炊き出しの実施	○	○	
● 応急給水の実施	○		
● 生活必需品等の供給	○		
● 義援物資の受入れ、配分	○		
● 燃料の調達・供給	○		

第1. 目的

町は、大規模地震災害時における住民の基本的な生活を確保するため、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し備蓄状況の確認を行うとともに、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等との連携を図りながら迅速、かつ、円滑な調達・供給活動を行う。

なお、被災状況の程度や、避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、避難所における感染症対策に必要な物資をはじめ、暑さ・寒さ対策としての空調等被災地の実情被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。

また、調達物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

第2. 食料

被災者及び災害応急従事者等に対し、必要に応じて食料を提供し、又は、炊き出しを実施し食料を供給する。

1. 食料の調達・供給

町は、備蓄、調達した食料及び国、県等によって調達され引き渡された食料を被災者に対して供給する。

日持ちしないなど備蓄に適さない食料や、全ての必要数を備蓄することが困難な物資、発災から一定時間経過後に必要となる物資等については、関係事業者等との協定により調達を図るなどして、確保する。また、町は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

2. 米穀及び乾パン

(1) 調達

町は、非常災害時に、炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、県へ申請をし、農林水産省の支援を得て給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」という。）を調達する。

ただし、災害救助法が発動された場合においては、町は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、政府所有の米穀（以下「災害救助用米穀」という。）を調達する。

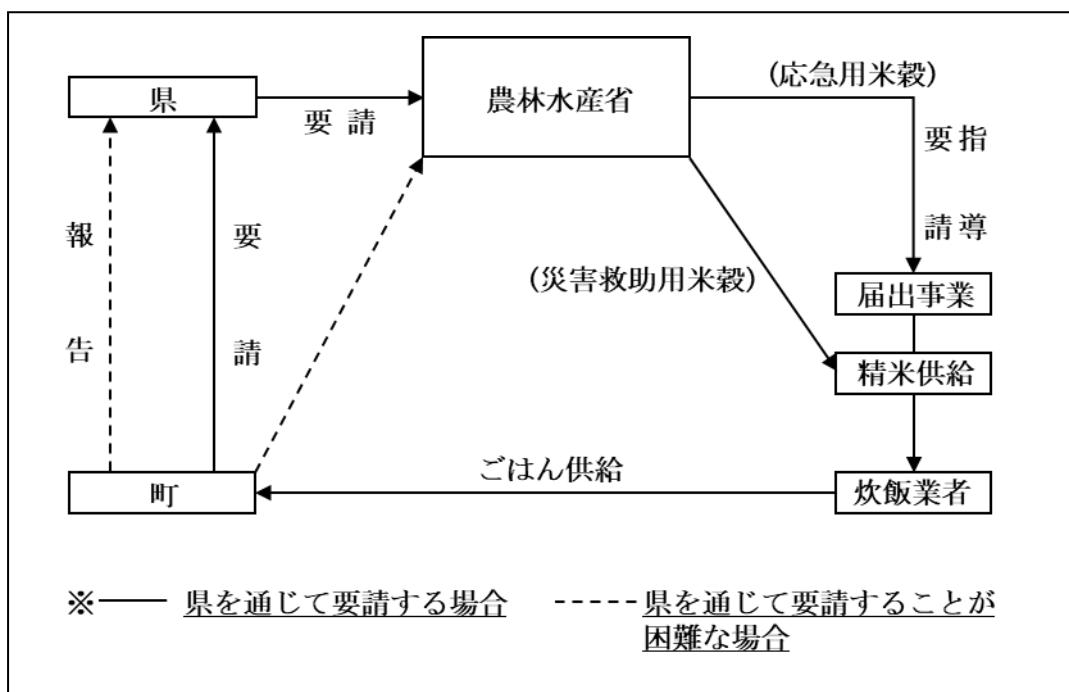
応急用米穀	<ul style="list-style-type: none"> ● 県は、町の申請に基づき、必要な応急用米穀の数量等について、農林水産省に対し要請するとともに、農林水産省は、県からの要請を踏まえて、米穀販売事業者に対して手持ち精米を、県又は県の指定する者（県又は町が取扱者として指定した届出業者。以下「取扱者」という。）に売却するよう要請する。 ● また、農林水産省は、必要に応じ、政府所有米穀を供給するものとする。 ● 町は、必要な応急用米穀の数量等について県へ申請する。
災害救助用米穀	<ul style="list-style-type: none"> ● 県は、町からの要請等を踏まえ、必要な災害救助用米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）について、農林水産省に要請する。 ● 町は、必要な災害救助用米穀の数量等について県へ申請する。 ● 町は、直接農林水産省に要請した場合は、速やかに県に連絡することとし、県は必要な災害救助用米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）について、農林水産省に要請する。

（2）供給

応急用米穀	<ul style="list-style-type: none"> ● 町は、県より農林水産省から直接購入した応急用米穀の供給を受ける。 ● 町は、県から供給を受けた応急用米穀又は米穀卸売業者等から直接売却された応急用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。 ● 町は、供給を受けた応急用米穀の全体の数量等について、県に報告する。
災害救助用米穀	<ul style="list-style-type: none"> ● 県は、農林水産省と売買契約書により契約を締結し、農林水産省から、契約の締結を受けて受託事業者に対して、県又は取扱者に引き渡すよう指示された災害救助用米穀を町に供給する。 ● 町は、県から供給を受けた災害救助用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。 ● 町は、災害救助用米穀の引渡しを受けたときは、速やかに県に対して当該引渡を受けた災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、等級、数量等を報告する。
供給数量	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急用米穀及び災害救助用米穀についての供給数量は、1人あたりの供給数量に、町の要請に基づき県が必要と認

	める受給者の数と期間の日数を乗じて得た数量とする。
--	---------------------------

《緊急時における食料（精米）の供給体制略図》



《1人当たりの供給数量》

対象者	数量
罹災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 200 精米グラムの範囲内で知事が定める数量
被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事するものに対して、給食を行う必要がある場合	1食当たり 300 精米グラムの範囲内で知事が定める数量

(3) 県への報告

- ①町は、供給を受けた米穀（応急用米穀）の数量等について、県に報告する。
- ②災害救助用米穀の供給を受けた場合は、災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、等級、数量等を報告する

3. その他の食品

(1) 調達

- ①町は、被害の状況等から判断して必要と認めたときは、以下の食料品等の中から状況に応じ供給する品目及び数量を決定して調達を行う。
- ②町において確保が困難な場合、必要な品目については、県が自ら調達を実施し町に対し供給するよう要請する。

(2) 品目

調理が必要ないもの（緊急用）	果実、乳製品、おにぎり、パン、食肉加工品、水産加工品、漬物、惣菜、菓子類その他副食品等
調理が必要なもの	野菜、肉、魚、カップめん、乾麺、鶏卵等
調味料	砂糖、塩、酢、醤油、味噌、油類等

(3) 調達時の留意事項

- ①被災者の年齢、季節等に配慮して調達する（高齢者に対して軟らかなもの、乳児に対して粉ミルクなど、また寒い時期には温かなものなど）。
- ②梅雨時期など特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品を調達する。

4. 受給者の把握

- ①避難所にいる人の人数の確認は、各避難所の担当職員が行う。
- ②避難所以外の場所に避難している人や、自宅にいるが食料が得られない人等の把握については困難が予想されるため、各地区の自主防災組織員は、周辺にいる人等の協力を得ながら、的確な調査に努める。

5. 食料の供給

(1) 供給対象者

- ①避難所に収容された者。
- ②住家の被害が全壊（全焼）、流失、半壊（半焼）又は、床上浸水等であって炊事のできない者。
- ③被災地から一時縁故先避難する者及び旅行者で、食料品の持ち合わせのない者。
- ④被災地において、救助、復旧作業等に従事する者。（注：災害救助法の対象者にはならない。）

(2) 供給の手段・方法

- ①被災者に対する食料の供給は、町があらかじめ定めて開設する避難所において、災害救助法に定める基準に従って行う。
- ②被災者に対する食料の配分に当たっては、次の事項に留意する。
 - 各避難所等における食料の受入れ確認及び、需給の適正を図るための責任者の配置
 - 住民への事前周知等による公平な配分
 - 要配慮者への優先配分
 - 食料の衛生管理体制の確保
- ③乳児に対する供給は、原則として粉ミルク及び調整粉乳とする。
- ④炊き出しの体制が整うまでの間は、町及び県の調達する食料（調理の不要なもの）を支給する。

6. 炊き出しの実施

町は、災害救助法が適用された災害により、避難所に避難するなど炊事のできない者に対し、炊き出しその他のによる食料の供与を行う。

(1) 炊き出しの実施方法

- ①炊き出しは、原則として学校給食センターを使用する。当該施設が利用できない場合は避難所等に仮設の給食施設を設置し、自ら又は委託して行う。
- ②炊き出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録にあたらせる。
- ③炊き出しは、原則として米飯による炊き出しとする。
- ④炊き出し要員が不足するときは、県又は日本赤十字社宮城県支部に対し、他市町村の応援、日本赤十字奉仕団の派遣、自衛隊の災害派遣要請等を依頼するとともに、ボランティアの活用を図る。
- ⑤米飯の炊き出しによる給食の実施に伴い、必要な副食品や調味料を調達し供給する。
- ⑥生鮮食料品については、必要に応じて県に要請し、各卸売り市場等からの調達や他県等の応援により確保し供給する。
- ⑦町が甚大な被害を受けたことにより、町において炊き出し等の実施が困難と認められるときには、県に対し炊き出し等についての協力を要請する。
- ⑧炊き出し、食料の配分及びその他の食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

(2) 費用

炊き出しその他のによる食品の給与を実施する期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

(3) 期間

炊き出しその他のによる食品の給与を実施する期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

7. 給食基準

(1) 配布基準

被災者に対する炊き出しその他の食品給与の配布基準は、原則として宮城県災害救助法施行細則に定めるところによる。

(2) 町の対応

町は、給食の順位、給食の範囲、献立、炊き出し方法等についてあらかじめ定めておき、それらに基づき被災者に食品等の給与を実施する。なお、一人あたりの供給数量については、次の基準を参考にする。

《一人あたりの供給数量》

品目	基準	
米穀等	被災者（炊き出し）	1食あたり精米換算200g以内
	応急供給	1人1日あたり精米400g以内
	災害従事者	1食あたり精米換算300g以内
食パン	1食あたり	185g以内
調整粉乳	乳幼児1日あたり	200g以内

8. 主要食料政府指定倉庫

倉庫名	所在地	電話番号
仙台農業協同組合 七ヶ浜支店	東宮浜字東兼田35-6 (菖蒲田浜字林合4-1)	022-762-6237

第3. 飲料水

災害時には、水道施設の破損による断水や水の汚染により飲料水が得られない場合において、最小限必要な飲料水を供給し、被災者の飲料水及び生活用水の確保に努める。

1. 給水要領

(1) 給水の対象者

被害を受け、現に飲料水を得ることができない被災者とする。また、医療機関や防災関係機関等への給水確保にも配慮する。

(2) 給水量

1人1日30程度を目標とする。

《目標とする給水量》

地震発生からの日数	目標数量	おもな給水方法
地震発生～3日	30／人・日	給水車、給水タンク
4日～10日まで	200／人・日	給水車、給水タンク

地震発生からの日数	目標数量	おもな給水方法
11日～21日まで	100ℓ／人・日	給水車、給水タンク
22日～28日まで	被災前給水量	仮配管からの各個給水、共用栓

(3) 給水期間

災害発生の日から迅速に行うものとし、長期にわたる場合でも、必要とされる期間は、給水活動を実施する。

2. 応急給水

(1) 給水方法

給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	<ul style="list-style-type: none"> 町及び支援関係機関が保有する給水車、給水タンク、ポリ容器等で適宜給水場所へ運搬給水を行う。
仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水	<ul style="list-style-type: none"> 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは、応急復旧により使用可能となった消火栓に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 復旧に長時間を要する断水地域に対しても、状況に応じて仮配管を行い仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
ペットボトル等による応急給水	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、製造業者等に提供を要請依頼し配給する。

(2) 給水資機材の整備等

町は、災害時の給水活動及び応急復旧において、円滑に行えるようあらかじめ給水資機材の整備に努める。

(3) 給水施設の応急措置

給水施設が被害を受けたときは、被害状況を調査し応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図る。

資機材の整備	<ul style="list-style-type: none"> 応急措置に必要な資機材等は、町水道事業所が整備する。
応急措置の重点事項	<p>応急措置に当たっては、特に次の事項に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 有害物質等の混入防止及び井戸等補給用水源の広報 配水池施設等の保守点検 井戸水、その他飲料水最低量確保

【資料編 資料3-5《主な町内水道関係事業者一覧表》を参照】

第4. 生活物資

被災者に対し、衣料、生活必需品等を供給する必要があるとき、その確保と的確な配給を行う。供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

1. 配布・貸与の要領

(1) 対象者

住家の全半壊（焼）、流失又は床上浸水により、生活に必要な被服・寝具・その他生活必需品を喪失し、日常生活に困難をきたしている者とする。

(2) 支給品目

支給品目は次のとおりとする。

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 寝具 ● 衣料類 ● 炊事用具 ● 食器 | <ul style="list-style-type: none"> ● 日用品 ● 光熱材料 ● 緊急用燃料 ● その他 |
|---|---|

(3) 費用

衣料、生活必需品等の給与又は貸与に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(4) 期間

災害発生の日から、必要と認められる期間とする。

2. 調達方法

町は、民間団体との連携により、応急時に必要な物資の迅速かつ的確な調達・供給を行う。甚大な被害を受けたことにより、自ら生活必需品の調達・供給が困難な場合は、広域応援協定を締結している近隣市町や、県、厚生労働省その他の関係機関に協力を要請する。

3. 配分

(1) 配分方法

衣類、生活必需品等を給与又は貸与する必要があると認める被災者を調査し、救助物資配分計画を作成する。救助配分計画は、次の事項を明確にする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 救助物資を必要とする、罹災者数（世帯人員ごと） ● 救助物資の品名、数量 ● 救助物資の受払い数量 |
|---|

(2) 物資の配分

物資管理者は、救助物資配分計画により各地区協力員の協力を得て、被災者に対する救助物資の配分を迅速かつ的確に行い、受領書を徴する。

(3) 物資の集積拠点

町は、あらかじめ公共施設、公園等の中から、物資の地域輸送拠点及び集積地を選定する。

《物資の集積拠点》

名 称	所在地	電話番号
町立亦楽小学校	七ヶ浜町代々崎浜字細田 54	357-2521
町立松ヶ浜小学校	七ヶ浜町松ヶ浜明神裏 64	357-2211
町立汐見小学校	七ヶ浜町汐見台 3 丁目 1	357-5151
町立七ヶ浜中学校	七ヶ浜町吉田浜字小浜 7	357-2843
町立向洋中学校	七ヶ浜町遠山 1 丁目 9-18	365-8151

なお、上記以外に、役場、生涯学習センター、七ヶ浜国際村、各地区公民分館も物資の集積拠点としている。

4. 日本赤十字社宮城県支部の活動

日本赤十字社宮城県支部は、緊急に必要とされる救援物資として毛布、携帯ラジオなどが入った緊急セット、キャンピングマットなどが入った安眠セットを備蓄し、被災者のニーズに応じて、遅滞なく配分する。

町内の備蓄分で不足する場合は、日本赤十字社各都道府県支部と調整する。

町は、配分受給に当たって県や災害ボランティア等の協力を得ながら行う。

第5. 義援物資の受入れ、配分

1. 義援物資の受入れ

(1) 義援物資の受入れ窓口の設置

町は、義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合、日本赤十字社宮城県支部等の関係機関と相互に連携を図りながら、義援物資受入れ窓口を設置し、義援物資の募集及び受入れを開始する。

(2) 義援物資の受入れ

支援物資を受け入れる際、受け入れた支援物資の品目、数量等を把握し、記録する。また、過不足がないよう、できる限り支援物資の品目及び数量を事前に限定し行う。

町は、関係機関と調整の上、事前に支援物資の（一時）保管先を確保（指定）し、配分作業が円滑にできるよう努める。

(3) 義援物資の募集

報道機関等と連携し、義援物資の受入れ方法等について広報・周知を図る。

なお、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、義援物資の受入れ方法については、品目及び数量を事前に限定し、併せて供給活動をスムーズに行うため流通ネットワークを保有している団体・企業等に優先的に働きかけを行う。

2. 義援物資の配分

義援物資の配分に当たっては、町及び関係機関との間で調整を行い、必要に応じボランティア団体等の協力も得ながら、物資の仕分け、配分を行う。

町は、必要配分数量を把握するため、避難者等の情報を的確に収集するとともに、配布作業にあたるボランティア団体等に情報提供を行う。

支援物資の配送・管理に当たっては、(公社)宮城県トラック協会等の組織的な流通ネットワークを保持している団体・企業を中心として協力を要請し、資機材や人材、ノウハウ等を活用することで、的確に行う。

第6. 燃料の調達・供給

1. 燃料の調達、供給体制の整備

県は、災害時に応急対策の実施及び住民生活の維持や必要な施設及び車両への燃料供給が滞らないよう、県石油商業協同組合と締結した「災害時における支援協力に関する協定」及び石油連盟と締結した覚書の活用、必要に応じた国等への確保要請などにより、燃料の供給を図る。また、被災状況の程度に応じて国等へ緊急用燃料の確保を要請し、住民生活の維持に努める。このとき、被災市町村が複数にまたがる場合は、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

2. 重要施設への供給

県は、災害時においても、その機能を維持する必要のある病院等の重要施設については、必要量の情報収集とあらかじめ想定された必要量の供給に努める。

なお、必要量の確保が困難な場合は、燃料調達シートに必要事項を記入し、政府緊急対策本部に対し、緊急供給要請を行う。

3. 災害応急対策車両への供給

町は、災害時における災害応急対策車両への優先給油を行い、災害対応力の強化に努める。

また、町及び防災関係機関等は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対しても、優先給油が行えるよう関係機関との調整に努める。

4. 住民への広報

町は、燃料類の供給見通し等について、住民に広報するとともに、節度ある給油マナーと省エネ活動を呼びかける。

第16節 相談活動

主管部署	総務部、救助部、税務部、財務部
------	-----------------

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 相談窓口の設置	○		
● 相談窓口設置の周知	○		
● 関係機関との連携	○		

第1. 目的

大規模災害時において、町は住民からの身近な相談や要望等に対応するため、町の相談活動の体制を整備し、防災関係機関とも連携して対応する。

第2. 町の相談活動

町は、被災者のための相談窓口を設置し、住民からの身近な相談や要望に対応する。なお、専門性を要する相談等にあっては、各担当窓口への取り次ぎを行うとともに、必要により県の相談窓口を紹介するなど住民の相談や要望の解決を図る。

第3. 相談窓口の設置

1. 相談窓口

- 町は、災害発生後速やかに、総合的な窓口を災害対策本部に設置し、相談の内容に応じて、各担当へ振り分ける。
- 災害時における相談の内容は、借地・借家関係等の法律相談や、登記手続き等の土地・建物等の登記相談等様々なものが予想されるため、弁護士会などへの協力依頼を行う。

2. 相談窓口設置の周知

- 総務部は、相談窓口の設置をホームページ、町防災行政無線、広報車、報道機関等を活用し、広く住民等へ周知する。

3. 相談の内容

相談の内容は次のとおりとする。

(1) 生活再建相談

生活再建のための経済援助、手続等の相談は次の項目について実施する。

- | | |
|----------------------------|-----------------------------|
| ● 署名証明書の発行 | ● 住宅の応急修理、応急仮設住宅の入居、公営住宅の斡旋 |
| ● 義援金の配分、災害弔慰金等の支給、資金の貸付け等 | ● その他生活相談 |

● 被災家屋の処理

(2) 事業再建相談

事業再建のため、町、県及び国による支援事業についての相談及びあっせんを行う。

- | | |
|------------|-----------|
| ● 中小企業関係融資 | ● その他融資制度 |
| ● 農業関係融資 | |

● 農業関係融資

(3) 個別専門相談（法律、医療）

法律相談	● 被災に伴って生じる借地、借家等の法律問題や住宅応急修繕、再建等の相談は、弁護士会等法律関係団体及び建築関係団体等の協力を得て、相談を行う。
医療相談	● 心身の健康に係わる医療問題等、医療関係団体等の協力を得て、相談を実施する。

(4) ライフライン相談

関係機関の協力を得て、ライフラインの被災、復旧状況についての相談を実施する。

(5) 消費生活相談

県、警察、弁護士会等の関係機関の協力を得て、契約、解約等に関するトラブル等の消費生活相談を実施する。

(6) 安否情報

安否情報は、同居の家族や住民の間だけでなく、町外に居住する家族、縁故者、知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であり、迅速で的確な情報の提供を行う。

4. 関係機関との連携

住民からの相談等で十分な情報がないものについては、県及び各相談窓口等関係機関との連絡を取り、速やかに情報を収集し即時対応に努める。

第17節 ボランティア活動

主管部署	救助部
関係部署	七ヶ浜町社会福祉協議会

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 災害ボランティアセンターの設置	○		
● ボランティア活動の円滑化	○		
● NPO・NGOとの連携	○		

第1. 目的

大規模災害時の災害応急対策及び復旧・復興期においては、多くの人員を必要とするため、町は、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施する。

その際、七ヶ浜町社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつける災害ボランティアの活動を支援、調整し、被災住民の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、行政が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。

なお、ボランティアの受け入れに際しては、活動中の安全が確保されるよう配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行う。

第2. 一般ボランティア

1. 災害ボランティアセンターの設置

ボランティアのコーディネート調整組織としては、七ヶ浜町社会福祉協議会が中心となって、災害ボランティアセンターを設置し、町、県相互に連携の上、日本赤十字宮城県支部、NPO・ボランティア等とも連携を図り、活動を展開する。

この際、町は社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみ等の収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。

ボランティアのコーディネートに際しては、活動中の安全が確保されるよう配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行う。

2. 支援

(1) 災害ボランティアセンター設置の支援

町は、ボランティアのコーディネートに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、町は、災害ボランティアセンターの場所と資機材の提供や貸与等、災害ボランティアセンター設置の支援を行う。

(2) 経費の助成

災害ボランティアセンターの運営に係る経費の助成を行う。

(3) 職員の派遣

町は、災害ボランティアセンターに職員を派遣する。また、必要に応じて、県に對して職員派遣の要請を行う。

(4) ボランティア活動に必要な情報の提供

ボランティアニーズや被災状況など、ボランティア活動に必要な情報を提供する。

3. 一般ボランティアの活動内容

《主な活動内容》

- | | |
|------------|------------------|
| ● 情報の伝達・広報 | ● 炊き出し |
| ● 情報収集 | ● 避難所の運営補助 |
| ● 物資の仕分け | ● 災害ボランティアの受入れ事務 |
| ● 物資の搬送 | ● 被災住家の支援 |

第3. 専門ボランティア

関係する組織からの申し込みについては、町の各部局で対応し、主な受入項目は、次のとおりである。

《主な受入れ項目》

- | | |
|--------------------|------------------|
| ● 救護所等での医療、看護、保健予防 | ● 外国人のための通訳 |
| ● 被災建築物の応急危険度判定 | ● 被災者へのメンタルヘルスケア |
| ● 被災宅地の危険度判定 | ● 高齢者、障害者等への介護 |
| ● 防災関係施設診断 | ● その他専門的知識が必要な業務 |

第4. ボランティア活動の円滑化

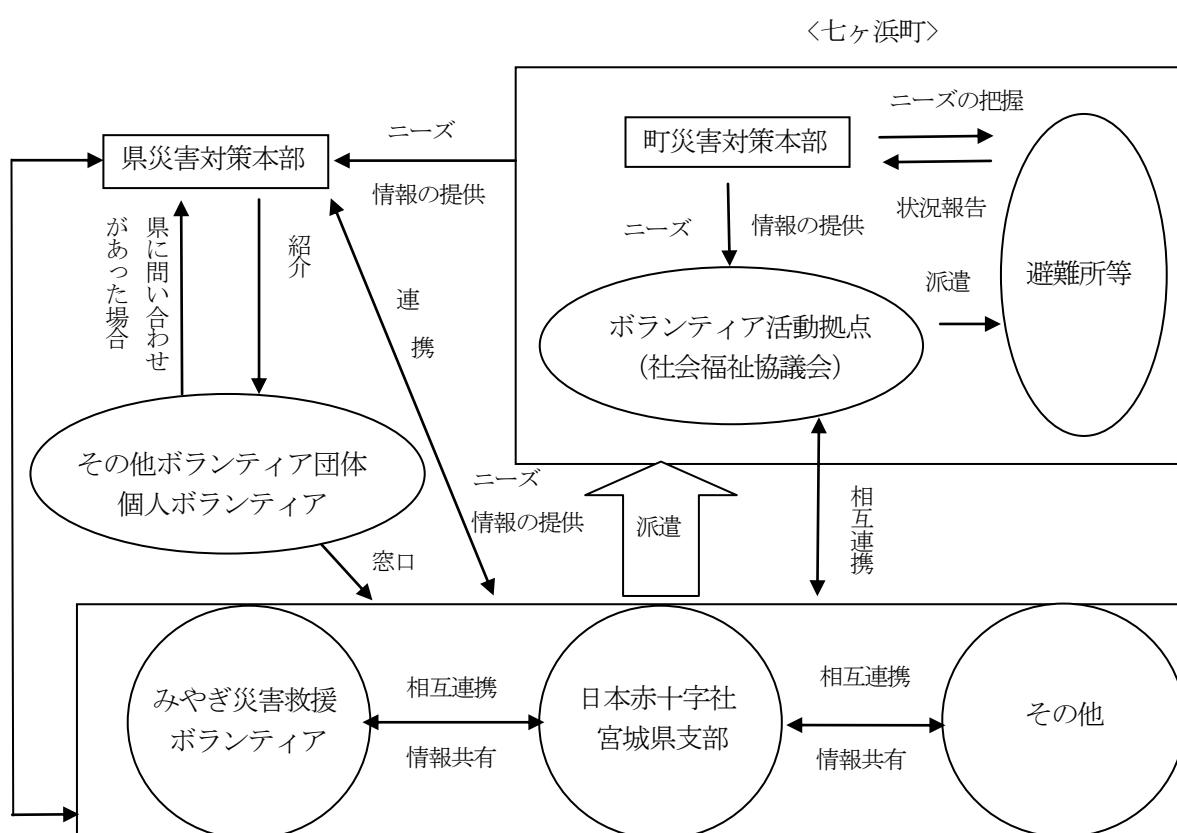
災害時に、円滑な応急対策が図られるよう、町はボランティア関係団体と密接に連絡をとり、支援に努める。

町は、避難生活の長期化など、必要に応じてボランティア活動拠点を確保する。

第5. NPO・NGOとの連携

町は、一般ボランティアのコーディネート体制づくりを、社会福祉協議会、NPO等関係機関と連携しながら行い、その他のNPOやNGOとの協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

《ボランティア活動支援計画のイメージ》



第18節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

主管部署	総務部、救助部
関係部署	消防団、七ヶ浜町社会福祉協議会、社会福祉施設

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 要配慮者の安全確保	○	○	○
● 要配慮者の援護体制の確立と実施	○	○	○
● 外国人支援対策	○		
● 旅行客への対策	○		
● 事前申込手続き要配慮者への対応	○	○	

第1. 目的

大規模災害時には、特に要配慮者や旅行客等に対する様々な応急対策が必要となる。このため、町、関係機関及び社会福祉団体は必要な応急対策について、速やかに実施するものとする。

第2. 要配慮者への支援活動

災害時には、要配慮者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。

町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

1. 安全確保

(1) 社会福祉施設等在所者

社会福祉施設の管理者は、避難誘導計画に基づき、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。

町は、施設在所者（入所者、従事者等）の安否確認を迅速に行い、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導を行うとともに、施設の危険箇所等の応急修理を行う。

(2) 社会福祉施設等以外の要配慮者

町は、予め登録された要配慮者の在宅情報に基づき、在宅の要配慮者の安否確認を、各地区の行政区長、消防団員、自主防災組織あるいは七ヶ浜町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携支援のもとに迅速に行うほか、状況に応じ避難誘導等を行い、避難所等を中心に、被災による新たな要配慮者を把握する。

また、未登録の要配慮者に対しても行政区等との連携により把握に努める。

災害避難誘導等に当たっては、特に障害者や高齢者等の身体的な障害等を考慮して、適切な方法による広報、避難の指示を行い、行政区長や七ヶ浜町社会福祉協議会などの協力を得て、人員を把握し、安全な避難に努める。

2. 支援体制の確立と実施

(1) 施設従事者及び必要な物資の確保

町は、施設従事者の不足や、日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保する。次の緊急支援を実施する場合にも、必要となるマンパワー、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を、同様に確保する。

(2) 緊急支援

受入れ可能施設の把握	<ul style="list-style-type: none">町は、関係機関と連携し、被災による要配慮者の受入れ可能な各社会福祉施設等を把握する。
福祉ニーズの把握と支援の実施	<ul style="list-style-type: none">町は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合は、関係機関と施設への入所等に係る調整を行う。本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティアを含む。）を派遣、車椅子等の手配を社会福祉団体、NPO・ボランティア等の協力を得て計画的に実施する。
福祉避難所の開設	<ul style="list-style-type: none">町は、福祉避難所の対象となる避難者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所を開設し、関係機関及び各避難所に対し、福祉避難所の開設について周知するよう努める。
多様な避難所の確保	<ul style="list-style-type: none">町は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。
相互協力体制	<ul style="list-style-type: none">町は、七ヶ浜町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制により支援を行う。

(3) 避難所での支援

支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none">町は、要配慮者が避難所に避難した場合、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じガイドヘルパーや手話通訳者等による援護体制を確立する。特に、障害者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品などの福祉用品は代替が難
---------	---

	しく、被災直後の確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設への支援を要請するなど速やかに対処する。
健康状態への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ● アレルギー症状や糖尿病・高血圧などの食事療法が必要な要配慮者に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。 ● 特に避難所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障害者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。
専門職による相談対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 町は、被災地及び避難所における要配慮者に対し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。
福祉避難所への移送	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定避難所に避難した要配慮者について、福祉避難所への移送が必要と判断する場合は、開設した福祉避難所に移送を行う。

(4) 災害派遣福祉チームの活動

高齢者・障害者等の災害時の福祉支援が適切に行われるよう、町は知事からの要請に応じて派遣された災害派遣福祉チームに指示を行い、N P O・ボランティア等と連携して活動を行う。

(5) 応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅への入居に当たっては、要配慮者に十分配慮し、特に高齢者・障害者は避難所等での健康状態に応じて、応急仮設住宅への優先的入居や、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。

また、入居者が従来のコミュニティを維持できるよう配慮する。

第3. 外国人への支援への対策活動

町は、災害時に迅速に外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を行うとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。なお、支援活動においては外国人旅行客等についても念頭に置いた対応を行い、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行客等は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達を行う。

- 把握している在住外国人の現状やニーズを基に作成した防災計画に従い必要な対策を講じる。
- 地域住民や自主防災組織、関係団体等と連携し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を迅速に行う。
- 状況に応じ、広報車や町防災行政無線などにより、外国語による広報を行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行う。

- 各地区的協力のもと、地区や避難所等における外国人の迅速な安否確認に努める。
- 災害に関する外国人のニーズを把握するため、役場内に設置する総合的な相談窓口で対応する。
- 災害情報等を掲示する場合、災害時多言語表示シート等による外国語での掲示も行い、外国人の不安の解消を図る。
- 町は、(公財)宮城県国際化協会、地域国際交流協会と協力し、相談窓口を設けるなど、外国人からの身近な相談に対応することにより、外国人の不安の解消や問題の解決を図る。

第4. 旅行客への対策

旅館等宿泊施設の観光施設管理者は、災害時には的確に旅行客の避難誘導を行い、安全確保に努める。

町は、災害時の団体旅行客について、町内の宿泊施設等から情報を収集し、情報把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報の提供の要請があつた際には、迅速に提供する。

また、旅行客向けの宿泊情報や交通情報等を様々な言語や方法により町の施設やホームページ、観光地へ掲示し情報提供を行う。

第5. 事前申込手続き要配慮者への対応

各自主防災組織は、事前申込手続き済みの要配慮者について、本人の所在及び安否確認を実施した上で、非常備品等の持ち出しを含む避難誘導を支援する。

第19節 愛玩動物の収容対策

主管部署	救助部
------	-----

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 被災地域における動物の保護	○		
● 避難所における動物の適正な飼育	○	○	

第1. 目的

大規模地震災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

町は、県、獣医師会等関係団体等と協力し、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育、被災動物の救護や応急処置に努める。

第2. 被災地域における動物の保護

1. 所有者の確認

飼い主のわからない被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められるところから、町は、県、(公社)宮城県獣医師会等関係団体、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。

- | | |
|--------------------|-------------------------------|
| ①飼養されている動物に対する餌の配布 | ④飼育困難な動物の一時保管 |
| ②負傷した動物の収容・治療・保管 | ⑤動物の所有者や、新たな所有者探しのための情報の収集、提供 |
| ③放浪動物の収容・一時保管 | ⑥動物に関する相談の実施 |

2. 負傷動物への対応

負傷動物を発見したときは、保護収容し、(公社)宮城県獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。

なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

第3. 避難所における愛護動物の適正な飼育対策

町は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所マニュアルに記載する。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。

- | | |
|---|----------------------------|
| ①飼育エリア等の設定 | ④避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整 |
| ②飼い主との飼育方法の協議 | ⑤他県市町村への連絡調整及び要請 |
| ③各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等の要請 | ⑥国（環境省）への連絡調整及び支援要請 |

第4. 仮設住宅における動物の適正な飼育

町は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育・受入れに配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第20節 防疫・保健衛生活動

主管部署 総務部、救助部

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 災害防疫活動の実施	○		
● 保健衛生活動の実施	○		
● 食品衛生対策	○		

第1. 目的

被災地、特に避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、町及び県は迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。

特に、要配慮者的心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア関係団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

第2. 防疫

1. 感染症の予防

町は、次の点に留意し、災害防疫活動を実施する。

- 感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努める。
- 避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。
- 必要に応じ、家屋内外の消毒等防疫活動を行い、ねずみ族や昆虫等の駆除を行う。
- 疾病のまん延防止上必要と認めるときは、臨時の予防接種を行う。
- 必要に応じ、自衛隊に対し防疫活動の協力を要請する。

2. 感染症発生時の対応

感染症の発生又は病原体保有者が発生したときは、速やかに県に連絡し、県の指示の下、必要な対策を行う。

3. 防疫用資器材等の確保

町内の関係業者から消毒液その他の感染症対策資材を、調達できない場合は、県に供給要請を行う。

4. 支援要請

町は、必要に応じて、県に対して防疫活動の支援を要請する。

5. 避難所の防疫措置

避難所を開設したときは、県の指導を得て防疫活動を実施し、避難者の健康管理を図る。

(1) 防疫に関する協力組織

各避難所の施設管理者は、衛生に関する自治組織の編成を指導して、その協力を得て防疫の万全を図る。

(2) 防疫活動は、次の事項に重点をおいて行う。

- 検疫
- 防疫消毒の実施
- 集団給食の衛生管理
- 飲料水の管理
- その他施設内の衛生管理

6. 防疫の実施要領

町は、防疫班を編成し、迅速に防疫活動を実施する。また、消毒は、基準に定められた薬剤、使用量により行う。

第3. 保健対策

1. 健康調査、健康相談

(1) 保健指導及び健康診断の実施

町は、県と協力し、看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や定期的に避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、要配慮者に配慮をしながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

その際、女性の相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための総合的な対応を図るよう努める。

(2) 避難所や仮設住宅での配慮

町は、健康相談等について、十分な空調設備の無い避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制など対策に努めるよう指導する。

特に高齢者は、エコノミークラス症候群(深部静脈血栓塞栓症)や生活不活発病になりやすいため、他者とのコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供するなど、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。

(3) 避難所サーベイランスシステムの導入

町は、「避難所サーベイランスシステム」の導入により、感染症の拡大を未然に防止するとともに、避難者の健康状態の把握に努める。

(4) 体制の確保

町は、高血圧や糖尿病など慢性疾患患者や、ガンや心筋梗塞などの患者の、医療体制や治療の継続を支援するとともに、必要に応じて食事など栄養指導を実施する。

2. 心のケア

(1) 心のケアの実施

大規模災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、心身の不調をきたしやすく、ストレス反応や精神症状の悪化等が考えられるため、町及び県(保健所・精神保健福祉センター・児童相談所及び子ども総合センターが中心となる)は、被災後の時期や被災状況に応じた災害後の心のケアを実施する。

(2) 心のケアの継続

復興が長期化することにより、被災者は生活再建への不安等からストレス状態が続くことが想定されるので、心のケアを長期的に実施する。

3. 栄養調査、栄養相談

町は、県と協力のうえ、定期的に避難所、炊き出し現場、集団給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

また避難生活の長期化が見込まれる場合、避難所で提供する食事の内容・量や衛生管理の支援、栄養補助食品の提供など、栄養バランス改善のための対応を行う。

4. 子どもたちへの健康支援活動

町教育委員会及び学校長等は、被災児童生徒等、幼児の体と心の健康管理を図るため、災害の規模等に応じ、保健所、子ども総合センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリング、電話相談等の実施に努める。

5. 保健活動班の編成

町は、保健師(1人以上)、栄養士(1人)から保健活動班を編成し、保健活動を行う。

6. 保健活動班の業務

保健活動班は、おおむね次の業務を行うものとする。

- 感染症対策
- 慢性疾患対策
- 認知症高齢者対策
- 寝たきり高齢者対策
- 巡回リハビリ
- 検診体制の確保、その他の体制整備
- 被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導、メンタルケア
- 避難所に収容されているものに対する健康教育

第4. 食品衛生対策

町は、塩釜保健所に対し、食品衛生監視員等の避難所等への派遣を要請し、食品の衛生的な取扱い、加熱処理、食用不適な食品の廃棄、器具・容器等の消毒等について必要に応じ指導を依頼する。

また、食品衛生監視員の食品の集積場所等への派遣を要請し、食品配送等における衛生確保の状況について、必要に応じて指導を依頼する。

町は、県と連携を図りながら、災害時の食品衛生に関する広報等を行う。

第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬

主管部署	総務部、救助部
------	---------

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 安否確認	○		
● 遺体等の搜索	○		
● 遺体の処理・収容	○		
● 遺体の火葬・埋葬	○		

第1. 目的

大規模地震による火災、建物倒壊、土砂災害等で死者、行方不明者が生じた場合、町は、防災関係機関との連携により、これらの搜索、処理を速やかに行う。

第2. 遺体等の搜索

町は、災害救助法が適用され、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状態から既に死亡していると推定される者の搜索を行う。

警察官及び防災関係機関は、検視（死体調査）、身元確認（歯牙の調査）、死亡者の措置及び行方死亡者の搜索等に関し相互に協力する。

なお、町は搜索実施者に対して、可能な限り遺体発見時の記録方法や収容先について案内を実施する。

1. 安否確認

行方不明者の届出窓口は総務部とする。また、同じ窓口で安否確認もできるよう情報の一元化（行方不明者届出書の申請者、誰が安否の確認をしたか等）を図る。

2. 遺体等の搜索

遺体等の搜索を行った場合は、次の事項を明らかにしておく。

- | | |
|---------|-------------------------------|
| ● 実施責任者 | ● 捜索用資機材の使用状況
(借上関係の内容も含む) |
| ● 遺体発見者 | ● 費用 |
| ● 捜索年月日 | ● 従事人員 |
| ● 捜索地域 | |

第3. 遺体の処理・収容

1. 実施方法

遺体の洗浄、縫合、消毒等	● 災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体の処理ができない場合に、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置・遺体の一時保存・検案を行う。
身元確認	● 身元不明者については、推定年齢、性別、身長、体格、特徴、着衣、所持品、発見場所等を記録し、広報等により遺族を探す。
遺体収容所(安置所)の設置	● 町は、被害地域の周辺の適切な場所(寺院、公共建物、公園等)に遺体の収容所(安置所)を設置する。被害が集中し、遺体の収容や収容所の設営が困難となった場合、町は、周辺市町村へ協力要請を行う。 ● 遺体の保管について必要な棺やドライアイス等の確保に努める。
警察、宮城海上保安部による検視	● 塩釜警察署、宮城海上保安部は、警察官、海上保安官が発見した遺体及び警察官等に届出があった遺体又は変死体等について検視(死体調査)を行う。身元不明の遺体については、検視後、身元確認手続きに備えて推定年齢、性別、身長、体格、特徴、着衣、所持品、発見場所等を記録(写真記録)し、町に所持品とともに引き渡す。

2. 死傷者等の把握

町は、警察官及び海上保安官と緊密な連絡をとり、検視(死体調査)又は検案を経ないで死亡届出が出された遺体の数及び警察で検視(死体調査)を実施した遺体の数を把握し、災害の死傷者を逐次把握する。

3. 海上における身元不明遺体の引渡し

町は、海上における身元不明遺体の引渡しについて、県に協力する。

第4. 遺体の火葬・埋葬

町は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため火葬、埋葬を行うことが困難な場合、又死亡した者の遺族がない場合に火葬及び応急的な埋葬を行う。

町は、被災による遺体の火葬・埋葬に関する計画を事前に策定する。

1. 実施手順

町は、宮城県広域火葬計画に基づき、次の事項に留意し対応する。

被災状況の報告	● 町は、災害の発生後速やかに区域内の死者数について把握し、県に報告する。
---------	---------------------------------------

広域火葬の要請	●町は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに、県に広域火葬の要請を行う。
火葬場との調整	●町は、県の広域火葬の割振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割振りを行い、応援の承諾のあった火葬場設置者と火葬の実施方法等について詳細を調整する。
遺族への説明	●町は、遺族に広域火葬の実施について、その心情に配慮しつつ、十分な説明を行い、割振られた火葬場に遺体を直接搬送することについて同意が得られるよう努める。
広域火葬の終了	●町は広域火葬を行う必要が無くなった場合には、県に連絡を行う。また、市広域火葬終了までの火葬依頼の実績を取りまとめ、県に報告する。
一時的な埋葬	●市町村は広域火葬をもってしてもなお処理能力が追いつかず、火葬が行われない状態が現に続いている場合に、又は長期的に続くことが予想される場合は、一時的な埋葬を行うことができる。一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するとともに、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」第10条の規定に基づき、事務を行うこと。

2. 実施方法

埋葬は、概ね次の場合に実施する。	●緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも埋葬を行うのが困難なとき。 ●墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難なとき。 ●埋葬を行うべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬行うのが困難なとき。 ●被災により、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ、ドライアイス等の入手ができないとき。
埋葬の程度は応急火葬であり、埋葬に必要な物資の支給及び納骨等の役務の提供によって実施する。	
葬祭業者へは、次の事項について協力を依頼する。また、必要に応じて県へ調整を依頼す	●棺等必要な物品の手配を依頼する。 ●緊急火葬体制の概要を説明し、協力を要請する。 ●遺体安置所から火葬場までの遺体搬送を依頼する。

る。

3. 事務処理

遺体の埋葬を行う場合は、次の事項を明らかにする。

- | | |
|--------------|-----------------|
| ● 実施責任者 | ● 死亡者数及び遺族の住所氏名 |
| ● 死亡年月日 | ● 洗浄等の処理状況 |
| ● 死亡原因 | ● 一時収容場所及び収容期間 |
| ● 遺体発見場所及び日時 | ● 費用 |

- | |
|---|
| ● 遺体については、その衛生状態に配慮するとともに、取扱いについては、遺族の心情を十分配慮する。 |
| ● 身元の判明しない遺骨については、遺留品とともに公営墓地又は寺院等に依頼するなどして保管し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。 |
| ● 町は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、遺体安置所等に相談窓口を設置する。 |

第5. 実施期間

災害発生の日から、原則として10日以内に実施する。

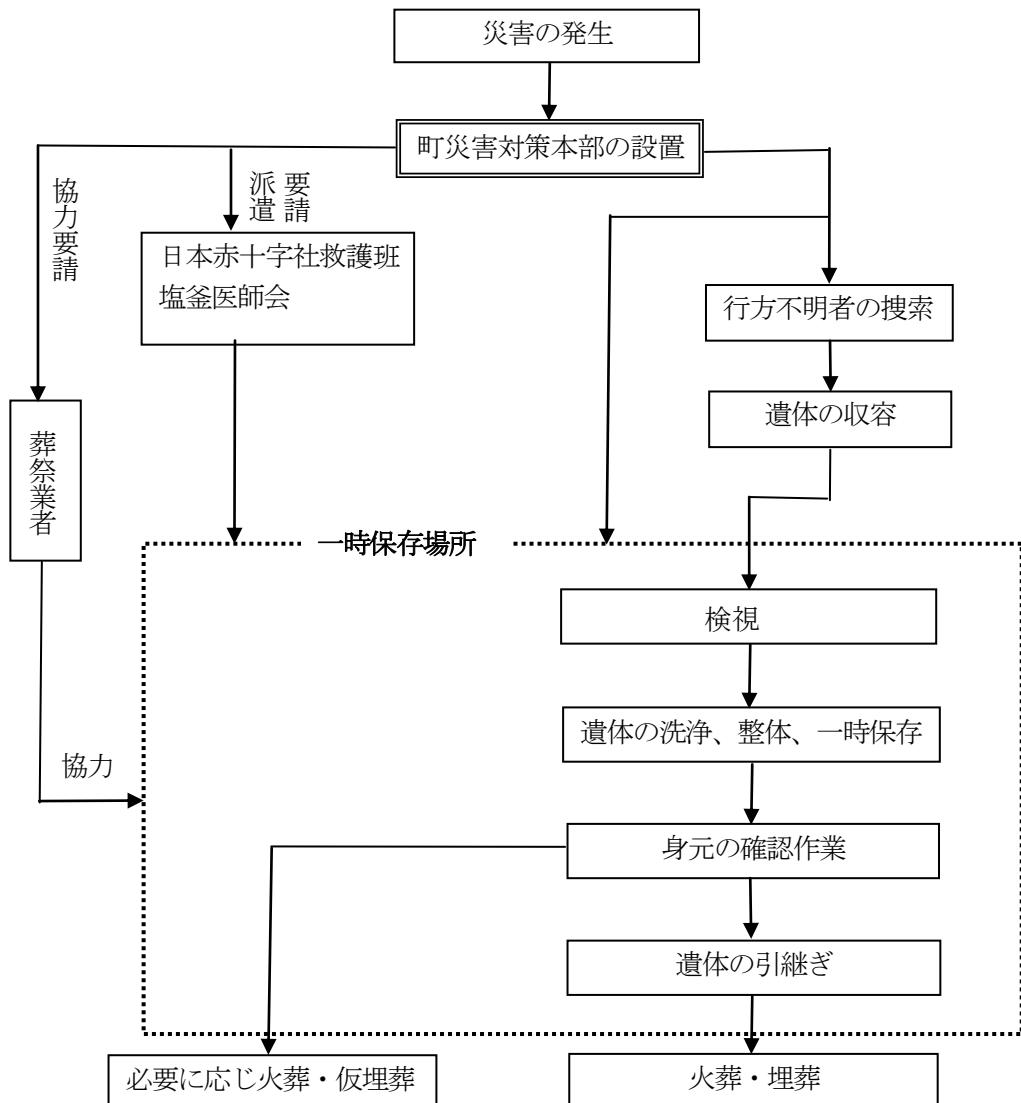
第6. 費用

遺体の搜索、収容及び埋葬に関する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

第7. 遺体等の搜索、収容等の流れ

遺体等の搜索・処理・埋葬の概要は次のとおりである。

《遺体等の搜索、収容等の流れ》



第22節 社会秩序の維持活動

主管部署	総務部、産業部
関係部署	塩釜警察署、宮城海上保安部

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 生活必需品の流通調査	○		○
● 警察の活動	○		

第1. 目的

被災地域においては社会的な混乱や心理的動搖も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。大規模地震災害発生においては市場流通の停滞等により、食料、生活必需品の物不足が生じ、この際に売り惜しみ、買い占め等が起こるおそれがある。

このため町及び関係機関は、被災者の生活再建に向けて、物価監視等を実施し、さらには流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講じる。

第2. 生活必需品の流通調査、注意喚起

町は、県と協力して、生活必需品の価格や出回り状況を調査するとともに、必要に応じ地域のスーパーマーケットやコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等や関係業界に対し物資の安定供給を要請する。

また、住民に対して、必要以上の買い占めを行わないなどの広報活動を実施する。

第3. 警察の活動

- 被災地及びその周辺(海上を含む。)において、警察は治安情報の積極的な発信及び自主防犯組織等と連携したパトロールや生活の安全に関する情報の浸透を行い、速やかな安全確保に努める。また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乘じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。
- 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第4. 宮城海上保安部の活動

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇及び航空機等により次に掲げる措置を講じる。

- 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

第23節 災害廃棄物処理活動

主管部署	救助部
関係部署	宮城東部衛生処理組合、塩釜地区環境組合

(塩釜地区環境組合は、H26.4に名称変更予定)

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 災害廃棄物の処理	○		
● 障害物の除去	○		○

第1. 目的

大規模災害時には、建築物の倒壊、火災等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図る。

第2. 災害廃棄物の処理

- 被災時においては、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法の検討に努める。
- 町は、災害廃棄物の広域処理について、県より適切な処理方法の助言を受ける。
- 町及び事業者は、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。
- 町及び事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第3. 廃棄物処理

1. 処理体制

(1) 情報の収集

町は、発災直後から一般廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレの必要数、生活ごみの発生量見込み、建築被害とがれきの発生量の見込み等について情報収集を行う。

(2) 住民等への広報

災害により、ごみ及び、し尿の収集方法等が通常と変わった場合は、速やかに住民等に知らせる。

(3) 清掃資機材の調達

清掃資機材は、町保有のもののほか、事前に協議した町内関係業者所有のものを借り上げる。

(4) 廃棄物処理施設

ごみ・し尿処理施設は以下のとおりである。

《本町のごみ処理施設》

事業主体名	規模	施設の名称	整備状況			施設の所在地	電話番号	備考
			規模	方式	竣工			
宮城東部衛生処理組合	t/日 180	じんかい 焼却場	t/日 180	全連	H7.2	利府町加瀬字 新船岡5	022- 368-6017	七ヶ浜町、多賀城市、利府町、松島町

(令和5年1月1日現在)

《本町の粗大ごみ処理施設》

事業主体名	規模	施設の名称	整備状況			施設の所在地	電話番号	備考
			規模	方式	竣工			
宮城東部衛生処理組合	t/日 30	粗大ごみ 処理施設	t/日 30	併用	S57.4	利府町加瀬字 新船岡5	022- 368-6017	七ヶ浜町、多賀城市、利府町、松島町

(令和5年1月1日現在)

《本町のし尿処理施設》

事業主体名	規模	施設の名称	整備状況			施設の所在地	電話番号	備考
			規模	方式	竣工			
塩釜地区消防事務組合	kℓ/日 95	し尿 処理場	kℓ/日 77	水処理 ・脱臭 処理	H11.3	塩竈市字 伊保石2番98	022- 363-2777	七ヶ浜町、多賀城市、塩竈市、利府町、松島町
			18	汚泥	H11.3			

(令和5年1月1日現在)

(5) ボランティア、NPO等との連携

町は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(6) 支援の要請

町は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等資材が不足する場合には、県に対して支援を要請する。

(7) 損壊家屋の解体

町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と

連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の自治体へ協力要請を行う。

2. 処理方法

町は、避難所の生活環境を確保し、被災地の衛生状態を保持するため、以下の措置を講じる。なお、住民は、廃棄物を分別して排出するなど、町の廃棄物処理活動に協力する。

(1) ごみ処理

収集	<ul style="list-style-type: none">町は、発災後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも災害発生数日後には収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。災害により発生したごみは、原則として被災者自らが町の指定する場所に搬入することが望ましいが、被災者自らによる搬入が困難な場合には、町が収集処理を行う。町は、ごみの収集をごみ収集運搬車によるほか、必要に応じて運搬車を調達して行う。生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、防疫上できる限り早急に収集する。町は、ごみの収集計画等を広報するとともに、曜日や排出区分のルールを守るよう協力を呼びかける。
処分	<ul style="list-style-type: none">原則として宮城県東部衛生処理組合で処理するが、必要に応じて環境衛生上の危害防止措置を講じた上、埋立て、焼却処理を行う。

(2) 災害廃棄物

収集	<ul style="list-style-type: none">町は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管・焼却のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルートの確保を図る。関係各部及び関係機関は、がれき処理に必要となる情報を把握する。応急活動後は、処理・処分の進捗状況を踏まえ、がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の規定に従い、適正な処理を進める。がれきの選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保する。がれきの除去・処理を実施するに当たっては、次の点について十分留意する。<ul style="list-style-type: none">他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得て行う。危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木
----	--

	<p>材やコンクリート等のリサイクルに努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ アスベスト等有害ながれきについては、専門業者に処理を委託し、住民の健康管理に十分配慮する。 ➤ がれきの搬出時は、荷台シートカバーなどによる飛散防止策を講じる。
処分	<ul style="list-style-type: none"> ● がれきの処分は、宮城県東部衛生処理組合にて処理する。宮城県東部衛生処理組合にて処理できない廃棄物については、廃棄物処理業者に処理を依頼する。

(3) し尿処理

収集	<ul style="list-style-type: none"> ● し尿の収集は、原則として汲み取り車、運搬車で行うが、それができない地域については容器の配布等を行う。 ● 避難所より排出された、し尿の収集は、防疫上、優先的に行う。 ● 被災者の生活に支障が生じることがないよう、し尿の汲み取りを速やかに行うとともに、避難所その他必要な場所に、業者の協力を得て仮設トイレやマンホールトイレの設置をできる限り早期に完了する。仮設トイレ等の設置に当たっては、要配慮者への配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子どもが安全に行ける場所への設置に配慮する。 ● 町は、県と連携し、避難所などでし尿が滞りなく処理されているかを調査し、能動的に支援が行える体制を構築する。 ● なお、水道や下水道の復旧に伴い水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレ等の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。
処分	<ul style="list-style-type: none"> ● し尿の処理は、原則として塩釜地区環境組合で処理するが、必要に応じて広域的な支援を要請する。

(4) 医療廃棄物

医療施設、救護所から発生する医療廃棄物の処理は、医療廃棄物処理業者に依頼し周囲へ影響を及ぼすことのないよう厳重に行う。

(5) 避難所のごみ・し尿の収集・処理

避難所を開設したときは、臨時の収集体制を組み収集・処理にあたる。避難所には多数の人がいるため、衛生の確保を考慮し優先的に収集・処理を行う。

(6) 死亡獣畜の処理方法

災害時に死亡獣畜の処理を必要とする場合は、死亡獣畜処理場に搬送し処理する。なお、搬送が困難な場合、又は処理場で処理しきれない場合は、保健所長の許可又は指示を受けて、焼却等必要な処理を行う。

3. 推進方策

町は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

第4. 障害物の除去

1. 障害物の除去

(1) 住居等日常生活に欠くことのできない場所に堆積された障害物

対象	● 住家の半壊又は床上浸水の被害を受け、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自力では除去することのできない者に対して行う。
実施期間	● 災害の発生の日から 10 日以内とする。
費用	● 災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(2) 道路に堆積された障害物

道路の障害物の除去は、緊急輸送道路や危険箇所等の障害物の除去を優先する。なお、必要に応じて、警察、消防署、自衛隊等の応援協力を得て行う。

2. 除去した障害物の処理

町長は、除去した障害物を次のとおり処理する。

(1) 除去した障害物の集積場所

除去した障害物は一時、町の所有する敷地に集積し、廃棄物処理施設にて処理する。

(2) 工作物の保管

除去した工作物の中で、所有者等に返還する必要があるものについては、必要な手続きをとり保管する。

3. 機械、器具等の確保

(1) 機械、器具等の確保

町は、機械、器具等の確保に当たって、町所有のもののほか、町内の業者等と事前に協議の上、借上げる。このため平常時に、これら業者等との間に応援協定の締結を検討する。

また、不足する場合は、知事又は隣接市町長の応援を求める。

(2) 機械操作員

障害物の除去を行うための機械操作員についても、機械、器具にあわせて確保する。作業員の確保については、本章 P. 255 「第25節 防災資機材及び労働力の確保」による。

第24節 教育活動

主管部署	教育部、避難所部
関係部署	小中学校

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 学校教育施設の応急復旧対策	○	○	
● 社会教育施設の応急復旧対策	○		
● 文化財の応急措置	○		

第1. 目的

大規模災害により教育施設等が被災し、又は児童生徒等、幼児の被災により通常の教育を行うことができない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧、児童生徒等、幼児の教育対策等必要な措置を講じる。

第2. 学校教育施設

1. 実施責任者

- 教育委員会及び校長、園長は、相互に協力して施設の応急復旧、応急教育を行う。
- 町長は、教育委員会が行う措置について、その権限に属する範囲内で万全の措置を講じる。
- 各施設においては、平常時に災害時の応急対策マニュアルの作成に努める。

2. 避難措置

学校長又は園長等は、地震災害が発生した場合、又は町長等が避難情報の発令を行った場合、児童・生徒・園児の安全を確保するため、次の措置を講じる。

(1) 在校時の措置

地震発生直後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震発生後、速やかに安全な一時避難場所に児童生徒等の避難の指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。また、必要に応じて、応急手当及び医療機関への搬送を行う。
安全の確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害情報の収集に努め、周辺の安全状況を把握し、一時避難場所では安全が確保できないと判断される場合、その地域で最も安全な避難場所に移動する。 ● 最終的に安全を確認した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じる。

校園外活動時の対応	<ul style="list-style-type: none">遠足等校外活動時に地震が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導を行い、速やかに校長へ状況を報告する。町教育委員会、災害対策本部への連絡及び応援要請を行う。
-----------	---

(2) 登下校時及び休日等の状況把握

登下校時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、校長等は直ちに出校し、状況によっては教職員を非常招集し、災害状況等の調査を行う。また、保護者等と連絡をとり、児童・生徒・園児の安否確認及び状況把握に努める。

(3) 保護者への引渡し

校園内の児童生徒等への対応	<ul style="list-style-type: none">警報発表中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校園内に保護する。その際、迎えに来た保護者も同様に校園内に保護する。
帰宅路の安全確認	<ul style="list-style-type: none">被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校園内に保護を行い、安全が確実なものと判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。
保護者と連絡がつかない場合の対応	<ul style="list-style-type: none">保護者と連絡がつかない場合や保護者がおらず引渡しが不可能な場合についても同様に校園内に保護を行う。

3. 学校施設等の応急措置

- 校長、園長は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、施設を所管する教育委員会及び町に被害の状況を報告する。
- 当該施設を所管する教育委員会及び町は、速やかに被害の状況を調査し、応急復旧を行う。

4. 教育の実施

校長は、被災の状況により授業が実施できないと判断したときは、速やかに、臨時休校の措置をとるものとする。

また、正規の授業が困難な場合は、応急授業等が開始できるよう速やかに次の措置を講じるものとする。

(1) 教育の実施場所の確保

- 教育委員会は、校内での授業が困難な場合は、場所及び収容人員等を考慮して、隣接学校の校舎等を利用できる措置を講じる。
- 教育委員会は、教育の実施場所の確保が困難な場合、又は状況に応じて仮設校舎を建築する。

(2) 教職員の確保

校長及び教育委員会は、教育の被災状況を把握し、学校に来られない職員の代替編成を講じるとともに、教育の応急的な実施に必要な教職員の確保に努める。

(3) 教育の方法

災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業等を行い、授業時間数の確保に努める。

(4) 通学路の安全確保

- 教員は通学路の安全確保を行う。
- 保護者と相談のうえ、臨時の通学路を決める。
- 他の施設で授業を行う場合は、登下校手段の確保に努める。

(5) 試験、進路指導、受験対策

災害が学内試験や進路指導期等に発生した場合は、次のような措置を講じる。

- 学習の遅れを取り戻すための授業
- 入学金、授業料等の減免
- 奨学金の拡充
- 願書受付期間、試験実施期間の変更要請
- 授業場へのバスなど輸送機関の確保
- 試験日の弁当の供給
- 試験会場の追加
- 被災した学生への特例措置（再試験等）
- 卒業認定、単位等への配慮

5. 学用品等の調達

町は、災害により学用品等をそう失又はき損し、就学上支障のある学校の児童・生徒に対し、災害救助法に基づき学用品等の給与に努める。

(1) 支給対象者

支給対象者は、災害により住宅に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、必要な教材等を喪失、き損し、就学に支障を生じている児童、生徒とする。

(2) 支給範囲

品目	<ul style="list-style-type: none">● 教科書及び教材（教育委員会に届け出又は承認を受けて使用しているもの）、文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定期等）、通学用品（運動靴、かさ、かばん、長靴等）とする。
費用	<ul style="list-style-type: none">● 教科書（教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）又は教科書以外の教材は実費とする。）● 文房具及び通学用品費は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要としたもの。

(3) 支給の期間

教科書及び教材の支給は、災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品については災害発生の日から15日以内とする。

ただし、やむを得ない場合又は特別な事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長する。

(4) 給与の方法

教科書	<ul style="list-style-type: none">町教育委員会は速やかに給与対象児童・生徒を調査把握し、必要数量を県教育委員会に報告する。町教育委員会は県教育委員会よりその指示を受け、教科書供給所から供給を受け、校長を通じ対象者に配布する。
文房具及び通学用品等	<ul style="list-style-type: none">町教育委員会が協力を要請できる町内の業者等から調達する。特別な事情があり調達できない場合、又は必要がある場合は県教育委員会にあっせんを依頼する。文房具及び通学用品の費用は次のとおりとする。 小学校児童…1人当たり4,100円 中学校生徒…1人当たり4,400円 高等学校等生徒…1人当たり4,800円
受領確認	<ul style="list-style-type: none">校長は、配布計画を作成し、配布後、親権者から受領書を徴する。

6. 給食

- 校長及び教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るために、応急復旧を要する施設、設備等について町長と協議し、速やかな復旧措置を講ずる。
- 学校給食用物資は、関係業者の協力を得て確保する。それが不可能な場合は、県教育委員会に対しあっせんを依頼するとともに必要な措置を依頼する。
- 感染症の発生予防など、衛生管理の徹底を図る。
- 応急給食を必要とする場合は、一般の炊出しなどで対応するなど、災害時においても学校給食の供給に努める。

7. 学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置

避難所となった施設の管理者、教育委員会及び町は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講じる。

- 町は、施設の管理者、教育委員会と協議の上、施設・設備を点検の上、避難所として使用する部分を決定する。
- 町は、避難所等に避難所開設担当職員を置き、当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに自主防災組織等と十分協議しながらその運営にあたる。
- 当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、避難所等の運営について積極的に協力するとともに、教育活動の早期正常化を図るために、避難所として利用している施設の範囲等について、県教育委員会等との間で適宜必要な協議を行う。

8. 心身の健康管理

災害による精神的な痛みを緩和できるよう、児童、生徒個々に応じたケアに努める。

9. 災害応急対策への生徒の協力

校長及び教育委員会は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながら救済活動、応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもと参加できるよう、安全に十分配慮して検討する。

10. 通学手段の確保

教育委員会は、災害により通学が困難な児童生徒等の通学手段の確保に努める。

第3. 社会教育施設

1. 実施責任者

- 教育委員会、施設の管理者、町長が協議の上、速やかに応急対策を講じる。
- 各施設においては、平常時に災害時の応急対策マニュアルの作成に努める。

2. 応急対策

(1) 開館中

施設が開館中の場合は、次の措置を講じる。

- 在館の施設利用者の避難誘導
- 負傷者の救護、医療機関への搬送
- 施設の安全点検、応急措置
- 教育委員会、町長、消防機関への連絡、応援要請
- 災害発生のおそれがある場合、施設が利用できない場合は臨時休館措置
- 資料の保存

(2) 閉館中

施設が閉館中の場合は、次の措置を講じる。

- 施設長及び職員は直ちに出勤し、被害状況の調査
- 教育委員会への連絡
- 施設の安全点検、応急措置
- 資料の保存

3. 施設が避難所となった場合

施設管理者は、教育委員会及び町長に協力し、円滑な避難所運営に努める。避難所の管理運営は各施設管理者とする。

第4. 文化財の応急措置

- 被災した文化財の所有者又は管理者は、その文化財の文化的価値を最大限に保存するよう努めるとともに、速やかに被害状況を県教育委員会（国・県指定文化財）に連絡し、その指示に従って対処する。
- 町教育委員会は、町指定文化財について、被害の状況の速やかな把握に努め、文化財の管理者に対し応急措置者について指導・助言を行う。
- 町教育委員会は、必要に応じ、関係機関を被災箇所に派遣し、文化財の文化的価値の保存のための応急措置を実施させるなど、被害の拡大防止に努める。

《指定文化財》

国指定	<ul style="list-style-type: none">● 大木囲貝塚（史跡）● 松島（特別名勝）
町指定	<ul style="list-style-type: none">● 国府厨印（歴史資料）● 湿浜薬師堂及び薬師座像並びに樅の木（史跡）● 鼻節神社（史跡）● 建治三年銘古碑（古碑）● 吉田浜獅子舞（無形民俗）● 下がり松（記念物）● 「鰐鮫頭骨収納箱」及び附鰐鮫頭骨及び釣針（有形民俗）

第25節 防災資機材及び労働力の確保

主管部署	総務部
------	-----

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 防災資機材等の調達	○	○	
● 労働者の確保	○	○	

第1. 目的

大規模地震災害時において、速やかな応急対策を実施するため、防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達・確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため、町及び防災関係機関は、災害時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう万全を期す。

第2. 緊急使用のための調達

町は、あらかじめ協力を依頼している業者、団体等から、応急対策活動に必要な防災用資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。

各防災関係機関は、防災活動、救助活動に必要な防災資機材等の調達について、相互に連携を図るとともに、必要に応じて民間等への協力を要請する。

自主防災組織等は、自主防災活動等に必要な防災資機材の調達について、町へ要請する。町はその内容に応じて、関係課等へ依頼し、確保した上、自主防災組織等へ配分する。

第3. 労働者の確保

災害対策を実施するための必要な労働者の確保は、原則としてそれぞれの災害対策実施機関において行い、その手段として次の措置を講じる。

1. 奉仕団

(1) 奉仕団の構成

奉仕団は、日本赤十字奉仕団、行政区、民間団体等の協力を得て編成する。

(2) 活動内容

奉仕団の活動内容は次のとおりとし、作業内容により適宜協力を求める。

- 避難誘導の補助及び避難所の奉仕
- 罹災者の救出・救護
- 炊出し及び給水の奉仕
- 救援物資の支給の奉仕
- 清掃及び防疫の奉仕

- その他災害応急措置の応援

2. 労働者の雇用

(1) 労働者の雇用内容

- 被災者の避難
- 医療及び助産における移送
- 被災者の救出（救出する機械等の操作も含む）
- 飲料水の供給（供給する機械等の操作及び浄水用薬品等の配布も含む）
- 救援用物資の整理、輸送及び配分
- 遺体の搜索及び処理

(2) 雇用の方法

- 原則として、公共職業安定所を通じて行う。
- 地域内で労働力が確保できないときは、知事又は隣接市町長に対し奉仕団の派遣あっせんを依頼する。
- 雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにする。
 - 雇用を要する目的
 - 作業内容
 - 所要人員
 - 雇用期間
 - 従事する地域
 - 輸送、宿泊等の方法

(3) 宿泊予定場所

労働者の宿泊場所は、災害状況により必要に応じ町内旅館等を定める。

(4) 労働者の賃金

労働者の賃金は、町の定める基準賃金とする。

3. 応援要請による技術者等の動員

町及び防災関係機関は、自ら技術者等の確保が困難な場合、次により他機関に必要技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

4. 職員派遣要請手続

町が、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書をもって要請する。

- 派遣を要請する理由
- 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 派遣を必要とする機関
- 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- その他職員の派遣について必要な事項

5. 職員のあっせん要求手続き

町が、知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県又は他の市町村の職員派遣のあっせんを要求する場合は、次の事項を記載した文書をもって要求する。

- 派遣のあっせんを求める理由
- 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- 職員を必要とする期間
- 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

第4. 従事命令等による応急措置の業務

災害応急対策を緊急に行う必要がある場合、各関係機関は、各法律に基づく従事命令等による応急業務を行う。

1. 知事の従事命令

応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲は次のとおりである。

- 医師、歯科医師又は薬剤師
- 保健師、助産師又は看護師
- 土木技術者又は建築技術者
- 大工、左官又はとび職
- 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者
- 自動車運送業者及びその従事者
- 鉄道事業者又はその従事者
- 船舶運送業者及びその従事者
- 港湾運送事業者及びその従事者

2. 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させることができる。

3. 保管命令等

救助のため管理、使用、収用できるもの、また、保管させることができるもののは次のとおりである。

- 応急措置を実施するため特に必要と認める施設、土地、家屋若しくは物資で知事が管理し、使用し、又は収用することが適當と認めるもの。
- 応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、知事がその所有者に保管させることが適當と認められるもの。

4. 保管命令対象者

病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、保管若しくは輸送を業とする者。

5. 他機関からの応援依頼

町は、法令の定めるところにより、指定公共機関及び指定地方公共機関から応援を求められた場合、これに協力する。

6. 労働の配分方法

- 各応急対策計画の実施担当責任者は、労働力の必要がある場合は労働の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、町災害対策本部に労働供給の要請を行う。
- 災害対策本部は、労働供給の円滑な運営を図るため各担当責任者からの要請をとりまとめ必要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

第26節 公共土木施設等の応急対策

主管部署 建設部、産業部、救助部

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 公共土木施設等の緊急点検・応急措置	○		
● 被災建築物に関する応急危険度判定の実施	○		

第1. 目的

道路の交通基盤、用水路、漁港、海岸及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、大規模災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。このため、これらの施設の管理者については、それぞれ応急対策を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

また、沿岸部では震災による地盤沈下が生じ、海水の流入による床上浸水の発生など生活環境が脅かされることもあり、早急な対応に努める。

第2. 道路交通対策

道路管理者は、情報板などにより、津波発生に関する情報や地震被害による通行規制情報の提供に努め、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路等について、道路啓開・除雪等の必要な措置を講じる。

第3. 道路施設

1. 緊急点検

道路管理者は、災害または地震等の発生直後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。また、維持管理委託業者等を指揮して情報の収集に努める。

避難所へのアクセス道路等について、道路啓開等の必要な措置を講じる。

地震により道路が被害を受けていることを発見した者は、速やかに道路管理者に連絡する。その道路がどこの管轄かわからない場合には、建設部に連絡する。建設部がその情報を得た場合は、直ちに該当する道路管理者へ連絡する。

2. 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が被害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

町内すべての道路の被害状況を整理・把握するため、それぞれの道路管理者はその被

害状況を隨時町長へ連絡する。町長はそれらの情報をもとに、特に早急に復旧が必要な道路の応急復旧工事を要請するとともに、適切な避難、物資の輸送などの計画を立てる。

3. 二次災害の防止対策

道路管理者は、地震発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

応急復旧に当たっては、応援要請できる民間の建設業者の応援を得て行う。

4. 対策情報の共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策などには、県及び町との情報の共有化に努める。

5. 道路法によらない道路（農道）の措置

道路管理者は、農道を緊急通行車両等の通行に使用する場合、関係機関と協議して交通の確保に努める。

第4. 用水路管理施設

1. 緊急点検

用水路管理者は、地震発生直後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）にパトロール等により緊急点検を実施する。

2. 被災状況の把握

用水路管理者は、地震発生直後から十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を把握する。

3. 用水路管理施設の応急措置及び二次災害の防止対策

応急工事が必要な場合には、被害の状況や防災拠点となる場所等を総合的に判断し、浸水被害の発生や拡大を防止する措置を講じるほか、速やかに復旧工事を行う。

施設等の使用規制については、関係機関と連絡を図る。

第5. ため池、堤等関係施設

地震発生後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）にため池、堤等施設の点検を実施し、破壊・損傷等の被災箇所の発見に努め、被害があった場合は早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次災害の防止に努める。

第6. 都市公園施設

都市公園施設管理者は、地震発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、避難地、避難路となる公園においては、救援、避難活動が円滑に実施できるよう応急復旧を速やか

に行う。

総務部は、それぞれの公園等の被害状況を総括し、臨時の避難場所、避難路や緊急物資の輸送経路等の計画を立てる。

第7. 港湾施設

1. 県の対応

港湾管理者は、地震発生後(津波の危険がある場合は、津波の危険が無くなった後)早急に港湾施設の被災状況を把握し、二次災害による危険の有無及び施設使用の可否を判断し、関係機関の協力を得て必要な措置を講じる。

港湾施設は、震災後の緊急輸送拠点として重要な施設であることから、重要度の高い港湾から早急に復旧作業を行い、緊急物資輸送をはじめ物流機能の確保に最大限努める。

2. 東北地方整備局の対応

港湾施設等の被災状況、被災施設の重要度等を勘案して、災害復旧事業の促進、再度災害の防止等の措置を講じることにより、迅速かつ適切な災害復旧に努める。

3. 宮城海上保安部の対応

(1) 緊急輸送道路の確保

国土交通省と連携し港湾内の啓開作業を行い、次いで水路測量により航路を確保する。

(2) 航路障害物の除去

港外の浮遊漂流物の除去・回収と漂流船舶の対応を行う。

(3) 安全情報の提供ほか

無線放送による航行警報やホームページによる水路通報による安全情報の提供及び航路標識の復旧に努める。

第8. 漁港施設

漁港管理者は、地震発生直後(津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後に漁港施設の被災状況を把握し、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するため緊急点検を実施する。

緊急点検で、二次災害のおそれのある被災箇所については危険な区域への立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行う。また、被災施設の重要度等を勘案して必要に応じて応急対策工事を速やかに実施し、漁港機能の早期回復を図る。

第9. 農地、農業施設

産業部は、農地、農業施設に係る二次災害を未然に防止するため、次の安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ、管理施設・機器等の緊急整備を行う。

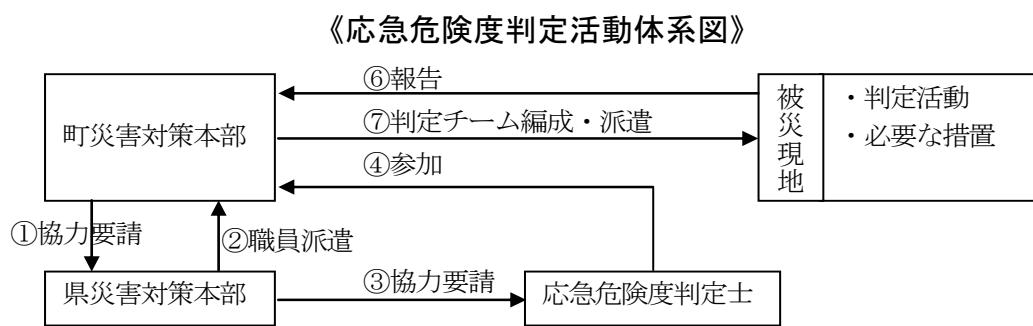
- 二次災害による被害の拡大を防ぐため、地震発生直後における施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。
- 地震により農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。
- 二次災害防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。
- 地盤沈下等により湛水状態となった農地については、排水ポンプ車の配備等により速やかに排水を行う。

第10. 廃棄物処理施設

- 宮城東部衛生処理組合は、一般廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、速やかに応急復旧を行うとともに、二次災害の防止に努める。
- 県及び宮城東部衛生処理組合は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる

第11. 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施

- 被災建築物の応急危険度判定業務は、基本的に町が実施し、県より必要な各種の支援を受ける。
- 町は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行う。なお、判定の実施に当たっては、避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで住宅等の建築物について判定を行い、危険性が高い建築物については避難を促す。
- 被災宅地の危険度判定業務は、町災害対策本部が実施し、県より必要な支援を受ける。
- 町は県に要請を受け、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣要請を行う。また、関係団体とそれらの派遣について協議を行う。



第27節 ライフライン施設等の応急復旧

主管部署	水道部、総務部
関係部署	東日本電信電話(株)宮城事業部、東北電力(株)・東北電力ネットワーク(株)、宮城県仙南・仙塩広域水道事務所、仙台市水道局、中南部下水道事務所、塩釜ガス(株)

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 水道施設の応急復旧対策	○		
● 下水道施設の応急復旧対策	○		
● 電力施設の応急復旧対策	○	○	○
● ガス施設の応急復旧対策	○		○
● 電信・電話施設の応急復旧対策	○	○	○

第1. 目的

大規模地震災害により、上下水道・電気・ガス・通信サービス等のライフライン施設が被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し、住民の生命、身体財産が危険にさらされることとなることから、ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。

このため、町及びライフライン事業者等は、発災後直ちに、専門技術を有する人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努め、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。その際、施設・整備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動する。

また、町は、情報収集で得た航空写真・画像・地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、G I Sの活用等による情報提供に努める。

第2. 水道施設

1. 応急体制及び応急措置

(1) 被害の拡大防止

水道事業者等は、地震発生後速やかに施設等の被害状況を調査し、漏水等の被害があれば、直ちに給水停止等の措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

また、広域水道及び仙台市水道が被災し、浄水の供給再開の目処が立たない場合には、君ヶ岡配水池のタンクを非常用飲料水として確保するため、直ちに給水停止

の準備を開始し、町防災行政無線、広報車で周知を図った後に給水停止の措置を講じる。

(2) 応急復旧

水道事業者等は、復旧に当たって計画を策定し、あらかじめ備蓄しておいた資機材等を使い、応急復旧活動を迅速に行う。

なお、復旧に当たっては、応急復旧計画に基づき、取水、導水、浄水施設等の基幹施設及び医療機関等の重要施設に配水する管路について優先的に復旧を行う。

(3) 応援の要請

町は、応急復旧活動に必要な資機材、技術者等に不足が生じた場合は、知事に対し、応援のあっせんを要請する。

(4) 応急給水

町は、復旧工事に時間がかかる場合は、応急給水を実施する（詳細は本章 P. 212 「第15節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」に記載している。）

(5) 応援活動

水道事業者は、(公社)日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」に基づいて応援活動を行う。

(6) 広報活動

町は、水道の被災状況、復旧予定、応急給水の方法などについて、水道事業者から情報を入手し、住民などへの広報を実施する。

2. 広域水道用水供給施設（宮城県仙南・仙塩広域水道事務所）、仙台水道用水供給施設（仙台市水道局）

水道管理者は、所管する水道用水供給施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、取水・導水・浄水・送水施設等所管の水道用水供給機能を確保するため迅速、かつ、的確な応急復旧に努める。

(1) 送水管等

水道管理者は、送水管・水管橋等施設の構造、機能的被害を調査のうえ、水道用水供給機能の確保に努めるものとする。

(2) 取水・導水・浄水施設等

水道管理者は、取水・導水・浄水施設等の構造、機能的被害を調査のうえ、所管の水道用水供給機能の確保に努める。

第3. 下水道施設

1. 応急体制及び応急措置

町は、災害対策本部の配備体制に基づき職員を配備し、直ちに下水道施設の被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水の排除及び処理機能を確保するため、迅速、かつ、的確な応急復旧に努める。

(1) 管渠

町は、管渠施設の構造、機能的被害を調査の上、仮設ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設管渠の布設等により下水排除機能の確保に努める。

(2) ポンプ施設

町は、ポンプ施設の構造、機能的被害を調査の上、下水道機能の確保に努める。

(3) 広報活動

町は、下水道の被災状況、復旧予定、トイレ等の使用可否などについて情報を入手し、住民等への広報を実施する。

2. 仙塩流域下水道処理施設（宮城県中南部下水道事務所）

県は、仙塩流域下水道処理施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水道機能を確保するために迅速、かつ、的確な応急復旧に努める。

(1) 管渠

県は、管渠施設の構造、機能的被害を調査の上、仮設ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設管渠の布設等により下水排除機能の確保に努める。

(2) 凈化センター

県は、浄化センターの構造、機能的被害を調査の上、下水道機能の確保に努める。

第4. 電力設備（東北電力（株）・東北電力ネットワーク（株））

1. 応急体制及び応急措置

電力設備事業者は、電力設備による電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。

(1) 要員の確保

供給区域内において、震度6弱以上を観測する地震が発生し、自動的に第二非常体制に入る場合は、社員は呼集を待つことなくあらかじめ基準に基づき所属事業所に参集する。

(2) 店所間応援の要請及び派遣

被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難である場合は、他店所に応援を要請する。

(3) 広報活動

災害時は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報活動を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(4) 復旧資材の確保

①調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材

は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- 現地調達
- 対策組織相互の流用
- 他電力からの融通

②輸送

災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

③復旧資材置場の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要になり、この確保が困難と思われる場合は、災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

(5) 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。

(6) 応急工事

①応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案し、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、かつ、適切に実施する。

②応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

発電設備	共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
送電設備	ヘリコプター、車両等の機動力や事故復旧資材等の活用により、仮復旧を迅速に行う。
変電設備	機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用により応急措置で対処する。
配電設備	非常災害仮復旧標準工法による迅速かつ確実な復旧を行う。
通信設備	可搬型電源、衛星通信設備（可搬型）、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

③災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。

2. 町の対策

町は、東北電力ネットワーク（株）塩釜電力センターと連絡を取り合い、各地区及び避難所等への送電状況及び被災状況等についての情報を収集し、より適切な避難所への誘

導など適切な処置をとる。

3. 住民等の活動

停電又は電力施設の被害を発見した者は、町又は東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センターに連絡する。

第5. ガス施設

1. 液化石油ガス（L Pガス）施設

(1) 液化石油ガス販売事業者

液化石油ガス販売事業者は、大規模地震災害時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。

①応急措置と応援要請

情報の収集（電話等）を開始する。被害状況を掌握後、被災した供給先に急行して必要な措置をとることによって、二次災害を食い止めるとともに、緊急時連絡体制に基づき、（一社）宮城県L Pガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県L Pガス保安センター協同組合各支所に連絡する。

②緊急点検

供給全戸を訪問し、作動した各安全器の復帰を含めた、各設備（特に埋設管や地下ピット）の緊急点検等を実施する。その際、被害の状況（配管の破損、ガス漏れ、容器の転倒、接続部のはずれの有無等）の把握に努める。結果は（一社）宮城県L Pガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県L Pガス保安センター協同組合各支所に連絡する。

③応援体制

直接被災しなかった場合は、供給先の多くが被災した他の液化石油ガス販売事業者について情報を（一社）宮城県L Pガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県エルピーガス保安センター協同組合各支所から入手し、応援に急行する。

④情報提供

被災の概況、復旧の現況と見通し等について、（一社）宮城県L Pガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県L Pガス保安センター協同組合各支所に適宜、情報の提供を行う。

(2) ガス施設所有者

災害時にガス施設に被害が発生、又は発生するおそれのある場合には作業班を編成し、応急対策を実施する（作業班の構成、業務分担等は液化石油ガス販売事業者と協議し作成する）。

(3) 町の活動

液化石油ガス販売事業者、所有者、（一社）宮城県L Pガス協会及び宮城県L Pガス保安センター協同組合、県等との連絡調整は、総務部が行う。

町は、災害のため炊事用等の燃料が欠乏したときには、カセットコンロ等燃料供給のあっせんを行う。

(4) (一社) 宮城県L Pガス協会

(一社) 宮城県L Pガス協会は、各支所間との必要な連絡調整を行うとともに、機能が有効に稼働するよう体制の充実強化に努める。

(5) 県

県は、上記販売事業者及び(一社)宮城県L Pガス協会が実施する対策に関して適宜情報を収集し、関係機関との調整を図ることによって、二次災害の防止と被災状態の復旧について支援する。

(6) 関東東北産業保安監督部東北支部

関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、災害発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、液化石油ガス販売事業者及びガス事業者に対し必要な命令、禁止、その他の措置をとる。

《連絡先》

一般社団法人 宮城県L Pガス協会	仙台市青葉区本町三丁目5番22号 宮城県管工事会館5階 TEL 022-262-0321 FAX 022-215-4158
L Pガス消費者相談所	TEL 022-225-0929 ((一社) 宮城県L Pガス協会内)

【資料編 資料5-1 《プロパンガス販売貯蔵施設等一覧表》を参照】

2. 都市ガス施設

(1) ガス事業者（仙台ガス局、塩釜ガス（株））

ガス事業者は、大規模災害時には、被災した家屋等において、都市ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。

①製造所の緊急点検と復旧対策

地震の規模に応じて、製造所の設備を緊急停止させ、緊急点検及び被災部分の応急措置を行い、二次災害の防止を図る。被災部分の復旧が済み次第、安全性を確認の上、ガスの製造を再開する。

②各施設の緊急点検と復旧対策

直ちに資機材の完備を確認し、次いで情報の収集（電話等）を開始する。被害状況を掌握後、被災した地区に急行して必要な措置をとることによって、二次災害を食い止める。

施設や住居、道路等の被害状況や、施設の点検結果によっては、ガスの供給を地域的に遮断し、安全を確保した地区から、速やかにガスの供給を開始する。

- 供給停止地域の閉栓
- 供給停止地域の復旧ブロック化（公共施設が存在するブロックを優先させる。）
- 復旧ブロック内の漏洩検査

- 本支管、供給管漏洩箇所修理
- 内管検査及び修理（家屋の倒壊等により供給再開が困難な場合、供給管を切斷し遮断する。）
- 開栓

③応援体制

災害の規模に応じて、「地震・洪水等非常事態における救護措置要綱」((一社)日本ガス協会)に基づき、(一社)日本ガス協会への応援要請の措置をとる。

④広報の実施

被災の概況、復旧の現状と見通し等について、関係機関に適宜、情報の提供を行う。利用者に対しては、広報車等により、ガス栓の閉止とガスの安全使用の周知徹底を行う。

(2) 県

県は、上記（1）の各内容に関して適宜情報を収集し、国の指示のもと、関係機関（特に（一社）宮城県L P ガス協会）との調整を図ることによって、二次災害の阻止と被災状態の復旧（カセットコンロの確保等、液化石油ガスの提供等）について支援する。

(3) 関東東北産業保安監督部東北支部

災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、ガス事業者に対し必要な命令、禁止その他措置をとる。

第6. 電信・電話施設

1. 通信事業者

(1) 東日本電信電話（株）宮城事業部

①復旧対策

通信設備が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施する。

- 応急復旧対策として、可搬型無線装置の出動、臨時回線の作成、災害時公衆電話の設置等を行う。
- 重要通信の疎通と被災地における情報拠点の確保においては、災害に強い衛星通信の利点を活かし、衛星通信を活用する。
- 広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。

②ふくそうした場合の措置

通信が異常にふくそうした場合は、次の措置を講じる。

- 設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。
- 被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(w e b 171)を提供し、ふくそうの緩和を図る。
- 被災地に指定する地域及び期間において、罹災者が発信する罹災状況

の通報又は、救護を求める内容を115番により「非常扱い電報」、「緊急扱い電報」として他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

《非常通信等依頼先》

通信依頼先	依頼方法	指定電話	担当責任者	手續
N T T 東日本(株)	非常電報 緊急電報	災害時 優先電話	総務課長	<ul style="list-style-type: none">申込み受付番号は115番。「非常（緊急）扱い電報」である旨告げる。必要理由、事情を告げる。

(2) 移動通信事業者

①移動通信事業者((株)N T T ドコモ、K D D I (株)、ソフトバンクモバイル(株)、(株)ウィルコム)は、緊急に必要な災害対策機関、災害救助活動等直接関係する重要通信の確保、通信の途絶解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

②被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言サービスを提供し、ふくそうの緩和を図る。

(3) 広報

通信施設の被災状況、応急措置、復旧の見込みなどについて、住民等へ広報活動を行う。

2. 町の活動

町は東日本電信電話(株)宮城支店をはじめとする通信事業者と密接に連絡をとり、各地区及び避難所等重要施設の被災状況を把握する。

3. 住民等

電気通信設備に被害があることを知った者は、113番に連絡する。

第28節 危険物施設等の安全確保

主管部署	総務部、消防部
関係部署	塩釜地区消防事務組合

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 危険物施設の応急措置	○		○
● 高圧ガス取扱事業所の応急措置	○		○

第1. 目的

大規模地震により危険物施設等が被害を受け、危険物の流出、その他の事故が発生した場合は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、防災関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設については、石油コンビナート等災害防止法に基づく宮城県石油コンビナート等防災計画の定めるところにより応急対策を講じる。

第2. 住民への広報

町及び危険物施設等の管理者は、地震の被災による事故の情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにしその対応策を的確に伝える。

また、処理に対する作業の進捗情報及び避難の必要性の有無等を整理し広報するとともに、住民等から数多く寄せられる、問い合わせ、要望、意見等に適切な対応を行える体制を整備する。

第3. 危険物施設

1. 陸上における消防機関の応急対策

石油等危険物取扱施設の応急措置については、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止
- 施設の応急点検と出火等の防止措置
- 混触発火等による火災の防止措置
- 初期消火活動
- タンク破損等に係わる流出等による広域拡散の防止措置と応急対策
- 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置

- 防災関係機関との連携活動

2. 海上における宮城海上保安部の応急対策

危険物の保安については、次に掲げる措置を講じる。

- 危険物積載船舶について、必要に応じて移動を命じ、又は航行制限若しくは禁止を行う。
- 危険物荷役中の船舶について、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- 危険物施設について、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

3. 災害発生事業所等における応急対策

(1) 大規模な危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合

事業所等は、速やかに県、宮城海上保安部、所轄消防機関、町及び関係機関に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対し注意喚起を行う。

また、必要に応じ、町と協力し、付近住民に避難するよう警告する。

(2) 消火活動、流出油防除活動の実施

事業所等は、県、自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動、流出油防除活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業等の応援協力を求める。

①大量油の排出があった場合	<ul style="list-style-type: none"> ● オイルフェンスの展張、その他排出された油の拡がりを防止するための措置をとる。 ● 損傷箇所の修理、その他引き続き油が排出されないよう防止するための措置をとる。 ● 損壊タンク内の残油を他の損壊していないタンクへの移送を行う。 ● 排出された油の回収を行う。 ● 油処理剤の散布により、排出油の処理を行う。 なお、油処理剤の使用については十分留意すること。
②危険物の排出があった場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 損傷箇所の修理を行う。 ● 損傷タンク内の危険物を他の損壊していないタンクへ移送する。 ● 薬剤等により、排出された危険物の処理を行う。 ● 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。 ● 船舶にあっては、洩航索の垂下を行う。 ● 船舶にあっては、安全な海域へ移動し、投錨する。 ● 消火準備を行う。

また、宮城海上保安部、消防機関に対し、爆発性、引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の様態を報告し、その指揮に従い、積極的に消火活動及び排出油防除活動を実施する。

第4. 高圧ガス取扱事業所

- 高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者は、地震発生後、緊急点検等を行い、被害が生じている場合は、応急措置を行い、被害拡大の防止に努める。
- 県は、地震の規模・態様、付近の地形、ガスの種類、気象条件等を考慮し、消防機関、宮城県地域防災協議会防災指定事業所並びに高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連絡を取りながら、迅速かつ適切な措置が講じられるよう調整、指導、助言する。
- 関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、高圧ガスの製造業者、販売業者その他の取扱者に対し、必要な命令、禁止その他の措置をとる

第5. 毒物・劇物貯蔵施設

- 県は、毒劇物協会に対し安全対策を指示伝達する。
- 県は、毒物・劇物貯蔵施設から毒劇物が漏洩した場合、又は火災を処理している消防機関から必要な中和剤、防毒マスク等の要請があった場合、毒劇物協会に対し必要な資機材の供給を要請する。
- 県は、毒物等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、所掌する販売業者、製造業者等に対して、関係機関・団体の協力のもと、必要な指導助言を行う。
- 毒劇物協会は、被災地の会員に連絡の上必要物を手配し、被災地に運搬する。

【資料編 資料5-2『危険物貯蔵取扱い施設一覧表』、5-3『毒物・劇物関連取扱施設一覧表』を参照】

第29節 農林水産業の応急対策

主管部署

産業部

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 農業用施設の応急対策	○		
● ため池、堤等施設の応急対策	○		
● 漁港施設の応急対策	○		
● 農作物に関する応急対策	○		○
● 水産物に関する応急対策	○		○

第1. 目的

大規模災害により、農業生産基盤、ため池、堤等施設等施設被害のほか、畜産飼料の不入荷による家畜被害や燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。このため、町及び各関係機関は、相互に連携を保ちながら、被害を最小限にとどめるため、的確な対応を行う。

第2. 農業用施設

町は、農地、農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

二次災害による被害の拡大を防ぐため、地震発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

第3. ため池、堤等施設

町は、ため池、堤等施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施する。二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設等の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。

ため池、堤等施設が被災した場合、被災施設等の重要度を勘案し、早急に応急復旧等の工事を実施する。

第4. 漁港施設

1. 緊急点検

漁港管理者は、波浪・高潮等による災害が発生されると思われるとき、又は災害発生直後、パトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。

2. 漁港施設等の応急復旧

漁港管理者は海岸保全施設が被災した場合、点検及び現地調査を行い、被災状況を把握し、必要に応じて危険な区域への立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行うとともに、被災施設の重要度を勘案し、早急に応急復旧等の工事を実施する。

第5. 農産物

1. 活動体制

町は、農業委員会及び農業関係機関団体と協議し、災害の予防及び拡大防止に努める。

2. 湿水対策

地盤沈下等により湛水状態となった農地については、移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。

3. 営農用資機材の確保

(1) 営農機材

町は、必要に応じて、農業関係団体等が保有する農業機械の確保について相互調整を行うとともに、不足が生じた場合は県に営農機材の購入あっせんを要請する。

(2) 営農用資材

町は県に対して、稻・麦・大豆種子について、播種可能な期間中に直ちに対応できるよう備蓄種子の確保のための対策を要請する。

町は県に対して、肥料、農薬、野菜種子、飼料等について、必要に応じ確保、あっせんのための対策を要請する。

4. 農作物に関する応急対策

(1) 水稲

用排水路・けい畔等が破損し、水不足が発生した場合、損壊個所の修復を行い用水の確保を図る。また、軟弱地盤地帯での苗の埋没、浮き上がり、横倒し、泥水の冠水などの被害や、液状化に伴う噴砂現象による堆砂被害が発生した場合、応急対策として補植、植え直し、土砂の撤去等を行う。

(2) 畑作物（野菜類）

ほ場の復元に努めるとともに、被害を受けた作物の草勢の維持回復に努め、回復不能な場合は、代替作物等の手当を行う。

(3) 果樹

被害を受けた樹園地では、樹勢の維持回復に努めるとともに、樹が傾いたり、倒れたりした場合は、根が乾かないうちに早めに起こし、土寄せして支柱で支える。

(4) 施設園芸

- 保温期間中の温室、ビニールハウス等の損壊が発生した場合、被覆資材の張り替えやトンネル等を設置して保温に努める。

- 被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努める。
- 暖房機を稼動させるための電源を確保する。
- 給水源等の確保する。
- 重油等の漏れがないか至急確認し、流出がある場合は直ちに汚染が広がらないように対策を講じる。

5. 町の役割

農業関係団体等は、農業災害に係わる応急対策を行う。

町は、病害虫防除、応急技術対策、家畜伝染病の防止、営農用資機材の確保等の農業災害に係わる応急対策を実施する。

第6. 水産物

町は、県の指導・助言を得て、関係団体等と協力しながら地域における応急対策を実施する。また、水産物の生産者・団体等は、その生産施設に生じた被害について応急対策を行う。

第30節 応急公用負担等の実施

主管部署	総務部
------	-----

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 応急公用負担等の実施	○		

第1. 目的

大規模地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を図る。

第2. 応急公用負担等の権限

1. 町長

町長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認める場合、次の措置をとることができる。

- 町の区域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること。
- 災害を講じる受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置。
- 町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること。

また、知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。

2. 警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長若しくはその職権の委任を受けた町の職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときに、町長の職権を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

3. 消防職員、消防団員

消防のため緊急の必要があるときの応急公用負担の権限行使は、消防職員、消防団員が行う。

第3. 手続き

1. 公用負担命令権限の委任

災害応急対策のため緊急の必要があるときは、町長の委任を受けた者（以下「受任者」）

という。) は、災害対策基本法第64条又は水防法第28条の規定による権限を行使できる。

2. 公用負担命令の行使

- 受任者は、公用負担命令の権限を行使する場合は、公用負担命令権限書を携行し、必要な場合にはこれを提示する(様式は資料参照)。
- 受任者は、公用負担命令の権限を行使した場合は、その旨を町長に報告する。

3. 工作物等の使用、収用

- 使用又は収用を行うときは、対象となる土地、建物等の占有者、所有者その他の土地建物等について権限を有する者に対し、その土地、建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、その処分の期間又は期日その他必要な事項を通知する。
- 災害の状況から公用負担通知書を交付するいとまがない場合は、当該通知書を交付することなく公用負担の権限を行使することができる。
- 通知すべき占有者等の氏名及び住所が不明のときは、対象となる土地、建物等の名称、種類等通知すべき事項を町又は土地建物等の所在した場所を所轄する警察署に提示し、通知に代える。

4. 工作物等の障害物の撤去

- 町長又は警察官が障害物(災害を受けた工作物等)を除去したときは、適切な方法で保管する(町長及び警察官が現場におらず、自衛隊が派遣されている場合は自衛官が行う。)
- 保管した場合、当該工作物等の占有者、所有者その他権限を有するものに対して、返還するため必要な事項を公示する。
- 保管した工作物等が滅失又は破損、若しくは保管に不相当な費用や手数料がかかる場合は、売却し、その代金を保管する。
- 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者、所有者等が負担する。
- 工作物等の保管に関する公示の日から起算して6か月を経過しても、当該工作物又は売却した代金を返還する相手方が不明などの場合は、町長が保管した工作物等を町に、警察署長が保管した工作物等は県に帰属する。

第4. 事前措置

1. 事前措置の権限

- 町長は、災害が発生するおそれがあるときには、災害を拡大するおそれがある設備又は物件の占有者等に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備の又は物件の除去、保安等の措置を指示することができる。

- 警察署長は、町長から要求があったときは事前措置の指示を行うことができる。この場合において、指示を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

2. 指示の方法

- 事前調査し、把握した結果に基づき、あらかじめ予告又は警告を行うなど注意を喚起し、自主的な措置の指導を行う。
- 必要が生じた場合、あるいは自主的に措置ができない場合は、必要な措置を指示する。
- 予告、警告、又は指示を行う場合は、原則として文書をもって通知する。

3. 公有物件又は設備の事前措置

所有者又は管理者が、国あるいは県であっても、町域内にあれば事前措置の対象となる。ただし、他の市町村の被害を拡大させるような指示を行ってはならない。

4. 事前措置の期間

事前措置の指示を行う期間は、概ね予警報発表の期間内で、具体的に災害の発生が予想される、又は被害が拡大しつつある場合に限られる。

第5. 損失補償及び損害補償等

- ①町長は、応急公用負担等の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償する。
- ②町長は、区域内において、住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

第31節 二次災害・複合災害防止対策

主管部署	建設部、産業部、水道部、救助部、総務部、消防部
関係部署	東日本電信電話(株)宮城支店、東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センター、宮城県仙南・仙塩広域水道事務所、仙台市水道局、中南部下水道事務所、塩釜ガス(株)、塩釜警察署、塩釜地区消防事務組合、自衛隊

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 二次災害の防止活動	○		○
● 風評被害等の軽減対策	○		

第1. 目的

二次災害とは、地震等による自然災害が生じた後、災害調査・人命救助等に伴う災害、土石流の災害地に入った救援隊が受けるおそれのある災害等二次的に生ずる災害を指す。特に、東日本大震災のように広範囲にわたり発生した災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講じる。

第2. 二次災害の防止活動

1. 町及び事業者の対応

- 町又は事業者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン(電気、上下水道、ガス、通信施設)及び公共施設(道路、水路の啓開)の応急復旧を速やかに行う。
- 町は、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止について県より助言等を受けるとともに、町事業者はライフライン復旧時における火災警戒等については、県より指導を受ける。
- 消防職員、消防団員、警察官、自衛官や町職員等、救難・救助・パトロールや支援活動に当る関係機関職員についても、作業中の安全確保、二次災害被災防止に向けて努める。
- 電気事業者は、垂れ下がった電線等への接触による感電事故、漏電による火災の発生防止等に向けて、電気機器及び電気施設の使用上の注意を広報し、あわせ被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- 水道事業者等は、漏水による道路陥没等の発生、汚水の混入による衛生障害発生防止等に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- 下水道事業者は、漏水による汚染水の拡散防止、浄化センター被災による未処理水の排出に伴う環境汚染防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制などを広報し、被害状況、復旧の見込みな

- ど報道機関等の協力を得て周知する。
- ガス事業者は、ガス漏洩による火災、爆発等の発生防止に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みや復旧時の使用上の注意など報道機関等の協力を得て周知する。
- 電気通信事業者は、重要通信の確保、通信のそ通困難防止やふくそうの緩和等に向けて、応急復旧に努めるとともに、被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- 道路管理者等は、避難者の移動、災害時緊急車両や物資輸送車の安全確保に向けて、障害箇所の応急復旧により道路交通機能の確保に努める。

2. 水害・土砂災害

(1) 二次災害防止施策の実施

地震、降雨等による浸水個所の拡大等水害等に備え、二次災害防止施策を講じる。

特に地震による地盤沈下や海岸保全施設等に被害があった地域では、破堤箇所からの海水の浸水等の二次災害の防止に十分留意する。

(2) 点検の実施

町は、地震、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、伸縮計などの観測機器の設置や雨水侵入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備などの応急対策を行う。

また、町は災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

また、町は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、適切に避難の指示等の判断が行えるよう、県より土砂災害に関する情報を受ける。

3. 土砂災害警戒情報

仙台管区気象台及び県は共同で、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施する。

4. 高潮・高浪・波浪

町は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、地盤沈下による浸水等に備え、必要に応じ応急工事を実施する。

5. 爆発危険物等

石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。

6. 有害物質等

町又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

7. 地震・誘発地震

町又は事業者は、地震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講じる。特に復旧作業中などの場合は、作業の停止、避難等の作業員の安全確保対策をする。

第3. 風評被害等の軽減対策

- 町は、地震、津波、原子力災害等による被災地に関する不正確な情報や流言が原因となり、復興の妨げとならないよう、風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図るため、被災地域の被害状況、復旧・復興状況等の正確な情報の発信に努める。
- 放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、観光業、農林水産業及び地場産業の商品等の適正な流通の促進を図る。

第3章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画

主管部署 全課

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 災害復旧・復興の基本方向の決定	○		
● 事業計画の策定、実施	○		
● 復興計画の策定、実施	○		

第1. 目的

この計画は、地震発生後の一刻も早い被災者の生活安定及び社会基盤の再構築を図るとともに、長期的な視点から地震に強い町土を構築していくことを目的とする。

第2. 災害復旧・復興の基本方向の決定等

1. 基本方向の決定

町は、被災地の再建を行うため、被害状況及び地域特性並びに応急復旧後の状況等を考慮し、必要に応じ国、県等関係機関と協議を行い、現状復旧を目指すか、あるいは、地震に強い町土づくり等の中長期的、計画的復興を目指すかについて早急に検討し基本方向を定める。

2. 住民意向の尊重

被災地の復旧・復興については、県及び町が主体となり、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

3. 女性及び要配慮者の参画促進

町は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、要配慮者についても参画を促進するよう努める。

4. 職員派遣等の要請

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

また、町に著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

第3. 災害復旧計画

1. 基本方針

町は、被災者の生活再建はもとより、被災施設等の復旧においては、現状復旧にとどまらず、地震に強い町土づくりを視野に入れ、必要に応じて改良復旧を行う。

これらの災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し実施する。

2. 事業計画の策定

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。その計画は概ね次の計画とする。

なお、計画の策定に当たっては、関係機関と連携を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、基本方針との整合を図りながら策定する。

- 公共土木施設災害復旧事業計画（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号））
<海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園>
- 農林水産業施設災害復旧事業計画（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号））
- 都市災害復旧事業計画（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針）
- 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画（水道法（昭和32年法律第177号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号））
- 社会福祉施設災害復旧事業計画（生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、売春防止法（昭和31年法律第118号））
- 公立学校施設災害復旧事業計画（公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号））
- 公営住宅災害復旧事業計画（公営住宅法（昭和26年法律第193号））
- その他災害復旧事業計画

3. 事業の実施

- 町、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について、必要な措置を講じる。
- 町、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業を行い、又は支援する。
- 町は、特定大規模災害等を受け、かつ町長の工事の実施体制等の地域の

実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるとき、県に対し、その事務の遂行に支障のない範囲で、町長に代わって工事を行うことができる権限代行制度の支援を要請する。

- 県及び町は、県道又は町道の災害復旧に対して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。
- 県は、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で国及び独立行政法人水資源機構の権限代行制度による支援が必要な場合には、国及び独立行政法人水資源機構に要請を行う。
- 県は、地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。
- 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

4. 災害復旧事業に伴う財政援助

法律に基づき一部負担又は補助するもの

- 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)
- 公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和 28 年法律第 247 号)
- 公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)
- 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)
- 予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)
- 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)
- 水道法・災害復旧費補助金交付要綱による上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱
- その他

第4. 災害復興計画

災害復興は、被害を受けた施設の従来の機能回復はもとより、各地域における災害の教訓や地域的特色を活かしながら、地震に強い町土づくり等の将来的なビジョンを明確にし、復興を図る。大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多

数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、この災害復興事業を可及的速やかに、効率的かつ効果的に実施するため、県及び町は被災後、必要に応じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的な復興事業を推進する。

1. 復興計画の基本方針

町は、復興の必要性が認められた場合、復興方針を策定する。

2. 復興計画の策定

(1) 町の復興計画の策定

町は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画を策定する。

また、町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(2) 被災前の地域課題等の考慮

町は、復興計画の策定に当たっては、被災状況を的確に把握し、被災を契機に都市構造や地域産業をより良いものに改変するよう関係機関等と調整を図り事業を推進するとともに、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分配慮する。

(3) 地域全体での合意形成

町は、住民に対して、できるだけ早い時期に建築制限の適用等、復興に向けた計画を示す。また、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図るとともに、事業に係る説明責任を果たすよう努める。

県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

3. 復興事業の実施

復興事業を早期に実施するため、町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について必要な措置を講じる。

4. 復興に向けた府内体制の整備

町は、震災復旧・復興に総合的に取り組む組織を立ち上げるほか、被災者支援に係る相談等を統括して行う組織を設置する。

第5. 災害復興基金の設立等

県及び町は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第2節 生活再建支援

主管部署	総務課、防災対策室、財政課、税務課、町民生活課、長寿社会課 産業課、教育総務課、建設課
------	--

第1. 目的

町及び防災関係機関は、被災者の自立的生活再建を支援するため、相互に連携し積極的な措置を講じる。

その際、町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第2. 住宅に関する各種調査

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住宅被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、町は県からの活動の支援を受ける。

第3. 被災者生活再建支援制度

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金を支給することにより、被災地の速やかな復興を図り、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図るものである。

町は、災害が発生した場合は、積極的に活用を図るものとする。その主な内容は次のとおりである。

1. 適用災害

適用となる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害とする。なお、適用災害とする場合は、県からその旨公示する。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれか該当する被害が発生した市区町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市

町村(人口10万人未満に限る)における自然災害

- ⑥ ①若しくは②の市区町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村(人口10万人未満に限る)、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村(人口5万人未満に限る)における自然災害

2. 対象世帯

上記1の自然災害により対象となる世帯は次のとおりである。

- ①住宅が全壊した世帯
- ②住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯
- ③災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯(長期避難世帯)
- ④住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(大規模半壊世帯)
- ⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難であると認められる世帯(中規模半壊世帯)

3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、単数世帯の支給額は各該当欄の金額の3/4となる。

被害程度	支給額			計
	住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）	住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）		
全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円
解体（半壊・敷地被害）		補修	100万円	200万円
長期避難		賃貸（公営住宅以外）	50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃貸（公営住宅以外）	50万円	100万円
中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃貸（公営住宅以外）	25万円	25万円

4. 支給対象となる経費及び支給要件

支援金の用途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

5. 被災者生活再建支援法人の指定

被災者生活再建支援法人(以下「支援法人」という。)として、(公財)都道府県センターが指定されており、県は、支援金の支給に関する事務の全部をこの支援法人に委託している。

6. 支援金支給手続き

被災者世帯主は、町に支給申請書を提出する。町は、申請書等を確認、取りまとめの上、県へ送付する。

県は、各市区町村から送付された申請書等を確認、取りまとめの上、委託先である(公財)都道府県センターへ送付する。送付を受けた(公財)都道府県センターは申請書類を審査の上、支給を決定し、被災者に支援金が支給される。

7. 受付体制の整備

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るよう努める。

また、罹災証明書交付のための調査や発行事務の効率化を図るために、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例や被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図るよう努める。

8. 独自支援措置の検討

町は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるように、必要な措置を講じるよう努める。

第4. 地震保険・共済の活用

町は、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも一定の保証が得られるよう、住民の地震保険・共済への加入促進に努める。

第5. 資金の貸付け

1. 災害援護資金

町は、災害救助法が適用された災害により家屋の全壊や半壊等の被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行う。町は、貸付制度について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。町は、貸し付けに関する事務が、適切かつ速やかに実施されるよう、県より指導助言を受ける。

2. 母子及び寡婦福祉資金

県は、町との緊密な連携のもとに、母子及び寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知し、貸付けを行う。

3. 生活福祉資金

町は、七ヶ浜町社会福祉協議会と協力の上、宮城県社会福祉協議会が行う生活福祉資金の福祉費による貸付制度の利用を促進する。

貸付対象世帯は、災害弔慰金の支給等に関する法律が適用されない小規模な災害(同法の適用がされた地域であっても被害の程度により災害援護資金の貸付対象とならない場合を含む)や火災等自然災害以外の災害により住宅や家財道具に被害があったときや、主たる生計の手段である田畠、工場、作業所、倉庫等に被害を受けた世帯で、次のいずれにも該当すること。

- 貸付条件に該当する低所得世帯であること。
- 資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより自立、再建できると認められる世帯であること。
- 必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯、又は他から資金を借り入れすることができない世帯であること。

《生活福祉資金の福祉費により、災害を受けたことにより臨時に必要となる経費の貸付限度》

資金の目的	貸付上限額	措置期間	償還期限
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150万円以内	6ヶ月以内	7年以内

4. 一般住宅復興資金の確保

町は、独立行政法人住宅金融支援機構及び地元の金融機関等による罹災者に対する融資制度の内容の周知を図る。

町は、罹災者に対し、融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者の被害状況調査、被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入促進を図る。

また、必要に応じ県と協調して融資に対する利子補給等の処置を講じる。

第6. 生活保護

町は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭い、災害救助法の適用を受けない場合においては、生活保護法に基づく基準の範囲内で、被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給する。

第7. その他救済制度

町は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する(弔慰金、見舞金とも労災等他の制度による給付金が支給されない場合に限る)。町は、県の助言を受けて、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施できるよう努める。

《災害弔慰金・災害障害見舞金の支給》

種類	対象災害	対象者	支給額
災害弔慰金	①市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 ②都道府県内において5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害	死亡した者の遺族 (配偶者・子・父母・孫・祖父母)	①主たる生計維持者の死亡 500万円 ②その他 250万円
	③都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ④災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害	災害弔慰金の支給等に関する法律の掲げる程度の障害を受けた者	①主たる生計維持者 250万円 ②その他 125万円

第8. 罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施す

るため、住宅被害の調査や罹災証明書交付の担当部局をあらかじめ定める。他の自治体や民間団体との応援協定の締結や応援の受入態勢の構築等を計画的に進めるなどして、罹災証明書交付に必要な業務の実施体制の確保に努め、災害時速やかに被災者に罹災証明書を交付する。また、必要に応じて効率的な罹災証明書の交付を行うため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するとともに、応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を実施する際は、早期に実施できるよう関係部局と非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討するよう努める。

町は、県による職員の派遣や技術的な支援を受けて住家等の被害認定や罹災証明書の交付業務を行う。

第9．被災者台帳

町は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮をする事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成・活用し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

県災害救助法に基づき被災者の救助を行った場合、町は、被災者に関する情報を提供するよう県に要請する。

第10．税負担等の軽減

町は、必要に応じ、町条例の定めるところにより、町税及び町国民健康保険税の期限延長、徴収猶予及び減免等を行い、被災者の負担軽減を図る。また、県の行う県立学校の授業料の減免の措置等についても、周知及び手続きの支援に努める。町は必要に応じ、国保制度における医療費負担の減免等を行う。

1. 国民健康保険税の減免

町は、国民健康保険の被保険者について、被災の程度により、保険者である町の判断で国民健康保険税の未納分及び納期末到来分の一部又は全部を免除することができる。

2. 国民健康保険税の一部負担金の減免

町は、国民健康保険税の減免と同様に国民健康保険の被保険者について、被災の程度により、一部負担金を減免することができる。

一部負担金の減免基準は、各市町村保険者が基準を定め減免を行う。

第11. 応急金融対策

1. 日本銀行仙台支店の措置

(1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節

通貨の円滑な供給の確保	<ul style="list-style-type: none">被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講じること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を派遣する等必要な措置を講じる。
現金供給のための輸送、通信手段の確保	<ul style="list-style-type: none">被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。
通貨及び金融の調節	<ul style="list-style-type: none">災害時等において、必要に応じ適切な通貨及び金融の調節を行う。

(2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

決済システムの安定的な運行に係る措置	<ul style="list-style-type: none">災害時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講じることを要請する。
資金の貸付け	<ul style="list-style-type: none">災害時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講じるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要な範囲で適宜業務時間の延長又は休日臨時営業を行う。

(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関又は金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講じるよう要請する。

- 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

- 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。
- 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

(5) 国庫金の取扱に係る措置

災害時等における国庫金の受払業務について、金融機関や関係官庁と協力して実情に応じ必要な措置をとること。

(6) 各種措置に関する広報

災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に住民に提供するよう努める。特に(3)及び(4)で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。

2. 生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険会社及び火災共済組合に係る措置

(1) 非常金融措置の実施

東北財務局は、被災地の便宜を図るため、保険会社等に対し、以下に掲げる措置をとるよう要請する。

保険金等の支払いに係る便宜措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険証券(共済証書)、届出印鑑等を喪失した契約者等については、可能な限り便宜措置を講じること。
保険金(共済金)の支払及び保険料(共済掛金)の払込猶予に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険金(共済金)の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料(共済掛金)の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講じること。
営業停止等における対応に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、店頭掲示等での告示、新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(2) 各種金融措置に関する広報

関係機関は、上記災害応急対策について、速やかにその周知徹底を図る。

3. 第一種金融商品取引業者(証券会社等)に係る措置

(1) 非常金融措置の実施

東北財務局は、被災地の便宜を図るため、証券会社等に対し、以下に掲げる措置をとるよう要請する。

届出印鑑喪失の場合の措置	● 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置を講じること。
有価証券喪失の場合の措置	● 有価証券喪失の場合の再発行手続きについて協力すること。
預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の措置	● 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合、可能な限り便宜措置を講じること。
営業停止等における対応に関する措置	● 窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、店頭掲示等の告示、新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。
その他の措置	● 顧客への対応について十分配意すること。

(2) 各種金融措置に関する広報

関係機関は、上記災害応急対策について、速やかにその周知徹底を図る。

第12. 雇用対策

1. 公共職業安定所の措置

公共職業安定所の長は被災者の雇用の維持を図るとともに、被災求職者の雇用を促進するため、以下の措置を講じる。

- 離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報収集
- 被災者のための特別相談窓口等の設置
- 雇用保険失業給付の特例支給
- 雇用調整助成金の特例適用の要請
- 被災事業主に対する労働保険料の特例措置

2. 町の措置

町は、県と共同し被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施するよう努める。

第13. 相談窓口の設置

町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、総合的な相談窓口等を設置する。また、被災者支援を行う統括的な組織の設置検討を行う。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める。

第3節 住宅復旧支援

主管部署

建設課

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 一般住宅復興資金の確保	○		
● 住宅の建設等	○		

第1. 目的

県、町及び関係機関は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。

第2. 一般住宅復興資金の確保

県は、独立行政法人住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置することから、町はこれに協力する。

第3. 住宅の応急復旧等

大規模災害により住宅被害が全壊・大規模半壊又は半壊した場合に、町が業者に依頼し、一定の範囲内で応急修理を行うものとする。

住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等の日常生活に必要欠くことができない部分であって、より緊急を要する箇所について実施するものとする。

緊急度の優先順位	● 屋根・柱・床・外壁・基礎等 ● ドア・窓等の開口部 ● 衛生設備
----------	--

第4. 住宅の建設等

町は、県と連携協力し、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用を図る。

1. 災害公営住宅の建設等

(1) 災害公営住宅の確保

県及び町は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るために、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

(2) 災害公営住宅の建設等における指導・支援

知事は、災害公営住宅の建設等を行う町に対し、適切に指導・支援を実施すると

ともに、当該町において対応が困難な場合には、知事が建設等を行うものとする。

(3) 安全な地域への移転の推奨

県は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

(4) 生活維持の支援

県は、復興過程の被災者については、応急仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。

(5) 計画的な恒久住宅への移行

町は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、応急仮設住宅等の提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

2. 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、公募等によらず入居できる措置等を講じる。

第5. 防災集団移転促進事業の活用

町は、被災地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の防災のための集団的移転を促進する。

1. 事業主体

町（例外として、町の申し出により当該事業の一部を県が実施することができる。）

2. 移転促進区域

住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住民の集団的移転を促進することが適当であると認められる以下のいずれかの区域を対象とする。

①被災地域	集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害（地震、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象）にかかるもの
②災害危険区域	建築基準法第39条第1項の規定に基づく条例で指定された区域

3. 補助制度等

（1）国の補助

以下の経費について、事業主体に対して補助を行う。（補助率：①～⑥は3/4、⑦は1/2）

①住宅団地の用地取得造成

- ②移転者の住宅建設・土地購入に対する補助(借入金の利子相当額)
- ③住宅団地の公共施設の整備
- ④移転促進区域内の宅地等の買い取り
- ⑤住宅団地内の共同作業所等
- ⑥移転者の住居の移転に対する補助
- ⑦事業計画等の策定

(2) 地方債の特別措置

地方財政法第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

第4節 産業復興の支援

主管部署	産業課
------	-----

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 中小企業金融対策	○		○
● 農林漁業金融対策	○		○

第1. 目的

県は、被災した中小企業者及び農林漁業者の施設等の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるよう、必要な措置を講じるとともに、経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図るよう努める。

第2. 中小企業金融対策

- 町は、被災した中小企業者等に対して、経営の維持安定等のために必要な措置を講じる。
- 町は、県の経営安定資金等の利用について周知を図る。
- 被害が甚大な場合には、県信用保証協会、金融機関等に対する県の働きかけによる緊急災害融資制度の創設を支援し、災害復興資金のより円滑な融通を図る。
- 商工会及び関係機関の協力を得て、被災した中小企業者に対し、所要の指導及び広報を行う。

第3. 農林漁業金融対策

- 町は、被災した農林漁業者に対して、経営の維持安定等のために必要な措置を講じる。
- 町は、県と連携協力し、県農業協同組合中央会をはじめとする関係機関に協力を求め、円滑な資金の融通を図るように努める。
- 被害が甚大な場合には、県は、貸付条件の緩和や天災融資法の発動、日本政策金融公庫資金(農林水産分野)による資金融通を要請し、資金需要への対応を図るため、町は、農林漁業者に対して、これらの制度等の周知に努め、円滑な融資を図る。

第4. 相談窓口の設置

県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置することから、町はこれに協力する。

第5節 都市基盤の復興対策

主管部署

全課

第1. 目的

住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、港湾等の主要交通施設及びライフライン等の施設を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

第2. 防災まちづくり

- 町は、再度災害防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- 防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。この際、都市公園のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。
- 県は、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
- 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対し提供する。
- 町は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携

を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成に努める。

第3. 想定される計画内容例

都市基盤の復興においては、以下の項目が想定される。

主要交通施設の整備	道路、港湾等の主要交通施設の早期復旧とネットワーク化による機能強化等
被災市街地の整備	面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現
ライフラインの整備	上下水道の早期復旧と耐震性の強化、情報通信システムの信頼性・安全性の向上
防災基盤の整備	海岸施設等県土保全施設の早期復旧と耐震性の強化、及び避難場所、避難施設の整備と都市公園等防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等

第4. 都市計画の決定等の代行

町は、特定大規模災害等を受け、地域の実情を勘案して必要と認められる場合に、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等の代行を県に要請する。

第6節 義援金の受入れ、配分

主管部署	総務課、防災対策室、財政課、町民生活課、長寿社会課、会計課
------	-------------------------------

第1. 目的

大規模災害時には、国内、国外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、町はこれらの受入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分する。

第2. 受入れ

1. 窓口の決定

町、県及び日本赤十字社宮城県支部等は、義援金の受入れ窓口を決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。

各方面から直接町に寄せられた義援金品に対しては、庁舎内に受付窓口を決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。

2. 受入れ及び管理

町、県及び日本赤十字社宮城県支部等は、贈られた義援金を受納し、配分が決定するまで保管する。

第3. 配分

1. 県の配分委員会

県及び日本赤十字社宮城県支部等が受入れた義援金については「宮城県災害義援金配分委員会」が配分を決定する。同委員会は被害状況に応じて、被町に配分する。

2. 町の配分

町は、受け付けした義援金と県の配分委員会から配分された義援金を合わせて、被災者に対し、適切かつ速やかな配分を行う。義援金の被災者に対する交付は、原則として町の職員が行う。

第7節 激甚災害の指定

主管部署	総務課、防災対策室、財政課
------	---------------

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 激甚災害の調査	○		
● 激甚災害指定の手続き	○		

第1. 目的

町内において、災害により甚大な被害が生じた場合、町及び県は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努めるとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じる。

第2. 激甚災害の調査

1. 県

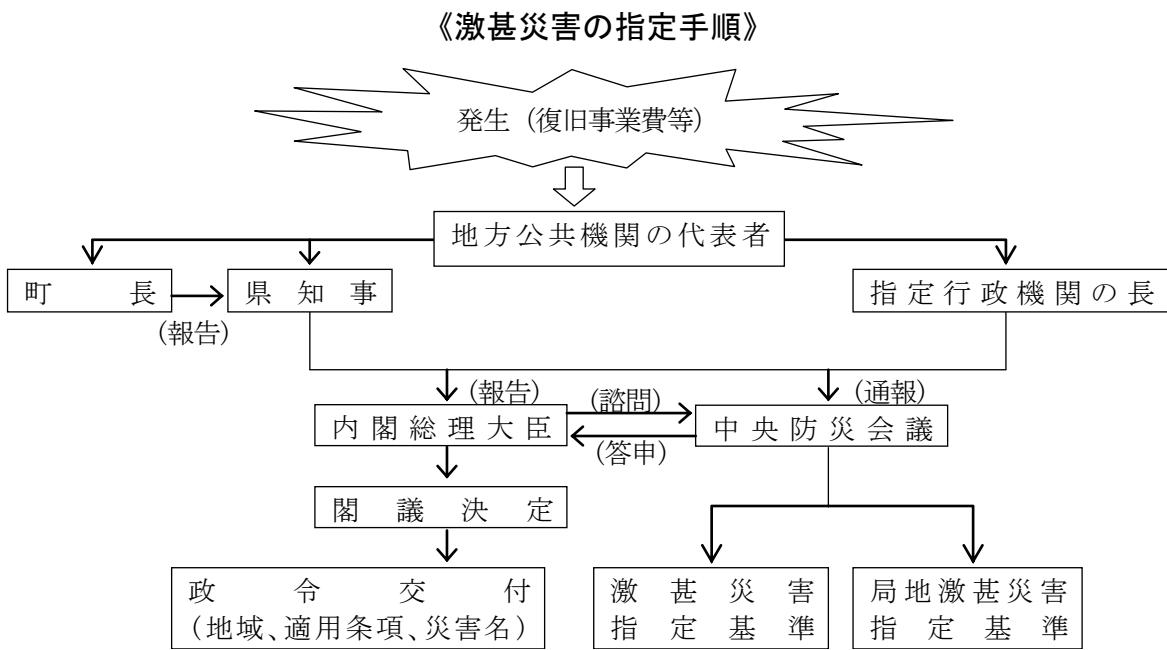
県は、町の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

2. 町

町は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力する。

第3. 激甚災害指定の手続き

地震による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。



※ 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1～2月頃に手続きを行う。

第4. 特別財政援助の交付（申請）手続き

激甚災害の指定を受けたときは、町は速やかに関係調書を作成し、県に提出しなければならない。

第5. 激甚災害指定基準

1. 激甚災害指定基準（本激甚災害）

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

- 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章：第3条、第4条）
 - 公共土木施設、公立学校施設、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、堆積排除土砂事業等
- 農林水産業に関する特別の助成
 - 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別事業（法第5条）
 - 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）
 - 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（法第8条）
 - 土地改良区の行う湛水配水事業に対する補助（法第10条）
 - 共同利用小型漁船の建造費の補助（法第11条）
 - 森林災害復旧事業に対する事業（法第11条の2）
- 中小企業に関する特別の助成
 - 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）
 - 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例

(法第 13 条)

- その他の特別の財政援助及び助成
 - 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第 16 条）
 - 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例（法第 22 条）
 - 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第 24 条）

2. 激甚災害指定基準（局地激甚災害）

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

- 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第 2 章：第 3 条、第 4 条）
- 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第 5 条）
- 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第 6 条）
- 森林災害復旧事業に対する補助（法第 11 条の 2）
- 中小企業に関する特別の助成（法第 12 条、第 13 条）
- 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第 24 条）

第8節 災害対応の検証

主管部署	総務課、防災対策室
------	-----------

重点項目	行政	住民・地域	民間事業所
● 検証の実施	○		
● 検証結果の防災対策への反映	○		
● 災害教訓の伝承	○	○	

第1. 目的

将来にわたり災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導きだし、それに対していくかに継続的な対策を実施していくかが重要である。大規模災害時の応急対策による取組みが、住民の生命や生活を守るために十分に機能したのかを振り返り、その結果を地域防災計画等に反映するなど、防災・減災対策に生かすことにより、町の防災体制の向上や、住民一人ひとりの防災意識の向上など、防災に関する取組みの推進及び今後の災害時における被害の軽減に資する。

そのため、過去の大災害等については、時間の経過に伴う風化や将来的な災害経験者の高齢化等に伴い、災害に備えるための知恵や教訓が後世に語り継がれないことが懸念されるため、災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。

第2. 検証の実施

町及び防災関係機関は、大規模災害が発生した後、初動期から応急・復旧期の災害対応について、個別の災害ごとに、特に問題及び課題等が生じたと思われる項目を抽出し、「できたこと」、「できなかつたこと」、「問題点」、「課題」、「改善の方向」等を整理し、検証する。

なお、検証に当たっては、関係防災機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。

《主な検証項目例》

項目	検証内容
情報処理	● 自治体等からの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析等
資源管理	● 業務を実施するために必要な、資源(人員、予算、機材等)の調達等
指揮・調整 (災害対策本部内)	● 指揮・統制 ● 決断 ● 本部事務局・各部署間の業務調整
組織間連携	● 県、警察、消防、自主防災組織等関係機関、組織と

の調整	
個別のオペレーション	● 救出・救助活動、広域医療搬送、物資の調達・輸送調整等
広報・相談	● 住民向け広報活動等
計画やマニュアル	● 防災計画で上手くいった箇所、問題があった箇所等 ● 事前に策定していた防災計画や実施していた訓練等

第3. 検証体制

町及び防災関係機関は、災害対策本部(事務局及び各課等)のほか、災害の規模等に応じ、府内に部局横断的な検証部会の設置や外部有識者を加えた検証委員会等の立ち上げについても検討する。

第4. 検証の対象

町が行う検証の対象は、応急対策の実施者及び住民の視点に立ち、概ね次の主体を対象とする。

- | | |
|----------|-------------|
| ● 災害対策本部 | ● 自主防災組織 |
| ● 県 | ● 支援自治体 |
| ● 防災関係機関 | ● ボランティア団体等 |
| ● 住民 | |

第5. 検証手法

町及び防災関係機関は、検証対象の主体に対する、アンケート調査、ヒアリング調査のほか、意見交換会や現地調査等を実施する。また、災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像等を収集・分析するなど、災害の規模等に応じた検証を行う。

第6. 検証結果の防災対策への反映

町及び防災関係機関は、検証結果については、報告書や記録集等としてとりまとめるほか、地域防災計画や各種防災マニュアル等に反映させ、さらなる防災体制の充実を図り、様々に生じうる事態に柔軟に対応できるような態勢や仕組みを構築するよう努める。

また、検証内容により関係機関への働きかけを行うなど、自然災害の最大規模の外力に対して災害時の被害を最小化するため備えを準備しておくよう努める。

第7. 災害教訓の伝承

町及び防災関係機関は、作成した報告書や記録集等、さらに検証に当たって収集した災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像等のほか、被災の状況、住民生活への影響、社会経済への影響など、災害の経験や災害から得られた教訓については、防災教育

に活用するなど、住民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として、的確に伝承するよう努める。